

国から補助・委託等を受けている公益法人に関する
調査の結果に基づく勧告及び結果報告書

平成24年7月

総務省

前書き

公益法人と行政の関係に関する国民の視線には厳しいものがあり、これまで政府において累次の見直し方針等が示され、また、各府省において、事業仕分けでの評価結果を踏まえた見直し等が実施されてきたところである。具体には、国から支出又は権限の付与を受けて事務・事業を実施する公益法人のうち、国家公務員出身者が役員又は職員等に在籍する公益法人については、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成 21 年 12 月 25 日閣議決定）の中で、政府関連公益法人の事務・事業について、徹底的な見直しを行うこととされ、行政刷新会議による事業仕分けにおいては、政府関連公益法人が実施する事業について見直しの検討が指摘されたほか、事業仕分けの対象とならなかった事業についても、各府省において行う行政事業レビューで見直しが行われている。さらに、政府系公益法人改革に向けた「独立行政法人・政府系公益法人等の抜本改革に向けた当面の進め方」（平成 22 年 6 月）が行政刷新担当大臣から示され、各府省による自主的な見直し等が行われてきているところである。

上記閣議決定においては、行政からの支出等により政府関連公益法人に実施させている事務・事業について、これらが国家公務員出身者の報酬の財源を確保する手段となっているのではないかという批判があることを踏まえ、国民的な視点から徹底的に見直すこととされており、今般、特に、国家公務員出身者が常勤理事として法人運営に深く携わっている公益法人について、当該法人に対する国からの支出等の競争性、透明性の確保状況について実態を調査したものである。

本調査の結果、国と公益法人等の契約等においては、過去の業務実績を参加要件としているため新規参入が困難、企画書等の評価項目の実績の配点比率が高いため他事業と比較すると実績を有する者が採点上有利、契約準備期間等が十分確保されていない、また、権限の付与については、実態上一者指定等となっている制度における参入促進の努力が不十分な例がみられるなど改善すべき実態及び問題点が明らかとなった。

各府省においては、本調査結果を踏まえて、今後締結する契約等について、一層の競争性、透明性の確保のための取組を徹底することを求めるものである。

目 次

ページ

| | |
|---|-----|
| 第1 調査の目的等 | 1 |
| 第2 調査結果 | |
| I 公益法人の状況 | 2 |
| II 国から公益法人等への支出の状況 | 3 |
| 1 国からの支出の概況 | 3 |
| (1) 国から公益法人等への支出 | 3 |
| (2) 国から国家公務員出身者が常勤理事に在籍する公益法人等への支出 | 5 |
| (3) 一者応札・一者応募の状況 | 7 |
| 2 調査対象とした法人及び支出案件 | 9 |
| 3 調査の結果判明した実態及び問題点 | 10 |
| (1) 一者応札・一者応募となっている契約等における参入拡大のための措置の促進 | 10 |
| ア 参入要件等の見直し | 10 |
| イ 契約準備期間等の確保 | 16 |
| ウ 仕様書の記載内容の明確化 | 19 |
| エ 事業の分割化 | 20 |
| (2) 競争性のない随意契約の適正化 | 22 |
| ア 複数年度にわたる事業における2年目以降の競争性のない随意契約の見直し | 23 |
| イ 再委託先の指定の見直し | 26 |
| (3) 競争性のある契約等における適切な評価、選定の実施の確保 | 28 |
| (4) 各府省の対応 | 31 |
| III 公益法人等に対する権限付与の状況 | 32 |
| 1 権限付与の概況 | 32 |
| 2 調査の結果判明した実態等 | 34 |
| 第3 自己点検表 | 35 |
| 資 料 | |
| 事例票1 支出関係 | 38 |
| 事例票2 権限付与関係 | 156 |

第1 調査の目的等

1 目的

「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、行政からの支出又は権限の付与により実施している政府関連公益法人（注）の事務・事業について、徹底的見直しを行うこととされるとともに、行政刷新会議における事業仕分けや「独立行政法人・政府系公益法人等の抜本改革に向けた当面の進め方」（平成22年6月18日行政刷新担当大臣）に基づく各府省による見直し等が行われてきているところである。

上記閣議決定においては、行政からの支出等により政府関連公益法人に実施させている事務・事業について、これらが国家公務員出身者の報酬の財源を確保する手段となっているのではないかという批判があることを踏まえ、国民的な視点から徹底的に見直すこととされており、特に、国家公務員出身者が常勤理事として法人運営に深く携わっている公益法人について、当該法人に対する国からの支出等の競争性、透明性の確保が厳格に図られていることが必要である。

国家公務員出身者が常勤理事に在籍する公益法人に対する国からの支出を見ると、平成22年度においては、504法人に対し3,347億円（対前年度▲36.5%）となっている。このうち契約に基づく支出についてみると、その9割は入札や企画競争等であるが、その半数以上は一者応札・一者応募となっている。

このようなことから、国家公務員出身者が常勤理事に在籍する公益法人について競争性、透明性の確保の観点から、一者応札・一者応募の契約等の状況、競争性のない随意契約の状況、権限付与の状況等について把握し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

（注）「政府関連公益法人」とは、国家公務員出身者が役員又は職員等に在籍する公益法人のことをいう。以下同じ。

2 調査対象機関

- (1) 各府省（内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省）
- (2) 国の所管する公益法人のうち、国家公務員出身の常勤理事が在職する80法人

3 担当部局等

行政評価局

4 実施時期

平成23年5月～平成24年7月

第2 調査結果

I 公益法人の状況

1 公益法人の法人数

旧民法第34条の規定に基づき設立された社団法人及び財団法人の公益法人については、平成20年12月1日の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号）、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年法律第49号）及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第50号）の施行に伴い、特例民法法人とされ、法律の施行から5年以内に、公益社団法人若しくは公益財団法人への移行の認定の申請若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人への移行の認可の申請を行うか又は解散することとされた。

こうした中、特例民法法人については、上記3法が施行された平成20年12月1日において24,317法人であったものが、21年23,856法人、22年22,783法人という状況となっており、21年に90法人、22年に606法人が、特例民法法人から公益社団法人若しくは公益財団法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「公益社団法人」、「公益財団法人」、「一般社団法人」及び「一般財団法人」を合わせて「新制度法人」という。）へ移行している。

国所管の特例民法法人についても、平成20年12月1日において6,625法人であったものが、21年6,493法人、22年6,100法人となっており、21年に44法人、22年に291法人が新制度法人へ移行している。

（注） 法人数については、いずれの年も12月1日の状況

2 国から公益法人等への支出

平成22年度における、国から国所管の特例民法法人及び国所管の特例民法法人から新制度法人へ移行した法人（以下「公益法人等」という。）への契約に基づく支出（注1）及び補助金等による支出（注2）については、1,064法人に対し6,631件、3,981億8,600万円となっている。

（注1） 契約に基づく支出とは、会計法（昭和22年法律第35号）等に基づき締結された契約による庁費、委託費等の支出をいう。

（注2） 補助金等による支出とは、補助金、負担金、交付金等により交付、給付されたものをいう。

3 国からの権限付与

平成22年度において、公益法人等が特定の事務・事業を実施するに当たり、法令に基づいて指定、登録、認定等の権限付与を受けている数は、663法人、430制度となっている。

Ⅱ 国から公益法人等への支出の状況

1 国からの支出の概況

(1) 国から公益法人等への支出

国から公益法人等への支出については、表Ⅱ－①のとおり、平成22年度においては、支出全体で1,064法人に対し、3,981億8,600万円となっており、21年度と比較して2,426億3,000万円（対前年度▲37.9%）の減少となっている。

このうち契約に基づく支出については、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）、平成22年4月から5月にかけて実施された行政刷新会議による公益法人が行う事業についての事業仕分け、仕分け結果を踏まえた政府系の公益法人が行う事業の横断的な見直しなどの公益法人等への支出の見直しが進められた結果、平成22年度は建設弘済会向けの支出の減等により843法人に対し、総額1,942億2,400万円と、21年度と比較して504億8,300万円（対前年度▲20.6%）の減少となっている。なお、国の契約に基づく支出全体は、22年度6兆3,852億円で、21年度と比較して1兆6,747億円（対前年度▲20.8%）の減少となっている。

上記の国から公益法人等への契約に基づく支出の増減を類型別に見ると、競争性のない随意契約（企画競争や公募といった競争的方法を用いずに行う随意契約をいう。以下同じ。）が30億7,300万円（対前年度▲14.4%）、企画競争（複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方法をいう。以下同じ。）が546億8,700万円（対前年度▲49.7%）、公募（注1）が82億1,500万円（対前年度▲24.4%）と、それぞれ約5割から約2割程度減少しているが、一般競争入札等（一般競争入札のほか、指名競争入札を含む。本項において以下同じ。）については154億9,300万円（対前年度19.5%）増加している。この結果、契約全体に占める各類型別の契約の割合は、平成21年度、22年度とも競争性のないもの（注2）が約1割程度、競争性のあるもの（注3）が約9割程度とその割合の変化は少ないものの、競争性のある契約については、企画競争が21年度の41.7%から22.8%と割合が低下している一方、一般競争入札等が21年度49.8%から67.2%に上昇している。このように、全般的に国と公益法人等との契約は、金額、件数ともに減少している中、価格面での競争を伴う一般競争入札等によるものの割合が増加している状況となっている。

また、補助金等の契約以外の支出（以下「補助金等による支出」という。）については、平成22年度は、全体で336法人に対し、2,039億6,200万円となっている。これは、平成21年度と比較して1,921億4,700万円（対前年度▲48.5%）の減少と、支出は半減しており、政府の補助金等全体の動向（対21年度▲47.8%）とほぼ同様の動向となっている。

この補助金等による支出の増減を類型別に見ると、公募（注4）のものが314億6,300万円（対前年度▲31.6%）、支出先が指定されているものが1,606億8,400万円（対前年度▲54.2%）減少しているが、補助金等全体に占める公募、指定の割合は、金額ベースで公募が33.4%、指定が66.6%であり、平成21年度と比較して変動は少ない状況となっている。

- (注) 1 契約における公募とは、行政目的達成のため、どのような設備又は技術等が必要であることをホームページ等で具体的に明らかにした上で、参加者を募ることをいう。(以下同じ。)
- 2 本調査において、競争性のない契約とは、随意契約のうち企画競争や公募によらないいわゆる「競争性のない随意契約」をいう。
- 3 本調査において、競争性のある契約とは、一般競争入札(最低価格落札方式(*)のほか、総合評価落札方式(*)を含む。以下、特に記載のない限り同じ。)によるもの、指名競争入札によるもの並びに随意契約のうち企画競争によるもの及び公募によるものをいう。
- * 最低価格落札方式とは、競争参加者に価格を提示させ、そのうち予定価格の範囲内でかつ最低の金額を提示した者と契約を結ぶ方式をいう。また、総合評価落札方式とは、研究開発、調査研究又は広報等、技術的要素等の評価を行うことが重要であるものについて、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式をいう。
- 4 補助金等の交付・給付における公募とは、交付・給付の要件をホームページ等で具体的に明らかにした上で、交付・給付希望者を募ることをいう。以下同じ。

表Ⅱ-① 国から公益法人等への支出状況

(単位：百万円、件)

| 年度 | 契約に基づく支出 | | | | | | | | 補助金等による支出 | | | | | | | | 総計 | |
|---------|----------|----------------|----------|----------------|----------|-------------|------------|--------------|-----------|----------------|----------|--------------|----------|--------------|----------|--------------|----------|------------------|
| | 一般競争入札等 | | 随意契約 | | | | | | (合計) | | 公募 | | 指定 | | (合計) | | | |
| | | | 企画競争 | | 公募 | | 競争性のない随意契約 | | | | | | | | | | | |
| | 金額 | 件数 (法人数) | 金額 | 件数 (法人数) | 金額 | 件数 (法人数) | 金額 | 件数 (法人数) | 金額 | 件数 (法人数) | 金額 | 件数 (法人数) | 金額 | 件数 (法人数) | 金額 | 件数 (法人数) | 金額 | 件数 (法人数) |
| 平成21年度 | 79,619 | 3,574 (558) | 110,068 | 2,990 (470) | 33,704 | 221 (94) | 21,316 | 391 (153) | 244,707 | 7,176 (938) | 99,651 | 552 (297) | 296,457 | 210 (134) | 396,109 | 762 (396) | 640,816 | 7,938 (1,179) |
| (構成比) | (32.5%) | (49.8%) | (45.0%) | (41.7%) | (13.8%) | (3.1%) | (8.7%) | (5.4%) | (100.0%) | (100.0%) | (25.2%) | (72.4%) | (74.8%) | (27.6%) | (100.0%) | (100.0%) | - | - |
| 平成22年度 | 95,112 | 4,063 (538) | 55,381 | 1,380 (354) | 25,489 | 221 (99) | 18,243 | 385 (145) | 194,224 | 6,049 (843) | 68,188 | 415 (249) | 135,774 | 167 (112) | 203,962 | 582 (336) | 398,186 | 6,631 (1,064) |
| (構成比) | (49.0%) | (67.2%) | (28.5%) | (22.8%) | (13.1%) | (3.7%) | (9.4%) | (6.4%) | (100.0%) | (100.0%) | (33.4%) | (71.3%) | (66.6%) | (28.7%) | (100.0%) | (100.0%) | - | - |
| 対前年度増▲減 | 15,493 | 489 | ▲54,687 | ▲1,610 | ▲8,215 | 0 | ▲3,073 | ▲6 | ▲50,483 | ▲1,127 | ▲31,463 | ▲137 | ▲160,684 | ▲43 | ▲192,147 | ▲180 | ▲242,630 | ▲1,307 |
| (構成比) | (19.5%) | (13.7%) | (▲49.7%) | (▲53.8%) | (▲24.4%) | (0.0%) | (▲14.4%) | (▲1.5%) | (▲20.6%) | (▲15.7%) | (▲31.6%) | (▲24.8%) | (▲54.2%) | (▲20.5%) | (▲48.5%) | (▲23.6%) | (▲37.9%) | (▲16.5%) |

(参考) 国からの契約による支出(全体)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|------------|----------|---|---|---|---|-----------|----------|------------|----------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成21年度 | 6,322,000 | 146,419 | - | - | - | - | 1,738,000 | 27,921 | 8,059,900 | 174,340 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成22年度 | 5,055,400 | 124,709 | - | - | - | - | 1,329,800 | 23,445 | 6,385,200 | 148,154 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 対前年度増▲減 | ▲1,266,600 | ▲21,710 | - | - | - | - | ▲408,200 | ▲4,476 | ▲1,674,700 | ▲26,186 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| (増減比) | (▲20.0%) | (▲14.8%) | - | - | - | - | (▲23.5%) | (▲16.0%) | (▲20.8%) | (▲15.0%) | - | - | - | - | - | - | - | - |

- (注) 1 財務省の契約金額及び件数に関する統計並びに当省の調査結果を基に作成。
- 2 「契約に基づく支出」とは、会計法等の法令に基づき締結された契約による庁費の類、委託費等の支出。
- 3 「補助金等による支出」とは、補助金、負担金、交付金等により交付、給付されたもの。
- 4 表中の法人数については、重複を排除した実数のため、合計欄の数値と一致しない。
- 5 端数処理の都合により、各欄の数値の合計が合計欄の数値と一致しない場合がある。

(2) 国から国家公務員出身者が常勤理事に在籍する公益法人等への支出

国から公益法人等への支出のうち、平成21年12月1日時点で国家公務員出身者が常勤理事に在籍する公益法人等（以下「国家公務員出身常勤理事在籍法人」という。）への支出については、表Ⅱ－②のとおり、平成22年度において全体で総額3,346億7,000万円であり、21年度と比較して、1,925億3,100万円（対前年度▲36.5%）の減少となっている。

このうち契約に基づく支出については、平成22年度は、430法人に対し、総額1,639億7,200万円であり、21年度と比較して464億9,200万円（対前年度▲22.1%）減少している。

当該契約に基づく支出の増減を類型別に見ると、上述のとおり、公益法人等への支出の見直しが進められている中で、競争性のない随意契約が39億1,200万円（対前年度▲22.0%）、企画競争が490億3,300万円（対前年度▲52.5%）、公募が77億5,600万円（対前年度▲24.5%）、それぞれ減少する一方、一般競争入札等が142億900万円（対前年度21.0%）増加しており、国家公務員出身常勤理事在籍法人についても、公益法人等全体の場合同様に、価格面での競争を伴う一般競争入札等の割合が増加している状況となっている。

また、国から国家公務員出身常勤理事在籍法人への補助金等による支出については、平成22年度は、154法人に対し、1,706億9,900万円であり、21年度と比較して1,460億3,900万円（対前年度▲46.1%）の減少となっている。

この国から国家公務員出身常勤理事在籍法人への当該補助金等による支出の増減を類型別に見ると、公募のものが26億5,300万円（対前年度▲4.2%）、支出先が指定されているものが、1,433億8,500万円（対前年度▲56.4%）減少している状況である。また、補助金等全体に占める公募の割合は、金額ベースで、平成21年度19.7%から22年度35.0%と上昇しており、公益法人等の状況（平成22年度33.4%。表Ⅱ－①）と同様の状況となっている。

一方、公益法人等への補助金等による支出に占める国家公務員出身常勤理事在籍法人への支出の割合は、金額ベースでは平成21年度80.0%、22年度83.7%と引き続き高い状況となっている。

表Ⅱ－② 国から国家公務員出身常勤理事在籍法人への支出状況

(単位：百万円、件)

| 年度 | 区分 | 契約に基づく支出 | | | | | | | | | | 補助金等による支出 | | | | | | 総計 | |
|---------|-----------------------|----------|----------------|----------|----------------|----------|-------------|------------|--------------|----------|----------------|-----------|--------------|----------|--------------|----------|--------------|----------|------------------|
| | | 一般競争入札等 | | 随意契約 | | | | | | (合計) | | 公募 | | 指定 | | (合計) | | | |
| | | | | 企画競争 | | 公募 | | 競争性のない随意契約 | | | | 金額 | 件数 (法人数) | 金額 | 件数 (法人数) | | | 金額 | 件数 (法人数) |
| | | 金額 | 件数 (法人数) | 金額 | 件数 (法人数) | 金額 | 件数 (法人数) | 金額 | 件数 (法人数) | 金額 | 件数 (法人数) | 金額 | 件数 (法人数) | 金額 | 件数 (法人数) | 金額 | 件数 (法人数) | | |
| 21 | 公益法人等 (a) | 79,619 | 3,574 (558) | 110,068 | 2,990 (470) | 33,704 | 221 (94) | 21,316 | 391 (153) | 244,707 | 7,176 (938) | 99,651 | 552 (297) | 296,457 | 210 (134) | 396,109 | 762 (396) | 640,816 | 7,938 (1,179) |
| | うち国家公務員出身常勤理事在籍法人 (b) | 67,638 | 2,802 (322) | 93,463 | 2,517 (270) | 31,613 | 164 (55) | 17,750 | 282 (90) | 210,464 | 5,765 (499) | 62,450 | 292 (144) | 254,287 | 122 (79) | 316,737 | 414 (197) | 527,201 | 6,179 (592) |
| | (構成比) | (32.1%) | (48.6%) | (44.4%) | (43.7%) | (15.0%) | (2.8%) | (8.4%) | (4.9%) | (100.0%) | (100.0%) | (19.7%) | (70.5%) | (80.3%) | (29.5%) | (100.0%) | (100.0%) | - | - |
| | (b/a) | (85.0%) | (78.4%) | (84.9%) | (84.2%) | (93.8%) | (74.2%) | (83.3%) | (72.1%) | (86.0%) | (80.3%) | (62.7%) | (52.9%) | (85.8%) | (58.1%) | (80.0%) | (54.3%) | (82.3%) | (77.8%) |
| 22 | 公益法人等 (c) | 95,112 | 4,063 (538) | 55,381 | 1,380 (354) | 25,489 | 221 (99) | 18,243 | 385 (145) | 194,224 | 6,049 (843) | 68,188 | 415 (249) | 135,774 | 167 (112) | 203,962 | 582 (336) | 398,186 | 6,631 (1,064) |
| | うち国家公務員出身常勤理事在籍法人 (b) | 81,847 | 3,297 (303) | 44,429 | 986 (189) | 23,858 | 155 (52) | 13,838 | 257 (84) | 163,972 | 4,695 (430) | 59,796 | 217 (106) | 110,902 | 96 (64) | 170,699 | 313 (154) | 334,670 | 5,008 (504) |
| | (構成比) | (49.9%) | (70.2%) | (27.1%) | (21.0%) | (14.6%) | (3.3%) | (8.4%) | (5.5%) | (100.0%) | (100.0%) | (35.0%) | (69.3%) | (65.0%) | (30.7%) | (100.0%) | (100.0%) | - | - |
| | (d/c) | (86.1%) | (81.1%) | (80.2%) | (71.4%) | (93.6%) | (70.1%) | (75.9%) | (66.8%) | (84.4%) | (77.6%) | (87.7%) | (52.3%) | (81.7%) | (57.5%) | (83.7%) | (53.8%) | (84.0%) | (75.5%) |
| 対前年度増▲減 | 公益法人等 | 15,493 | 489 | ▲54,687 | ▲1,610 | ▲8,215 | 0 | ▲3,073 | ▲6 | ▲50,483 | ▲1,127 | ▲31,463 | ▲137 | ▲160,684 | ▲43 | ▲192,147 | ▲180 | ▲242,630 | ▲1,307 |
| | (増減比) | (19.5%) | (13.7%) | (▲49.7%) | (▲53.8%) | (▲24.4%) | (0.0%) | (▲14.4%) | (▲1.5%) | (▲20.6%) | (▲15.7%) | (▲31.6%) | (▲24.8%) | (▲54.2%) | (▲20.5%) | (▲48.5%) | (▲23.6%) | (▲37.9%) | (▲16.5%) |
| | うち国家公務員出身常勤理事在籍法人 | 14,209 | 495 | ▲49,033 | ▲1,531 | ▲7,756 | ▲9 | ▲3,912 | ▲25 | ▲46,492 | ▲1,070 | ▲2,653 | ▲75 | ▲143,385 | ▲26 | ▲146,039 | ▲101 | ▲192,531 | ▲1,171 |
| (増減比) | (21.0%) | (17.7%) | (▲52.5%) | (▲60.8%) | (▲24.5%) | (▲5.5%) | (▲22.0%) | (▲8.9%) | (▲22.1%) | (▲18.6%) | (▲4.2%) | (▲25.7%) | (▲56.4%) | (▲21.3%) | (▲46.1%) | (▲24.4%) | (▲36.5%) | (▲19.0%) | |

- (注) 1 当省の調査結果を基に作成。
 2 「契約に基づく支出」とは、会計法等の法令に基づき締結された契約による庁費の類、委託費等の支出。
 3 「補助金等による支出」とは、補助金、負担金、交付金等により交付、給付されたもの。
 4 表中の法人数については、重複を排除した実数のため、合計欄の数値と一致しない。
 5 端数処理の都合により、各欄の数値の合計が合計欄の数値と一致しない場合がある。

表Ⅱ－③ 国から国家公務員出身常勤理事が在籍していない公益法人等への支出状況

(単位：百万円、件)

| 年度 | 区分 | 契約に基づく支出 | | | | | | | | 補助金等による支出 | | | | | | 総計 | | | |
|---------|------------------|----------|--------------|----------|--------------|----------|-------------|---------|-------------|-----------|----------------|----------|--------------|----------|-------------|------------|--------------|----------|----------------|
| | | 一般競争入札等 | | 随意契約 | | | | (合計) | | 公募 | | 指定 | | (合計) | | | | | |
| | | | | 企画競争 | | 公募 | | | | | | | | | | 競争性のない随意契約 | | | |
| | | 金額 | 件数 (法人数) | 金額 | 件数 (法人数) | 金額 | 件数 (法人数) | 金額 | 件数 (法人数) | 金額 | 件数 (法人数) | 金額 | 件数 (法人数) | 金額 | 件数 (法人数) | 金額 | 件数 (法人数) | | |
| 21 | 国家公務員出身常勤理事非在籍法人 | 11,982 | 772 (236) | 16,605 | 473 (200) | 2,090 | 57 (39) | 3,566 | 109 (63) | 34,243 | 1,411 (439) | 37,202 | 260 (153) | 42,170 | 88 (55) | 79,371 | 348 (199) | 113,615 | 1,759 (587) |
| | (構成比) | (35.0%) | (54.7%) | (48.5%) | (33.5%) | (6.1%) | (4.0%) | (10.4%) | (7.7%) | (100.0%) | (100.0%) | (46.9%) | (74.7%) | (53.1%) | (25.3%) | (100.0%) | (100.0%) | - | - |
| 22 | 国家公務員出身常勤理事非在籍法人 | 13,265 | 766 (235) | 10,951 | 394 (165) | 1,631 | 66 (47) | 4,405 | 128 (61) | 30,253 | 1,354 (413) | 8,392 | 198 (143) | 24,871 | 71 (48) | 33,263 | 269 (182) | 63,516 | 1,623 (560) |
| | (構成比) | (43.8%) | (56.6%) | (36.2%) | (29.1%) | (5.4%) | (4.9%) | (14.6%) | (9.5%) | (100.0%) | (100.0%) | (25.2%) | (73.6%) | (74.8%) | (26.4%) | (100.0%) | (100.0%) | - | - |
| 対前年度増▲減 | | 1,284 | ▲6 | ▲5,654 | ▲79 | ▲459 | 9 | 839 | 19 | ▲3,991 | ▲57 | ▲28,810 | ▲62 | ▲17,298 | ▲17 | ▲46,108 | ▲79 | ▲50,099 | ▲136 |
| (増減比) | | (10.7%) | (▲0.8%) | (▲34.0%) | (▲16.7%) | (▲22.0%) | (15.8%) | (23.5%) | (17.4%) | (▲11.7%) | (▲4.0%) | (▲77.4%) | (▲23.8%) | (▲41.0%) | (▲19.3%) | (▲58.1%) | (▲22.7%) | (▲44.1%) | (▲7.7%) |

- (注) 1 当省の調査結果を基に作成。
 2 「契約に基づく支出」とは、会計法等の法令に基づき締結された契約による庁費の類、委託費等の支出。
 3 「補助金等による支出」とは、補助金、負担金、交付金等により交付、給付されたもの。
 4 表中の法人数については、重複を排除した実数のため、合計欄の数値と一致しない。
 5 端数処理の都合により、各欄の数値の合計が合計欄の数値と一致しない場合がある。

(3) 一者応札・一者応募の状況

国家公務員出身常勤理事在籍法人への契約に基づく支出については、表Ⅱ－④のとおり、平成22年度、競争性のある契約方式（一般競争入札等、企画競争、公募）が総額1,501億3,400万円であり、そのうち863億6,400万円が一者応札（競争入札において、結果的に入札者が一者であったものをいう。以下同じ）・一者応募（企画競争又は公募において、結果的に企画書の提案者や応募者が一者であったものをいう。以下同じ。）となっており、21年度と比較して、357億1,400万円（対前年度▲29.3%）の減少となっている。しかし、競争性のある契約に占める一者応札・一者応募の割合は、21年度、22年度とも金額ベースで約6割程度、件数ベースで約5割程度となっており、国からの契約に基づく支出（全体）における一者応札・一者応募の割合（件数ベースで28.1%（22年度））を上回っている。

また、国家公務員出身常勤理事在籍法人への補助金等による支出については、平成22年度は公募によるものが217件、総額597億9,600万円であり、そのうち96件、552億4,100万円が一者応札・一者応募となっており、前年度と比較して160億3,100万円増加している。このため、公募のうち一者応札・一者応募の占める割合は、件数ベースでは平成21年度、22年度とも5割程度であるが、金額ベースでは

21年度の62.8%から92.4%と上昇している。

表Ⅱ-④ 国からの公益法人等に対する支出に占める一者応札・一者応募の状況

(単位：百万円、件)

| 年度 | 区分 | 契約に基づく支出 | | | | | | | | 補助金等による支出 | | | | | | | |
|--------------------|--------------------|------------|-----------|----------|-------------|---------------|-----------|---------------|----------|-----------|-----------|----------|-------------|---------------|-----------|---------------|-----|
| | | 競争性のある契約方式 | | | うち一者応札・一者応募 | | | | | 公募 | | | うち一者応札・一者応募 | | | | |
| | | 金額 (a) | 件数 (b) | 法人数 | 金額 (c) | (割合) (c/a) | 件数 (d) | (割合) (d/b) | 法人数 | 金額 (a) | 件数 (b) | 法人数 | 金額 (c) | (割合) (c/a) | 件数 (d) | (割合) (d/b) | 法人数 |
| 21 | 公益法人等 | 223,391 | 6,785 | 886 | 141,129 | (63.2%) | 3,663 | (54.0%) | 647 | 99,651 | 552 | 297 | 71,324 | (71.6%) | 238 | (43.1%) | 111 |
| | うち国家公務員出身常勤理事在籍法人 | 192,714 | 5,483 | 478 | 122,079 | (63.3%) | 3,020 | (55.1%) | 390 | 62,450 | 292 | 144 | 39,210 | (62.8%) | 146 | (50.0%) | 76 |
| | うち国家公務員出身常勤理事非在籍法人 | 30,677 | 1,302 | 408 | 19,050 | (62.1%) | 643 | (49.4%) | 257 | 37,202 | 260 | 153 | 32,114 | (86.3%) | 92 | (35.4%) | 35 |
| 22 | 公益法人等 | 175,981 | 5,664 | 789 | 100,293 | (57.0%) | 2,886 | (51.0%) | 564 | 68,188 | 415 | 249 | 60,973 | (89.4%) | 145 | (34.9%) | 84 |
| | うち国家公務員出身常勤理事在籍法人 | 150,134 | 4,438 | 405 | 86,364 | (57.5%) | 2,302 | (51.9%) | 326 | 59,796 | 217 | 106 | 55,241 | (92.4%) | 96 | (44.2%) | 54 |
| | うち国家公務員出身常勤理事非在籍法人 | 25,848 | 1,226 | 384 | 13,929 | (53.9%) | 584 | (47.6%) | 238 | 8,392 | 198 | 143 | 5,732 | (68.3%) | 49 | (24.7%) | 30 |
| 対前年度増▲減 | 公益法人等 | ▲47,410 | ▲1,121 | — | ▲40,836 | — | ▲777 | — | — | ▲31,463 | ▲137 | — | ▲10,350 | — | ▲93 | — | — |
| | (対前年度比) | (▲21.2%) | (▲16.5%) | — | (▲28.9%) | — | (▲21.2%) | — | — | (▲31.6%) | (▲24.8%) | — | (▲14.5%) | — | (▲39.1%) | — | — |
| | うち国家公務員出身常勤理事在籍法人 | ▲42,580 | ▲1,045 | — | ▲35,714 | — | ▲718 | — | — | ▲2,653 | ▲75 | — | 16,031 | — | ▲50 | — | — |
| (対前年度比) | (▲22.1%) | (▲19.1%) | — | (▲29.3%) | — | (▲23.8%) | — | — | (▲4.2%) | (▲25.7%) | — | (40.9%) | — | (▲34.2%) | — | — | |
| うち国家公務員出身常勤理事非在籍法人 | ▲4,830 | ▲76 | — | ▲5,122 | — | ▲59 | — | — | ▲28,810 | ▲62 | — | ▲26,382 | — | ▲43 | — | — | |
| (対前年度比) | (▲15.7%) | (▲5.8%) | — | (▲26.9%) | — | (▲9.2%) | — | — | (▲77.4%) | (▲23.8%) | — | (▲82.2%) | — | (▲46.7%) | — | — | |

(参考) 国からの契約による支出全体

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|------------------------|---------------------|---|---|---|--------------------|---------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成21年度 | 6,322,000 | 146,619 | — | — | — | 44,481 | (30.3%) | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 平成22年度 | 5,055,400 | 124,709 | — | — | — | 35,041 | (28.1%) | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 対前年度増▲減 (対前年比) | ▲1,266,600 (▲20.0%) | ▲21,910 (▲14.9%) | — | — | — | ▲9,440 (▲21.2%) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

(注) 1 公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議が公表した「国が行う随意契約の見直し状況フォローアップについて」及び当省の調査結果を基に作成。

2 「契約に基づく支出」とは、会計法の法令等に基づき締結された契約による庁費の類、委託費等の支出。

3 「補助金等による支出」とは、補助金、負担金、交付金等により交付、給付されたもの。

4 表中の法人数については、重複を排除した実数のため、合計欄の数値と一致しない。

5 端数処理の都合により、各欄の数値の合計が合計欄の数値と一致しない場合がある。

2 調査対象とした法人及び支出案件

平成20年度の契約に基づく支出及び補助金等による支出の状況を基に、一者応札・一者応募の件数の多寡などの観点から選定した国家公務員出身常勤理事在籍法人80法人に対し、平成21年度から平成23年度第1四半期（6月）までに国から契約に基づき又は補助金等として支出（決定）されたもののうち、一者応札・一者応募となっているもの、競争性のない随意契約を締結しているもの、複数年度連続で同一の法人が受注しているものを中心に、表Ⅱ－⑤のとおり、1,078件、3,527億円を抽出して調査を実施した。

表Ⅱ－⑤ 各府省別調査対象支出件数等

（単位：件、千円）

| 府省名 | 平成21年度 | | 平成22年度 | | 平成23年度（第1四半期） | | 合計 | |
|---------|--------|-------------|--------|-------------|---------------|------------|-------|-------------|
| | 件数 | 支出額 | 件数 | 支出額 | 件数 | 支出額 | 件数 | 支出額 |
| 内閣府 | 9 | 148,505 | 7 | 108,158 | 0 | 0 | 16 | 256,663 |
| 宮内庁 | 1 | 4,286 | 1 | 4,286 | 1 | 3,530 | 3 | 12,102 |
| 公正取引委員会 | 1 | 17,338 | 1 | 16,859 | 1 | 2,415 | 3 | 36,612 |
| 国家公安委員会 | 6 | 147,978 | 4 | 141,324 | 2 | 97,369 | 12 | 386,670 |
| 金融庁 | 1 | 37,019 | 1 | 36,061 | 1 | 31,324 | 3 | 104,404 |
| 消費者庁 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 総務省 | 11 | 37,273,465 | 6 | 33,786,712 | 2 | 821,654 | 19 | 71,881,831 |
| 法務省 | 5 | 105,197 | 4 | 96,403 | 1 | 8,461 | 10 | 210,061 |
| 外務省 | 35 | 2,759,600 | 20 | 2,888,013 | 9 | 3,937,805 | 64 | 9,585,418 |
| 財務省 | 2 | 44,937 | 3 | 74,254 | 1 | 28,646 | 6 | 147,836 |
| 文部科学省 | 35 | 9,378,178 | 33 | 10,625,704 | 24 | 7,526,331 | 92 | 27,530,213 |
| 厚生労働省 | 29 | 30,912,868 | 29 | 21,860,829 | 33 | 13,349,144 | 91 | 66,122,841 |
| 農林水産省 | 27 | 3,312,245 | 24 | 19,447,430 | 22 | 16,177,593 | 73 | 38,937,268 |
| 経済産業省 | 120 | 45,278,081 | 131 | 43,158,226 | 70 | 36,229,025 | 321 | 124,665,332 |
| 国土交通省 | 111 | 4,076,869 | 72 | 1,444,033 | 18 | 646,458 | 201 | 6,167,359 |
| 環境省 | 70 | 2,423,893 | 64 | 2,378,639 | 13 | 421,965 | 147 | 5,224,497 |
| 防衛省 | 7 | 696,512 | 9 | 700,782 | 1 | 22,050 | 17 | 1,419,344 |
| 合計 | 470 | 136,616,971 | 409 | 136,767,713 | 199 | 79,303,768 | 1,078 | 352,688,452 |

(注) 1 当省の調査結果を基に作成。

2 端数処理の都合により、各欄の数値の合計が合計欄の数値と一致しない場合がある。

3 調査の結果判明した実態及び問題点

(1) 一者応札・一者応募となっている契約等における参入拡大のための措置の促進

[問題を取り巻く環境]

○ 一般競争入札、企画競争、公募等の競争性のある調達方式での応札者、応募者が一者となっている契約（以下「一者応札・一者応募」という。）については、「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成19年11月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議）において、競争性確保の徹底の観点から、全ての府省において第三者機関による重点的な監視を求められているところである。

また更に、「政府系の公益法人が行う事業の横断的見直しについて」（平成22年6月15日行政刷新会議決定）においても、競争入札等により国等が公益法人向け支出を行っている場合において、競争性の発現が阻害されていることがないかについて厳格な見直しを行い、実質的な競争性を確保することとされている。

今回、国と調査対象とした80法人との一者応札・一者応募によって締結した契約、交付された補助金等について、その調達における参加条件、仕様書の内容等を調査した結果、より競争性を確保する余地がある例がみられた。

ア 参入要件等の見直し

【実態及び問題点】

① 入札公告、仕様書等における競争参加条件において、参加者に求める資格・能力、実施体制等が特定の者に限定する内容となっている、仕様書の内容を実施することが可能な者が前回又は過去に受託した者に限定されているなど、参入できる者が特定の者（一者）となり、実質的な競争性が確保されていない例がある。

また、一般競争入札（総合評価落札方式）や企画競争等において、過去の事業実績を要件としているため、参入できる者が限定されており、契約の透明性や実質的な競争性の確保が十分でない例がある。

(注) 以下に記載する各事例の見方は、基本的に次のとおりとなっている。

(1)－ア－① i ○○省 ○○○○事業

「事例票1」における事例No.を示す。
事業発注元府省名を示す。
事業名を示す。

(平成○年度 ○○方式)

当該事業の事業期間及び同期間における調達方法を示す。

(○) ○○法人

当該事業の受託先を示す。
(社)又は(財)は、旧制度に基づく社団法人又は財団法人を示す。
(公社)又は(公財)は、新制度に基づく公益社団法人又は公益財団法人を示す。
(一社)又は(一財)は、新制度に基づく一般社団法人又は一般財団法人を示す。

【仕様書や企画提案で求められている内容の実施が他者では困難な例】

(1)－ア－① i 内閣府 科学技術基礎調査等委託（放射性廃棄物処分の安全審査指針等に関する調査）（平成21年度 総合評価落札方式）

(公財) 原子力環境整備促進・資金管理センター

本委託調査は、総合評価落札方式を採用しており、競争参加者は平成20年度に実施した委託調査の知見を踏まえ、21年度に実施される調査内容について、21年3月に提案する必要があるが、当該時点で20年度の委託調査の成果報告書が作成されていないため、20年度受託した者以外の者は、実質的に提案することが難しいものとなっている。

なお、平成22年度の本事業実施においては、同様の提案は求められていない。

(1)－ア－① ii 厚生労働省 覚せい剤等撲滅啓発事業（平成21年度 企画競争、22、23年度 総合評価落札方式）

(財) 麻薬・覚せい剤乱用防止センター

本事業の実施においては、現在、当該法人のみが所有する、特定車両（薬物標本やビデオコーナーを備えた大型バス）の運行が前提となっており、当該法人以外の者の実施が困難な内容となっている。

【過去に多数の受注実績があることや特殊業務の経験を有していることが応札又は応募の参加要件となっているため参加が困難な例】

(1)－ア－① iii 外務省 21世紀パートナーシップ促進招へい事業（平成21年度 公募）

(社) 国際交流サービス協会

公募における応募要件として、過去2年間に政府招待の外国人賓客等に係る航空券の発券、空港送迎、宿泊、食事、自動車借受、通訳・エスコートなどの招へい業務全般を一元的に受託した実績を有し、そのうち1年は取扱件数80件以上の実績を有していなければならないとされており、参入事業者を限定的に絞り込む内容となっている。

なお、平成22年度以降、本事業における同条件は緩和されている。

- (1)－ア－④ iv **外務省** **オピニオンリーダー招待及び高級実務者招へい事業等接遇業務（平成21年度 公募）** **（社）国際交流サービス協会**
 公募における応募要件として、過去2年間に政府招待の外国人賓客等に係る航空券の発券、空港送迎、宿泊、食事、自動車借受、通訳・エスコートなどの招へい業務全般を一元的に受託した実績を有し、そのうち1年は取扱件数40件以上の実績を有していなければならないとされており、参入事業者を限定的に絞り込む内容となっている。
 なお、平成22年度以降、本事業における同条件は撤廃されている。
- (1)－ア－④ v **〃** **外国報道関係者招へい事業に係る業務一式（平成21年度 最低価格落札方式）** **〃**
 入札における参入要件として、過去2年間に政府招待の外国人賓客等に係る航空券の発券、空港送迎、宿泊、食事、自動車借受、通訳・エスコートなどの招へい業務全般を一元的に受託した実績を有し、そのうち1年は取扱件数12件以上の実績を有していなければならないとされており、参入事業者を限定的に絞り込む内容となっている。
 なお、平成22年度以降、本事業における同条件は撤廃されている。
- (1)－ア－④ vi **厚生労働省** **原爆被爆者の免疫機能及び分子生物学等に関する研究事業（平成21年度～23年度 公募）** **（財）放射線影響研究所**
 公募における応募要件（特殊な技術及び設備等の条件）として、放射線が人体に及ぼす健康影響の解明を目的とした数多くの症例研究の実績を有していることが求められており、一般競争入札、企画競争の前段階で実施する参入希望者の募集であるにもかかわらず、参入事業者を限定的に絞り込む内容となっている。
- (1)－ア－④ vii **経済産業省** **ITSの規格化事業（平成21年度～23年度 企画競争）** **（財）日本自動車研究所**
 本事業は、ITS（高度道路交通システム）の国際規格化に係る活動支援及び調査研究を実施するものであるが、本事業の受託に当たり、業務の特殊性からその確実な実施を担保するためとして、過去にISO/TC204に関する国際会議等に参加した実績を有することや、ITSに関する技術動向に関連する調査等の経験を有することなど、過去の実績に係る複数の応募資格をすべて満たすことが求められており、参入事業者を限定的に絞り込む内容となっている。

② 一般競争入札（総合評価落札方式）や企画競争での提案書及び企画書の審査において、他事業と比較すると、事業の実績が評価に影響する項目の配点比率が能力や提案内容に関する項目の配点比率に比べて高いため、前年度若しくは過去に当該業務又は同種類似業務を実施した者が採点上有利になるなど、審査において公平性が確保されていないおそれがある例がある。

表Ⅱ－⑥ 総合評価落札方式、企画競争における評価項目の配点比率

(単位：件、%)

| 府省名 | 件数 | 評価項目の配点比率 | | |
|-------|-----|-----------|------|------|
| | | 能力 | 実績 | 提案内容 |
| 内閣府 | 11 | 24.8 | 21.2 | 54.0 |
| 総務省 | 6 | 23.9 | 15.3 | 60.8 |
| 法務省 | 2 | 66.7 | 0.0 | 33.3 |
| 外務省 | 22 | 34.0 | 18.0 | 48.0 |
| 文部科学省 | 61 | 28.0 | 16.6 | 55.4 |
| 厚生労働省 | 30 | 28.8 | 5.9 | 65.3 |
| 農林水産省 | 29 | 30.8 | 11.3 | 57.9 |
| 経済産業省 | 164 | 24.4 | 12.4 | 63.2 |
| 国土交通省 | 111 | 17.4 | 15.8 | 66.8 |
| 環境省 | 60 | 18.4 | 24.9 | 56.7 |
| 防衛省 | 5 | 4.0 | 0.0 | 96.0 |
| 全体 | 501 | 23.6 | 15.0 | 61.4 |

- (注) 1 当省が調査した、平成21年度から23年度第1四半期までの総合評価落札方式又は企画競争にて選定された契約を基に作成。
 2 評価項目の配点比率は、各調達における評価項目の配点比率の平均値。
 3 従事者の能力等に係るものとされている評価項目であっても、実績が評価点に反映され得るものは、「実績」として計上している。

表Ⅱ-⑦ 評価項目における実績評価の配点比率と契約の分布状況

(単位：件)

| 府省名 | 件数 | 実績評価の配点比率 | | | | | |
|-------------|-----|-----------|------------|------------|------------|------------|------|
| | | 0%～10%以下 | 10%超～20%以下 | 20%超～30%以下 | 30%超～40%以下 | 40%超～50%以下 | 50%超 |
| 内閣府 | 11 | 3 | 3 | 5 | | | |
| うち一者応札・一者応募 | 8 | 1 | 2 | 5 | | | |
| 総務省 | 6 | 2 | 2 | 2 | | | |
| うち一者応札・一者応募 | 3 | 1 | 2 | | | | |
| 法務省 | 2 | 2 | | | | | |
| うち一者応札・一者応募 | 0 | | | | | | |
| 外務省 | 22 | 11 | 3 | 2 | 3 | 2 | 1 |
| うち一者応札・一者応募 | 11 | 4 | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 |
| 文部科学省 | 61 | 11 | 50 | | | | |
| うち一者応札・一者応募 | 52 | 8 | 44 | | | | |
| 厚生労働省 | 30 | 25 | 5 | | | | |
| うち一者応札・一者応募 | 25 | 20 | 5 | | | | |
| 農林水産省 | 29 | 13 | 14 | 2 | | | |
| うち一者応札・一者応募 | 10 | 4 | 4 | 2 | | | |
| 経済産業省 | 164 | 78 | 64 | 13 | 7 | 2 | |
| うち一者応札・一者応募 | 130 | 66 | 50 | 7 | 6 | 1 | |
| 国土交通省 | 111 | 48 | 22 | 28 | 13 | | |
| うち一者応札・一者応募 | 33 | 16 | 6 | 5 | 6 | | |
| 環境省 | 60 | 5 | 16 | 19 | 19 | 1 | |
| うち一者応札・一者応募 | 41 | 2 | 13 | 14 | 11 | 1 | |
| 防衛省 | 5 | 5 | | | | | |
| うち一者応札・一者応募 | 0 | 0 | | | | | |
| 全体 | 501 | 203 | 179 | 71 | 42 | 5 | 1 |
| うち一者応札・一者応募 | 313 | 122 | 128 | 34 | 25 | 3 | 1 |

(注) 当省が調査した、平成21年度から23年度第1四半期までの総合評価落札方式又は企画競争にて選定された契約を基に作成。

【評価項目のうち実績が評価に影響する項目の配点比率が全体の100分の30を超えており、かつ複数年にわたって同一法人が受注している例】

- (1)－ア－② i 外務省 IAEA保障措置（包括的保障措置協定及び追加議定書）実施に関する運用上の解説を含む我が国の法体系調査、及び同調査結果に基づいた英語版資料の作成（平成21年度 企画競争）（財）核物質管理センター
企画競争における評価について、保障措置関連の業務実績に対する評価が100分の75を占めており、一者応募で当該法人が選定されている。
なお、平成22年度以降、応募者の過去の同種事業実績については審査項目としない等の見直しを実施している。
- (1)－ア－② ii 経済産業省 エネルギー使用合理化促進基盤整備委託費（工場のエネルギー使用状況調査事業）（平成21年度、22年度 総合評価落札方式）（財）省エネルギーセンター
総合評価における提案内容の審査について、類似事業の実績が評価に影響する項目の配点比率が平成21年度、22年度ともに100分の30を超えており、かついずれも一者応募で当該法人が選定されている。
- (1)－ア－② iii // 新エネルギー等導入促進基礎調査（国際規格エネルギーマネジメントシステム（ISO/PC242）の運用時等における課題等分析調査）（平成21年度、22年度 総合評価落札方式） //
総合評価における提案内容の審査について、類似事業の実績が評価に影響する項目の配点比率が平成21年度、22年度ともに100分の30を超えており、かついずれも一者応募で当該法人が選定されている。
- (1)－ア－② iv 環境省 環境保全型製品購入促進事業（平成22年度、23年度 総合評価落札方式）（財）日本環境協会
総合評価における提案内容の審査について、類似事業の実績が評価に影響する項目の配点比率が平成22年度、23年度ともに100分の32.5と、100分の30を超えており、かついずれの年度も当該法人が選定されている。
- (1)－ア－② v // 公募型土壌汚染調査・対策技術実証試験評価業務（平成21年度、22年度 総合評価落札方式）（財）日本環境衛生センター
総合評価における提案内容の審査について、類似事業の実績が評価に影響する項目の配点比率が平成21年度は100分の32.5、22年度は100分の37.5といずれも100分の30を超えており、かついずれの年度も当該法人が選定されている。
- (1)－ア－② vi // 製品テストの環境ラベルに与える影響調査業務（平成21年度、22年度 総合評価落札方式）（財）日本環境協会
総合評価における提案内容の審査について、類似事業の実績が評価に影響する項目の配点比率が平成21年度、22年度ともに100分の32.5と、100分の30を超えており、かついずれの年度も当該法人が選定されている。
- (1)－ア－② vii // こどもエコクラブ事業委託業務（平成21年度、22年度 総合評価落札方式） //
総合評価における提案内容の審査について、類似事業の実績が評価に影響する項目の配点比率が平成21年度、22年度ともに100分の35と100分の30を超えており、かついずれの年度も当該法人が選定されている。

【所見】

- ① 一般競争入札等において一者応札・一者応募となっている契約については、新規参入の障害となっている事業の実績等の競争参加条件の撤廃や適切な情報開示等の見直しを行い、一般競争入札等への参加者の拡大を図ること。
また、事業の実績等については、競争参加条件とせず、総合評価落札方式、企画競争における審査項目として評価することを検討する等、入札参加者の拡大に努めること。
- ② 一般競争入札等での提案書や企画書の審査における事業実績が評価に影響する項目については、その配点比率を見直し、応募者の能力、提案内容がより勘案される評価基準とすること。

イ 契約準備期間等の確保

【実態及び問題点】

一般競争入札等の競争的な調達方式により契約を締結しているものについて、調達を公告した日から開札する日までの期間等が短く提案書等を検討するために必要な期間が十分に確保されていない、新規参入希望者が仕様書で求められている業務を実施するための準備等に十分な期間が十分に確保できない、あるいは前年度の事業実施者より業務を引き継ぐ期間が確保されていないなど、事実上、新規参入希望者の参加が困難となっている例がある。

各府省においては、一者応札・一者応募を改善するための方策の一つとして、公告期間を十分に確保するなどの措置を講じているところであり、今回調査した一般競争入札（総合評価落札方式）又は企画競争において一者応札・一者応募であった353件の契約中273件（約77%）では、公告から提案書提出締切等までの期間を20日以上確保している。

このような中で、次のとおり十分な公告期間の設定等がなされていない例がみられた。

【公告日から開札日までの期間が10日未満の例】

- (1) - イ i 経済産業省 グローバル・リモートセンシング利用資源解析強化事業（平成21年度 総合評価落札方式）（財）資源・環境観測解析センター
公告日から開札日までの期間が短く（7日）、新規事業者が余裕をもって計画的に提案を行うために必要な期間が十分確保されていないおそれがある。

また、総合評価落札方式による一般競争入札等に参加しようとする新規参入希望者が提案書等の検討や作成を十分に行えるよう、説明会開催日から提案書提出締切日等までの期間について、可能な限り確保することが望ましいが、同期間の設定状況を調査したところ、次のような例がみられた。

【説明会開催日から提案書提出締切日等までの期間をより長期間確保することが望ましいと考えられる例】

(1) - イ ii - 01 環境省 環境保全型製品購入促進事業（平成22年度 総合評価落札方式） (財) 日本環境協会
説明会開催日から提案書提出締切日までの期間が短く（4日）、新規事業者の参入を得るためには、当該期間をより長期間確保することが望ましい。

(1) - イ ii - 02 ※ 上記以外の33事業についても、説明会開催日から提案書提出締切日等までの期間が比較的短く（10日未満）、新規事業者の
～ 参入を得るためには、当該期間をより長期間確保することが望ましいと考えられる。

(1) - イ ii - 34

さらに、新規参入希望者は、業務遂行に必要な人材や資源を新たに用意する必要があることから、十分な準備を行えるよう、開札日等から履行開始日までの期間について、可能な限り確保することが望ましいが、同期間の設定状況を調査したところ、次のような例がみられた。

【開札日等から履行開始日までの期間が十分に確保されていない例】

(1) - イ iii 外務省 公邸派遣料理人に関する業務（平成23年度 公募） (社) 国際交流サービス協会
入札等参加希望者の公募において、応募の締切日（平成23年3月15日）から、事業開始日（4月1日）までの期間が短く、公示で示されている4月1日からの実施は難しいものとなっている。

(1) - イ iv 経済産業省 石油産業体制等調査研究（石油製品需給及び価格動向調査）（平成23年度 総合評価落札方式） (財) 日本エネルギー経済研究所
開札日から役務等の履行開始日までの期間が0日となっており、新規参入希望者が必要な準備（データソースの確保、要員の手配等）を行うことが困難であり、従前より当該業務を実施している公益法人以外の者が参入し難いものとなっている。

- (1) - イ v **経済産業省** **放射性廃棄物共通技術調査等委託費（放射性廃棄物海外総合情報調査）（平成21年度、22年度 総合評価落札方式）**
放射性廃棄物共通技術調査等事業（放射性廃棄物海外総合情報調査）（平成23年度 総合評価落札方式）
(公財) 原子力環境整備促進・資金管理センター
開札日から役務等の履行開始日までの期間が短く（平成21年度：9日、22年度：5日、23年度：3日）、新規事業者が前年度実施公益法人より役務（データベースの日常的な保守・管理（データ登録作業、障害対応、ソフトウェアの更新等を含む。））を引き継ぐ十分な期間が確保されておらず、従前より当該業務を実施している公益法人以外の者が参入し難いものとなっている。
- (1) - イ vi **環境省** **地球温暖化対策に係る次期枠組検討関連調査業務（平成23年度 総合評価落札方式）** (財) **地球環境戦略研究機関**
開札日から日本代表団等の海外派遣に関する支援業務の実施までの期間が6日となっており、新規事業者が円滑に業務を実施するための十分な期間が確保されているとは言えず、従前より当該業務を実施している者以外の者が参入し難いものとなっている。
- (1) - イ vii **〃** **低炭素社会国際研究ネットワーク運営実施業務（平成21年度 企画競争）** **〃**
契約候補者の決定日から国際会議の実施までの期間が6日となっており、新規事業者が円滑に業務を実施するための十分な準備期間が確保されているとは言えず、従前より当該業務を実施している者以外の者が参入し難いものとなっている。
- (1) - イ viii **〃** **化学物質国際管理対応業務（平成21年度 最低価格落札方式）** **〃**
契約候補者の決定日から国際会議の支援業務の実施までの期間が3日となっており、新規事業者が円滑に業務を実施するための十分な準備期間が確保されているとは言えず、従前より当該業務を実施している者以外の者が参入し難いものとなっている。

【所見】

一者応札・一者応募となっている契約については、新規参入希望者が、受注した業務の実施に必要な準備を行うことが可能となるよう、公告日から開札日までの期間等について、十分な期間を確保すること。特に複数年連続で一者応札・一者応募となっている契約については、競争性、透明性及び公平性の確保の観点から、公告期間等の妥当性について精査すること。

ウ 仕様書の記載内容の明確化

【実態及び問題点】

仕様書等の記載内容が不明確であるため、契約で求められている業務に必要な資材の量、完了までの必要期間等の推定が難しく、当該業務に係る事業者が行うべき業務や所要経費の算定等ができず、新規参入希望者の一般競争入札等への参加が困難となっているおそれがある例がある。

【記載内容が具体的でない又は誤解を招くおそれがある例】

- (1) - ウ i 内閣府 科学技術基礎調査等委託（耐震安全性評価手法に関する基礎的・技術的調査）（平成22年度 総合評価落札方式） (財) 原子力安全技術センター
本来は、文献調査及びその補足的調査としての海外訪問調査の実施が想定された業務内容であるにもかかわらず、仕様書では、中間報告時の発注者の判断により当該海外訪問調査の要否が決定される記載となっているため、仕様内容の誤解を招くおそれがある。
- (1) - ウ ii 外務省 公邸派遣料理人に関する業務（平成21年度～23年度 公募） (社) 国際交流サービス協会
公募公告において、派遣料理人に関する条件について、外交上重要な会食の際に提供する料理を調理する技術を有し、関係者との協調性をもち勤務することができる者としか明記されておらず、勤務日数、業務内容、派遣労働者の条件等が不明なため、受託者がどのような者を派遣すべきかについて分かりにくいものとなっている。
- (1) - ウ iii 環境省 し尿処理システム等の改善に関するアジア・ワークショップ実施等業務（平成21年度、22年度 最低価格落札方式）
(財) 日本環境衛生センター
一般競争入札であるにもかかわらず、招へい国及び対象者が特定されておらず、当該業務に係る事業者の負担及び所要経費の算定が前年度実施者以外の者には困難であり、新規参入を阻害しているおそれがある。

【所見】

仕様書等に、新規参入希望者が業務内容や業務量を十分理解し、適正な入札価格等を算出するために必要な情報を、具体的かつ分かりやすく記載すること。

エ 事業の分割化

【実態及び問題点】

国から発注される業務内容が広範囲であり、全てを一括して受注し実施できる事業者が限定されてしまうおそれのある内容となっている例がある。

【業務内容が広範なものであるため受注できる事業者が限定されてしまうおそれのある例】

- (1) - エ i 総務省 無線システム普及支援事業費等補助金（デジタル受信相談・対策事業）（平成22年度 公募） （社）デジタル放送推進協会
平成21年度はデジタル受信相談・対策事業、受信障害対策紛争処理事業等の5事業は別々に公募され、デジタル受信相談・対策事業以外は全て複数応募があったが、22年度はこれら全ての事業がデジタル受信相談・対策事業に一本化され、デジタル受信相談・対策事業の実施者以外の者が応募することが困難となっている。
- (1) - エ ii 環境省 地球温暖化対策に係る次期枠組検討関連調査業務（平成22年度、23年度 総合評価落札方式） （財）地球環境戦略研究機関
地球温暖化対策に係る国際交渉の支援業務のほか、次期国際的枠組の内容についての検討、米・中・印等の主要排出国が積極的な取組を行う環境づくりの実施等、業務内容が広範囲なものとなっており、過去実績のある当該法人以外の者が応札することが困難となっているおそれがある。
- (1) - エ iii " 日中韓三カ国環境大臣会合等支援及び検討業務（平成23年度 総合評価落札方式） "
- 日中韓三カ国環境大臣会合における日本側出席者の支援業務のほか、日本公式サイト更新業務、日中韓三カ国共同研究の実施やニュースレターへの執筆等、業務内容が広範囲なものとなっており、過去実績のある当該法人以外の者が応札することが困難となっているおそれがある。

【参入拡大、実施主体の見直しのため、委託内容を分割して発注した例（推奨事例）】

- 内閣府 原子力安全委員会及び原子力委員会の情報公開活動施設の管理・運営業務（平成22年度～）
平成21年度まで、原子力関係の資料館の管理・運営業務とアンケート調査を一体で、一般競争入札（総合評価落札方式）により選定していたが、毎年、一者応札であった。22年度から、アンケート調査を外して、一般競争入札（最低価格落札方式）に変更して契約相手を選定することとしたところ、23年度の入札で、複数の応札があり、民間の事業者が落札した。
- 外務省 在外公館派遣員派遣業務（平成22年度～）
平成21年度まで、全世界一括で委託できる事業者を公募していたが、例年、一者応募の状況であった。22年度において、英語圏の北米部分を分割して公募したところ、当該年度は一者応募であったが、23年度については複数者の応募があった。

- 外務省 政府開発援助経済開発計画実施設計等委託事業（開発援助人材育成・振興に係る事業）（平成23年度～）
平成22年度まで、外部に委託していた当該事業における研修事業について、23年度以降、各府省及び独立行政法人国際協力機構（JICA）職員向け研修は、内製化し、NGO職員向け研修については、類似業務を実施しているJICAに移管して実施。
- 財務省 知的財産委託研修一式（平成21年度～）
平成21年度は、上級コース（知的財産の国際的保護の枠組み等について20日間程度の研修を行うもの）と基礎コース（知的財産関連法の概要等について、東京と大阪において共に2日間の研修を行うもの）を一括して一般競争入札を実施し、一者応札となっていたが、22年度から2つのコースに分割した結果、一者応札が改善され、契約金額も約40%減額された。
- 農林水産省 途上国支援のための基礎的情報整備事業（平成22年度～）
本事業では、補助金公募において一者応募となったため、調査研究事業（海外現地調査等）と情報提供事業（ホームページ等での国際農林業協力に関する情報提供）を分割した上で再公募したところ、それぞれ2者ずつの応募があり、調査研究事業については民間事業者を採択した。

【所見】

事業の成果に影響を与えず、かつ事業費削減の観点からも有効であると判断される等の場合は、新規参入が可能となるよう、委託等を行う業務内容を分割することを検討し、入札、企画競争等への参加者の拡大を図ること。

(2) 競争性のない随意契約の適正化

[問題を取り巻く環境]

○ 会計法第29条の3第4項の規定に基づく、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」を理由とした随意契約（以下「競争性のない随意契約」という。）については、「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」（平成18年2月4日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議）において、各府省は、それが随意契約によることが適切であるかの点検を行った上、真にやむを得ないもの以外を一般競争入札等に移行することとし、点検結果を基に「随意契約見直し計画」を作成し、競争性のない随意契約の削減に努めることとなった。

また、特に、国と公益法人との契約に関しては「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）においても、見直しの視点として、「政府関連公益法人が契約の相手方となる随意契約は、真に合理的なものに限定されているか。」とされたところである。

「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」に基づく取組により、国の公共調達に占める競争性のない随意契約の件数は年々減少しており、今回調査した競争性のない随意契約120件においても、行政目的達成のための特定の情報提供に係るもの、法令等により契約相手方が定められているもの、国際的な取決めにより契約相手方が定められているもの等の特殊事情によるものが大半となっている。

今回、これらの競争性のない随意契約について、随意契約とする理由、契約の現状等を調査した結果、より競争性等を確保する余地がある例がみられた。

表Ⅱ－⑧ 競争性のない随意契約の理由

(単位：件)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 (第1四半期) | 合計 |
|---------------------------|--------|--------|-------------------|----|
| 行政目的達成のための特定の情報の提供に係るもの | 16 | 14 | 9 | 39 |
| 法令等により契約相手方が定められているもの | 7 | 9 | 5 | 21 |
| 国際的取決めにより、契約相手方が定められているもの | 6 | 5 | 0 | 11 |

| | | | | |
|---------------------------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 緊急に契約を締結する必要があるもの（緊急随意契約） | 3 | 0 | 5 | 8 |
| 情報の機密性に係るもの | 1 | 1 | 0 | 2 |
| その他特殊な事情 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| 複数年の契約に係るもの | 8 | 15 | 13 | 36 |
| 合計 | 42 | 45 | 33 | 120 |

(注) 当省が調査した平成21年度から23年度第1四半期までにおける競争性のない随意契約の理由を基に作成。

ア 複数年度にわたる事業における2年目以降の競争性のない随意契約の見直し

【実態及び問題点】

予算措置、契約等は単年度で措置することになっているが、事業内容が複数年にわたる調査研究等の契約において、初年度は企画競争等で事業者を選定しているものの、次年度以降は、当該事業者と競争性のない随意契約により継続して契約を締結しており、その際に、当該事業者と継続して契約する必要性について、十分検討されていないおそれがある例がみられる。

また、研究開発に係る事業の委託については、事業開始年度は第三者である外部有識者による評価を経て、企画競争等で事業者を選定しているものの、次年度以降は、仕様書の公開によって知的財産権が侵害されるおそれがあることや取得データの連続性などから研究事業の継続性が不可欠であることを理由として同一事業者と競争性のない随意契約を行っているが、研究開発の進行次第でその委託経費が次年度以降大幅に増加している契約がみられる。

【複数年にわたる調査研究について、開始年度の翌年度以降について競争性のない随意契約を締結しているが、同一事業者と継続して随意契約とする必然性を精査する必要がある例】

| | | | |
|-------------|-----|--|----------------|
| (2) - ア i | 環境省 | アジア資源循環研究推進業務（平成21年度～23年度） | (財) 地球環境戦略研究機関 |
| (2) - ア ii | 〃 | 日中水環境パートナーシップ調査業務（平成20年度～24年度） | 〃 |
| (2) - ア iii | 〃 | 東アジア大気汚染防止戦略検討調査業務（平成21年度、22年度） | (財) 日本環境衛生センター |
| (2) - ア iv | 〃 | ダイオキシン類性物検定法等簡易測定法実用化検証事業（平成20年度、21年度） | 〃 |
| (2) - ア v | 〃 | 国際環境規制等情報提供体制検討業務（平成19年度～21年度） | (財) 日本環境協会 |

(参考) 複数年度にわたる調査研究であるが、毎年、競争的に事業者を選定している例

国土交通省 アジア共通交通政策の策定に向けた検討ツール活用に関する調査 (平成22年度~23年度 企画競争)

前年度の成果を踏まえ、アジアの各国交通統計のデータベース等の作成や国際ワークショップの開催等を実施するものであるが、毎年度企画競争において、事業者を選定している。

【複数年度にわたる事業について、開始年度の翌年度以降について競争性のない随意契約を締結しているが、同一事業者と継続して随意契約とする必然性を精査する必要がある例】

| | | | |
|--------------|-----|--|-----------------|
| (2) - ア vi | 外務省 | 「在外公館派遣員派遣」業務委託 (平成21年度~23年度) | (社) 国際交流サービス協会 |
| (2) - ア vii | 〃 | 「在外公館専門調査員」派遣契約 (平成23年度) | 〃 |
| (2) - ア viii | 環境省 | クリーンアジア・イニシアティブ推進事務局運営等業務 (平成21年度~22年度) | (財) 地球環境戦略研究機関 |
| (2) - ア ix | 〃 | 低炭素社会国際研究ネットワーク運営実施業務 (平成21年度~25年度) | 〃 |
| (2) - ア x | 〃 | クリアランス廃棄物情報管理システムアプリケーション保守等業務 (平成20年度~22年度) | (公財) 日本科学技術振興財団 |
| (2) - ア x i | 〃 | エコリフォーム普及促進事業委託業務 (平成20年度~22年度) | (財) 日本環境協会 |

【複数年度にわたる研究開発において、初年度のみ企画競争等を実施しているが翌年度以降競争性のない随意契約を締結している例】

※ 経済産業省の実施する以下の研究開発については、公募等に当たり、仕様書において事業計画年数を示しているものの、具体的な事業計画について事業者へ提案をもとめる形式をとったことなどから、詳細な研究開発の工程を明示していなかった。また、表Ⅱ-⑨のとおり研究開発フェーズの進行により、翌年度以降の契約金額が増加している契約がみられ、後年度負担が不明確となっている。

| | | | |
|----------------|-------|--|----------------------|
| (2) - ア x ii | 経済産業省 | ハイパースペクトルセンサ・データの高度利用に係る研究開発 (平成21年度~23年度) | (財) 資源・環境観測解析センター |
| (2) - ア x iii | 〃 | ハイパースペクトルセンサの校正・データ処理等に係る研究開発 (平成23年度) | 〃 |
| (2) - ア x iv | 〃 | 石油資源遠隔探知技術の研究開発 (平成23年度) | 〃 |
| (2) - ア x v | 〃 | グローバル・リモートセンシング利用資源解析強化事業 (平成22年度、23年度) | 〃 |
| (2) - ア x vi | 〃 | マイクロ波による精密ビーム制御技術の研究開発 (平成22年度、23年度) | (財) 無人宇宙実験システム研究開発機構 |
| (2) - ア x vii | 〃 | 空中発射システムの研究開発 (平成22年度、23年度) | 〃 |
| (2) - ア x viii | 〃 | 次世代衛星基盤技術開発 (平成21年度) | 〃 |

表Ⅱ－⑨ 研究開発案件の契約金額の状況

| No. | 契約件名 | 契約金額 (千円) | | | | | | 事業計画年度 (当初) |
|-----|-------------------------------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|----------------|
| | | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 | |
| 1 | ハイパースペクトルセンサ・データの高度利用に係る研究開発 | 39,248 | 253,221 | 302,715 | 448,180 | 267,000 | 281,800 | 18～22年度 |
| 2 | ハイパースペクトルセンサの校正・データ処理等に係る研究開発 | 53,000 | 143,450 | — | — | — | — | 22～26年度 |
| 3 | 石油資源遠隔探知技術の研究開発 | 1,188,499 | 1,150,000 | — | — | — | — | 22～26年度 |
| 4 | グローバル・リモートセンシング利用資源解析強化事業 | 192,150 | 300,947 | 301,686 | — | — | — | 21～25年度 |
| 5 | マイクロ波による精密ビーム制御技術の研究開発 | 130,000 | 170,000 | 124,981 | — | — | — | 21～24年度 |
| 6 | 空中発射システムの研究開発 | 67,444 | 150,000 | 149,869 | — | — | — | 21～23年度 |
| 7 | 次世代衛星基盤技術開発 | 575,371 | 213,000 | 255,000 | 5,250 | — | — | 18～21年度 |

- (注) 1 1について、平成18年度の契約金額は経済産業省へ聴取した結果判明したものであり、19、20年度の契約金額については、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日財計第2017号)に基づく契約に係る情報の公表による。
- 2 2について、独立行政法人産業技術総合研究所との2者連名契約となっている。(財)資源・環境観測解析センターの事業担当分は22年度5,000千円、23年度65,450千円)
- 3 3について、独立行政法人産業技術総合研究所及び特定非営利活動法人宇宙利用を推進する会との3者連名契約となっている。(財)資源・環境観測解析センターの事業担当分は22年度225,426千円、23年度988,000千円)
- 4 4について、平成21年度補正予算で開始した事業であり、21年度計上分は22年度に執行している。
- 5 6について、平成23年度が事業の終期となっているが、24年度概算要求を実施している。(24年度要求額1.5億円)
- 6 7について、「事業計画年度(当初)」には、企画競争を行った平成18年度以降の契約期間を掲載した(公募要領における事業計画年度(当初)は平成15年度から19年度)。

※ 上記以外の次の2件の研究開発についても、初年度のみ企画競争等を実施しているが翌年度以降随意契約となっている。

- (2)－ア x ix 経済産業省 小型化等による先進的宇宙システムの研究開発 (平成22年度、23年度) (財)無人宇宙実験システム研究開発機構
- (2)－ア x x " 宇宙等極限環境における電子部品等の利用に関する研究開発 実証衛星3号機等の開発 (平成23年度) "

【所見】

複数年度にわたる調査研究や複数年度にわたる事務局の運營業務等に関する契約においては、前年度の業務の履行結果が良好であることや業務に精通していることのみを理由に、事業開始年度の翌年度以降、同一事業者と競争性のない随意契約を行うことなく、原則として、毎年度、一般競争入札等の競争性のある調達手続により事業者を選定すること。

また、事業内容が複数年度にわたる研究開発に関する契約においては、競争性及び透明性確保の観点から、原則として、毎年度、一般競争入札等の競争性のある調達手続により事業者を選定すること。やむを得ず、事業開始年度の翌年度以降、競争性のない随意契約を締結する場合においても、予算の効果的かつ効率的な執行、事業の達成目標の明確化の観点から、事業の必要性、実施内容等を十分に検討した上、契約金額の妥当性について厳しく精査すること。

イ 再委託先の指定の見直し

【実態及び問題点】

事業者選定に係る仕様書等において、契約における再委託先や再委託金額を国が指定しており、実質的に競争性のない随意契約となっている例がある。

【例】

- (2) - イ i 環境省 微小粒子状物質等曝露システム改善調査業務（平成21年度 最低価格落札方式） (財) 日本環境衛生センター
一般競争入札を実施しているにもかかわらず、仕様書に再委託先（株A社、株B社）及びその契約金額（それぞれ530万円、438万円）を記載しており、再委託業務について競争性、公平性及び客観性が確保されていない。
- (2) - イ ii " 東アジア大気汚染防止戦略検討調査業務（平成21年度 企画競争、22年度 随意契約） "
- 企画競争を実施しているにもかかわらず、仕様書に再委託先（株C社）及びその契約金額（3,060万円：平成21年度）を併せて記載しており、再委託業務について競争性、公平性及び客観性が確保されていない。
- (2) - イ iii " 広域最終処分場計画調査（海面最終処分場の閉鎖・廃止適用マニュアル策定に向けた調査委託業務）（平成22年度 総合評価落札方式） "
- 一般競争入札を実施しているにもかかわらず、仕様書に再委託先（株D社、株E社）及びその契約金額（それぞれ263万円、409万円）を記載しており、再委託業務について競争性、公平性及び客観性が確保されていない。
- (2) - イ iv " 酸性雨モニタリング推進業務（平成21年度～23年度 随意契約） "
- 本契約に先立ち、仕様書に再委託先（株F社、(財)岐阜県公衆衛生センター、(財)上越環境科学センター）及びその契約金額（それぞれ689万円、202万円、184万円：平成21年度）を記載しており、再委託業務について競争性、公平性及び客観性が確保されていない。

- (2) - イ v 環境省 黄砂問題調査検討業務（平成22年度 総合評価落札方式） (財) 日本環境衛生センター
一般競争入札を実施しているにもかかわらず、仕様書に再委託先（独立行政法人国立環境研究所）及びその契約金額（350万円）を記載しており、再委託業務について競争性、公平性及び客観性が確保されていない。
- (2) - イ vi // 京都メカニズムを利用した公害対策と温暖化対策のコベネフィットの実現等に関する途上国等人材育成支援事業委託業務（平成21年度 随意契約） (財) 地球環境戦略研究機関
本契約に先立ち、仕様書に再委託先（株G社など）を記載しており、再委託業務について競争性、公平性及び客観性が確保されていない。

【所見】

仕様書等において再委託先や再委託金額を指定することは、事実上、国と再委託先との間において競争性のない随意契約を結んでいることとなるため、契約における競争性、透明性及び公平性を確保する観点から、仕様書等で再委託先や再委託金額を指定しないこと。

やむを得ず指定する場合は、その合理的理由を公表すること。

(3) 競争性のある契約等における適切な評価、選定の実施の確保

[問題を取り巻く環境]

- 国が締結する契約については、会計法第29条の5の規定に基づき、原則として公平、公正な手続をもって実施される入札によるものとされており、「政府系の公益法人が行う事業の横断的見直しについて」（平成22年6月15日行政刷新会議決定）においても、競争入札等により国等が公益法人向け支出を行っている場合において、競争性の発現が阻害されていることがないかについて厳格な見直しを行い、実質的な競争性を確保することとされている。

今回、総合評価落札方式による一般競争入札、企画競争等における提案書、企画書の審査の方法や審査体制等について調査した結果、より公平性、公正性を確保する余地がある例がみられた。

【実態及び問題点】

- ① 総合評価落札方式による一般競争入札及び企画競争における提案書、企画書の審査において、審査者の配点が偏っている、特定の項目の配点が偏っているなど、審査や評価の結果に関して公平性、公正性の確保が十分図られていないおそれがある例がある。

【例】

- (3) - ① i 外務省 平和維持・構築分野における国連諸機関の活動評価（現地での連携と調整）のための
調査業務委嘱（平成21年度企画競争） (財)国際開発高等教育機構
- 評価者5名のうち4名が他の事業者に高得点（100点満点中70点、82点、82点、84点）を付しているのに対し、残りの評価者1名が極端に低い点数（43点）を付している。
- なお、この結果、第1位と第2位の得点差が僅差となり、当該契約の仕様書において、「第1位の得点を得た企画と僅差（第1位の得点の5%以内）の企画がある場合は、同等の評価を得たものとみなし、見積価格のもっとも低い企画を採用」とされていることから第2位であった当該法人が選定されている。

- (3) - ① ii **経済産業省** **マイクロ波による精密ビーム制御技術の研究開発** (平成21年度 企画競争) (財) 無人宇宙実験システム研究開発機構
 本事業の企画書の審査において、発注者(経済産業省)が委嘱した当該審査を行う外部有識者の中に、前年に同分野について広くアドバイスを求めた研究者が含まれている。
- (3) - ① iii **環境省** **日系静脈産業メジャーの海外展開促進のための情報発信・研修企画等業務** (平成23年度 総合評価落札方式) (財) 日本環境衛生センター
 事実に関するものであることから、本来、審査者によって大きな差が出ない項目である過去の類似業務実績の採点において、審査者5名のうち1名が、提案書審査における上位2者のうち第2位の者に極端に低い点を付している(第2位の者に対する4名の採点は37点、45点、45点、45点。これに対し、残る1名の採点は19点)にもかかわらず、当該採点結果をそのまま使用している。

【異常な値を除外する方策】

外務省 企画競争において、複数の採点者が付した得点のうち、各評価項目の最高点及び最低点を除いた残りの得点を合計して項目別評価点を算出し、それら項目別評価点の総合計に基づき事業者を選定しているものがある。
 「安全保障に関する知的交流事業(平成22年度 企画競争)」などで採用。

② 一般競争入札(総合評価落札方式)又は企画競争における提案書、企画書の審査の方法が不適切である、未実施の業務に係る不適切な処理が行われているなどにより、不適切な事業者の選定等が行われているおそれがある例がある。

【例】

- (3) - ② i **外務省** **オピニオンリーダー招待他3者招待事業委託業務** (平成22年度 企画競争) (社) 国際交流サービス協会
 企画競争における採点において、採点者の1名が評価点の上限を超えて加点している。
- (3) - ② ii // **台頭する新興国と日本外交についての調査研究** (平成22年度 総合評価落札方式) (-財) 平和・安全保障研究所
 本事業における一般競争入札において、落札者がいなかったため入札を不調とし、その後不落随意契約の価格交渉に着手しているが、その際に入札参加者に見積額を再提示させるのではなく、発注者(外務省)から見積額を提示して、価格交渉を行っている。

- (3) - ② iii **厚生労働省 原爆放射線による健康影響に関する国際交流調査研究事業（平成21年度～23年度 公募）** **（財）放射線影響研究所**
 仕様書で実施すべきとされている日本の専門家派遣、外国からの研修生受入れ、海外被爆者生活環境調査及び国際シンポジウムの開催の4つの業務に関して、平成21年度に実施することとされていたアンケート調査については、履行期限までに完了しておらず、また、22年度に実施することとされていた情報収集についても、事業実績報告書において、その履行状況を確認することができない。
- (3) - ② iv **〃 老人保健事業推進費等補助金（平成21年度 公募）** **（社）国民健康保険中央会**
 本補助金は公募制を採用しているが、補助対象として優先的に採択することとされている調査研究テーマの中に、本法人が運用・改修等を行っている情報システムに関するものが含まれており（テーマ名：介護報酬改定を反映した適正化システムの拡充に関する調査研究事業）、競争的な選定がなされていない。
- (3) - ② v **経済産業省 省エネルギー設備導入等促進事業（省エネ家電等情報提供事業）（平成21年度、23年度 総合評価落札方式）** **（財）省エネルギーセンター**
 本事業における、一般競争入札（総合評価落札方式）の公告において、提案書等の提出締切りが、平成23年3月23日11時、開札時間が同日16時となっていることから、提出締切り間際に複数の提案書等の提出があった場合、審査時間が5時間しかなく、提案書審査のための十分な時間を確保できず、審査における公正性、公平性を確保できないおそれがある。
- (3) - ② vi **〃 外国産業財産権制度支援事業（平成21年度、22年度 企画競争）** **（社）発明協会**
- (3) - ② vii **〃 産業財産権人材育成協力事業（平成23年度 企画競争）** **〃**
 平成21年度の選定条件として、特許庁から公共交通機関を利用して30分以内に研修室等を有していることが条件となっているが、研修業務の一部再委託がなされている（財）海外技術者研修協会は、特許庁から移動に1時間程度必要な場所にて研修の一部を実施しており、条件に見合った場所で事業を実施していない。平成22年度、23年度も同じ再委託先の法人が同じ場所で研修を実施していたにもかかわらず、特許庁は当該条件の見直しを行わず、同じ事業者を3年連続で選定している。
- (3) - ② viii **環境省 使用済自動車再資源化の効率化及び合理化等推進調査業務（平成21年度 総合評価落札方式）** **（財）日本環境衛生センター**
 一般競争入札（総合評価落札方式）により事業者を選定した契約において、仕様書で求められている主要部分の業務の履行が不可能となった時点で、事業者の債務不履行の可能性について十分な検討をせず、事業者からの申出による契約変更を認めている。

【所見】

- ① 総合評価落札方式又は企画競争における提案内容等の審査を行うに当たっては、公正性、公平性確保の観点から、審査時間を十分確保するとともに、評価点の異常値の排除や、審査者の選定において応札者・応募者との関係を精査すること。
- ② 事業者の事業遂行能力を的確に審査するとともに、履行不能となった場合の責任の所在を明確にし、事業者に責任がある場合には債務不履行に伴う適切な処理を行うこと。

(4) 各府省の対応

【所見】

各府省は、個別指摘事項の改善を図るとともに、それ以外のものについても、当省がチェック事項として整理した自己点検表を参考にして、「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）等に基づく点検・見直しに活用するとともに、内閣官房は各府省の点検・見直し状況の取りまとめを行うこと。

Ⅲ 公益法人等に対する権限付与の状況

1 権限付与の概況

公益法人等が法令に基づいて指定、登録等を受けて特定の事務・事業を実施している権限付与は、平成22年度において、430制度、663法人となっている。府省別にみると、国土交通省（151制度）及び厚生労働省（116制度）の2省において権限付与制度数全体の約6割を占めている。

表Ⅲ－① 国所管公益法人等に対する権限付与の状況
(単位：制度、法人)

| 府省名 | 制度数 | 法人数 |
|---------|-----|-----|
| 内閣府 | 1 | 1 |
| 国家公安委員会 | 12 | 15 |
| 金融庁 | 12 | 16 |
| 消費者庁 | 1 | 1 |
| 総務省 | 36 | 26 |
| 法務省 | 4 | 4 |
| 外務省 | 0 | 0 |
| 財務省 | 3 | 5 |
| 文部科学省 | 23 | 15 |
| 厚生労働省 | 116 | 280 |
| 農林水産省 | 18 | 43 |
| 経済産業省 | 56 | 69 |
| 国土交通省 | 151 | 245 |
| 環境省 | 23 | 14 |
| 防衛省 | 0 | 0 |
| 合計 | 430 | 663 |

- (注) 1 「政府系公益法人の見直しについて」(内閣府公益法人行政担当室(平成23年7月発表))の調査結果(平成22年4月1日現在)に基づき当省が作成した。
- 2 合計における制度数は、府省間の共管を除いた実数であり、法人数も実数である。

公益法人等に権限付与している430制度（663法人）のうち、国家公務員出身者が常勤理事として在籍している法人に対する権限付与は314制度（407法人）と、権限付与制度数全体の73.0%、国所管公益法人等数全体の61.4%となっている。

また、公益法人等に権限付与している430制度のうち、複数者指定等を不可としているもの103制度、複数者指定等が可能な327制度中実態上一者指定等となっているもの191制度の計294制度が一人指定等となっている。これらのうち、国家公務員出身者が常勤理事として在籍している314制度についてみると、複数者指定等を不可としているもの75制度、複数者指定等が可能である239制度中実態上一者指定等となっているもの130制度の計205制度が一人指定等となっている。

表Ⅲ－② 複数者指定等の可否等の状況

（単位：制度、法人、％）

| 区 分 | | 国所管公益法人等に対する権限付与の状況 | | | | | | | |
|-----|-----|---------------------|-------------------|--------------|----------|---------------------------------|-------------------|--------------|-----------|
| | | 複数者 指定等 が不可 | 複数者 指定等 が可能 | 実態上一者 指定等 | 合 計 | うち、国家公務員出身者が常勤理事として 在籍している法人 | | | |
| | | | | | | 複数者 指定等 が不可 | 複数者 指定等 が可能 | 実態上一者 指定等 | 合 計 |
| 制度数 | 指定 | 100 | 119 | 87 | 219 | 74 | 76 | 59 | 150 |
| | 登録 | 0 | 192 | 95 | 192 | 0 | 148 | 65 | 148 |
| | その他 | 3 | 16 | 9 | 19 | 1 | 15 | 6 | 16 |
| | 合計 | 103 | 327 | 191 | 430(100) | 75 | 239 | 130 | 314(73.0) |
| 法人数 | | 121 | 562 | 121 | 663(100) | 85 | 340 | 84 | 407(61.4) |

(注) 1 「政府系公益法人の見直しについて」(内閣府公益法人行政担当室(平成23年7月))、「平成22年度特例民法法人に関する年次報告」(内閣府(平成22年8月))及び当省の調査結果による。

2 国家公務員出身者とは、国の機関に常勤の職員として職務に従事した者を指す。

3 法人数は実数(1法人において、複数の権限が付与されている場合は1法人とカウント)である。

2 調査の結果判明した実態等

国家公務員出身者が常勤理事として在籍している 407 法人に係る 314 制度において、法令上複数者指定等が不可となっている 75 制度を除く複数者指定等が可能な 239 制度での参入促進の取組状況等について調査したところ、以下のような実態がみられた。

権限付与を行う府省は、透明性の確保の観点から、指定等の基準をインターネットで公開するとともに、指定等の基準に関する問合せ等には迅速に対応すること等とされているところである（「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定））。しかし、複数者指定等が可能な 239 制度のうち 25 制度においてインターネットで指定等の基準等を公開していない。

また、制度上は複数者指定等が可能な制度のうち、実態上一者指定等となっている 130 制度における各府省の参入促進についての取組状況をみると、59 制度においては、潜在的な担い手や制度のユーザー等関係者へのヒアリング等の取組を行っているものの、上記閣議決定で定められた指定等の基準の公開を行っていない 16 制度を含む 71 制度においては参入促進への積極的な取組を行っていない。

このように、複数者指定等が可能な制度における参入促進の努力が不十分な制度がみられる一方、複数者指定等が可能な制度で、実態としても複数者が指定等されている制度の中には、指定等の申請に係る手引や民間企業の登録を想定した様式・記載例をホームページに掲載したり、指定機関の拡大に向けての説明会を開催し、6 者（平成 21 年度）から 14 者（平成 23 年 8 月末現在）へ増加させるなどの取組を行っている例がみられる。

なお、実態上一者指定等となっている 130 制度 84 法人において、当該指定等事業における収支が平成 21 年度、22 年度と連続して黒字となっているものは 24 制度 19 法人となっている。

【所見】

透明性の確保の観点から、指定等の基準をインターネットで公開していない制度を所管する府省は、その公開を行うこと。
また、複数者指定等が可能な制度のうち、実態上一者指定等となっている制度で参入促進の取組を行っていない制度については、積極的な参入促進に努めること。

第3 自己点検表

1 一者応札・一者応募となっている契約等における参入拡大のための措置の促進

① 参入要件等の見直し

ア 入札、企画競争及び公募の参加条件（参加者に求める資格・能力、実施体制等）は、過去に多数の受注実績があることや特殊な業務の経験を有していることを求めているなど、参加可能な者を必要以上に特定の者に限定する内容となっていないか。また、事業の実績等については、総合評価、企画競争における審査項目として評価することとし、できる限り競争参加条件としないよう努めているか。

イ 入札、企画競争及び公募における仕様書の内容は、前回又は過去に当該事業を受託した者でなければ実施できないものとなっているなど、入札等に参加可能な者を必要以上に限定するものとなっていないか。

ウ 総合評価落札方式による一般競争入札や企画競争における提案書や企画書の審査は、過去に当該事業又は同種類似事業を実施した者が採点上有利になるような評価構造となっているなど、特定の者に有利となるものとなっていないか。

② 契約準備期間等の確保

一般競争入札等の競争的な調達方式による契約における公告日から開札日までの期間等は、特に新規参入希望者が、提案書等の検討、仕様書で求められている業務を実施するための準備、前年度の事業実施者からの業務の引き継ぎ等を行うのに十分な期間が確保されているか。

③ 仕様書の記載内容の明確化

仕様書等の記載内容は、新規参入希望者が業務内容や業務量を十分理解し適正な入札価格を算出するために必要な情報を、具体的かつ分かりやすく記載したものとなっているか。

④ 事業の分割化

仕様書において実施を求める業務内容は、多岐に及ぶ広範囲なものとなっているために全てを一括して受注し実施できる事業者が限定されてしまう内容となっていないか。また、そうしたおそれがあるものについて、参入拡大の観点から、事業の成果に対する影響や事業費削減等の観点にも留意しつつ、分割の可否が十分検討されているか。

2 競争性のない随意契約の適正化

① 複数年度にわたる事業における2年目以降の競争性のない随意契約の見直し

事業内容が複数年度にわたるものの、予算措置や契約等は単年度で措置されている調査研究等の契約で、事業開始年度においては企画競争等の競争的な調達方式による契約により事業者を選定しているものについて、競争性のない随意契約の削減等の観点から、次年度以降の契約においても、可能な限り引き続き競争的な調達方式による契約とすることに努めているか。また、真に競争的な調達方式による契約によりがたい場合であっても、当該事業者と継続して契約する必要性が十分検討されているか。

② 研究開発に係る事業の委託については、予算の効果的かつ効率的な執行、事業の達成目標の明確化の観点から、事業の必要性、実施内容を十分検討し、随意契約の金額の妥当性について厳しく精査したものとなっているか。

③ 調査研究等の委託契約における再委託先及び再委託金額の指定は、実質的には国と再委託先との競争性のない随意契約に相当するため、競争性のない随意契約の削減等の観点から、その必要性が十分に検討され、真に必要な場合のみに限定されているか。やむを得ず指定する場合は、その合理的理由を公表しているか。

3 競争性のある契約等における適切な評価、選定の実施の確保

① 総合評価落札方式による一般競争入札、企画競争等における提案書や企画書の審査等において、十分な審査時間が確保されている、一部審査者の採点に偏りが見られた場合など不適切な審査結果が出た場合に一定のルールに基づいて是正を行っている、など、審査や評価に関して公平性・公正性の確保が十分図られているか。

② 事業者の事業遂行能力を的確に審査しているか。また、履行不能となった場合には、責任の所在を明確にした上で適切な処理が行われているか。

資料

事例票 1 支出関係

事例票 2 権限付与関係

| | | | | | |
|------------|--|---|-------------------------|--------------------|-------------------|
| 事例No | (1) -ア-① i | | | | |
| 府省庁名 | 内閣府 | 支出先公益法人等名 | (公財) 原子力環境整備促進・資金管理センター | | |
| 契約又は補助金件名 | 科学技術基礎調査等委託 (放射性廃棄物処分の安全審査指針等に関する調査) (平成21年度) | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | 平成21年2月10日 | 提案書等提出期限 | 平成21年3月11日 | |
| | 契約等締結日 | 平成21年4月1日 | 契約等期間 | 平成21年4月1日～22年3月31日 | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | 一般競争入札 (総合評価落札方式) | 応札者数 | 1者 | 契約等金額 10,920千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | <p>本事業は、原子力安全委員会が策定する放射性廃棄物処分の安全審査指針等に関する調査を実施するものであり、平成21年度は、次の業務を行うこととされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国際機関の安全規制動向調査 ② 諸外国の安全規制動向調査 ③ 規制関連報告書 (指針や法令等) と実施関連報告 (申請書等) の重要事項分析 | | | |
| 調査結果 (実態) | <p>本事業は、放射性廃棄物処分の安全審査指針等に関する調査を一般競争入札 (総合評価落札方式) により発注されたものであり、調査対象とした平成21年度及び22年度のほか、20年度においても (公財) 原子力環境整備促進・資金管理センターに委託されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年度科学技術基礎調査等委託 (放射性廃棄物処分の安全指針等に関する調査) (一般競争入札 (総合評価落札方式)。一者応札：委託費 10,500,000円) ・ 平成21年度科学技術基礎調査等委託 (放射性廃棄物処分の安全審査指針等に関する調査) (一般競争入札 (総合評価落札方式)。一者応札：委託費 10,920,000円) ・ 平成22年度科学技術基礎調査等委託 (放射性廃棄物処分の安全審査指針等に関する調査) (一般競争入札 (総合評価落札方式)。一者応札：委託費 9,975,000円) <p>平成21年度委託事業において、入札者は、仕様書に基づいて提案書を作成し、提案書提出締切日 (平成21年3月11日) までに提出しなければならないこととされている。</p> <p>また、平成21年度委託事業に係る仕様書 (21年2月10日公告) では、入札者に求める要求事項等として、「基礎点に係る要求事項」についての項目は必須の事項であり、最低限の要求事項を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格者として落札決定の対象が除外される。」とし、「基礎点に係る要求事項」には「仕様書記載の調査目的・内容について全て提案されているか。」との事項があるため、入札者は、仕様書記載の調査目的・内容について全て提案することが必須となっている。</p> | | | | |

| | |
|------|---|
| | <p>さらに同仕様書では、次のとおり、諸外国の安全規制動向調査については、平成20年度に実施した放射性廃棄物処分の安全審査指針等に関する調査（以下「平成20年度委託事業」という。）においてスウェーデン及びフィンランド並びにフランスについて調査を実施していることから、これらの知見を踏まえた上で、これらの国々の進捗状況を把握することとされている。</p> <p>【平成21年度委託事業仕様書（抜粋）】</p> <p>②精密調査地区選定に係る環境要件等に関する調査</p> <p>我が国の精密調査地区の選定の際に実施されるボーリング調査等の地上からの調査を中心とした調査に関して、諸外国でのボーリング調査等の地上からの調査に基づくサイト選定基準の内容を調査するとともに、ボーリング調査等により得られた結果をサイト選定基準に照らし評価した事例を調査する。</p> <p><u>既に平成20年度委託事業により、スウェーデン及びフィンランド並びにフランスについて調査を実施していることから、平成21年度は、これらの知見を踏まえた上で、これらの国々の進捗状況を把握する。また、今後新たにサイト選定基準が整備される見込みのある国についても調査を行う。</u></p> <p>(注) 下線は、当省で付した。</p> <p>このように本件では、入札者は、平成20年度委託事業の調査結果の知見を踏まえた上で、平成20年度委託事業で対象とした国々における進捗状況を把握するための調査内容を提案することが必須となっており、平成20年度委託事業の調査状況を把握していることが必要となる。</p> <p>しかしながら、平成20年度委託事業の成果報告書は、本件に係る提案書提出締切日（21年3月11日）より後の21年3月31日に提出されているため、提案書提出締切日時点で調査状況を把握することができるのは平成20年度委託事業の受託者である（公財）原子力環境整備・資金管理センターのみである。</p> <p>そのため、同法人以外の事業者は、仕様書上求められている事項について実質的に提案することが難しいものとなっている。</p> |
| 問題点等 | <p>本件では、総合評価落札方式の評価項目において、平成20年度委託事業の実施結果を踏まえた調査目的・内容について提案することが必須となっており、平成20年度委託事業の調査結果を把握していることが必要となる。しかし、成果報告書の提出期限よりも前に提案書提出期限が設定されているため、平成20年度委託事業の受託者以外の者が調査状況を把握することができないものとなっている。</p> |
| 備考 | <p>平成22年度の科学技術基礎調査等委託においては、同様の提案は求められていない。</p> |

| | | | | | |
|------------|---|---|---------------------|---|--|
| 事例No | (1) -ア-① ii | | | | |
| 府省庁名 | 厚生労働省 | 支出先公益法人等名 | (財) 麻薬・覚せい剤乱用防止センター | | |
| 契約又は補助金件名 | ①覚せい剤等撲滅啓発事業 (平成21年度) ②覚せい剤等撲滅啓発事業 (平成22年度) ③覚せい剤等撲滅啓発事業 (平成23年度) | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | ①平成21年2月13日 ②平成22年3月2日 ③平成23年3月4日 | 提案書等提出期限 | ①平成21年3月4日 ②平成22年3月17日 ③平成23年3月22日 | |
| | 契約等締結日 | ①平成21年4月1日 ②平成22年4月1日 ③平成23年4月1日 | 契約等期間 | ①平成21年4月1日～22年3月31日 ②平成22年4月1日～23年3月31日 ③平成23年4月1日～24年3月31日 | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | ①随意契約 (企画競争) ②一般競争入札 (総合評価落札方式) ③一般競争入札 (総合評価落札方式) | 応札者数 | 1者 | 契約等金額 ①86,037千円 ②78,855千円 ③78,435千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | 麻薬・覚せい剤等の乱用を撲滅するため、国民一人一人に薬物乱用による弊害を正しく認識させ、薬物乱用を許さない国民世論を形成するための以下の啓発事業を行うものである。 ① 薬物乱用防止キャラバンカーを活用した広報事業 ② 青少年薬物乱用防止啓発事業 ③ 薬物乱用防止中堅指導員養成事業 | | | |
| 調査結果 (実態) | <p>本事業は、薬物乱用防止キャラバンカーを活用した広報事業、青少年薬物乱用防止啓発事業及び薬物乱用防止中堅指導員養成事業の3事業で構成されている。その中でも、薬物乱用防止キャラバンカー (薬物標本やビデオコーナーを備えた大型バス) 5台を利用し、専門指導員が小学校等を巡回し、薬物乱用防止に関する正しい知識の普及を図る広報事業がその中心の事業となっており、当該事業の受託には、薬物乱用防止キャラバンカーを5台用意することが必要不可欠となっている。</p> <p>(財) 麻薬・覚せい剤乱用防止センターは、薬物乱用防止キャラバンカー5台 (平成10年度から13年度にかけて厚生労働省の委託事業により同法人が製造) を利用して当該事業を実施し、同キャラバンカーは、現在、当該法人の所有となっている。また、本事業で利用が求められている薬物乱用防止キャラバンカーは、当該法人しか所有していない。</p> <p>平成21年度は企画競争、22年度及び23年度は一般競争入札 (総合評価落札方式) にて事業者を選定しているが、いずれの年度も一者応募・一者応札で、(財) 麻薬・覚せい剤乱用防止センターに事業を委託している。</p> | | | | |
| 問題点等 | 本事業の実施においては、現在、当該法人のみが所有する、特定車両 (薬物標本やビデオコーナーを備えた大型バス) の運行が前提となっており、当該法人以外の者の実施が困難な内容となっている。 | | | | |

| | | | | | | |
|------------|--|--|----------------|--------------------|-------|-----------|
| 事例No | (1) -ア-①iii | | | | | |
| 府省庁名 | 外務省 | 支出先公益法人等名 | (社) 国際交流サービス協会 | | | |
| 契約又は補助金件名 | 21世紀パートナーシップ促進招へい事業 (平成21年度) | | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | 平成21年2月6日 | 提案書等提出期限 | 平成21年3月16日 | | |
| | 契約等締結日 | 平成21年4月1日 | 契約等期間 | 平成21年4月1日～22年3月31日 | | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | 随意契約 (公募) | 応札者 | 1者 | 契約等金額 | 225,509千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | <p>外国の政治、経済等各界において、一定の影響を有する者、又は、将来指導的立場に就くことが有力視されている者を日本に招へいし、日本政府及び民間関係者との接触、産業・伝統文化等の視察等を通じて、日本及び日本政策に対する正しい理解の増進を図ることによって「親日化、知日化」を促進し、将来の我が国外交の遂行を円滑にしようとするため、当該事業の接遇に係る業務一式 (航空券の発券、空港送迎、宿泊、食事、自動車借受、通訳・エスコート等) について、委嘱するものである。</p> | | | | |
| 調査結果 (実態) | <p>本業務の仕様書における応募資格は、政府招待の閣僚、議員等レベルの外国人賓客及び30名規模の団体に対して、航空券の発券、空港送迎、宿泊、食事、自動車借受、通訳・エスコート、アポイントメントの取り付け等の業務全般を一元的に受託した実績を過去2か年に複数回有し、かつ、そのうち1年の年間取扱案件数が80件以上の実績を有することとなっており、実績を有した者しか、応募できないものとなっている。</p> <p>また、手配する通訳者及びエスコートについては、英語、仏語、中国語、韓国語、ロシア語、ドイツ語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、タイ語、ベトナム語及びアラビア語を常時登録し手配できることを求め、これ以外の言語についても迅速な手配が可能であることが求められている。</p> <p>さらに通訳者については、通訳を主たる業務としている者であって実務経験2年以上であり、継続的に業務を行っている上、英語の場合は、年間100回 (日) 程度以上、その他の言語は、継続的といえる相当回数、稼働している実績を有していることを条件としている。</p> | | | | | |
| 問題点等 | <p>本業務の応募資格として、年間80件以上、政府招待の閣僚、議員等の外国人賓客等の接遇業務を一元的に受託した実績を有すること等が条件となっている。これは参入事業者を限定的に絞り込む内容となっており、当該法人のみの一者応募の状況となっている。</p> | | | | | |
| 備考 | <p>平成22年度以降、随意契約 (公募) から一般競争入札に移行し、業務全般を一元的に受託した実績を過去2か年に複数回有するといった条件を緩和し、複数者が応札している。</p> | | | | | |

| | | | | | |
|------------|--|---|----------------|--------------------|-------------------|
| 事例No | (1) -ア-①iv | | | | |
| 府省庁名 | 外務省 | 支出先公益法人等名 | (社) 国際交流サービス協会 | | |
| 契約又は補助金件名 | オピニオンリーダー招待及び高級実務者招へい事業等接遇業務 (平成21年度) | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | 平成21年2月6日 | 提案書等提出期限 | 平成21年3月16日 | |
| | 契約等締結日 | 平成21年4月1日 | 契約等期間 | 平成21年4月1日～22年3月31日 | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | 随意契約 (公募) | 応札者数 | 1者 | 契約等金額 61,900千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | <p>本業務は、諸外国の世論形成に大きな影響力のある有力者を日本に招待し、日本における各分野の要人、専門家と会見させ、産業所施設、文化的遺産等を視察させることにより諸外国における日本諸政策の正しい理解の増進を図り、日本の外交政策遂行を円滑にするものである。</p> <p>また、我が国の実情を正しく認識せしめ、二国間の経済関係の促進や多角的貿易体制の維持・強化に役立てるため、我が国と貿易関係にある諸外国及び国際機関から、貿易経済分野のハイレベル且つ有力な人物を我が国に招待することを目的として、要人等の接遇に係る業務一式 (航空券の発券、空港送迎、宿泊、食事、自動車借受、通訳・エスコート等) について、委嘱するものである。</p> | | | |
| 調査結果 (実態) | <p>本業務の仕様書における応募資格は、政府招待の閣僚、議員等レベルの外国人賓客及び30名規模の団体に対して、航空券の発券、空港送迎、宿泊、食事、自動車借受、通訳・エスコート、アポイントメントの取り付け等の業務全般を一元的に受託した実績を過去2か年に複数回有し、かつ、そのうち1年の年間取扱案件数が40件以上の実績を有することとなっており、実績を有した者しか、応募できないものとなっている。</p> <p>また、手配する通訳者及びエスコートについては、英語、仏語、中国語、韓国語、ロシア語、ドイツ語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、タイ語、ベトナム語及びアラビア語を常時登録し手配できることを求め、これ以外の言語についても迅速な手配が可能であることを求めている。</p> <p>さらに通訳者については、通訳を主たる業務としている者であって実務経験2年以上であり、継続的に業務を行っている上、英語の場合は、年間100回 (日) 程度以上、その他の言語は、継続的といえる相当回数、稼働している実績を有していることが条件としている。</p> | | | | |
| 問題点等 | <p>本業務の応募資格として、年間40件以上、政府招待の閣僚、議員等の外国人賓客等の接遇業務を一元的に受託した実績を有すること等が条件となっている。これは参入事業者を限定的に絞り込む内容となっており、当該法人のみの一者応募の状況となっている。</p> | | | | |
| 備考 | 平成22年度以降、業務全般を一元的に受託した実績を過去2か年に複数回有するといった条件は付していない。 | | | | |

| | | | | | | |
|------------|---|--|----------------|--------------------|-------|----------|
| 事例No | (1) -ア-①v | | | | | |
| 府省庁名 | 外務省 | 支出先公益法人等名 | (社) 国際交流サービス協会 | | | |
| 契約又は補助金件名 | 外国報道関係者招へい事業に係る業務一式 (平成21年度) | | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | 平成21年2月26日 | 提案書等提出期限 | - | | |
| | 契約等締結日 | 平成21年4月1日 | 契約等期間 | 平成21年4月1日~22年3月31日 | | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | 一般競争入札 (最低価格落札方式) | 応札者数 | 1者 | 契約等金額 | 52,218千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | <p>本事業は、マス・メディアを通じて一般大衆に直接話しかける立場にあるジャーナリストを日本に招待し、日本の外交、政治、経済、社会、文化、国民感情等につき、自由に取材し、視察する機会を与え、訪日体験に基づいた報道を通じ、世界各国国民の対日親近感を醸成し、より正しい対日理解を増進するために実施するため、外国報道関係者の接遇に係る業務一式 (航空券の発券、空港送迎、宿泊、食事、自動車借受、通訳・エスコート等) について、委嘱するものである。</p> | | | | |
| 調査結果 (実態) | <p>本業務の仕様書における委嘱先に求める条件は、政府招待の政府関係者及び外国報道関係者に対し、被招へい者の来日から離日までの航空券の発券、空港送迎、宿泊、食事、自動車借受、通訳・エスコート、アポイントメントの取り付け等の業務全般を一元的に受託した実績を過去2か年に12回程度以上の実績を有することとし、この実績を有した者しか、応募できないものとなっている。</p> <p>また、手配する通訳者及びエスコートについては、英語、スペイン語、ロシア語、仏語、アラビア語及び中国語を常時登録し手配できることを求め、これ以外の広東語、ベトナム語、インドネシア語、モンゴル語、ラオス語、ダリ語、独語、ペルシャ語、韓国語、ポルトガル語、カンボジア語、イタリア語、タイ語等についても確実に手配が可能であることを求めている。</p> <p>さらに通訳者については、通訳を主たる業務としている者であって実務経験2年以上であり、継続的に業務を行っている上、英語の場合は、年間100回 (日) 程度以上、その他の言語は、継続的といえる相当回数、稼働している実績を有していることが条件となっている。</p> | | | | | |
| 問題点等 | <p>本業務の応募資格として、過去2か年で12回程度、政府招待の閣僚、議員等の外国人賓客等の接遇業務を一元的に受託したことが条件となっている。これは参入可能者を限定的に絞り込む内容であり、実際、当該法人のみの一者応札となっている。</p> | | | | | |
| 備考 | 平成22年度以降、業務全般を一元的に受託した実績を過去2か年に12回程度以上有するといった条件は付されていない。 | | | | | |

| | | | | | | |
|------------|---|---|-------------|--|-------|----------------------------------|
| 事例No | (1) -ア-①vi | | | | | |
| 府省庁名 | 厚生労働省 | 支出先公益法人等名 | (財)放射線影響研究所 | | | |
| 契約又は補助金件名 | ①原爆被爆者の免疫機能及び分子生物学等に関する研究事業（平成21年度） ②原爆被爆者の免疫機能及び分子生物学等に関する研究事業（平成22年度） ③原爆被爆者の免疫機能及び分子生物学等に関する研究事業（平成23年度） | | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | ①平成21年7月6日 ②平成22年6月30日 ③平成23年7月4日 | 提案書等提出期限 | ①平成21年7月17日 ②平成22年7月13日 ③平成23年7月15日 | | |
| | 契約等締結日 | ①平成21年10月19日 ②平成22年10月27日 ③平成23年9月30日 | 契約等期間 | ①平成21年10月19日～22年3月31日 ②平成22年10月27日～23年3月31日 ③平成23年9月30日～24年3月31日 | | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | 随意契約（公募） | 応札者数 | ①1者 ②1者 ③1者 | 契約等金額 | ①4,958千円 ②3,966千円 ③3,174千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | <p>本事業は、広島及び長崎に投下された原子爆弾による被爆者が今なお置かれている健康上、社会上の特別の状態に鑑み、その実態を明らかにし、被爆者の健康の保持・増進及び福祉の向上に資することを目的とするものである。具体の事業の内容は以下のとおりとなっている。</p> <p>① 原爆被爆者の固形がん発生に関する遺伝子異常とその分子疫学的研究 これまでの研究実績等を活用し、採取した被爆者の細胞組織から遺伝子の異常を把握し、原爆放射線との因果関係の実証を、実際の検体を利用して、確実に行うことができるか実証研究を行う。</p> <p>② 原爆被爆者の骨髄・免疫異常の発生に関する疫学及び分子生物学的研究 原爆被爆者における骨髄及び免疫異常の発症について疫学調査を行う。そして、分子生物学的な手法を用いて、放射線被曝が被爆者の骨髄・免疫異常の発生に及ぼす経年的な影響を調査し、その発症メカニズムを解明する。</p> <p>③ 疾患と放射線との関連についての文献レビュー 原爆のみならず、医療被曝、職業被曝等による放射線被曝による疾患発生との関連性を最近の調査研究により解明する。</p> <p>④ 実証研究の成果物として、報告書を整理し、委託事業報告書として提出する。</p> | | | | |

| | |
|----------|--|
| 調査結果（実態） | <p>本事業について、厚生労働省は、（財）放射線影響研究所と、平成 18 年度まで競争性のない随意契約を締結していた。平成 19 年度以降は公募を行っているものの、23 年度までの 5 年間、一者応募となっている。</p> <p>調査対象とした平成 21 年度から 23 年度までの公募の公示書において、その参加資格として、「放射線が人体に及ぼす健康影響の解明を目的とした数多くの症例研究の実績を有していること。」との実績要件を設けている。</p> <p>なお、厚生労働省は、平成 21 年 3 月 31 日に「「1 者応札・1 者応募」に係る改善方策について」を取りまとめており、「2. 厚生労働省公共調達中央監視委員会での主な意見等」の記述において、同委員会での 1 者応札・1 者応募案件の審議の中で、「実績等参加要件の緩和が必要」とされている。</p> |
| 問題点等 | <p>公募における応募要件（特殊な技術及び設備等の条件）として、放射線が人体に及ぼす健康影響の解明を目的とした数多くの症例研究の実績を有していることが求められており、一般競争入札、企画競争の前段階で実施する参入希望者の募集であるにもかかわらず、参入事業者を限定的に絞り込む内容となっている。</p> |

| | | | | | | |
|------------|---|---|----------|--|-------|-------------------------------------|
| 事例No | (1) -ア-①vii | | | | | |
| 府省庁名 | 経済産業省 | 支出先公益法人等名 | | (財) 日本自動車研究所 | | |
| 契約又は補助金件名 | ① ITSの規格化事業 (平成21年度) ② ITSの規格化事業 (平成22年度) ③ ITSの規格化事業 (平成23年度) | | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | ①平成21年3月16日 ②平成22年2月8日 ③平成23年3月1日 | 提案書等提出期限 | ①平成21年3月24日 ②平成22年3月10日 ③平成23年3月31日 | | |
| | 契約等締結日 | ①平成21年4月1日 ②平成22年4月1日 ③平成23年4月28日 | 契約等期間 | ①平成21年4月1日～22年3月31日 ②平成22年4月1日～23年3月31日 ③平成23年4月28日～24年3月30日 | | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | 随意契約 (企画競争) | 応札者数 | ①1者 ②1者 ③1者 | 契約等金額 | ①98,856千円 ②83,846千円 ③25,873千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | <p>本事業は、カーナビゲーション・システムやETC (自動料金収受システム)、VICS (渋滞情報提供システム) に代表される ITS (Intelligent Transport System: 高度道路交通システム) について、戦略的に国際標準化を進めるため、海外における ITS 関連技術の動向を調査し、その結果を踏まえ国際規格原案を作成し、ISO (国際標準化機構。以下同じ。) へ当該規格原案の提案を行うとともに、当該規格原案が ISO において国際規格として承認されるよう国際標準化活動を積極的に推進するものである。具体的な事業内容は以下のとおりとなっている。</p> <p>①自動車電子技術等の海外動向調査 (平成21年度、22年度の委託事業) ②ITSの国際規格化検討、提案等のための調査研究 (平成21年度、22年度、23年度の委託事業) ③ITSに関する国際標準化活動支援 (平成21年度、22年度、23年度の委託事業)</p> | | | | |
| 調査結果 (実態) | <p>経済産業省は、ITSの規格化事業を平成9年度から開始し、同年度から17年度まで競争性のない随意契約により、(財) 日本自動車研究所に委託していた。平成18年度から23年度までは随意契約 (企画競争) を行っているが、いずれの年度も一者応募となっている。</p> <p>平成23年度の企画競争募集要領の応募資格では、i) ISO/TC204のWG1、WG11、WG14、WG15、WG16及びWG17を中心として、国際会議に参加する等、国際的な標準化活動に関与してきた実績を有していること、ii) 過去に国内及び海外のITSに関する技術動</p> | | | | | |

向に関連する調査、研究等を実施した経験をもつなど、本調査事業の遂行に当たり十分な能力を有していること、iii) 過去に ISO/TC204 の WG 1、WG11、WG14、WG15、WG16 及び WG17 のいずれかの WG における国際規格原案の提案から規格制定の過程において、国内審議及び国際委員会の活動を通じ積極的に関与した実績を有し、規格制定までのプロセス等に関する十分な知見を有していることなどが要件となっており、業務の特殊性からその確実な実施を担保するためとして、過去の実績に係る複数の応募資格をすべて満たすことが求められている。

(参考) 平成 23 年度企画競争募集要領より抜粋

4. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出してください。(ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。)

①～③ (略)

④ ISO/TC204 の WG 1、WG11、WG14、WG15、WG16 及び WG17 を中心として、国際会議に参加する等、国際的な標準化活動に関与した実績を有していること。

⑤ 過去に国内及び海外の ITS に関する技術動向に関連する調査、研究等を実施した経験をもつなど、本調査事業の遂行にあたり十分な能力を有していること。

⑥ 過去に ISO/TC204 の WG 1、WG11、WG14、WG15、WG16 及び WG17 のいずれかの WG における国際規格原案の提案から規格制定の過程において、国内審議及び国際委員会の活動を通じ積極的に関与した実績を有し、規格制定までのプロセス等に関する十分な知見を有していること。

⑦、⑧ (略)

問題点等

本事業は、ITS（高度道路交通システム）の国際規格化に係る活動支援及び調査研究を実施するものであるが、業務の特殊性からその確実な実施を担保するためとして、過去に ISO/TC204 に関する国際会議等に参加の実績を有することや、ITS に関する技術動向に関連する調査等の経験を有することなど、過去の実績に係る複数の応募資格を満たすことが求められており、参入事業者を限定的に絞り込む内容となっている。

| 事例No | (1) -ア-② i | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|--|---|---------------|---------------------|------------------|------|----|----------------------|-----|----------------------------------|-----|----------------------------------|-----|-----------------------------|-----|---------------------------|-----|------------|-----|------|------|
| 府省庁名 | 外務省 | 支出先公益法人等名 | (財) 核物質管理センター | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約又は補助金件名 | IAEA保障措置(包括的保障措置協定及び追加議定書)実施に関する運用上の解説を含む我が国の法体系調査、及び同調査結果に基づいた英語版資料の作成(平成21年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | 平成21年5月21日 | 提案書等提出期限 | 平成21年6月24日 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 契約等締結日 | 平成21年7月14日 | 契約等期間 | 平成21年7月14日～21年8月31日 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | 随意契約(企画競争) | 応募者数 | 1者 | 契約等金額 2,303千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 契約又は補助事業の内容 | 国際的な核不拡散体制強化のため、我が国における最先端のIAEA保障措置実施に関する法体系を調査し、関連する条文の運用上の解説を加えた資料を作成するとともに、IAEA保障措置協定や追加議定書未締結国が我が国の法体系を一つのモデルとして参照できる英語版説明資料を作成 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 調査結果(実態) | <p>本事業の仕様書に記載されている企画競争の選考基準は、以下のとおり、IAEA包括的保障措置協定及びIAEA追加議定書に関する運用業務等の過去の実績、経験が100分の75を占める状況となっている。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>選考基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保障措置関連の国内法令に関する経験・能力</td> <td>30点</td> </tr> <tr> <td>IAEA包括的保障措置協定及びIAEA追加議定書の国内運用の経験</td> <td>15点</td> </tr> <tr> <td>IAEA包括的保障措置協定及びIAEA追加議定書の国内運用の能力</td> <td>15点</td> </tr> <tr> <td>報告書執筆者の保障措置観点法令分野での技術的経験・実績</td> <td>15点</td> </tr> <tr> <td>報告書執筆者による英語での保障措置関連文書作成経験</td> <td>15点</td> </tr> <tr> <td>スケジュールの妥当性</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>(合計)</td> <td>100点</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 本事業の仕様書に基づき、本省が作成した。</p> | | | | | 選考基準 | 配点 | 保障措置関連の国内法令に関する経験・能力 | 30点 | IAEA包括的保障措置協定及びIAEA追加議定書の国内運用の経験 | 15点 | IAEA包括的保障措置協定及びIAEA追加議定書の国内運用の能力 | 15点 | 報告書執筆者の保障措置観点法令分野での技術的経験・実績 | 15点 | 報告書執筆者による英語での保障措置関連文書作成経験 | 15点 | スケジュールの妥当性 | 10点 | (合計) | 100点 |
| 選考基準 | 配点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保障措置関連の国内法令に関する経験・能力 | 30点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| IAEA包括的保障措置協定及びIAEA追加議定書の国内運用の経験 | 15点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| IAEA包括的保障措置協定及びIAEA追加議定書の国内運用の能力 | 15点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 報告書執筆者の保障措置観点法令分野での技術的経験・実績 | 15点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 報告書執筆者による英語での保障措置関連文書作成経験 | 15点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| スケジュールの妥当性 | 10点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (合計) | 100点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 問題点等 | 企画競争の評価配点の100分の75が経験・実績に対する評価であり、これら業務を過去に実施した者でないと、受注できないものとなっている。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | 平成22年度以降、応募者の過去の同種事業実績については審査項目としない等の見直しを実施している。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|------------|---|--|----------------|--|----------------------------------|
| 事例No | (1) -ア-②ii | | | | |
| 府省庁名 | 経済産業省 (資源エネルギー庁) | 支出先公益法人等名 | (財) 省エネルギーセンター | | |
| 契約又は補助金件名 | ①エネルギー使用合理化促進基盤整備委託費 (工場のエネルギー使用状況調査事業) (平成21年度) ②エネルギー使用合理化促進基盤整備事業 (工場のエネルギー使用状況調査事業) (平成22年度) | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | ①平成21年3月24日 ②平成22年4月28日 | 提案書等提出期限 | ①平成21年4月13日 ②平成22年5月26日 | |
| | 契約等締結日 | ①平成21年4月16日 ②平成22年6月15日 | 契約等期間 | ①平成21年4月16日～22年3月31日 ②平成22年6月15日～23年3月31日 | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | ①一般競争入札 (総合評価落札方式) ②一般競争入札 (総合評価落札方式) | 応札者数 | ①1者 ②1者 | 契約等金額 ①115,132千円 ②95,552千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | 本事業は、エネルギーの使用の合理化に関する法律 (昭和54年6月22日法律第49号。以下「省エネ法」という。) に基づく第1種及び第2種エネルギー管理指定工場等を訪問し、主なエネルギー使用設備について省エネ法に基づく「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の遵守状況を詳細に調査することにより、その工場の省エネ活動の実態を把握し、当該調査結果に基づき、調査対象である工場における業種別のエネルギー使用実態を分析及び評価するとともに、今後の省エネルギー施策を検討するための基礎資料を作成するものである。 | | | |
| 調査結果 (実態) | <p>本事業は、一般競争入札 (総合評価落札方式) により発注されたものであり、調査対象とした平成21年度及び22年度とも (財) 省エネルギーセンターと契約が締結されている。</p> <p>平成21年度及び22年度における総合評価落札方式は、入札参加希望者から、提案書及び入札書を受け付け、技術点 (配点200点) と価格点 (配点100点) の総合評価によって落札者を決定するものであり、具体的な採点方法は、以下のとおりとなっている。</p> <p>i) 技術点については、提案書の評価手順書に基づき一次評価 (提案書の形式審査) 及び二次評価 (「評価項目一覧」の「提案要求事項」に係る基礎点評価及び加点点評価) を実施して算出 (二次評価の基礎点評価において、提案要求項目のうち必須とされた項目について基礎点の得点が0となった場合、その応札者は不合格とされ、落札決定の対象から外れる。)</p> <p>ii) 価格点については、「$100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$」という計算式により算出</p> <p>iii) 技術点に価格点を加算した総合評価点の最も高い数値を得た提案書の提出者を落札者とする</p> <p>総合評価点300点満点のうち、200点が技術点であり、その技術点200点のうち、70点 (35.0%) は類似事業の実績を有していた場合に点数が与えられることとなっており、本業務を実施している当該法人にとって有利な配点となっている。</p> | | | | |

表 平成 21 年度評価項目一覧—提案要求項目一覧 (抜粋)

| 提案書の目次 | | | | 提案要求項目 | 評価区分 | 得点配分 | | | 内部用評価基準 | | |
|--------------------------|------|---------|----------------|---|------|------|-----|-----|--|--|--|
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 細項目 | | | 合計 | 基礎点 | 加點 | 基礎点 | 加點 | |
| 1 事業の目的、実施体制、経験・能力に関する事項 | | | | | | | | | | | |
| | 1. 3 | 類似事業実績 | 組織としての専門性 | ・組織として事業内容に関する専門知識・ノウハウ等があるか。 ・組織として類似事業の経験があるか。 | 必須 | 35 | 5 | 30 | ・類似事業の実績があるか。 ・省エネルギー法等エネルギーに関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。 ・事業管理者はエネルギー管理士等エネルギーに関する資格取得者であるか。 | ・エネルギー管理士等エネルギーに関する資格取得者を複数人有しているか。 ・エネルギー管理の現場経験者を複数人有しているか。 ・省エネルギー診断など、エネルギー管理手法に関する具体的な調査実績があるか。 | |
| | 1. 4 | 事業従事者実績 | 事業従事者、類似事業の専門性 | ・事業従事者等に、事業内容に関する専門知識・ノウハウ等があるか。 ・事業従事者等に、類似事業の経験があるか。 | 必須 | 35 | 5 | 30 | ・類似事業の実績があるか。 ・省エネルギー法等省エネルギーに関する専門知識・ノウハウ等を有しているか。 ・エネルギー管理士もしくはそれと同等以上の知識・経験を有した者であるか。 ・平成 20 年度の調査対象業種のいずれかに精通した者であるか。 | ・エネルギー管理の現場経験を有しているか。 ・省エネルギー診断など、エネルギー管理手法に関する具体的な調査実績があるか。 | |
| 全項目合計 | | | | | | 200 | 45 | 155 | | | |

(注) 平成21年度エネルギー使用合理化促進基盤整備委託費 (工場のエネルギー使用状況調査事業) 評価手順書 (加算方式) における評価項目一覧 (経済産業省平成21年3月24日公示) に基づき、当省が作成した。

表 平成22年度評価項目一覧—提案要求項目一覧 (抜粋)

| 提案書の目次 | | | | 提案要求項目 | 評価区分 | 得点配分 | | | 内部用評価基準 | |
|--------------------------|------|------------|--------------------|---|------|------|-----|-----|--|---|
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 細項目 | | | 合計 | 基礎点 | 加點 | 基礎点 | 加點 |
| 1 事業の目的、実施体制、経験・能力に関する事項 | | | | | | | | | | |
| | 1. 3 | 事業実績 | 組織としての専門性、類似事業実績 | ・組織として事業内容に関する専門知識・ノウハウ等があるか。 ・組織として類似事業の経験があるか。 | 必須 | 35 | 5 | 30 | ・類似事業の実績があるか。 ・省エネルギー法等エネルギーに関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。 ・事業管理者はエネルギー管理士等エネルギーに関する資格取得者であるか。 | ・エネルギー管理士等エネルギーに関する資格取得者を複数人有しているか。 ・エネルギー管理の現場経験を複数人有しているか。 ・省エネルギー診断など、エネルギー管理手法に関する具体的な調査実績があるか。 |
| | 1. 4 | 専門性、類似事業実績 | 事業従事予定者の専門性、類似事業実績 | ・事業従事予定者に、事業内容に関する専門知識・ノウハウ等があるか。 ・事業従事予定者に、類似事業の経験があるか。 | 必須 | 35 | 5 | 30 | ・類似事業の実績があるか。 ・省エネルギー法等省エネルギーに関する専門知識・ノウハウ等を有しているか。 ・エネルギー管理士もしくはそれと同等以上の知識・経験を有した者であるか。 | ・エネルギー管理の現場経験を有しているか。 ・省エネルギー診断など、エネルギー管理手法に関する具体的な調査実績があるか。 |
| 全項目合計 | | | | | | 200 | 45 | 155 | | |

注) 平成22年度エネルギー使用合理化促進基盤整備事業(工場のエネルギー使用状況調査事業) 評価手順書(加算方式)における評価項目一覧(経済産業省平成22年4月28日公示)に基づき、当省が作成した。

問題点等

一般競争入札(総合評価落札方式)における提案内容の審査について、類似事業の実績が評価に影響する項目の配点比率が平成21年度、22年度ともに100分の30を超えており、これら業務を過去に実施したものが採点上有利になるなど、審査において公平性が確保されていないおそれがある。

| | | | | | |
|------------|---|--|----------------|--|-------------------------------|
| 事例No | (1) -ア-②iii | | | | |
| 府省庁名 | 経済産業省 (資源エネルギー庁) | 支出先公益法人等名 | (財) 省エネルギーセンター | | |
| 契約又は補助金件名 | ①新エネルギー等導入促進基礎調査 (国際規格エネルギーマネジメントシステム (ISO/PC242) 等と我が国省エネ制度との比較分析調査) (平成21年度) ②新エネルギー等導入促進基礎調査 (国際規格エネルギーマネジメントシステム (ISO/PC242) の運用時等における課題等分析調査) (平成22年度) | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | ①平成21年4月8日 ②平成22年9月2日 | 提案書等提出期限 | ①平成21年4月28日 ②平成22年9月22日 | |
| | 契約等締結日 | ①平成21年5月29日 ②平成22年10月6日 | 契約等期間 | ①平成21年5月29日～22年3月31日 ②平成22年10月6日～23年2月28日 | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | ①一般競争入札 (総合評価落札方式) ②一般競争入札 (総合評価落札方式) | 応札者数 | ①1者 ②1者 | 契約等金額 ①5,135千円 ②8,406千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | ① 平成21年度 本事業は、平成19年11月に米国及びブラジルよりISO所属国に提案された国際規格エネルギーマネジメントシステム (ISO/PC242) について、日本の省エネルギー制度との整合性を図ることを目的として、ISOの専門家委員会において日本から提案を行うため、省エネ法の経験をISO規格に盛り込むことへの検討や、国際会議での情報の収集及び発信、日本の省エネ制度との比較分析等を行うものである。 ② 平成22年度 本事業は、平成22年3月に配信された国際規格エネルギーマネジメントシステム (ISO/PC242) に係る国際規格案 (DIS) について、22年10月に予定されている北京での国際会合において、引き続き省エネ法との整合性をとるべく調整を図るとともに、23年4月の規格策定後の運用段階において国内事業者に過度な負担が生じないよう事前の調査・分析等を実施するものである。 | | | |
| 調査結果 (実態) | 本事業は、一般競争入札 (総合評価落札方式) により発注されたものであり、調査対象とした平成21年度及び22年度とも (財) 省エネルギーセンターと契約が締結されている。 本業務に係る平成21年度及び22年度における総合評価落札方式は、入札参加希望者から、提案書及び入札書を受け付け、技術点 (配点200点) と価格点 (配点100点) の総合評価によって落札者を決定するものであり、具体的な採点方法は、以下のとおりとなっている。 i) 技術点については、提案書の評価手順書に基づき一次評価 (提案書の形式審査) 及び二次評価 (「評価項目一覧」の「提案要求 | | | | |

事項」に係る基礎点評価及び加点点評価)を実施して算出(二次評価の基礎点評価において、提案要求項目のうち必須とされた項目について基礎点の得点が0となった場合、その応募者は不合格とされ、落札決定の対象から外れる。)

ii) 価格点については、「 $100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$ 」という計算式により算出

iii) 技術点に価格点を加算した総合評価点の最も高い数値を得た提案書の提出者を落札者とする

総合評価点 300 点満点のうち、平成 21 年度においては 200 点が技術点であり、その技術点 200 点のうち 100 点 (50.0%) は、類似事業の実績を有していた場合に点数が与えられることとなっている。同様に、平成 22 年度においては、技術点 200 点のうち 75 点 (37.5%) は、類似事業の実績を有していた場合に点数が与えられることとなっており、本業務を実施している当該法人にとって有利な配点となっている。

表 平成21年度評価項目一覧-提案要求項目一覧(抜粋)

| 提案書の目次 | | | | 提案要求項目 | 評価区分 | 得点配分 | | | 内部用評価基準 | |
|-----------|------|-----------|-----------|--|------|------|-----|-----|---------|---|
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 細項目 | | | 合計 | 基礎点 | 加点 | 基礎点 | 加点 |
| 3. 事業実施計画 | | | | | | | | | | |
| | 3. 2 | 性、類似事業実績 | 組織としての専門 | ・組織として事業内容に関する専門知識・ノウハウ等があるか。 ・組織として類似事業の経験があるか。 | 任意 | 50 | 0 | 50 | | ・省エネ法に関する類似事業の実績があるか。 ・執行を含めた省エネルギー法に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。 |
| | 3. 3 | 門性、類似事業実績 | 事業従事予定者の専 | ・事業従事予定者に、事業内容に関する専門知識・ノウハウなどがあるか。 ・事業従事予定者に、類似事業の経験があるか。 | 任意 | 50 | 0 | 50 | | ・省エネ法に関する類似事業の実績があるか。 ・省エネ法等に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。 |
| 全項目合計 | | | | | | 200 | 35 | 165 | | |

(注) 平成21年度新エネルギー等導入促進基礎調査(国際規格エネルギーマネージメントシステム (ISO/PC242) 等と我が国省エネ制度との比較分析調査) 評価手順書(加算方式)(経済産業省平成21年4月8日公示)に基づき、当省が作成した。

表 平成22年度評価項目一覧—提案要求項目一覧 (抜粋)

| 提案書の目次 | | | | 提案要求項目 基礎点 | 評価区分 | 得点配分 | | | 内部用評価基準 | |
|-----------|-----|--------------------|----|---|------|------|-----|-----|---------|---|
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 合計 | | | 合計 | 基礎点 | 加点 | 基礎点 | 加点 |
| 3. 事業実施計画 | | | | | | | | | | |
| | 3.2 | 組織としての専門性、類似事業実績 | | ・組織として事業内容に関する専門知識・ノウハウ等があるか。 ・組織として類似事業の経験があるか。 | 任意 | 40 | 0 | 40 | | ・省エネ法に関する類似事業の実績があるか。 ・執行を含めた省エネルギー法に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。 |
| | 3.3 | 事業従事予定者の専門性、類似事業実績 | | ・事業従事予定者に、事業内容に関する専門知識・ノウハウ等があるか。 ・事業従事予定者に、類似事業の経験があるか。 | 任意 | 35 | 0 | 35 | | ・省エネ法に関する類似事業の実績があるか。 ・省エネ法等に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。 |
| 全項目合計 | | | | | | 200 | 60 | 140 | | |

(注) 平成22年度新エネルギー等導入促進基礎調査(国際規格エネルギーマネジメントシステム (ISO/PC242) の運用時等における課題等分析調査) 評価手順書(加算方式) (経済産業省平成22年9月2日公示) に基づき、当省が作成した。

問題点等

総合評価における提案内容の審査について、類似事業の実績が評価に影響する項目の配分比率が平成21年度、22年度ともに100分の30を超えており、これら業務を過去に実施したものが採点上有利になるなど、審査において公平性が確保されていないおそれがある。

| | | | | | |
|------------|---|---|------------|--|---------------------------------|
| 事例No | (1) -ア-②iv | | | | |
| 府省庁名 | 環境省 | 支出先公益法人等名 | (財) 日本環境協会 | | |
| 契約又は補助金件名 | ①環境保全型製品購入促進事業 (平成22年度) ②環境保全型製品購入促進事業 (平成23年度) | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | ①平成22年6月25日 ②平成23年5月26日 | 提案書等提出期限 | ①平成22年7月15日 ②平成23年6月16日 | |
| | 契約等締結日 | ①平成22年7月23日 ②平成23年6月23日 | 契約等期間 | ①平成22年7月23日～23年3月23日 ②平成23年6月23日～24年3月23日 | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | ①一般競争入札 (総合評価落札方式) ②一般競争入札 (総合評価落札方式) | 応札者数 | ②1者 ③2者 | 契約等金額 ①27,300千円 ②22,050千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | 本事業は、社会全般における環境保全型製品の購入を促進させることを目的として、地方公共団体におけるグリーン購入の取組 (国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律 (平成12年法律第100号) 及び関連諸法に基づく取組) の実態を把握するとともに、収集した取組事例のデータベースへの掲載、グリーン購入セミナーの開催等を実施するものである。 | | | |
| 調査結果 (実態) | <p>本事業について、平成21年度及び22年度は一者応札、23年度は、2者応札となっているが、いずれも (財) 日本環境協会が落札している。</p> <p>本事業に係る平成22年度及び23年度における総合評価落札方式は、入札参加希望者から、技術等についての提案書及び入札価格を記載した入札書を受け付け、技術等 (配点200点とする技術点) と価格 (配点100点とする価格点) の総合評価によって落札者を決定するものである。</p> <p>環境省は、入札説明書に定めた評価基準表に基づき、入札参加希望者から提出された提案書について、評価区分で必須とされる評価項目のうち基礎点に係る条件を全て満たしているか否かを審査し、合格とした提案書に係る入札書のみを落札決定の対象としている。</p> <p>さらに、環境省は、合格とした提案書について、評価基準表の加点部分について採点を行い、基礎点と合計した技術点を算出し、入札価格に基づき算出した価格点 (「$100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$」) を加算した総合評価点 (300点満点) の最も高い数値を得た提案書の提出者を落札者としている。</p> <p>総合評価点300点満点のうち、200点は技術点が占めているところ、次のとおり、技術点200点のうち65点 (32.5%) は「環境分野、特にグリーン購入に特化したセミナーを開催した実績があるか。その件数や内容が十分か。」等、類似業務等の実績等を有していた場合に加点されることとなっており、従前から類似の業務を実施している当該法人にとって有利な配点となっている。</p> | | | | |

平成 22 年度及び 23 年度環境保全製品購入促進事業に係る提案書の評価基準表（抜粋）

| 評価項目 | | | 要求要件 | 評価 区分 | 得点配分 | | | 技術上の基準 | | |
|-----------|-----|------------------------|---|----------|------|-----|-----|--------|--|--|
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | | | 合計 | 基礎点 | 加点 | 基礎点 | 加点 | |
| (中略) | | | | | | | | | | |
| 5 業務の実施体制 | | | | | | | | | | |
| | 5.2 | 従事者の実績、能力、資格等 | 業務に従事する者の類似業務等の実績、本業務に係る能力の資料、資格等を明示すること。 | 任意 | 25 | — | 25 | — | 従事者の実績（環境分野、特にグリーン購入に特化した業務実績があるなど）及びその配置が充実しているか。 | |
| 6 組織の実績 | | | | | | | | | | |
| | 6.1 | 仕様書 2 (2) - 1 の類似業務の実績 | 環境分野、特にグリーン購入に特化したセミナーを開催した実績があれば、その件数、それぞれの概要を記載すること。 | 任意 | 20 | — | 20 | — | ・環境分野、特にグリーン購入に特化したセミナーを開催した実績があるか。 ・その件数や内容が十分か。 | |
| | 6.2 | 仕様書 2 (5) の類似業務の実績 | 環境分野、特にグリーン購入に特化したセミナーを開催した実績があれば、その件数、それぞれの概要を記載すること。 | 任意 | 20 | — | 20 | — | ・環境分野、特にグリーン購入に特化したセミナーを開催した実績があるか。 ・その件数や内容が十分か。 | |
| | 7 | 組織の環境配慮の取組 | ISO14001、エコアクション 21 等による環境マネジメントシステム認証を取得している場合、認証取得の証明となるものを示すこと。ただし開札する時点において認証期間中であること。また、本業務と関係のない事業所における認証取得は除く。 | 任意 | 5 | — | 5 | — | 環境マネジメントシステム認証を取得しているか。 | |
| 全項目合計 | | | | | 200 | 50 | 150 | | | |

(注) 平成 22 年度及び 23 年度の環境保全型製品購入促進事業に係る入札説明書（平成 22 年 6 月 25 日、23 年 5 月 26 日環境省公告）の別添 5 評価基準表に基づき、当省が作成した。

問題点等

一般競争入札（総合評価落札方式）での技術等に係る提案書の審査における評価配点のうち 32.5% が過去の業務実績が評価に影響する項目に係るものであることから、これら業務を過去に実施した者が採点上有利になり、審査において、公平性が確保されていないおそれがある。

| | | | | | |
|------------|--|--|----------------|--|---------------------------------|
| 事例No | (1) -ア-②v | | | | |
| 府省庁名 | 環境省 | 支出先公益法人等名 | (財) 日本環境衛生センター | | |
| 契約又は補助金件名 | ①公募型土壌汚染調査・対策技術実証試験評価業務(平成21年度) ②公募型土壌汚染調査・対策技術実証試験評価業務(平成22年度) | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | ①平成21年3月23日 ②平成22年7月6日 | 提案書等提出期限 | ①平成21年4月10日 ②平成22年7月26日 | |
| | 契約等締結日 | ①平成21年4月16日 ②平成22年7月30日 | 契約等期間 | ①平成21年4月16日～22年3月31日 ②平成22年7月30日～23年3月31日 | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | ①一般競争入札(総合評価落札方式) ②一般競争入札(総合評価落札方式) | 応札者数 | ①4者 ②1者 | 契約等金額 ①11,025千円 ②15,750千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | <p>環境省では、平成14年度より低コスト・低負荷型土壌汚染調査・対策技術検討調査、15年度よりダイオキシン類汚染土壌浄化技術等確立調査の対象技術を公募し、技術評価を行い、その評価結果を公表しており、平成21年度及び22年度においても土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)に規定する特定有害物質汚染土壌の調査・対策技術及びダイオキシン類汚染土壌の調査・対策技術の公募を行うこととしている。</p> <p>本業務では、応募された調査・対策技術の評価を行うために学識者からなる検討会(以下「検討会」という。)を設置し、検討会による応募技術の審査・選定及び実証試験結果の評価等が円滑に行われるための業務を行うものである。</p> | | | |
| 調査結果(実態) | <p>本業務については、平成21年度は4者が応札し、22年度は一者応札となっており、いずれも(財)日本環境衛生センターが落札している。</p> <p>本業務に係る平成21年度及び22年度における総合評価落札方式は、入札参加希望者から、技術等についての提案書及び入札価格を記載した入札書を受け付け、技術等(配点200点とする技術点)と価格(配点100点とする価格点)の総合評価によって落札者を決定するものである。</p> <p>環境省は、入札説明書に定めた評価基準表に基づき、入札参加希望者から提出された提案書について、評価区分で必須とされる評価項目のうち基礎点に係る条件を全て満たしているか否かを審査し、合格とした提案書に係る入札書のみを落札決定の対象としている。</p> <p>さらに、環境省は、合格とした提案書について、評価基準表の加点部分について採点を行い、基礎点と合計した技術点を算出し、入札価格に基づき算出した価格点(「$100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$」)を加算した総合評価点(300点満点)の最も高い数値を得た提案書の提出者を落札者としている。</p> <p>総合評価点300点満点のうち、200点は技術点が占めているところ、次のとおり、平成21年度は65点(32.5%)、22年度は75点(37.5%)が「組織に過去5年以内の土壌汚染の調査・対策技術の評価業務に関する実績が2件以上あること。」等として類似業務等の実績等を有していた場合に加点されることとなっており、従前から類似の業務を実施している当該法人にとって有利な配</p> | | | | |

点となっている。

平成 21 年度公募型土壤汚染調査・対策技術実証試験評価業務に係る提案書の評価基準表（抜粋）

| 評価項目 | | | 要求要件 | 評価区分 | 得点配分 | | | 技術上の基準 | | |
|------------|--------------------|-----|---|------|------|-----|-----|---|--|--|
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | | | 合計 | 基礎点 | 加点 | 基礎点 | 加点 | |
| (中略) | | | | | | | | | | |
| 4. 業務の実施体制 | | | | | | | | | | |
| | 4.1 従事者の実績、能力及び資格等 | | ・従事者の土壤汚染の調査・対策技術に関する業務実績、能力及び資格等を明示すること。 | 必須 | 30 | 5 | 25 | ・主たる従事者に土壤汚染の調査技術と対策技術に関する業務実績がそれぞれ1件以上あること。 ・全ての従事者が本業務を遂行するに足りる能力を有していると認められること。 | ・主たる従事者に過去5年以内の土壤汚染の調査・対策技術の評価業務に関する業務実績が2件以上あること。 (件数及び業務の内容に応じて加点する。) | |
| | 4.2 執行体制及び役割分担 | | | | | | | (中略) | | |
| | 5. 組織の実績 | | ・土壤汚染の調査・対策技術の評価業務に関する実績について記載すること。 | 任意 | 35 | — | 35 | — | ・組織に過去5年以内の土壤汚染の調査・対策技術の評価業務に関する実績が2件以上あること。 (件数及び業務の内容に応じて加点する。) | |
| 全項目合計 | | | | | 200 | 45 | 155 | | | |

(注) 平成 21 年度公募型土壤汚染調査・対策技術実証試験評価業務に係る入札説明書（平成 21 年 3 月 23 日環境省公告）の別添 5 評価基準表に基づき、当省が作成した。

平成 22 年度公募型土壤汚染調査・対策技術実証試験評価業務に係る提案書の評価基準表（抜粋）

| 評価項目 | | | 要求要件 | 評価区分 | 得点配分 | | | 技術上の基準 | |
|------------|--------------------|-----|---|------|------|-----|----|--|--|
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | | | 合計 | 基礎点 | 加点 | 基礎点 | 加点 |
| (中略) | | | | | | | | | |
| 4. 業務の実施体制 | | | | | | | | | |
| | 4.1 従事者の実績、能力及び資格等 | | ・従事者の土壤汚染の調査・対策技術に関する業務実績、能力及び資格等を明示すること。 | 必須 | 40 | 5 | 35 | ・従事者が本業務を遂行するに足りる能力を有していると認められること。 ・主たる従事者が本業務を遂行するに十分な時間があること。 | ・主たる従事者に過去7年以内の土壤汚染の調査・対策技術の選定・評価業務に関する業務実績（業務の概要が妥当なもの）が2件ある場合を可（7点）とし、それ以上の件数がある場合は良（21点）とする。 ・主たる従事者が以下①～④のいずれか1件に該当することが明示されていた場合には可（7点）とし、以下①～④のいずれかに2件以上該当することが明示されていた場合は良（21点）とする。 ・主たる従事者に過去7年以内の土壤汚染の調査・対策技術の選定・評価業務に関する業務実績（業務の概要が妥当なもの）が2件あり、かつ |

| | | | | | | | | | | |
|--|--|-------------------------------------|----|-----|----|-----|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | 主たる従事者が以下①～④のいずれか1件に該当することが明示されていた場合は良(21点)とする。 ・主たる従事者に過去7年以内の土壤汚染の調査・対策技術の選定・評価業務に関する業務実績(業務の概要が妥当なもの)が3件以上あり、かつ、主たる従事者が以下①～④のいずれか1件に該当することが明示されていた場合、若しくは、主たる従事者に過去7年以内の土壤汚染・対策技術の選定・評価業務に関する業務実績(業務の概要が妥当なもの)が2件あり、かつ、主たる従事者が以下①～④のいずれかに2件以上に該当することが明示されていた場合は優(35点)とする。 (注) ①～④の資格等の内容については省略。 |
| | 4.2 執行体制及び役割分担 | (中略) | | | | | | | | |
| | 5. 組織の実績 | ・土壤汚染の調査・対策技術の評価業務に関する実績について記載すること。 | 任意 | 35 | — | 35 | — | — | — | ・組織に過去7年以内の土壤汚染の調査・対策技術の選定・評価業務に関する実績が2件以上あり、かつ、業務の概要が妥当なものを可(7点)とし、それ以上の件数がある場合は、件数及び業務の内容に応じて加点することとする。 (なお、異なる年度で同趣旨の事業を複数明示した場合、1件と評価する。) |
| | 全項目合計 | | | 200 | 55 | 145 | | | | |
| <p>(注) 平成 22 年度公募型土壤汚染調査・対策技術実証試験評価業務に係る入札説明書(平成 21 年 3 月 23 日環境省公告)の別添 5 評価基準表に基づき、当省が作成した。</p> | | | | | | | | | | |
| 問題点等 | <p>一般競争入札(総合評価落札方式)での技術等に係る提案書の審査における評価配点のうち32.5%が過去の業務実績が評価に影響する項目に係るものであることから、これら業務を過去に実施した者が採点上有利になり、審査において、公平性が確保されていないおそれがある。</p> | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|------------|--|--|------------|--|-------------------------------|
| 事例No | (1) -ア-②vi | | | | |
| 府省庁名 | 環境省 | 支出先公益法人等名 | (財) 日本環境協会 | | |
| 契約又は補助金件名 | ①製品テストの環境ラベルに与える影響調査業務 (平成21年度) ②製品テストの環境ラベルに与える影響調査業務 (平成22年度) | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | ①平成21年10月9日 ②平成22年6月21日 | 提案書等提出期限 | ①平成21年10月28日 ②平成22年7月12日 | |
| | 契約等締結日 | ①平成21年11月5日 ②平成22年7月20日 | 契約等期間 | ①平成21年11月5日～22年3月15日 ②平成22年7月20日～23年3月15日 | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | ①一般競争入札 (総合評価落札方式) ②一般競争入札 (総合評価落札方式) | 応札者数 | ①2者 ②1者 | 契約等金額 ①4,200千円 ②7,875千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | <p>本業務は、将来にわたって環境表示の信頼性を確保するため、民間の第三者機関が自主的に環境表示の信頼性を検証するような仕組みを育てていくことも必要となると考えられることから、各種の環境ラベルの既存の事例・取組み等を調査し、製品テストの成果が環境表示に与える影響と環境表示が製品テストに依存せずに信頼性を確保するための方向性を検討するための基礎的資料を得ることを目的として、次の業務を行うものである。</p> <p>① 平成21年度</p> <ul style="list-style-type: none"> i 各種環境ラベルの環境偽装発覚時の対応状況調査 ii 各種環境ラベルにおける信頼性確保方策調査 iii 品質・安全等ラベル等における信頼性確保方策調査 iv 各種環境ラベルにおける申込み時等試験の実施状況調査 <p>② 平成22年度</p> <ul style="list-style-type: none"> i 製造・流通事業者等における信頼性確保方策調査 ii 海外における環境偽装に関する事例調査 iii 環境偽装が社会に与えた影響に関する検討 iv 環境ラベル等の信頼性確保方策の検討 v 検討会の開催 | | | |
| 調査結果 (実態) | <p>本業務については、平成21年度は2者が応札し、22年度は1者応札となっており、いずれも(財)日本環境協会が落札している。</p> <p>本業務に係る平成21年度及び22年度における総合評価落札方式は、入札参加希望者から、技術等についての提案書及び入札価格を記載した入札書を受け付け、技術等(配点200点とする技術点)と価格(配点100点とする価格点)の総合評価によって落札者を決定するものである。</p> <p>環境省は、入札説明書に定めた評価基準表に基づき、入札参加希望者から提出された提案書について、評価区分で必須とされる評価項目のうち基礎点に係る条件を全て満たしているか否かを審査し、合格とした提案書に係る入札書のみを落札決定の対象とし</p> | | | | |

ている。

さらに、環境省は、合格とした提案書について、評価基準表の加点部分について採点を行い、基礎点と合計した技術点を算出し、入札価格に基づき算出した価格点（「100×（1－入札価格÷予定価格）」）を加算した総合評価点（300点満点）の最も高い数値を得た提案書の提出者を落札者としている。

総合評価点300点満点のうち、200点は技術点が占めているところ、次のとおり、平成21年度及び22年度とも200点のうち65点（32.5%）が「環境分野、特に環境表示に関する調査・検討を実施した実績があるか。」等として類似業務等の実績等を有していた場合に加点されることとなっており、従前から類似の業務を実施している当該法人にとって有利な配点となっている。

平成21年度及び22年度の製品テストの環境ラベルに与える影響調査業務に係る提案書の評価基準表（抜粋）

| 評価項目 | | | 要求要件 | 評価区分 | 得点配分 | | | 技術上の基準 | |
|-----------|-----|--------------------|--|------|------|-----|-----|--------|---|
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | | | 合計 | 基礎点 | 加点 | 基礎点 | 加点 |
| (中略) | | | | | | | | | |
| 5 業務の実施体制 | | | | | | | | | |
| | 5.1 | 執行体制、役割分担等 | (中略) | | | | | | |
| | 5.2 | 従事者の実績、能力、資格等 | 業務に従事する者の類似業務等の実績、本業務に係る能力の資料、資格等を明示すること。 | 任意 | 25 | — | 25 | — | 環境分野、特に環境分野の機関に対する調査・検討業務の実績があるなど、従事者の実績、配置が充実しているか。 |
| 5. 組織の実績 | | | | | | | | | |
| | 6.1 | 仕様書3(2)(3)の類似業務の実績 | 環境分野、特に環境表示に関する調査・検討を実施した実績があれば、その件数、それぞれの概要を記載すること | 任意 | 20 | — | 20 | — | ・環境分野、特に環境表示に関する調査・検討を実施した実績があるか。 ・その件数や内容は十分か。 |
| | 6.2 | 仕様書3(5)の類似業務の実績 | 環境分野、特に製品の認証・試験等（環境表示に係るもの限る）の調査・検討（試験については再委託により実施したものも含む）を実施した実績があればその件数、それぞれの概要を記載すること。 | 任意 | 20 | — | 20 | — | ・環境分野、特に製品の認証・試験等（環境表示に係るもの限る）の調査・検討（試験については再委託により実施したものも含む）を実施した実績があるか。 ・その件数や内容は十分か。 |
| 全項目合計 | | | | | 200 | 50 | 150 | | |

(注) 平成21年度及び22年度製品テストの環境ラベルに与える影響調査業務に係る入札説明書（平成21年10月9日環境省公告）の別添5評価基準表に基づき、当省が作成した。

問題点等

一般競争入札（総合評価落札方式）での技術力等に係る提案書の審査における評価配点のうち32.5%が類似業務等の実績が評価に影響する項目に係るものであることから、これら業務を過去に実施した者が採点上有利になり、審査において、公平性が確保されていないおそれがある。

| 事例No | (1) -ア-②vii | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|---|--|------------|--|---------------------------------|------|----|--------|------|------|------|--|--|--------|--|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|----|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----------------|--|------|--|--|--|--|--|--|
| 府省庁名 | 環境省 | 支出先公益法人等名 | (財) 日本環境協会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約又は補助金件名 | ①こどもエコクラブ事業委託業務 (平成21年度) ②こどもエコクラブ事業委託業務 (平成22年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | ①平成21年3月13日 ②平成22年3月4日 | 提案書等提出期限 | ①平成21年3月27日 ②平成22年3月23日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 契約等締結日 | ①平成21年4月1日 ②平成22年4月1日 | 契約等期間 | ①平成21年4月1日～22年3月31日 ②平成22年4月1日～23年3月31日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | ①一般競争入札 (総合評価落札方式) ②一般競争入札 (総合評価落札方式) | 応札者数 | ①3者 ②1者 | 契約等金額 ①75,075千円 ②72,450千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 契約又は補助事業の内容 | 地域に根ざした子どもたちの自主的な環境保全活動・環境学習の推進と、これらを支援するための仕組みを確立することを念頭に、メンバー・クラブの募集・登録・情報管理、教材・資料等による情報提供、その他の業務を行うものである。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 調査結果 (実態) | <p>本業務については、平成21年度は3者が応札し、22年度は一者応札となっており、いずれも(財)日本環境協会が落札している。</p> <p>本業務に係る平成21年度及び22年度における総合評価落札方式は、入札参加希望者から、技術等についての提案書及び入札価格を記載した入札書を受け付け、技術等(配点200点とする技術点)と価格(配点100点とする価格点)の総合評価によって落札者を決定するものである。</p> <p>環境省は、入札説明書に定めた評価基準表に基づき、入札参加希望者から提出された提案書について、評価区分で必須とされる評価項目のうち基礎点に係る条件を全て満たしているか否かを審査し、合格とした提案書に係る入札書のみを落札決定の対象としている。</p> <p>さらに、環境省は、合格とした提案書について、評価基準表の加点部分について採点を行い、基礎点と合計した技術点を算出し、入札価格に基づき算出した価格点(「100×(1-入札価格÷予定価格)」)を加算した総合評価点(300点満点)の最も高い数値を得た提案書の提出者を落札者としている。</p> <p>総合評価点300点満点のうち、200点は技術点が占めているところ、次のとおり、技術点200点のうち70点(35.0%)は「環境分野に関する環境に関連する教材の開発、イベントの実施、ウェブサイトの運営等を総合的に行う業務等の実績が2件以上あるか。」等、類似業務等の実績等を有していた場合に加点されることとなっており、従前から類似の業務を実施している当該法人にとって有利な配点となっている。</p> <p>平成21年度こどもエコクラブ事業委託業務に係る提案書の評価基準表(抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">評価項目</th> <th rowspan="2">要求要件</th> <th rowspan="2">評価区分</th> <th colspan="3">得点配分</th> <th colspan="2">技術上の基準</th> </tr> <tr> <th>大項目</th> <th>中項目</th> <th>小項目</th> <th>合計</th> <th>基礎点</th> <th>加点</th> <th>基礎点</th> <th>加点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">4 業務の実施体制</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">4.1 執行体制、役割分担等</td> <td colspan="7">(中略)</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | 評価項目 | | | 要求要件 | 評価区分 | 得点配分 | | | 技術上の基準 | | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 合計 | 基礎点 | 加点 | 基礎点 | 加点 | (中略) | | | | | | | | | | 4 業務の実施体制 | | | | | | | | | | | 4.1 執行体制、役割分担等 | | (中略) | | | | | | |
| 評価項目 | | | 要求要件 | 評価区分 | 得点配分 | | | 技術上の基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | | | 合計 | 基礎点 | 加点 | 基礎点 | 加点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (中略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 業務の実施体制 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4.1 執行体制、役割分担等 | | (中略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|-------|-------------------|--|----|-----|----|-----|---|--|
| | 4.2 従事者の実績、能力、資格等 | 業務に従事する者の類似業務等の実績、本業務に関係する能力の資料、資格等を明示すること。 | 任意 | 25 | 5 | 20 | 本業務に従事する主たる者に、環境分野に関する教材開発、イベント実施、ウェブサイト運営に関する業務の実績があること。 | 基礎点以上に充実した従事者が確保されているか。 |
| 5 | 組織の実績 | 過去5年以内に環境分野に関するウェブサイトの運営、全国的な作品募集・表彰及び環境イベントの実施等を総合的に行う業務等の実績があれば、その件数、それぞれの概要を記載すること。 | 任意 | 45 | — | 45 | — | 過去5年以内に環境分野に関する環境に関連する教材の開発、イベントの実施、ウェブサイトの運営等を総合的に行う業務等の実績が2件以上あるか。ある場合をC：12点とし、それ以上の件数や業務等の概要に応じて加点する。 |
| 全項目合計 | | | | 200 | 50 | 150 | | |

(注) 平成21年度の子どもエコクラブ事業委託業務に係る入札説明書(平成21年3月13日環境省公告)の別添5評価基準表に基づき、当省が作成した。

平成22年度子どもエコクラブ事業委託業務に係る提案書の評価基準表(抜粋)

| 評価項目 | | | 要求要件 | 評価区分 | 得点配分 | | | 技術上の基準 | |
|-----------|-------------------|---|------|------|------|-----|----|---|----|
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | | | 合計 | 基礎点 | 加点 | 基礎点 | 加点 |
| (中略) | | | | | | | | | |
| 4 業務の実施体制 | | | | | | | | | |
| | 4.1 執行体制、役割分担等 | (中略) | | | | | | | |
| | 4.2 従事者の実績、能力、資格等 | 業務に従事する者の類似業務等の実績、本業務に関係する能力の資料、資格等を明示すること。 | 任意 | 25 | — | 25 | — | 充実した従事者が確保されているか。 | |
| 5 | 組織の実績 | 環境分野に関するウェブサイトの運営、全国的な作品募集・表彰及び環境イベントの実施等を総合的に行う業務等の実績があれば、その件数、それぞれの概要を記載すること。 | 任意 | 45 | — | 45 | — | 環境分野に関する環境に関連する教材の開発、イベントの実施、ウェブサイトの運営等を総合的に行う業務等の実績が2件以上あるか。ある場合をC：12点とし、それ以上の件数や業務等の概要に応じて加点する。 | |
| 全項目合計 | | | | 200 | 50 | 155 | | | |

(注) 1 平成22年度の子どもエコクラブ事業委託業務に係る入札説明書(平成22年3月4日環境省公告)の別添5評価基準表に基づき、当省が作成した。

2 得点配分の合計点が、基礎点50点、加点155点となっており、合計しても200点とならないが、これは入札説明書の別添5評価基準表の誤りによるものである。

問題点等

一般競争入札(総合評価落札方式)での技術等に係る提案書の審査における評価配点のうち30%以上が過去の実績が評価に影響する項目に係るものであることから、これら業務を過去に実施した者が採点上有利になり、審査において公平性が確保されていないおそれがある。

備考

なお、平成22年度に実施された事業仕分けを踏まえ、本事業は、平成22年度をもって廃止されている。

| | | | | | | |
|------------|---|---|-------------------|--------------------------------------|-------|------------|
| 事例No | (1) -イ i | | | | | |
| 府省庁名 | 経済産業省 (資源エネルギー庁) | 支出先公益法人等名 | (財) 資源・環境観測解析センター | | | |
| 契約又は補助金件名 | グローバル・リモートセンシング利用資源解析強化事業 (平成21年度) | | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | 平成22年3月18日 | 説明会開催日 | 平成22年3月19日 | 開札日 | 平成22年3月24日 |
| | 契約等締結日 | 平成22年3月31日 | 契約等期間 | 平成22年3月31日~23年3月31日 (当初予定は22年10月29日) | | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | 一般競争入札 (総合評価入札方式) | 応札者数 | 1者 | 契約等金額 | 192,150千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | 本事業は、ASTER及びPALSARデータを用い、レアメタル等の金属鉱物資源の賦存が期待される地域について、探鉱計画・投資意思決定に有効な情報となる変質帯抽出や、リニアメント解析結果等をレイヤー化した資源解析用WebGISシステムを構築し、衛星画像解析、現地調査等を行うものである。 | | | | |
| 調査結果 (実態) | 公告日から入札日までの期間が10日未満 (7日) となっている。 | | | | | |
| 問題点等 | 公告日から入札日までの期間が短く (7日)、新規事業者が余裕をもって計画的に提案を行うために必要な期間が十分確保されていないおそれがある。 | | | | | |
| 備考 | <p>公告期間が7日間となった理由について、経済産業省は以下のとおりとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算決算及び会計令 (昭和22年4月30日勅令第165号) の第74条では、急を要する場合には、その期間を5日までに短縮することができるとしている。 <p>(参考)</p> <p>(入札の公告)</p> <p>第七十四条 契約担当官等は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも十日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を五日までに短縮することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業については予算繰越協議等の手続上の問題で遅延したものであり、緊急の場合に相当する。 ・ 公告期間短縮による情報発信の限界を補うため、資源エネルギー庁ホームページに掲載した他、当該調査に係る専門性を有する会社 (計7社) に入札説明会を翌19日に開催する旨を案内し、実際の入札説明会にはこれに加えて計10社が参加した。 ・ 本件の公告期間が7日間であったことに関し、企業等から苦情は寄せられていない。 | | | | | |

| | | | | | | |
|------------|--|--|------------|------------|----------|------------|
| 事例No | (1)－イ ii－01 | | | | | |
| 府省庁名 | 環境省 | 支出先公益法人等名 | (財) 日本環境協会 | | | |
| 契約又は補助金件名 | 環境保全型製品購入促進事業（平成22年度） | | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | 平成22年6月25日 | 説明会開催日 | 平成22年7月12日 | 提案書等提出期限 | 平成22年7月15日 |
| | 契約等締結日 | 平成22年7月23日 | | | | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | 一般競争入札（総合評価入札方式） | 応札者数 | 1者 | 契約等金額 | 27,300千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | <p>本事業は、社会全般における環境保全型製品の購入を促進させることを目的として、地方公共団体におけるグリーン購入の取組（国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）及び関連諸法に基づく取組）の実態を把握するとともに、収集した取組事例のデータベースへの掲載、グリーン購入セミナーの開催等を実施するものである。</p> | | | | |
| 調査結果（実態） | 説明会開催日から提案書提出締切日までの期間が10日未満（4日）となっている。 | | | | | |
| 問題点等 | 新規参入者が提案書等を検討するためには、説明会開催日から提案書提出締切日までの期間をより長期間確保することが望ましい。 | | | | | |
| 備考 | 上記以外の33事業についても、説明会開催日から提案書提出締切日等までの期間が10日未満となっており、新規参入者が提案書等を検討するために必要な期間が十分確保されていない例がみられた。各事業の詳細は、別添のとおり。 | | | | | |

【別添】説明会開催日から提案書提出締切日等までの期間が10日未満のもの 33事業 (平成21年度～23年度)

| 事例番号 | 年度 | 府省庁等名 | 物品役務等の名称 | 公示日 | 説明会開催日 | 提案書提出締切日等 | 期間 | 契約日 | 契約相手又は補助金交付先である公益法人等の名称 | 決定方法 | 応募者数(者) | 契約金額等(千円) |
|---------------|--------|-------|---|------------|-------------|-------------|----|-------------|-------------------------|------|---------|-----------|
| (1) -イ ii -02 | 平成21年度 | 総務省 | 原子力施設における現場指揮本部の設置・運営等に関する調査検討業務 | H21. 4. 13 | H21. 4. 20 | H21. 4. 24 | 5 | H21. 5. 11 | 財団法人原子力安全技術センター | 総合評価 | 1 | 7,437 |
| (1) -イ ii -03 | 平成21年度 | 文部科学省 | 核燃料物質使用施設及び試験研究用原子炉施設の許認可申請書等並びに核燃料物質使用施設及び試験研究用原子炉施設の事故・トラブル情報に関するデータベース整備 | H21. 2. 6 | H21. 2. 16 | H21. 2. 23 | 8 | H21. 4. 1 | 財団法人原子力安全技術センター | 総合評価 | 1 | 19,110 |
| (1) -イ ii -04 | 平成21年度 | 文部科学省 | 核燃料サイクル施設等運転管理方策調査 | H21. 2. 2 | H21. 2. 16 | H21. 2. 23 | 8 | H21. 4. 1 | 財団法人原子力安全技術センター | 総合評価 | 1 | 11,994 |
| (1) -イ ii -05 | 平成21年度 | 農林水産省 | 平成21年度地域活性化のためのプレジャーポート活用調査事業 | H21. 3. 31 | H21. 4. 15 | H21. 4. 22 | 8 | H21. 6. 2 | 社団法人全国漁港漁場協会 | 総合評価 | 1 | 13,270 |
| (1) -イ ii -06 | 平成21年度 | 経済産業省 | 平成21年度希少金属資源開発推進基盤整備事業(グローバル・リモートセンシング利用資源解析強化事業) | H22. 3. 18 | H22. 3. 19 | H22. 3. 24 | 6 | H22. 3. 31 | 財団法人資源・環境観測解析センター | 総合評価 | 1 | 192,150 |
| (1) -イ ii -07 | 平成21年度 | 経済産業省 | 平成21年度エネルギー使用合理化促進基盤整備委託費(工場のエネルギー使用状況調査事業) | H21. 3. 24 | H21. 4. 6 | H21. 4. 13 | 8 | H21. 4. 16 | 財団法人省エネルギーセンター | 総合評価 | 1 | 115,132 |
| (1) -イ ii -08 | 平成21年度 | 経済産業省 | 平成21年度エネルギー環境総合戦略調査(IEAにおけるエネルギー効率指標を活用したセクター別アプローチの制度構築に向けた検討) | H21. 7. 28 | H21. 8. 10 | H21. 8. 17 | 8 | H21. 11. 5 | 財団法人日本エネルギー経済研究所 | 総合評価 | 1 | 14,470 |
| (1) -イ ii -09 | 平成21年度 | 経済産業省 | 平成21年度国際エネルギー使用合理化等対策事業(省エネルギー政策共同研究事業) | H21. 3. 3 | H21. 3. 13 | H21. 3. 18 | 6 | H21. 4. 1 | 財団法人日本エネルギー経済研究所 | 総合評価 | 1 | 130,511 |
| (1) -イ ii -10 | 平成21年度 | 環境省 | 平成21年度環境測定分析統一精度管理調査業務 | H21. 2. 20 | H21. 3. 2 | H21. 3. 10 | 9 | H21. 4. 1 | 財団法人日本環境衛生センター | 総合評価 | 1 | 29,715 |
| (1) -イ ii -11 | 平成21年度 | 環境省 | 平成21年度環境カウンセラー事業運営業務 | H21. 4. 30 | H21. 5. 11 | H21. 5. 19 | 9 | H21. 5. 26 | 財団法人日本環境協会 | 総合評価 | 1 | 16,800 |
| (1) -イ ii -12 | 平成21年度 | 環境省 | 平成21年度アジア太平洋環境開発フォーラム第二フェーズ(A P F E D II)活動推進業務 | H21. 5. 22 | H21. 6. 1 | H21. 6. 9 | 9 | H21. 6. 15 | 財団法人地球環境戦略研究機関 | 総合評価 | 1 | 87,990 |
| (1) -イ ii -13 | 平成21年度 | 環境省 | 平成21年度有害大気汚染物質モニタリング手法検討調査業務 | H21. 7. 9 | H21. 7. 22 | H21. 7. 30 | 9 | H21. 8. 5 | 財団法人日本環境衛生センター | 総合評価 | 1 | 11,025 |
| (1) -イ ii -14 | 平成21年度 | 環境省 | 平成21年度土壌環境リスクコミュニケーターに関する検討調査業務 | H21. 7. 27 | H21. 8. 6 | H21. 8. 14 | 9 | H21. 8. 20 | 財団法人日本環境協会 | 総合評価 | 1 | 8,400 |
| (1) -イ ii -15 | 平成21年度 | 環境省 | 平成21年度クリーンアジア・イニシアティブ推進事務局運営等業務 | H21. 10. 2 | H21. 10. 13 | H21. 10. 21 | 9 | H21. 10. 28 | 財団法人地球環境戦略研究機関 | 企画競争 | 1 | 89,995 |
| (1) -イ ii -16 | 平成21年度 | 環境省 | 平成21年度広域最終処分場計画調査(海面最終処分場の閉鎖・廃止適用マニュアル策定に向けた調査)委託業務 | H22. 1. 19 | H22. 1. 28 | H22. 2. 1 | 5 | H22. 2. 5 | 財団法人日本環境衛生センター | 総合評価 | 1 | 8,400 |
| (1) -イ ii -17 | 平成22年度 | 厚生労働省 | 覚せい剤等撲滅啓発等事業 | H22. 3. 2 | H22. 3. 9 | H22. 3. 17 | 9 | H22. 4. 1 | 財団法人麻薬覚せい剤乱用防止センター | 総合評価 | 1 | 78,855 |
| (1) -イ ii -18 | 平成22年度 | 環境省 | 平成22年度環境カウンセラー事業運営業務 | H22. 3. 4 | H22. 3. 15 | H22. 3. 23 | 9 | H22. 4. 1 | 財団法人日本環境協会 | 総合評価 | 1 | 15,960 |
| (1) -イ ii -19 | 平成22年度 | 環境省 | 平成22年度アジア・コベネフィット・アプローチ推進パートナーシップ構築に向けた調査検討業務 | H22. 6. 11 | H22. 6. 22 | H22. 6. 30 | 9 | H22. 7. 6 | 財団法人地球環境戦略研究機関 | 総合評価 | 1 | 36,750 |

| 事例番号 | 年度 | 府省庁等名 | 物品役務等の名称 | 公示日 | 説明会開催日 | 提案書提出締切日等 | 期間 | 契約日 | 契約相手又は補助金交付先である公益法人等の名称 | 決定方法 | 応募者数(者) | 契約金額等(千円) |
|---------------|--------|-------|--|------------|-------------|-------------|----|-------------|-------------------------|------|---------|-----------|
| (1) -イ ii -20 | 平成22年度 | 環境省 | 平成22年度化学物質環境実態調査精度管理等業務 | H22. 6. 18 | H22. 6. 29 | H22. 7. 7 | 9 | H22. 7. 12 | 財団法人日本環境衛生センター | 総合評価 | 1 | 41,475 |
| (1) -イ ii -21 | 平成22年度 | 環境省 | 平成22年度地球温暖化対策に係る次期枠組検討関連調査業務 | H22. 6. 13 | H22. 6. 29 | H22. 7. 7 | 9 | H22. 7. 13 | 財団法人地球環境戦略研究機関 | 総合評価 | 1 | 65,000 |
| (1) -イ ii -22 | 平成22年度 | 環境省 | 平成22年度国際環境規制等情報提供体制検討業務 | H22. 7. 1 | H22. 7. 15 | H22. 7. 21 | 7 | H22. 7. 28 | 財団法人日本環境協会 | 総合評価 | 1 | 19,320 |
| (1) -イ ii -23 | 平成22年度 | 環境省 | 平成22年度タイヤ単体騒音実態調査業務 | H22. 7. 8 | H22. 7. 20 | H22. 7. 27 | 8 | H22. 8. 3 | 財団法人日本自動車研究所 | 総合評価 | 1 | 17,905 |
| (1) -イ ii -24 | 平成22年度 | 環境省 | 平成22年度アジア太平洋環境開発フォーラムに関する普及支援及び国際動向基礎調査業務 | H22. 8. 19 | H22. 9. 1 | H22. 9. 8 | 8 | H22. 9. 14 | 財団法人地球環境戦略研究機関 | 総合評価 | 1 | 48,300 |
| (1) -イ ii -25 | 平成22年度 | 環境省 | 平成22年度生物多様性条約第10回締約国会議運営支援等業務 | H22. 8. 27 | H22. 9. 9 | H22. 9. 15 | 7 | H22. 9. 24 | 財団法人地球環境戦略研究機関 | 総合評価 | 1 | 28,350 |
| (1) -イ ii -26 | 平成22年度 | 環境省 | 平成22年度有害大気汚染物質測定方法検討調査業務 | H22. 10. 7 | H22. 10. 20 | H22. 10. 26 | 7 | H22. 10. 29 | 財団法人日本環境衛生センター | 総合評価 | 1 | 14,175 |
| (1) -イ ii -27 | 平成22年度 | 環境省 | 平成22年度大気中微小粒子状物質成分分析ガイドライン(仮称)作成等に係る調査検討業務 | H22. 12. 2 | H22. 12. 14 | H22. 12. 21 | 8 | H22. 12. 28 | 財団法人日本環境衛生センター | 総合評価 | 1 | 69,300 |
| (1) -イ ii -28 | 平成22年度 | 環境省 | 平成22年度子どもエコクラブ事業委託業務 | H22. 3. 4 | H22. 3. 15 | H22. 3. 23 | 9 | H22. 4. 1 | 財団法人日本環境協会 | 総合評価 | 1 | 72,450 |
| (1) -イ ii -29 | 平成23年度 | 厚生労働省 | ポジティブ・アクション促進のための総合的情報提供事業 | H23. 3. 2 | H23. 3. 9 | H23. 3. 16 | 8 | H23. 4. 1 | 財団法人二十一世紀職業財団 | 企画競争 | 1 | 39,353 |
| (1) -イ ii -30 | 平成23年度 | 厚生労働省 | 両立支援に関する総合的情報提供事業 | H23. 3. 3 | H23. 3. 11 | H23. 3. 18 | 8 | H23. 4. 11 | 財団法人二十一世紀職業財団 | 総合評価 | 1 | 35,167 |
| (1) -イ ii -31 | 平成23年度 | 環境省 | 平成23年度環境カウンセラー事業運営業務 | H23. 3. 4 | H23. 3. 15 | H23. 3. 23 | 9 | H23. 4. 1 | 財団法人日本環境協会 | 総合評価 | 1 | 9,450 |
| (1) -イ ii -32 | 平成23年度 | 環境省 | 平成23年度日系静脈産業メジャーの海外展開促進のための情報発信・研修企画等業務 | H23. 5. 18 | H23. 5. 31 | H23. 6. 7 | 8 | H23. 6. 14 | 財団法人日本環境衛生センター | 総合評価 | 1 | 20,958 |
| (1) -イ ii -33 | 平成23年度 | 環境省 | 平成23年度環境保全型製品購入促進事業 | H23. 5. 26 | H23. 6. 8 | H23. 6. 16 | 9 | H23. 6. 23 | 財団法人日本環境協会 | 総合評価 | 1 | 22,050 |
| (1) -イ ii -34 | 平成23年度 | 環境省 | 平成23年度地球温暖化対策に係る次期枠組検討関連調査業務 | H23. 5. 2 | H23. 5. 17 | H23. 5. 25 | 9 | H23. 5. 31 | 財団法人地球環境戦略研究機関 | 総合評価 | 1 | 48,000 |

(注) 「総合評価」とは一般競争入札(総合評価落札方式)を示す。

| 事例No | (1) -イ iii | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|--|--|----------------|--------------------|-------------------|--|-----|----------|-------|---------------|----------|-----------|------------|-----------|-----|----------|-----------|------------|-----------|-----|----------|-----------|------------|-----------|-----|
| 府省庁名 | 外務省 | 支出先公益法人等名 | (社) 国際交流サービス協会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約又は補助金件名 | 公邸派遣料理人に関する業務 (平成23年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | 平成23年2月4日 | 提案書等提出期限 | 平成23年3月15日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 契約等締結日 | 平成23年4月1日 | 契約等期間 | 平成23年4月1日～24年3月31日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | 随意契約 (公募) | 応札者数 | 1者 | 契約等金額 55,007千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 契約又は補助事業の内容 | <p>在外公館は任国政府等との交渉・情報収集・人脈形成等の外交活動の拠点であり、在外公館長の公邸において任国政財界・マスコミ等との有力者、各国外交団等を招待して会食等の機会を設けることは、最も有効な外交手段の一つである。</p> <p>会食に供される料理は、このような公的会食を成功させる上で極めて重要な要素であるとして、通常、在外公館長が、私的に専任の料理人を公邸料理人として雇用、帯同しているが、本事業は、一部の主要国等公館 (アメリカ、英国、フランス、ロシア、ドイツ及び中国の大使館、並びに在ニューヨーク総領事館、国連代表部及び在ジュネーブ国際機関代表部) において賓客が多いことなどに鑑み、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)に基づき、特定の公館に料理人を派遣するものである。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 調査結果 (実態) | <p>本事業は、公募により競争参加者を募っているが、平成21年度から23年度は、いずれも一者応募となっている。</p> <p>平成23年度の契約は、募集要項において、平成23年4月1日からの履行開始に対し、公募の公告日は23年2月4日で、応募申込書の受領期限は23年3月15日となっており、応募申込書受領期限から、事業の実施まで16日間しかない状況である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>公募日</th> <th>応募書等受領期限</th> <th>履行開始日</th> <th>応募期限から履行開始日まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度 :</td> <td>H21. 2. 6</td> <td>H21. 3. 11</td> <td>H21. 4. 1</td> <td>20日</td> </tr> <tr> <td>平成22年度 :</td> <td>H22. 2. 5</td> <td>H22. 3. 10</td> <td>H22. 4. 1</td> <td>21日</td> </tr> <tr> <td>平成23年度 :</td> <td>H23. 2. 4</td> <td>H23. 3. 15</td> <td>H23. 4. 1</td> <td>16日</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | 公募日 | 応募書等受領期限 | 履行開始日 | 応募期限から履行開始日まで | 平成21年度 : | H21. 2. 6 | H21. 3. 11 | H21. 4. 1 | 20日 | 平成22年度 : | H22. 2. 5 | H22. 3. 10 | H22. 4. 1 | 21日 | 平成23年度 : | H23. 2. 4 | H23. 3. 15 | H23. 4. 1 | 16日 |
| | 公募日 | 応募書等受領期限 | 履行開始日 | 応募期限から履行開始日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成21年度 : | H21. 2. 6 | H21. 3. 11 | H21. 4. 1 | 20日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成22年度 : | H22. 2. 5 | H22. 3. 10 | H22. 4. 1 | 21日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成23年度 : | H23. 2. 4 | H23. 3. 15 | H23. 4. 1 | 16日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 問題点等 | 平成23年度については、公募の締め切りが3月15日であり、複数の応募者があった場合、その後の一般競争入札等の手続期間、事業者決定後の海外派遣手続等を考えると、公告で示されている4月1日からの実施は難しいものとなっている。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | |
|------------|--|---|------------------|---|-------|------------------------------------|
| 事例No | (1) -イ iv | | | | | |
| 府省庁名 | 経済産業省 (資源エネルギー庁) | 支出先公益法人等名 | (財) 日本エネルギー経済研究所 | | | |
| 契約又は補助金件名 | ①石油産業体制等調査研究 (石油価格及び需給動向調査) (平成21年度) ②石油産業体制等調査研究 (石油製品需給及び価格動向調査) (平成22年度) ③石油産業体制等調査研究 (石油製品需給及び価格動向調査) (平成23年度) | | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | ①平成21年2月16日 ②平成22年2月25日 ③平成23年3月8日 | 提案書等提出期限 | ①平成21年3月9日 ②平成22年3月15日 ③平成23年3月28日 | | |
| | 契約等締結日 | ①平成21年4月1日 ②平成22年4月1日 ③平成23年4月1日 | 契約等期間 | ①平成21年4月1日～22年3月31日 ②平成22年4月1日～23年3月31日 ③平成23年4月1日～24年3月30日 | | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | ①一般競争入札 (総合評価落札方式) ②随意契約 (不落) ③一般競争入札 (総合評価落札方式) | 応札者数 | ①3者 ②応札者なし ③1者 | 契約等金額 | ①15,481千円 ②8,736千円 ③13,724千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | ①週次報告の業務 アジア地域及び日本市場における直近1週間の石油受給動向及び価格動向についての情報収集・分析等を行う。 ②月次報告、四半期報告及び年次報告の業務 「アジアの石油製品需給及び価格動向調査」、「欧米及びアジアの主要石油会社の財産分析」及び「石油製品への課税状況に関する比較・検討」に関する調査 | | | | |
| 調査結果 (実態) | <p>本業務は、経済産業省が平成21年度、22年度及び23年度に一般競争入札 (総合評価落札方式) により発注したものであり、平成21年度は3者応札、22年度は不落・不調による随意契約、23年度は1者応札で、いずれも (財) 日本エネルギー経済研究所と契約が締結されている。</p> <p>平成23年度の仕様書をみると、年度当初から週次報告 (毎週金曜日報告) を行うこととされているが、当該契約の開札日は、23年3月31日であり、4月1日からの事業を実施するための準備期間は、0日となっている。当該業務を実施するためには、準備行為 (データソースの確保、要員の手当等) が必要であるが、そのための期間は確保されておらず、履行実績がない前年度実施者以外の者が応札することが難しい状況となっている。</p> <p>本件について、経済産業省は、準備行為のための期間が確保されていない事務手続であっても、前年度実績のある当該財団法人が発注先であることから、対応可能であるとしている。</p> | | | | | |
| 問題点等 | 開札日から役務等の履行開始日までの期間が0日となっており、新規参入希望者が必要な準備 (データソースの確保、要員の手配等) を行うことが困難であり、従前より当該業務を実施している公益法人以外の者が参入し難いものとなっている。 | | | | | |

| | | | | | | |
|------------|--|--|------------------------|---|-------|--|
| 事例No | (1) -イv | | | | | |
| 府省庁名 | 経済産業省(資源エネルギー庁) | 支出先公益法人等名 | (公財)原子力環境整備促進・資金管理センター | | | |
| 契約又は補助金件名 | ①放射性廃棄物共通技術調査等委託費(放射性廃棄物海外総合情報調査)(平成21年度) ②放射性廃棄物共通技術調査等委託費(放射性廃棄物海外総合情報調査)(平成22年度) ③放射性廃棄物共通技術調査等事業(放射性廃棄物海外総合情報調査)(平成23年度) | | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | ①平成21年2月24日 ②平成22年2月24日 ③平成23年2月25日 | 提案書等提出期限 | ①平成21年3月16日 ②平成22年3月17日 ③平成23年3月18日 | | |
| | 契約等締結日 | ①平成21年4月1日 ②平成22年4月1日 ③平成23年4月1日 | 契約等期間 | ①平成21年4月1日～22年3月31日 ②平成22年4月1日～23年3月31日 ③平成23年4月1日～24年3月31日 | | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | ①一般競争入札(総合評価落札方式) ②一般競争入札(総合評価落札方式) ③一般競争入札(総合評価落札方式) | 応札者数 | ①1者 ②1者 ③1者 | 契約等金額 | ①214,443千円 ②175,577千円 ③177,765千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | <p>本事業は、放射性廃棄物に係る海外の最新の政策や事業の動向等を的確に把握し、国際的動向とも整合をとりつつ我が国の政策立案を進めていくことを目的として、海外の放射性廃棄物に関連する情報を収集・分析し、それらに関係者間で参照・活用が可能な形態としてデータベースとして整備するとともに、幅広く情報普及を図るための情報の整理・発信を行うもの。具体の事業の内容は以下のとおり。</p> <p>①海外情報の収集・分析と総合的なデータベースの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 欧米諸国の情報収集 ii) アジア諸国の情報収集 iii) 国際機関の情報収集 iv) その他の個別情報の調査 v) データベース管理システムの改良・拡充 <p>海外の情報を収納する総合的なデータベースとして、既往の関連調査において整備した「データベース管理システム」の維持・管理、改良や機能拡充等を行う(データベースは、データ閲覧機能(検索機能を含む)、利用者等管理機能を有し、インターネットを通じて登録された利用者が利用可能なものである。なお、データベースの維持・管理と改良については、日常的な保守・管理(データ登録作業、障害対応、ソフトウェア</p> | | | | |

| | | |
|-----------|--|--|
| | | <p>の更新等を含む)を行うとともに、ハードシステムとソフトウェアの両面での高度化への対応を行うこととしている。)</p> <p>②調査情報の整理・発信・普及</p> <p>i) ホームページでの情報発信</p> <p>ii) 技術情報資料の整備</p> <p>iii) 講演会の実施</p> |
| 調査結果 (実態) | <p>本事業は、平成 21 年度から 23 年度において、(公財)原子力環境整備促進・資金管理センターによる一者応札が3年間続いている委託契約である。平成 21 年度から 23 年度までの委託契約における、開札日から役務等の履行開始日までの期間は次のとおりとなっている。</p> <p>i) 平成21年度 9日間 (開札日:平成21年3月23日(月)、履行開始日:平成21年4月1日(水))</p> <p>ii) 平成22年度 5日間 (開札日:平成22年3月26日(金)、履行開始日:平成22年4月1日(木))</p> <p>iii) 平成23年度 3日間 (開札日:平成23年3月29日(火)、履行開始日:平成23年4月1日(金))</p> <p>本事業の委託業務の一つに、放射性廃棄物の処分に係る技術情報として、国際機関における合意形成文書等の検討・策定状況についての情報・データを収集し、原典、背景情報、主要文献の翻訳等から構成される総合的なデータベース(技術情報データベース)を整備することがある。</p> <p>当該データベースの維持・管理と改良については、日常的な保守・管理を行う必要がある。しかし、平成 21 年度から 23 年度契約の開札日は、全て3月末となっており、開札日から履行開始日までの期間が短くなっている。このため、新規事業者が受託しようとした場合、前年度に当該事業を実施した事業者より役務を引き継ぐ必要があるが、その十分な期間が確保されていないため、各年度の4月1日から、データベースの日常的な保守・管理を行うことは困難であり、従前より当該業務を実施している公益法人以外の者が参入し難いものとなっている。</p> <p>特に、平成 23 年度契約の開札日は平成 23 年 3 月 29 日となっており、履行開始日までの期間が3日間と極端に短くなっている。</p> | |
| 問題点等 | <p>開札日から役務等の履行開始日までの期間が短く(平成 21 年度:9日、22 年度:5日、23 年度:3日)、新規事業者が前年度実施公益法人より役務(データベースの日常的な保守・管理(データ登録作業、障害対応、ソフトウェアの更新等を含む))を引き継ぐ十分な期間が確保されておらず、従前より当該業務を実施している公益法人以外の者が参入し難いものとなっており、実際、当該法人のみの一者応札の状況となっている。</p> | |

| | | | | | | |
|------------|---|---|----------------|-----------------------|-------|----------|
| 事例No | (1) -イ vi | | | | | |
| 府省庁名 | 環境省 | 支出先公益法人等名 | (財) 地球環境戦略研究機関 | | | |
| 契約又は補助金件名 | 地球温暖化対策に係る次期枠組検討関連調査業務 (平成23年度) | | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | 平成23年5月2日 | 提案書等提出期限 | 平成23年5月25日 | | |
| | 契約等締結日 | 平成23年5月31日 | 契約等期間 | 平成23年5月31日～平成24年3月30日 | | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | 一般競争入札 (総合評価方式) | 応札者数 | 1者 | 契約等金額 | 48,000千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | ① 気候変動に関する次期国際的枠組みの検討 ② 米国国内における気候変動対策の情報収集・整理と米国主催ワークショップの共催 ③ 気候変動基金に関する情報収集・分析と適応基金ワークショップ出席 ④ 政策決定者及び研究者との対話等の推進及び気候変動政策に関する情報収集 | | | | |
| 調査結果 (実態) | <p>本業務は、地球温暖化対策に係る次期枠組みに係る国際交渉の補助業務について、環境省が平成22年度及び23年度に一般競争入札(総合評価落札方式)により発注したものであり、2年間とも一者応札により(財) 地球環境戦略研究機関と契約している。なお、平成21年度は、随意契約で当該法人と契約している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度地球温暖化対策に係る次期枠組検討関連調査業務 (随意契約：(財) 地球環境戦略研究機関 40,000千円。変更契約あり：変更後35,000千円) <p>本業務のうち、平成23年度の気候変動に関する次期国際的枠組みの検討業務に係る「国際会議への出席・交渉支援」については、23年6月6日からドイツで行われる国際会議の日本代表団等(専門家・環境省職員)の交渉支援、支援業務を実施するための情報収集、日本代表団員との連絡調整等を行うこととされているが、開札日(23年5月30日)から履行開始日である国際会議への出発日(23年6月5日)までは6日間と短いものとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 開札日：平成23年5月30日(月) 専門家等の海外への派遣(ドイツ・ボン)に関する支援業務 平成23年6月6日(日)～6月17日(13泊15日)、同法人から2名同行 支援業務の内容 <ul style="list-style-type: none"> i) 業務を実施するための情報収集 「気候変動に関する次期国際的枠組みの検討」及び「各国の削減目標・行動の情報収集及び解析」 ii) 日本代表団の交渉支援 「気候変動に関する次期国際的枠組みの検討」及び「各国の削減目標・行動の情報収集及び解析」において検討した内容を国際交渉の場面において戦略的に活用 | | | | | |

| | |
|-------------|---|
| | <p>iii) 会議の期間を活用し、サイドイベントへ出席し、情報収集 iv) 専門的知見を有する専門家と環境省職員と会議出張のための連絡調整</p> <p>しかし、前年度の受託者(当該法人)以外の新規参加者が業務を円滑に実施するためには、準備行為(要員手配等)が必要であり、特に支援業務を実施するための情報収集が求められている当該業務においては開札から一定期間が必要であるが、そのための期間は確保されておらず、履行実績がない前年度実施者以外の者が応札することが難しい状況となっている。</p> |
| <p>問題点等</p> | <p>本業務について、環境省は、平成23年度は4月3日から8日にバンコク(タイ)で開催された会合結果を反映させる必要があったためとしているが、開札日から履行開始日である専門家等の海外への派遣に関する支援業務の実施日までの期間が6日と極端に短く、前年度実施事業者以外の新規事業者が円滑に業務を実施するための必要な準備(要員の手配等)が行えない状況となっている。</p> |

| | | | | | | |
|------------|---|---|---------------|--------------------|-------|-------------------------------|
| 事例No | (1) -イvii | | | | | |
| 府省庁名 | 環境省 | 支出先公益法人等名 | (財)地球環境戦略研究機関 | | | |
| 契約又は補助金件名 | 低炭素社会国際研究ネットワーク運営実施業務(平成21年度) | | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | 平成21年3月5日 | 提案書等提出期限 | 平成21年3月24日 | | |
| | 契約等締結日 | 平成21年4月1日 | 契約等期間 | 平成21年4月1日～22年3月31日 | | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | 随意契約(企画競争) | 応札者数 | 1者 | 契約等金額 | 107,300千円 (契約変更後126,300千円) |
| | 契約又は補助事業の内容 | 低炭素社会国際研究ネットワーク(以下「LCS-RNet」という。)の事務局として、LCS-RNet参加国による研究交流の促進、研究成果の取りまとめや発信など、アジアにおける低炭素社会研究基盤の構築を行うものである。 | | | | |
| 調査結果(実態) | <p>本業務は、企画競争により発注されたものであり、提案書の提出期限は平成21年3月24日となっており、一者応募により同年3月30日に当該法人が受託者として決定されている。なお、契約候補者の決定時期は、応募要領には記載されていない。</p> <p>当該業務概要及び企画書作成事項によると、平成21年4月5日にトリエステ(イタリア)で開催されるキックオフ会合に関して開催国機関と協力し、開催支援を実施することとされており、また、会合に先立って21年4月1日から2日に同地にて研究者会合を運営することとされている。</p> <p>また、上記会合に係る会場手配、案内状等発送はイタリア政府が実施するため、受託者は同会合に出席し、会議概要の取りまとめ、進行補助及び派生した経費負担を実施することとされている。</p> <p>提案書提出期限の翌日から事業開始までの期間は6日間(※1)しかなく、実際の決定日から事業開始までの期間は0日(※2)と短く設定されている。</p> <p>※1 最も早く事業実施者が決定され(3月24日)、4月1日開催の研究者会合に間に合うために日本を出発(3月31日)するまでの期間</p> <p>※2 3月30日に受託者が決定され、4月1日開催の研究者会合に間に合うために日本を出発(3月31日)するまでの期間</p> <p>しかし、業務を円滑に実施するためには、準備行為(要員手配等)が必要であり、特に支援業務を実施するための情報収集が求められている当該業務においては開札から一定期間が必要であるが、そのための期間は確保されておらず、同種の国際会議の履行実績がない者が応札することが難しい状況となっている。</p> | | | | | |
| 問題点等 | 企画提案書の提出期限、契約候補者の決定日から外国での会合開催までの期間が6日と極端に短く、前年度実施事業者以外の新規事業者が円滑に業務を実施するための必要な準備(要員の手配等)が行えない状況となっている。 | | | | | |

| | | | | | | |
|------------|--|---|---------------|--------------------|-------|----------|
| 事例No | (1) -イ viii | | | | | |
| 府省庁名 | 環境省 | 支出先公益法人等名 | (財)地球環境戦略研究機関 | | | |
| 契約又は補助金件名 | 化学物質国際管理対応業務(平成21年度) | | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | 平成21年4月15日 | 提案書等提出期限 | 平成21年5月7日 | | |
| | 契約等締結日 | 平成21年5月8日 | 契約等期間 | 平成21年5月8日～22年3月31日 | | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | 一般競争入札(密封式) | 応札者数 | 1者 | 契約等金額 | 18,207千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | <p>SAICM(国際的な科学物質管理のための戦略的アプローチ)の国際的動向に関する調査等を通じて、SAICM 実施に係るアジア太平洋地域における日本の主導的役割遂行を支援するとともに、現行の SAICM 実施のための基金における支援以降の経済的支援の在り方等に関する検討を行うものである。具体的な業務は、以下のとおりとなっている。</p> <p>① 国際対応業務</p> <p>i) 第2回国際化学物質管理会議対応業務</p> <p>ii) アジア太平洋地域連絡調整業務</p> <p>iii) タイにおける QSP(クイックスタートプログラム)実施支援業務</p> <p>iv) QSP 成果報告会開催業務</p> <p>② 国内対応業務</p> <p>i) QSP以降の資金メカニズム検討業務</p> <p>ii) 国内セミナー開催業務</p> | | | | |
| 調査結果(実態) | <p>本業務は、一般競争入札(最低価格落札方式)により発注されたものであり、一者応札(平成21年5月7日開札)により(財)地球環境戦略研究機関と21年5月8日に契約されているものである。</p> <p>平成20年度の本業務も(財)地球環境戦略研究機関が受託している。</p> <p>当該業務のうち、第2回国際化学物質管理会議の対応業務は、5月11日から15日にジュネーブで開催される国際会議について支援等を行う業務である。</p> <p>第2回国際化学物質管理会議(平成21年5月11日から15日まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請負者1名程度が出席(6泊8日) ・ 環境省担当官の指示の下、情報収集や発言メモの作成等支援を行うもの ・ 会合前、資料の検討、電子メールや電話会議等による情報収集を実施 <p>会合後、速やかな会合報告書の作成等</p> | | | | | |

| | |
|------|--|
| | <p>開札日から事業開始までの期間は、3日間（※）と短く設定している。</p> <p>※ 5月11日開催の国際会議に間に合うために日本を出発（5月10日）するまでの期間</p> <p>前年度の受託者（当該公益法人）以外の新規参加者が業務を円滑に実施するためには、準備行為（要員手配等）が必要であり、特に支援業務を実施するための情報収集が求められている本業務においては開札日から一定期間が必要であるが、そのための期間は確保されておらず、履行実績がない前年度実施者以外の者が応札することが難しい状況となっている。</p> |
| 問題点等 | <p>開札日から事業開始までの期間（受託者が支援等を行う国際会議までの期間）が3日と極端に短く、前年度実施事業者以外の新規事業者が円滑に業務を実施するための必要な準備（要員の手配等）が行えない状況となっている。</p> |

| | | | | | | |
|------------|---|---|-----------------|-----------------------|-------|---------|
| 事例No | (1) -ウ i | | | | | |
| 府省庁名 | 内閣府 | 支出先公益法人等名 | (財) 原子力安全技術センター | | | |
| 契約又は補助金件名 | 科学技術基礎調査等委託 (耐震安全性評価手法に関する基礎的・技術的調査) (平成22年度) | | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | 平成22年 7月15日 | 提案書等提出期限 | 平成22年 8月24日 | | |
| | 契約等締結日 | 平成22年 9月22日 | 契約等期間 | 平成22年 9月22日~23年 3月25日 | | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | 一般競争入札 (総合評価落札方式) | 応札者数 | 1者 | 契約等金額 | 9,975千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | 本事業は、原子力安全委員会における、発電用原子炉施設の耐震設計に関する「残余のリスク」(想定された地震動を上回る地震動の影響が施設に及ぶことにより、施設に重大な損傷事象が発生すること、施設から対象の放射性物質が拡散される事象が発生すること等) についての評価の検討に必要な知見を収集するものである。 | | | | |
| 調査結果 (実態) | <p>本事業は、耐震安全性評価手法に関する基礎的・技術的調査を一般競争入札 (総合評価落札方式) により発注されたものであり、(財) 原子力安全技術センターに委託されている。</p> <p>平成22年度委託契約に係る仕様書では、業務内容として、主に i) 米国原子力規制委員会における地震PSA評価 (確率論的安全評価) の取組状況、ii) 国際原子力機関 (IAEA) における地震PSAの取組状況、iii) 米国、IAEA以外の諸外国における地震PSA評価の現状等について文献調査を行うこととされているが、これら文献調査以外に、地震PSA手法を採用している国への訪問調査として一カ国程度の海外訪問調査を行うこととされている。</p> <p>しかしながら、訪問調査に係る仕様書の具体の記載内容は、以下のとおりであり、中間報告時の発注者の判断により訪問調査の要否が決定されるものとなっている。</p> <p>【平成22年度仕様書 (抜粋)】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(5) 地震PSA手法を採用している国への訪問調査 上記記載のとおり文献調査を行うにあたり、平成22年12月中旬までに中間報告を行うこと。 なお、この中間報告により、原子力安全委員会事務局がさらに詳細な調査の必要性和判断した場合には、詳細な情報を入手するため、一カ国程度の海外訪問調査を行うものとする。</p> </div> | | | | | |
| 問題点等 | 本来は、文献調査及びその補足的調査としての海外訪問調査の実施が想定された業務内容であるにもかかわらず、仕様書では、中間報告時の発注者の判断により当該海外訪問調査の要否が決定される記載となっているため、仕様内容の誤解を招くおそれがある。 | | | | | |
| 備考 | なお、内閣府は、入札説明会参加者等にヒアリングしたところ、応札しなかった理由について、業務に必要なスタッフを確保する見通しが立たないため又は専門分野外であったためとの回答を得たとしている。 | | | | | |

| | | | | | | |
|------------|--|---|----------------|---|-------|-------------------------------------|
| 事例No | (1) -ウ ii | | | | | |
| 府省庁名 | 外務省 | 支出先公益法人等名 | (社) 国際交流サービス協会 | | | |
| 契約又は補助金件名 | ①公邸派遣料理人に関する業務 (平成21年度) ②公邸派遣料理人に関する業務 (平成22年度) ③公邸派遣料理人に関する業務 (平成23年度) | | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | ①平成21年2月6日 ②平成22年2月5日 ③平成23年2月4日 | 提案書等提出期限 | ①平成21年3月11日 ②平成22年3月10日 ③平成23年3月15日 | | |
| | 契約等締結日 | ①平成21年4月1日 ②平成22年4月1日 ③平成23年4月1日 | 契約等期間 | ①平成21年4月1日～22年3月31日 ②平成22年4月1日～23年3月31日 ③平成23年4月1日～24年3月31日 | | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | ①随意契約 (公募) ②随意契約 (公募) ③随意契約 (公募) | 応札者数 | 1者 | 契約等金額 | ①84,706千円 ②54,609千円 ③55,007千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | 在外公館は任国政府等との交渉・情報収集・人脈形成等の外交活動の拠点であり、在外公館長の公邸において任国政財界・マスコミ等との有力者、各国外交団等を招待して会食等の機会を設けることは、最も有効な外交手段の一つである。会食に供される料理は、このような公的会食を成功させる上で極めて重要な要素であるとして、通常、在外公館長が、私的に専任の料理人を公邸料理人として雇用、帯同しているが、本事業は、一部の主要国等公館 (アメリカ、英国、フランス、ロシア、ドイツ及び中国の大使館、並びに在ニューヨーク総領事館、国連代表部及び在ジュネーブ国際機関代表部) において賓客が多いことなどに鑑み、労働者派遣法に基づき、特定の公館に料理人を派遣するものである。 | | | | |
| 調査結果 (実態) | 本事業は、まず、参加希望者を公募した上で、事業者の選定を行うこととしているが、平成21年度、22年度及び23年度とも、(社) 国際交流サービス協会しか応募者がなく、当該法人と契約している。 本事業の公募公告においては、派遣料理人業務に関する留意点として、外交上重要な会食の際に提供する料理を調理する技術を有し、在外公館長の公邸において、関係者との協調性をもち勤務することができる者とし記載しておらず、勤務日数、業務内容、派遣労働者の条件等については明記されていない。 | | | | | |
| 問題点等 | 派遣する料理人の条件について、勤務日数、業務内容、派遣労働者の条件等が不明なため、事業の参加を希望する者が、どのような者を派遣すべきかについて、分かり難いものとなっている。 | | | | | |

| | | | | | |
|------------|---|--|----------------|--|--------------------------------|
| 事例No | (1) -ウiii | | | | |
| 府省庁名 | 環境省 | 支出先公益法人等名 | (財) 日本環境衛生センター | | |
| 契約又は補助金件名 | ①アジア地域におけるし尿処理システム等の改善に関する能力開発ワークショップ実施業務 (平成21年度) ②し尿処理システム等の改善に関するアジア・ワークショップ実施等業務 (平成22年度) | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | ①平成22年 1月15日 ②平成22年10月25日 | 提案書等提出期限 | ①平成22年 2月 2日 ②平成22年11月12日 | |
| | 契約等締結日 | ①平成22年 2月 3日 ②平成22年11月15日 | 契約等期間 | ①平成22年 2月 3日～22年 3月31日 ②平成22年11月15日～23年 3月31日 | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | ①一般競争入札 (最低価格落札方式) ②一般競争入札 (最低価格落札方式) | 応札者数 | 1者 | 契約等金額 ①11,655千円 ②7,350千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | <p>アジア諸国の担当者との具体的な課題や必要な取組に関する情報共有・意見交換を行う「各国のし尿処理システム等の改善に着目したワークショップ」の場を設け、参加者の能力向上及びネットワークづくりを進めることで技術移転の端緒を開くとともに、技術移転の効果的な手法に関する知見の収集を行うものである。具体的な業務は、以下のとおりとなっている。</p> <p>① し尿処理システム等に関するアジア太平洋諸国ワークショップの開催 ② 技術移転の効果的な手法に関する知見の整理 ③ 事業のフォローアップ ④ 報告書の作成</p> | | | |
| 調査結果 (実態) | <p>本業務は、し尿処理システム等に関するアジア太平洋諸国ワークショップの開催等の業務について、環境省が一般競争入札 (最低価格落札方式) により発注したものであり、平成 21 年度及び 22 年度とも (財) 日本環境衛生センターと契約している。</p> <p>平成 22 年度の本業務の仕様では、「アジア太平洋諸国のうち 10 人程度 (1カ国 1～2名程度 (2名の場合、衛生・環境部局、建設部局等を想定)) のし尿処理・汚水処理の担当部局の担当者を対象とする。」として、ワークショップを開催 (1回6日間) することとされているが、1か国当たりの人数は特定されていない。</p> <p>また、対象国は、アジア太平洋諸国等から8か国程度選定するとされているが、例示されているのはインド、インドネシア、カンボジア、タイ、中国、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ラオスの9か国となっており、特定されていない。</p> <p>さらに、対象国及び対象者の選定に当たっては、受託者において、自身の有するし尿処理システム等に関するアジア太平洋諸国の行政担当部局としてのネットワーク及び JICA や JSC 等の国際機関からの情報収集を踏まえた参加者リストを準備し、最終的には、対象者の選定を環境省担当者の指示のもとに決定するとされている。</p> | | | | |

| | |
|------|---|
| | <p>以上のとおり、応札価格を算定する時点では特定できない仕様となっている。</p> <p>また、平成 21 年度契約においても、招へい国及び対象者が特定されておらず、当該業務に係る事業者の負担及び所要経費の算定を困難なものとなっている。</p> <p>(平成 21 年度仕様書抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「アジア地域における汚水処理等の行政担当者（3から6級相当）を想定している（中国、フィリピン、ベトナム、タイ、マレーシア、カンボジア、ラオス、インドネシア等の国々から6カ国とし、各国2名で合計12名程度を想定） ・ 「これらの選定にあたっては、JICA、JSC等の国際機関により情報収集した参加者リストを準備し、最終的には、対象者の選定を環境省担当者の指示のもとに決定」 |
| 問題点等 | <p>最低価格落札方式による一般競争入札であるにもかかわらず、招聘国、対象者等が特定されておらず、当該業務に係る事業者の負担及び所要経費の算定の根拠となるものが示されておらず、前年度実施者以外の者が参入することが困難なものとなっている。</p> |

| | | | | | |
|------------|--|--|----------------|-------------------------------|-----------------------|
| 事例No | (1) -エ i | | | | |
| 府省庁名 | 総務省 | 支出先公益法人等名 | (社) デジタル放送推進協会 | | |
| 契約又は補助金件名 | 無線システム普及支援事業費等補助金 (デジタル受信相談・対策事業) (平成22年度) | | | | |
| 入札等の月日 | 公募日 | 平成22年2月3日 | 提案書等提出期限 | 平成22年2月23日 | |
| | 契約等締結日 | 平成22年4月1日 | 契約等期間 | 平成22年4月1日～26年3月31日 (国庫債務負担行為) | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | 公募 | 応札者数 | 1者 | 契約等金額 31,223,431千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | <p>① 地上デジタルテレビ放送普及促進事業</p> <p>ア 共聴施設のデジタル化対応のための周知説明、助言、必要に応じた調査</p> <p>イ デジタル混信調査・デジタル放送用周波数再編対策調査・難視調査 (放送事業者との連携による。)</p> <p>ウ 地上デジタルテレビ放送への移行 (地上アナログテレビ放送の終了) に係る調査・分析に関する業務</p> <p>エ 「地上デジタルテレビ放送コールセンター事業」との連携を確保する業務</p> <p>オ 地上デジタルテレビ放送に係る周知・広報に関する業務</p> <p>カ 現地調査等による把握情報を踏まえた受信相談対応 (高齢者・障害者等への巡回相談等を含む。)</p> <p>キ 受信相談に必要な情報収集、ノウハウ等の蓄積</p> <p>ク 総合通信局、放送事業者、地方公共団体など関係機関、団体との連携に関する業務</p> <p>ケ 上記アからクの業務 (BSアナログ放送の終了等に係る業務を含む。) を行うための拠点 (一時的な拠点の設置を含む。) の整備、運営に関する業務</p> <p>② デジタル混信対策事業費補助事業</p> <p>デジタル波による混信対策を要する放送事業者、共聴組合及び受信者に対する助成金の交付事務</p> <p>③ 受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業</p> <p>受信者、施設管理者、受信障害の原因と考えられる高層建築物等の所有者等との間に民事的な紛争が生じた場合の法律専門家による簡易な相談、あっせん及び調停を実施する事務</p> <p>④ 共同住宅共聴施設整備事業費補助事業</p> <p>共同住宅共聴施設のデジタル化対応に当たって当該施設を改修する場合等に、当該施設の管理者に対して助成金を交付する事務</p> <p>⑤ 個別受信難視聴対策事業費補助事業</p> <p>新たな難視地域において、難視聴解消を目的に高性能等アンテナ、ケーブルテレビ等移行の対策を行う者に対する助成金の交付事務</p> <p>⑥ デジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業</p> <p>アナログ放送停波後のチャンネル切替のための対策を要する者に対する助成金の交付事務</p> | | | |

調査結果（実態）

平成21年度は、デジタル受信相談・対策事業、受信障害対策紛争処理事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業等は別々に公募にかけられ、デジタル受信相談・対策事業以外の事業には複数者の応募がある。

しかし、平成22年度は、受信障害対策紛争処理事業及び共同住宅共聴施設整備事業費補助事業は、21年度に一者応募となったデジタル受信相談・対策事業に1本化され、全ての事業を実施できる者でなければ応募することができないものとなっている。

○各年度の業務内容

【平成21年度】

- i) デジタル受信相談・対策事業（交付決定額 22,479,050,000円、一者応募）
 - ア 地上デジタルテレビ放送普及促進事業
デジ・サポの運営（47都道府県への拠点整備・運営、地上デジタル放送の周知・広報、受信相談、関係機関との連携業務）
 - イ デジタル混信対策事業
混信対策を要する放送事業者、共聴組合及び受信者に対する助成金の交付事務
 - ウ 受信障害対策共聴施設整備事業
受信障害対策共聴施設の施設管理者に対する助成金の交付事務
 - ii) 受信障害対策紛争処理事業（交付決定額 718,134,000円、2者応募）
受信対策共聴施設の地上デジタル放送化に伴う民事的紛争が生じた場合の法律専門家等による簡易な相談、あっせん、調停を行う。
加えて、拠点の整備・運営
 - iii) 共同住宅共聴施設整備事業費補助事業（交付決定額 8,636,312,000円、2者応募）
共同住宅共聴施設のデジタル化対応に当たって当該施設を改修する場合等に、当該施設の管理者に対して助成金を交付する事務
 - iv) 地上デジタルテレビ放送普及促進事業の一部（交付決定額 2,236,650,000円、4者応募）
 - ア 受信障害対策共聴施設の受信調査
 - イ 地上デジタル放送への移行に係る調査・分析
 - v) 受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業の一部（交付決定額 2,113,299,000円、4者応募）
受信障害対策共聴施設の施設管理者に対する助成金の交付事務
- (注) iv) 及びv) の事業は、一の対象事業（一緒に行う必要があるもの）とされている。

(注) 本補助金の平成21年度分の公募要領等に基づき当省で作成した。

| | |
|------|--|
| | <p>【平成22年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル受信相談・対策事業（交付決定額31,223,431千円、一者応募） <ul style="list-style-type: none"> ア 地上デジタルテレビ放送普及促進事業 イ デジタル混信対策事業 ウ 受信障害対策共聴施設整備事業 エ 共同住宅共聴施設整備事業費補助事業 オ 個別受信難視聴対策事業費補助事業 カ デジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業 <p>(注) 本補助金の平成22年度分の公募要領等に基づき当省で作成した。</p> |
| 問題点等 | <p>平成21年度はデジタル受信相談・対策事業、受信障害対策紛争処理事業等の5事業は別々に公募され、デジタル受信相談・対策事業以外は全て複数応募があったが、22年度はこれら全ての事業がデジタル受信相談・対策事業に1本化され、デジタル受信相談・対策事業の実施者以外が応募することが困難となっている。</p> |
| 備考 | <p>なお、総務省は、平成22年度に5事業全てをデジタル受信相談・対策事業に1本化したことについて、アナログ放送終了までの期間が短いことから、受信者の利便性を優先し、密接に関連した各事業の連携を考慮した結果であるとしている。</p> |

| | | | | | |
|------------|---|---|----------------|--|--|
| 事例No | (1) -エ ii | | | | |
| 府省庁名 | 環境省 | 支出先公益法人等名 | (財) 地球環境戦略研究機関 | | |
| 契約又は補助金件名 | ①地球温暖化対策に係る次期枠組検討関連調査業務 (平成22年度) ②地球温暖化対策に係る次期枠組検討関連調査業務 (平成23年度) | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | ①平成22年6月18日 ②平成23年5月2日 | 提案書等提出期限 | ①平成22年7月7日 ②平成23年5月25日 | |
| | 契約等締結日 | ①平成22年7月13日 ②平成23年5月31日 | 契約等期間 | ①平成22年7月13日～23年3月31日 ②平成23年5月31日～24年3月30日 | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | ①一般競争入札 (総合評価落札方式) ②一般競争入札 (総合評価落札方式) | 応札者数 | ①1者 ②1者 | 契約等金額 ①64,999千円 (契約変更:57,400千円) ②48,000千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | ① 気候変動に関する次期国際的枠組みの検討 ② 日米共同ワークショップの共催 ③ 政策決定者及び研究者との対話等の推進及び気候変動政策に関する情報収集 等 | | | |
| 調査結果 (実態) | <p>本業務は、地球温暖化対策に係る次期枠組みに係る国際交渉の補助業務について、環境省が平成22年度及び23年度に一般競争入札(総合評価落札方式)により発注したものであり、2年間とも一者応札により(財)地球環境戦略研究機関と契約している。なお、平成21年度は、随意契約で当該同法人と契約している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度地球温暖化対策に係る次期枠組検討関連調査業務 (随意契約：(財)地球環境戦略研究機関 40,000千円。変更契約あり：変更後35,000千円) <p>平成23年度の仕様書では、地球温暖化対策に係るカンクン(メキシコ)合意の着実な実施に向けた国際交渉の補助業務を行うとともに、次期国際的枠組みの内容についての検討、米・中・印等の主要排出国が積極的な取組を行う環境づくりの実施等広範囲なものとなっている。</p> <p>[平成23年度地球温暖化対策に係る次期枠組検討関連調査業務入札説明書仕様書抜粋]</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 気候変動に関する次期国際的枠組みの検討 <ul style="list-style-type: none"> 次期国際的枠組みについての検討 各国の削減目標・合同の情報収集及び解析 国際会議等における情報収集・国際交渉支援 ii) 米国国内における気候変動対策の情報収集・整理と米国主催ワークショップの共催 | | | | |

| | |
|-------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> iii) 気候変動基金に関する情報収集・分析と適応基金ワークショップ出席 iv) 政策決定者及び研究者との対話等の推進並びに及び気候変動政策に関する情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日中政策研究ワークショップの開催 ・ 日印政策研究ワークショップの開催 <p>平成 22 年度契約の仕様も 23 年度と同様に広範囲なものとなっている。</p> <p>[平成 22 年度地球温暖化対策に係る次期枠組検討関連調査業務入札説明書仕様書抜粋]</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 気候変動に関する次期国際的枠組みの検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2013 年以降の次期国際的枠組みについての検討 ・ 各国の削減目標・合同の情報収集及び解析、公平性・実効性の検証 ・ MRV（測定、報告、検証）制度の戦略的検討 ・ 国際会議等における情報収集・国際交渉支援 ii) 日米合同ワークショップの共催 iii) 政策決定者及び研究者との対話等の推進及び気候変動政策に関する情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中国・インドにおける政策対話の開催 iv) 科学的知見に基づく適応対策 |
| <p>問題点等</p> | <p>地球温暖化対策に係る国際交渉の支援業務のほか、次期国際的枠組みの内容についての検討、米・中・印等の主要排出国が積極的な取組を行うための環境づくりの実施等、業務内容が広範囲なものとなっており、過去実績のある当該法人以外の者が応募することが困難となっているおそれがある。</p> |

| | | | | | |
|------------|--|---|---------------|---------------------|-------------------|
| 事例No | (1) -エ iii | | | | |
| 府省庁名 | 環境省 | 支出先公益法人等名 | (財)地球環境戦略研究機関 | | |
| 契約又は補助金件名 | 日中韓三カ国環境大臣会合等支援及び検討業務(平成23年度) | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | 平成23年3月22日 | 提案書等提出期限 | 平成23年4月11日 | |
| | 契約等締結日 | 平成23年4月15日 | 契約等期間 | 平成23年4月15日～24年3月30日 | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | 一般競争入札(総合評価方式) | 応札者数 | 1者 | 契約等金額 12,493千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | 日中韓3カ国環境大臣会合(以下「TEMM」という。)における日本側出席者の支援、サイドイベント(日中韓三カ国の学生やビジネス部門のフォーラム)参加支援、TEMM日本公式サイト更新業務及びニュースレターへの執筆を行うものである。 | | | |
| 調査結果(実態) | <p>本事業は、一般競争入札(総合評価落札方式)であるが、一者応札となっている。</p> <p>平成23年度の仕様書によると、TEMMにおける日本側出席者の支援のほかに、日本公式サイト更新業務、日中韓三カ国共同研究の実施やニュースレターへの執筆等広範囲なものとなっている。</p> <p>[平成23年度日中韓三カ国環境大臣会合等支援及び検討業務入札説明書仕様書抜粋]</p> <ul style="list-style-type: none"> i) TEMM13 本会合等支援業務 (TEMM14 関係会合等を含む。) ii) TEMM13 本会合における学生及びビジネス部門でのフォーラム出席者への支援業務 iii) TEMM 日本公式サイト更新業務 iv) 日中韓三カ国共同研究の実施 v) ニュースレターへの執筆 vi) 報告書の作成 <p>なお、平成23年度契約の開札日は平成23年4月14日である。当該契約の仕様をみると、4月28日から29日に韓国(釜山)で開催される海外会合の日本人参加者への事前打ち合わせを実施(1泊2日)することとされている。開札から海外会合までは13日間確保されているものの、事前打合せは会合前に1泊2日で実施する必要があり、当該打合せを準備する期間が確保されていない仕様となっていることも当該法人以外が応札していない要因と考えられる。</p> | | | | |
| 問題点等 | 日中韓三カ国環境大臣会合における日本側出席者の支援のほか、日本公式サイト更新業務、日中韓三カ国共同研究の実施やニュースレターへの執筆等、発注する内容が広範囲なものとなっており、過去実績のある当該法人以外が応募することが困難となっているおそれがある。 | | | | |
| 備考 | なお、平成24年度は、当該法人以外の者が落札をしている。 | | | | |

| | | | | | |
|------------|--|---|---------------|---|--|
| 事例No | (2) -ア i | | | | |
| 府省庁名 | 環境省 | 支出先公益法人等名 | (財)地球環境戦略研究機関 | | |
| 契約又は補助金件名 | ①アジア資源循環研究推進業務 (平成22年度) ②アジア資源循環研究推進業務 (平成23年度) | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | ① - ② - | 提案書等提出期限 | ① - ② - | |
| | 契約等締結日 | ①平成22年6月11日 ②平成23年6月1日 | 契約等期間 | ①平成22年6月11日～23年3月31日 ②平成23年6月1日～24年3月30日 | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | ①随意契約 (競争性なし) ②随意契約 (競争性なし) | 応募者数 | ① - ② - | 契約等金額 ①29,000千円 (契約変更:26,500千円) ②28,955千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | <p>本業務は、アジアにおける循環型社会構築に向けた政策的対応や国際的連携方策の検討に資する各国の個別課題に係る研究や地域横断的政策研究を行うとともに、「アジア3R 推進フォーラム」における国際研究協力の促進及び成果の普及を通じて、各国における3R 国家戦略の実施に向けた取組や国際協力を促進するものである。</p> <p>平成22年度は「3R政策の実施に向けたガバナンスの改善」を、23年度は「アジアにおける3R政策実施改善へ向けたアプローチ」を年度共通テーマとして業務を実施している。</p> <p>(注) 3R : 廃棄物の発生抑制 (リデュースReduce)、再使用 (リユースReuse)、再生利用 (リサイクルRecycle)</p> | | | |
| 調査結果 (実態) | <p>本業務は、平成21年度は、企画競争が実施され、2者の応募があった。</p> <p>また、平成21年度の募集要項において、3カ年の企画書の提出が求められている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「平成21年度アジア資源循環研究推進業務」の概況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約方式：企画競争（2者応募） ・ 契約相手：(財)地球環境戦略研究機関（契約金額：29,000千円） ・ 次年度以降の契約についての記述（平成21年度企画競争説明書） <p>提出書類：経費内訳書「平成21年度以降3年間のアジア資源循環研究推進業務を実施するために必要な経費の全ての額（消費税及び地方消費税額を含む。）を記載した内訳書」</p> <p>予算額：「業務の予算総額は、2,900万円以内とする。（なお、22年度及び23年度の予算額も2,900万円の予定である。）」</p> <p>契約の締結：「契約は、本年度のみの単年度契約であるが、本年度の業務実績が良好と認められた場合には、提出された企画書等を踏まえて次年度の契約を締結することがある。ただし、次年度の契約は、次年度において所要の予算措置が講じられた場合に行いうるものであり、次年度の「予算見込み額」に比較して大幅な予算額の変更、予算内容の変更等が生じたときは、契約を締結しないことがある。」</p> </div> <p>(注) 平成21年度の企画競争説明書に基づき当省が作成した。</p> | | | | |

平成22年度及び23年度の随意契約理由書では、前年度の業務実施状況を初年度（21年度）の審査を行った企画書審査委員会に準ずる組織において評価し、良好と認められたこと、研究の完成度を高めるため事業者が各国研究機関及び国際研究機関との継続的な協力関係を構築する必要があることから（財）地球環境戦略研究機関と競争性のない随意契約を締結したとしている。

随意契約理由書（抜粋）

- 1 件名 平成22年度アジア資源循環研究推進業務
- 2 事者名 財団法人地球環境戦略研究機関
- 3 随意契約理由

(1) 本業務は、アジアにおける循環型社会構築に向けた多種多様な課題の中から解決したときの効果が大きいと考えられるものを選定し、課題に応じて異なる各国研究機関及び国際研究機関と連携した研究を行うことや、毎年開催予定の「アジア3R推進フォーラム」での参加者からの意見を踏まえ、研究の完成度を高める必要があるとともに、事業者が各国研究機関及び国際研究機関との継続的な協力関係を構築する必要があることから、平成21年度に、複数年の事業実施を見通した企画競争方式によって、3年間の事業実施を見通した事業として契約されたところである。

(2) 財団法人地球環境戦略研究機関は、当該業務契約相手方として平成21年度に3年間の企画提案を求める企画競争により選定された事業者であり、前年度（平成21年度）の業務実施状況を、初年度（平成21年度）の審査を行った企画書審査委員会に準ずる組織において評価したところ、良好と認められた。また、今年度（平成22年度）についても、引き続き、「アジア3R推進フォーラム」会合（10月マレーシアで開催予定）での参加者からの意見等をふまえつつ、研究の完成度を高める必要があり、事業者が各国研究機関及び国際研究機関との継続的な協力関係を構築する必要がある。

(注) 平成23年度の随意契約理由書も、随意契約理由については、同様の内容となっている。

一方、「公共調達に適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知。以下「財務大臣通知」という。）において、公共調達は、随意契約によらざるを得ない場合として具体的に掲げる場合を除き、原則として一般競争入札（総合評価方式を含む。）によることとされている。

しかし、上記の随意契約理由は、財務大臣通知に「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」として記載されている理由には該当しておらず、当該契約が、「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」に準じたもの、あるいは、一般競争入札により難しい例外的なものに該当するか否かが問題となるが、そうした点について、十分な検討がなされていないおそれがある。

また、財務大臣通知において、調査研究等に係る委託契約については、原則として、総合評価落札方式による一般競争入札によるものとされ、事務又は事業の性格等からこれにより難しい場合には、公募等を行うものとされており、本契約が競争性のない随意契約にそぐわないものであった場合には、財務大臣通知に沿った契約手続となっていないおそれがある。

「公共調達に適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）（抜粋）

1 入札及び契約の適正化を図るための措置

(2) 随意契約による場合

①に掲げる区分に照らし、随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則として一般競争入札（総合評価方式を含む。）による調達を行うものとする。

また、従来、競争性のない随意契約を行ってきたものについては、②に掲げる区分に照らし、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとする。ただし、①又は②の例示に該当しないものであってその他これに準ずるものと認められるものについては、同様に扱うものとする。

① 競争性のない随意契約によらざるを得ない場合

イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの
(略)

ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む。）

ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等

ニ その他

(イ) 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等

(ロ) 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）

(ハ) 郵便に関する料金（信書に係るものであって料金を後納するもの。）

(ニ) 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入

(ホ) 美術館等における美術品及び工芸品等の購入

(ヘ) 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの

② 従来、競争性のない随意契約を行うこととしてきたものについては、次に掲げる区分に従い、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとする。

イ 行政補助的な業務に係る役務等の契約

原則として、価格競争による一般競争入札によるものとする。

ただし、事務又は事業の性格等から、これにより難しい場合には、総合評価方式による一般競争入札を行うものとする。なお、直ちに総合評価方式による一般競争入札によることが困難な場合は、準備が整うまでの間、企画競争を行うことができるものとする。

ロ 調査研究等に係る委託契約

原則として、総合評価方式による一般競争によるものとする。ただし、事務又は事業の性格等から、これにより難しい場合には、次に掲げる区分によるものとし、総合評価による一般競争に移行するための検討を引き続き行うものとする。

- (イ) 審議会等により委託先が決定された者との委託契約
(略)
- (ロ) 調査研究等に必要特定の設備又は特定の技術等を有する者が一しかないとしているもの。
公募を行うものとする。(略)
- (注) いわゆる競争的資金については、当該事案等を選択した理由等について、詳細に公表することにより、透明性を高めるよう努めるものとする。
- ハ リース契約等
複数年度にわたる期間を前提にしている契約であるにもかかわらず、初年度に係る調達についてのみ一般競争入札又は企画競争を実施し、次年度以降については、随意契約を行っている場合は、国庫債務負担行為を活用することにより、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争を行い複数年度契約を締結するものとする。
- ニ 設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にある保守点検業務及びこれに付随する業務に係る契約
(略)
- ホ 国家試験等の実施に係るもの
(略)
- ヘ 一般競争入札によることができるものであるが、一の契約の相手方のみでは契約が達成できない国庫金の納付等に係る金融機関との口座振替等の契約
(略)

平成22年度契約事務手続では、前述のとおり、i) 各研究機関及び国際研究機関と連携した研究を行う必要があること、ii) 毎年開催予定のフォーラムでの参加者からの意見を踏まえる必要があること、iii) 受託者が各国研究機関等と継続的な協力関係を構築する必要があることとして3年間事業実施を見通した契約を締結したとしている。しかし、調査研究結果報告書は毎年作成・報告することとされており、また、各国における情報共有・調査研究業務を行う者は各国ごとに指定（再委託）されていることから、次年度以降、競争性のない随意契約を締結する必要性があるといえるか疑義がある。

平成21年度、22年度及び23年度の主な業務

| 業務名 | 平成21年度の業務 | 22年度の主な業務 | 23年度の主な業務 |
|---|-----------|-----------|-----------|
| アジア循環型社会政策研究調査 | | | |
| i) 各国課題研究 | ○ | ○ | ○ |
| ii) 地域横断的政策研究 | ○ | ○ | ○ |
| iii) 「アジア3R推進フォーラム」における国際研究協力の促進及び成果の普及 | ○ | ○ | ○ |

(注) 平成21年度、22年度及び23年度の仕様書に基づき当省が作成した。

| | |
|------|--|
| | <p>また、平成22年度の随意契約理由書では、「初年度（平成21年度）の審査を行った企画書審査委員会に準ずる組織において評価したところ、良好と認められた」としているが、当該評価（初年度と同様に環境省内に内部組織を設けての審査）の経緯や内容に係る資料は確認できなかった。</p> |
| 問題点等 | <p>複数年度にわたる調査研究について、事業開始初年度に企画競争を実施しているものの、次年度以降は、連続して同一の事業者と競争性のない随意契約を締結しており、その際に、当該事業者と継続して随意契約を締結する必要性について十分検討されていないおそれがあるため、競争性及び透明性が十分確保されているとは言い難い。</p> |

| | | | | | |
|------------|---|---|---------------|---|--|
| 事例No | (2) -ア ii | | | | |
| 府省庁名 | 環境省 | 支出先公益法人等名 | (財)地球環境戦略研究機関 | | |
| 契約又は補助金件名 | ①日中水環境パートナーシップ調査業務 (平成21年度) ②日中水環境パートナーシップ調査業務 (平成22年度) ③日中水環境パートナーシップ調査業務 (平成23年度) | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | ① - ② - ③ - | 提案書等提出期限 | ① - ② - ③ - | |
| | 契約等締結日 | ①平成21年4月1日 ②平成22年4月1日 ③平成23年4月1日 | 契約等期間 | ①平成21年4月1日～22年3月31日 ②平成22年4月1日～23年3月31日 ③平成23年4月1日～24年3月30日 | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | ①随意契約 (競争性なし) ②随意契約 (競争性なし) ③随意契約 (競争性なし) | 応札者数 | ① - ② - ③ - | 契約等金額 ①169,785千円 ②174,900千円 ③47,900千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | 平成19年4月の日中環境保護協力の強化に関する共同声明において、河川、湖沼、海洋、地下水に係る水質汚濁防止に関する協力が盛り込まれ、平成20年5月には日中両国の環境大臣間で農村地域等における分散型排水処理モデル事業協力の実施が合意された。 本業務はこの合意を具体化するため、平成20年度事業及び21年度事業の成果を踏まえて、中国における水質汚濁物質削減及び水環境管理のための政策の企画立案に係る協力、農村地域における飲用水源地周辺等の重要水域に適した水環境管理技術等の普及促進方策等について、実証調査等を実施することにより検討するもの。 | | | |
| 調査結果 (実態) | 本業務は、日中水環境パートナーシップ調査業務として4ヵ年で実施することとされた。平成20年度の企画書募集要項において4箇年の企画書の提出が求められている。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「平成20年度日中水環境パートナーシップ調査業務」の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約方式：企画競争 (一者応募) ・ 契約相手方：(財)地球環境戦略研究機関 (契約金額：169,995千円) ・ 次年度以降の契約についての記述 (平成20年度企画競争説明書) <p>業務の実施方法等の提案：「平成20～23年度の全体計画について、各年度の調査検討項目も記載の上、ご提案ください。」</p> <p>予算額：「業務の予算総額は、56,000万円以内とする。また、各年度の予算見込額は、平成20年度 (17,000万円)、21年度 (17,000</p> </div> | | | | |

万円)、22年度(17,000万円)、23年度(5,000万円)を予定している。」
契約の締結：「契約は、本年度のみの単年度契約であるが、本年度の業務実績が良好と認められた場合には、提出された企画書等を踏まえて次年度の契約を締結することがある。ただし、次年度の契約は、次年度において所要の予算措置が講じられた場合に行いうるものであり、次年度の「予算見込み額」に比較して大幅な予算額の変更、予算内容の変更等が生じたときは、契約を締結しないことがある。」

(注) 平成20年度の企画競争説明書に基づき当省が作成した。

平成21年度の随意契約理由書では、(財)地球環境戦略研究機関は、4年間を前提とした企画競争により選定された事業者であり、前年度(20年度)においても能力を十分に発揮し、的確に業務を遂行していること、技術的知見及び中国政府との関係から契約者が同一であることが不可欠であることから競争性のない随意契約を締結したとしている。

随意契約理由書(抜粋)

- 1 件名 平成21年度日中水環境パートナーシップ調査業務
- 2 随意契約相手方 財団法人地球環境戦略研究機関
(略)
- 3 随意契約理由

(1) (略)

(2) 本業務は、日中水環境パートナーシップ調査業務として4か年で実施する2年目の調査業務であり、中国における水環境協力に関する業務である。

本業務を遂行するには、中国政府や中国現地の事業者等と緊密な連携を図りながら、相手国の実情を踏まえ十分考慮し慎重に進めることが不可欠である。また、中国における水環境関連の法制度及び水質汚濁状況等を十分理解していることはもとより、日本における水環境政策体系に関する専門的知識及び分散型生活排水処理技術に関する知見や高い技術力が必要である。

このため、技術的知見及び中国政府との関係から契約者が同一であることが不可欠であることから、平成20年度に複数年度(4年)に跨る企画競争方式を適用し、企画書募集要項に従い企画書の公募を実施し、提出された企画において、審査の結果、財団法人地球環境戦略研究機関の企画を選定したものである。

財団法人地球環境戦略研究機関は、平成20年度に実施した企画書募集において、中国における水質管理体制等に関する専門知識を有しているとともに知見、理解度が充分にあり、また中国における水環境関連の調査実績や中国政府行政官を交えた会議の開催実績も有しており、調査実施方法等の提案内容についても総合的に判断して非常に高い評価が得られ、選定された業者であり、平成20年度においてもその能力を十分に発揮し、的確に業務を遂行している。

このため、財団法人地球環境戦略研究機関を本業務の請負契約の相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。

平成 22 年度及び 23 年度の随意契約理由書では、当該法人は、4 年間で前提とした企画競争により選定された事業者であり、過去の事業年度（20 年度～22 年度）においてそれぞれ能力を十分に発揮し、的確に業務を遂行していることから競争性のない随意契約を締結したとしているが、21 年度とは異なり、技術的知見及び中国政府との関係から契約者が同一であることが不可欠であることは理由としていない。

随意契約理由書（抜粋）

- 1 件名 平成 22 年度日中水環境パートナーシップ調査業務
- 2 随意契約相手方 財団法人地球環境戦略研究機関
（略）
- 3 随意契約理由

（1）（略）

（2）本業務は、日中水環境パートナーシップ調査業務として 4 箇年で実施する 3 年目の調査業務であり、中国における水環境協力に関する業務である。

平成 20 年度に複数年度（4 年）を前提とした企画競争方式を適用し、企画書募集要項に従い企画書の公募を実施し、提出された企画において、審査の結果、財団法人地球環境戦略研究機関の企画を選定したものである。

平成 20 年度及び平成 21 年度においてもその能力を十分に発揮し、的確に業務を遂行している。

このため、財団法人地球環境戦略研究機関を本業務の請負契約の相手方として選定し、会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき随意契約を締結するものである。

（注）平成 23 年度の随契約理由書も、随意契約理由については、同様の内容となっている。

一方、財務大臣通知（89 頁参照。）において、公共調達は、随意契約によらざるを得ない場合として具体的に掲げる場合を除き、原則として一般競争入札（総合評価方式を含む。）によることとされている。

しかし、上記の随意契約理由は、財務大臣通知に「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」として記載されている理由には該当しておらず、当該契約が、「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」に準じたもの、あるいは、一般競争入札により難しい例外的なものに該当するか否かが問題となるが、そうした点について、十分な検討がなされていないおそれがある。

また、財務大臣通知において、調査研究等に係る委託契約については、原則として、総合評価落札方式による一般競争入札によるものとされ、事務又は事業の性格等からこれにより難しい場合には、公募等を行うものとされており、本契約が競争性のない随意契約にそぐわないものであった場合には、この財務大臣通知に沿った契約手続となっていないおそれがある。

前述のとおり、平成 21 年度契約事務手続では、技術的知見及び中国政府との関係から契約者が同一であることが不可欠であることから競争性のない随意契約を締結したとしている。しかし、調査研究結果報告書は毎年作成・報告することとされており、また、本業務のうち中国現地性が高い事業であるモデル事業（分散型生活排水処理技術導入モデル事業）の設計・施工・監督・管理

に関する業務、水質分析及びモデル施設の改良に関する業務は、再委託が認められているものであり、さらにその他の業務はセミナー開催、中国当局者日本招へい等となっていることから、次年度以降、競争性のない随意契約を締結する必要性があるといえるか疑義がある。

平成 21 年度から 23 年度までの主な業務

| 主な業務内容 | 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 |
|------------------------------------|-------|-------|-------|
| (1) 水質汚濁物質削減及び水環境管理のあり方の検討 | ○ | ○ | ○ |
| (2) 分散型生活排水処理技術導入モデル事業 | ○ | ○ | ○ |
| (3) 中国政府関係者のキャパシティービルディング及び政策対話の強化 | ○ | ○ | ○ |
| (4) 日中汚染物質総量規制の理論と実践国際セミナー（仮称）の開催 | ○ | ○ | ○ |
| (5) 資料の翻訳等 | ○ | ○ | ○ |

（注）平成 21 年度から 23 年度までの仕様書に基づき当省が作成した。

また、平成21年度から23年度までの随意契約理由書では、受託者の業務実施状況について「その能力を十分に発揮し、的確に業務を遂行している」と評価しているが、当該評価の経緯や内容に係る資料は確認できなかった。

問題点等

複数年度にわたる調査研究について、事業開始初年度に企画競争を実施しているものの、次年度以降は、連続して同一の事業者と競争性のない随意契約を締結しており、その際に、当該事業者と継続して随意契約を締結する必要性について十分検討されていないおそれがあるため、競争性及び透明性が十分確保されているとは言い難い。

| | | | | | |
|------------|--|--|---------------|--------------------|-------------------|
| 事例No | (2) -ア iii | | | | |
| 府省庁名 | 環境省 | 支出先公益法人等名 | (財)日本環境衛生センター | | |
| 契約又は補助金件名 | 東アジア大気汚染防止戦略検討調査業務 (平成22年度) | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | — | 提案書等提出期限 | — | |
| | 契約等締結日 | 平成22年8月4日 | 契約等期間 | 平成22年8月4日～23年3月31日 | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | 随意契約 (競争性なし) | 応札者数 | — | 契約等金額 78,500千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | 本業務は、科学的知見に基づき、東アジア域全体で良好な大気環境を達成するために必要な汚染物質削減目標や具体的な道筋等、東アジア大気汚染防止に関する政策枠組みのオプションを提示し、東アジア諸国への浸透を図るとともに、大気環境の管理能力の向上を目的として実施するものである。 | | | |
| 調査結果 (実態) | <p>本業務事業では、平成21年度の企画書作成のための仕様書において、2カ年の企画書が提出を求められている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「平成21年度東アジア大気汚染防止戦略検討調査業務」の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約方式：企画競争 (2者応募) ・ 契約相手方：(財)日本環境衛生センター (契約金額：79,500千円) ・ 次年度以降の契約についての記述 (平成21年度企画競争説明書) <p>企画書作成事項：業務工程「本業務は、2カ年にわたって実施する予定であるため、業務工程は、各業務内容ごとに平成21年度及び平成22年度の区分が明確に分かるように記載すること。」</p> <p>予算額：「平成21年度業務の予算総額は7,9601千円以内とする。平成22年度業務の予算見込み額は、平成21年度と同程度以下を予定している。」</p> <p>契約の締結：「本業務は、平成21年度及び22年度の2カ年計画で実施する予定であるが、平成22年度分の契約は平成21年度分の業務実施状況及び平成22年度予算の成立を前提とする。」</p> </div> <p>(注) 平成21年度の企画競争説明書に基づき当省が作成した。</p> <p>平成22年度の随意契約理由書には、(財)日本環境衛生センターは、2年間の企画提案を求める企画競争により選定された事業者であり、前年度(21年度)の事業実施状況を評価したところ、良好と認められたことから競争性のない随意契約を締結したとしている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>随意契約理由書 (抜粋)</p> <p>1 件名：平成22年度東アジア大気汚染防止戦略検討調査業務</p> </div> | | | | |

2 随意契約相手方：財団法人日本環境衛生センター
(略)

3 随意契約の理由

(1) (略)

(2) 本業務に係る業者を選定するため、平成 21 年度に 2 年間の企画提案を求める企画競争により企画書等の公募を実施したところ、財団法人日本環境衛生センターは、提出された企画書が本業務を行う上で十分な内容であったことから、契約候補者として選定された。また、平成 21 年度の事業実施状況を評価したところ、良好と認められた。

このため、財団法人日本環境衛生センターを本請負業務の契約相手方として選定し、会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき随意契約を締結するものである。

(参考) 平成 21 年度の随意契約理由

「本業務に係る業者を選定するため、企画募集要項に従い企画書等の公募を実施したところ、有効な応募者は 2 者であった。企画審査委員会において企画書の内容を審査した結果、財団法人日本環境衛生センターは、本事業に対する理解度や実施体制が充実していること、新たな制度設計に必要な調査・検討手法等について、より優れた内容が提案されている点で高く評価され、契約候補者として相応しいものと判断された。」

一方、財務大臣通知(89頁参照)において、公共調達は、随意契約によらざるを得ない場合として具体的に掲げる場合を除き、原則として一般競争入札(総合評価方式を含む。)によることとされている。

しかし、上記の随意契約理由は財務大臣通知に「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」として記載されている理由には該当しておらず、当該契約が、「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」に準じたもの、あるいは、一般競争入札により難しい例外的なものに該当するか否かが問題となるが、そうした点について、十分な検討がなされていないおそれがある。

また、財務大臣通知において、調査研究等に係る委託契約については、原則として、総合評価落札方式による一般競争入札によるものとされ、事務又は事業の性格等からこれにより難しい場合には、公募等を行うものとされており、本契約が競争性のない随意契約にそぐわないものであった場合には、財務大臣通知に沿った契約手続となっていないおそれがある。

平成 22 年度契約事務手続においては、前年度実績が良好であることを理由としており、継続して競争性のない随意契約を締結することについての必要性は検討されていない。

本契約では、調査研究結果報告書は毎年作成・報告することとされており、また、本業務のうち外国での現地性が高い事業であるベトナムにおける大気汚染排出インベントリ策定支援と大気汚染防止政策メニューの検討は再委託が認められているものであり、さらに他の事業は有識者検討会やワークショップの開催である。これらを踏まえると、次年度以降、競争性のない随意契約を締結する必要性があるといえるか疑義がある。

平成 21 年度及び 22 年度の主な業務

| 業務内容 | 平成 21 年度の主な業務 | 22 年度の主な業務 |
|---|---------------|------------|
| (1) 東アジアでの大気汚染防止に関する政策枠組みの検討 | ○ | ○ |
| (2) 東アジア大気汚染排出現況調査等 | ○ | ○ |
| (3) 日中韓光化学オキシダント科学研究ワークショップの開催支援 | ○ | ○ |
| (4) 東アジアにおける大気環境管理に関する能力向上のための科学的・技術的対応 | ○ | ○ |
| (4) 東アジア大気汚染防戦略の普及 | ○ | — |
| (5) 業務報告書の作成 | ○ | ○ |

(注) 1 平成 21 年度及び 22 年度の仕様書に基づき当省が作成した。

2 おおむね各事業とも連続して実施しており、単年度事業は平成 21 年度の「(4) 東アジア大気汚染防戦略の普及」のみである。

なお、前年度業務が仕様書等に基づき適正に実施されたことを確認するために、内部評価委員会を設置し、事業実施状況の評価を実施しており、平成22年度の随意契約理由書では、「21年度の事業実施状況を評価したところ、良好と認められた」としている。

問題点等

複数年度にわたる調査研究について、事業開始初年度に企画競争を実施しているものの、次年度以降は、連続して同一事業者と競争性のない随意契約を締結しており、その際に、当該事業者と継続して随意契約を締結する必要性について十分検討されていないおそれがあるため、競争性及び透明性が十分確保されているとは言い難い。

| | | | | | |
|------------|---|--|---------------|---------------------|------------------|
| 事例No | (2) -アiv | | | | |
| 府省庁名 | 環境省 | 支出先公益法人等名 | (財)日本環境衛生センター | | |
| 契約又は補助金件名 | ダイオキシン類性物検定法等簡易測定法実用化検証事業(平成21年度) | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | — | 提案書等提出期限 | — | |
| | 契約等締結日 | 平成21年4月10日 | 契約等期間 | 平成21年4月10日～22年3月31日 | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | 随意契約(競争性なし) | 応札者数 | — | 契約等金額 9,954千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | <p>高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計を用いた測定法は高額で分析に時間がかかるため、測定のコストが大きいことが指摘されていた。このため、中央環境審議会答申(平成16年11月)を踏まえ、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成11年総理府令第67号)の一部改正を行い、廃棄物焼却炉からの排出ガス、ばいじん、焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類の測定の一部に、迅速で低廉な簡易測定法による測定を導入してきたところである。</p> <p>本事業は、これまでに追加導入の検討を行ってきた簡易測定法について、平成20年度及び21年度の2カ年で、実用化に向けた検証試験等を実施するとともに、測定方法のマニュアル化及び測定に必要な精度管理等について検討するものである。</p> | | | |
| 調査結果(実態) | <p>本事業は、これまでに追加導入の検討を行ってきた簡易測定法について、平成20年度及び21年度の2カ年で、実用化に向けた検証試験等を実施するとともに、測定方法のマニュアル化、測定に必要な精度管理等について検討するものであり、平成20年度企画書作成事項において20年度及び21年度の2カ年の企画書の提出が求められている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「平成20年度ダイオキシン類性物検定法等簡易測定法実用化検証事業」の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約方式：企画競争(一者応募) ・ 契約相手方：財団法人日本環境衛生センター(契約金額：12,915千円) ・ 次年度以降の契約についての記述(平成20年度企画競争説明書) <p>予算額：「業務の予算総額は、1,300万円以内とする。また、平成21年度業務に係る予算見込み額は1,300万円を予定している。」</p> <p>契約の締結：「契約は、本年度のみの単年度契約であるが、本年度の業務実績が良好と認められた場合には、提出された企画書等を踏まえて次年度の契約を締結することがある。ただし、次年度の契約は、次年度において所要の予算措置が講じられた場合に行いうるものであり、次年度の「予算見込み額」に比較して大幅な予算額の変更、予算内容の変更等が生じたときは、契約を締結しないことがある。」</p> <p>企画書作成事項：業務の目的において、「本事業は、これまでに追加導入の検討を行ってきた簡易測定法について、平成20年度、21年度の2カ年で、実用化に向けた検証試験等を実施するとともに、測定方法のマニュアル化及び測定に必要な精度管理等について検討するもの」とした上で、20年度、21年度の年度別に業務の仕様を記載。</p> </div> | | | | |

(注) 平成 20 年度の企画競争説明書に基づき当省が作成した。

平成 21 年度の随意契約理由書では、(財) 日本環境衛生センターは、2 年間の企画競争により選定された事業者で前年度の業務実施状況が良好と認められたことから競争性のない随意契約を締結したとしている。

随意契約理由書 (抜粋)

- 1 件名 平成 21 年度ダイオキシン類生物検定法等簡易測定法実用化検証事業
- 2 随意契約相手方 財団法人日本環境衛生センター
- 3 随意契約理由

(1) 略

(2) 財団法人日本環境衛生センターは、平成 20 年度に 2 年間の企画提案を求める企画競争により選定された事業者であり、平成 20 年度の業務実施状況の評価したところ、実用化に向けた技術的検証、検討会の設置運営など実施することとされていた業務が仕様書等に基づき適正に実施されており良好と認められたので、平成 21 年度の本業務について同社と契約することは問題ないと評価された。

以上の理由により、財団法人日本環境衛生センターを引き続き本請負業務を契約相手方として選定し、会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき随意契約を締結するものである。

一方、財務大臣通知 (89 頁参照) において、公共調達は、随意契約によらざるを得ない場合として具体的に掲げる場合を除き、原則として一般競争入札 (総合評価方式を含む。) によることとされている。

しかし、上記の随意契約理由は、財務大臣通知に「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」として記載されている理由には該当しておらず、当該契約が、「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」に準じたもの、あるいは、一般競争入札により難しい例外的なものに該当するか否かが問題となるが、そうした点について、十分な検討がなされていないおそれがある。

また、財務大臣通知において、調査研究等に係る委託契約については、原則として、総合評価落札方式による一般競争入札によるものとされ、事務又は事業の性格等からこれにより難しい場合には、公募等を行うものとされており、本契約が競争性のない随意契約にそぐわないものであった場合には、財務大臣通知に沿った契約手続となっていないおそれがある。

一方、予算措置、契約等は単年度で措置することとなっており、他府省においては、複数年にわたる調査研究であっても、毎年、競争的に事業者を選定しているものもある。

前述のとおり、平成 21 年度契約事務手続においては、前年度実績が良好であることを理由としており、継続して競争性のない随意契約を締結することについての必要性は検討されていない。

本契約では、調査研究結果報告書は毎年作成・報告することとされており、また、本事業はマニュアル案等の作成、情報収集、検討会への技術的支援、検討会の設置・運営であることから、必ずしも、次年度以降、競争性のない随意契約を締結する必要性があるといえるか疑義がある。

平成 20 年度及び 21 年度の主な業務

| 平成 20 年度の主な業務 | 21 年度の主な業務 |
|-------------------------|---|
| (1) <u>実用化に向けた技術的検証</u> | |
| | (1) 簡易測定法のマニュアル案及び精度管理の手引き案の作成 (2) 簡易測定法に係る情報収集 |
| (2) <u>検討会の設置・運営</u> | (3) <u>環境省検討会への技術的支援</u> (4) <u>ダイオキシン類簡易想定法に係る検討会の設置・運営</u> |

- (注) 1 平成 20 年度及び 21 年度の仕様書に基づき当省が作成した。
2 二重線の業務は、契約変更（平成 22 年 2 月 25 日）により削除された事項である。

なお、平成22年度の随意契約理由書では、「21年度の事業実施状況を評価したところ、良好と認められた」とし、前年度業務が仕様書等に基づき適正に実施されたことを確認するために内部評価委員会を設置し、事業実施状況の評価を実施したとしているものの、当該評価の経緯や内容に係る資料は確認できなかった。

問題点等

複数年度にわたる調査研究について、事業開始初年度に企画競争を実施しているものの、次年度以降は、連続して同一の事業者と競争性のない随意契約を締結しており、その際に、当該事業者と継続して随意契約を締結する必要性について十分検討されていないおそれがあるため、競争性及び透明性が十分確保されているとは言い難い。

| | | | | | |
|------------|---|---|-----------|--------------------|-------------------|
| 事例No | (2) -ア v | | | | |
| 府省庁名 | 環境省 | 支出先公益法人等名 | (財)日本環境協会 | | |
| 契約又は補助金件名 | 国際環境規制等情報提供体制検討業務 (平成21年度) | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | — | 提案書等提出期限 | — | |
| | 契約等締結日 | 平成21年6月1日 | 契約等期間 | 平成21年6月1日～22年3月31日 | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | 随意契約 (競争性なし) | 応札者数 | — | 契約等金額 19,800千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | 本業務は、優れた環境配慮製品の市場への供給を促進させる上で必要な信頼性の高い国際環境規制情報を効率的に提供する体制を確立するため、その与条件整理を行うとともに、国と民間事業者が一体となった情報提供体制を構築するための具体的な検討を行うものである。 | | | |
| 調査結果 (実態) | <p>本業務の平成19年度の募集においては、3カ年の事業工程を示しているが、20年度以降の契約についての記載はない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「平成19年度国際環境規制等情報提供体制検討業務」の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約方式：企画競争 (3者応募) ・ 契約相手方：(財)日本環境協会 (契約金額：10,133千円) 予算額10,000千円 ・ 次年度以降の契約についての記述 (平成19年度企画競争説明書) <p>特になし なお、当該業務が3か年にわたる業務計画に基づき実施する旨は記載されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="text-align: center;">「業務の概要及び企画所作成事項」(抜粋)</p> <p>2 業務の全体計画</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本業務は、国際的な環境関連の規制情報をデータベースにより広く情報発信するために、次の模式図のような3カ年に渡る業務計画に基づき、実施する。</p> <p>平成19年度： 国が国際シンポジウムや国際会議において、各国へ情報提供の協力体制を構築する。</p> <p>平成20年度： 環境関連の規制情報の提供方法について検討し、ガイドライン等の基準を設定する。(ガイドライン作成)</p> <p>平成21年度： ガイドラインの規定に基づいたデータベースの構築及び運用を行う。(データベース構築及び運用)</p> </div> </div> <p>平成21年度の随意契約理由書では、本事業は3カ年の継続事業の3年目であること、業務を遂行する上で機密性の高い独自の情報と合わせ、高度なネットワーク網に基づいた知見や情報網を有していること、国際交渉を伴う各国からの協力体制なしには進捗しない事業の特異性や専門性及びこれまで業務上構築してきた交渉上の信頼関係等を有していることから、(財)日本環境協会と競争性のない随意契約を締結したとしている。</p> | | | | |

随意契約理由書－抜粋－

- 1 件名：平成 21 年度国際環境規制等情報提供体制検討業務
- 2 随意契約相手方：(財) 日本環境協会
(略)

3 随意契約の理由

(1) 本業務は、民間事業者がサプライチェーンによるグリーン化を促進させ、より優れた環境配慮製品の市場への供給を促すために、質の高い、信頼性の高い環境規制情報を効率的に提供する体制を確立するとともに、国と民間事業者が一体となり、国際的な環境規制情報をデータベースにより提供する仕組みを構築し、多くの民間事業者に優れた環境配慮製品・技術開発を促進させることを目的とする。

また、本事業は、経済成長戦略大綱（平成 19 年 7 月閣議決定）における環境と経済の両立を実現する産業育成・事業展開の加速化という課題において、サプライチェーンにおける環境配慮の促進を図るために、3ヶ年計画において国際的な環境規制等の情報提供のために与条件整理を行うものである。

日本環境協会はタイプ I 環境ラベルの国際組織（GEN）や国際グリーン購入ネットワーク（IGPN）の事務局を運営してきた実績から、独自のネットワーク網を活用した効率的かつ合理的な手法によって、過度な経費をかけず国際交渉を重ねることが可能であった。また、各国のカウンターパートへの事業目的や計画及び将来設計像においては、本事業が日本政府の経済成長戦略大綱に明記された国家施策であることを前提にして、EU等のカウンターパートから国際的な信用を得てきた経緯がある。

また、これまでの交渉の中では、直接交渉したことでしか知り得ない機密性の高い当該国や地域のサプライチェーンのグリーン化についての現状等の情報を得ながら、事業遂行のために不可欠な信頼関係及びパートナー関係を構築している。

したがって、本事業は、3ヶ年計画の継続事業の3年目にあたり、日本環境協会は、業務を遂行する上で機密性の高い独自の情報と合わせ、高度なネットワーク網に基づいた知見や情報網を有していること、また、本事業は国際交渉を伴う各国からの協力体制なしには進捗しない事業の特異性や専門性及びこれまで業務上構築してきた交渉上の信頼関係等を総合的に勘案すると、前年度と同様の日本環境協会と請負者と契約することが最も合理的であり、効率的に事業を遂行できる。また、請負者が変わった場合には、国際交渉においてカウンターパート探しから始めなければならない不合理性やこれまでの交渉上知り得た機密性の高い情報を提供したとしても、それら新規に伴う業務負担や合理性を客観的に捉えると、事業遂行そのものが困難となる。

(2) 以上のことから、会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき契約の性質又は目的が競争性を許さない場合と考えられるので、19 年度企画競争入札により選定し、業務を実施した者である (財) 日本環境協会と随意契約を締結するものとする。

(参考) 平成 19 年度の随意契約理由
(略)

本業務に係る業者を選定するため、企画募集要項に従い企画書等を公募を行ったところ、有効な応募者は3者であった。

企画提案会で説明を受けた企画書の内容を踏まえ、企画審査委員会において企画書の内容を審査した結果、(財) 日本環境協会の企画提案書が全審査員の判定において高い評価となり、また本業務の中心となる「情報提供のための国際協力体制」「効果的な情報発信に係る検討」「環境規制情報の信頼性向上に係る検討」に関する提案において評価が高いことから、契約候補者に相応しいものと判断された。

このため、(財) 日本環境協会を本請負業務の相手方として選定し、会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、随意契約を締結するもの

| | |
|------|---|
| | <p>である。</p> <p>一方、財務大臣通知（89頁参照）において、公共調達は、随意契約によらざるを得ない場合として具体的に掲げる場合を除き、原則として一般競争入札（総合評価方式を含む。）によることとされている。</p> <p>しかし、上記の随意契約理由は財務大臣通知に「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」として記載されている理由には該当しておらず、当該契約が、「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」に準じたもの、あるいは、一般競争入札により難しい例外的なものに該当するか否かが問題となるが、そうした点について、十分な検討がなされていないおそれがある。</p> <p>また、財務大臣通知において、調査研究等に係る委託契約については、原則として、総合評価落札方式による一般競争入札によるものとされ、事務又は事業の性格等からこれにより難しい場合には、公募等を行うものとされており、本契約が競争性のない随意契約にそぐわないものであった場合には、財務大臣通知に沿った契約手続となっていないおそれがある。</p> <p>前述のとおり、平成 21 年度契約事務手続においては、前年度実績が良好であることを理由としており、継続して競争性のない随意契約を締結することの必要性は検討されていない。</p> <p>本契約では、業務を遂行する上で機密性の高い独自の情報と合わせ、高度なネットワーク網に基づいた知見や情報網を有していること、国際交渉を伴う各国からの協力体制なしには進捗しない事業の特異性や専門性及びこれまで業務上構築してきた交渉上の信頼関係等を有していることから、当該法人と随意契約を締結したとしている。しかし、結果報告書は毎年作成・報告することとされており、また、国際交渉を伴う業務に関しては、データベースの拡充及び持続的な運営体制の検討を目的としており、当該法人が継続的に事業を実施しなければならないものであるといえるか疑義がある。</p> |
| 問題点等 | <p>複数年度にわたる調査研究について、事業開始初年度に企画競争を実施しているものの、次年度以降は、連続して同一の事業者と競争性のない随意契約を締結しており、その際に、当該事業者と継続して随意契約を締結する必要性について十分検討されていないおそれがあるため、競争性及び透明性が十分確保されているとは言い難い。</p> |

| | | | | | | |
|------------|---|---|----------------|---|-------|--|
| 事例No | (2) -ア vi | | | | | |
| 府省庁名 | 外務省 | 支出先公益法人等名 | (社) 国際交流サービス協会 | | | |
| 契約又は補助金件名 | ①「在外公館派遣員派遣」業務委託(平成21年度) ②「在外公館派遣員派遣」業務委託(平成22年度) ③「在外公館派遣員派遣」業務委託(平成23年度) | | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | — | 提案書等提出期限 | — | | |
| | 契約等締結日 | ①平成21年4月1日 ②平成22年4月1日 ③平成23年4月1日 | 契約等期間 | ①平成21年4月1日～22年3月31日 ②平成22年4月1日～23年3月31日 ③平成23年4月1日～24年3月31日 | | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | ①随意契約(競争性なし) ②随意契約(競争性なし) ③随意契約(競争性なし) | 応札者数 | — | 契約等金額 | ①1,682,188千円 ②1,734,043千円 ③1,664,025千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | 本業務は、便宜供与を主たる業務とする在外公館支援要員として、労働者派遣法に基づき、在外公館へ派遣員を派遣するものである。具体的には、派遣員の募集や、選考、派遣員の渡航支援、帰国手続、必要な労災保険等への加入、指導監督等を一元的に実施している。 | | | | |
| 調査結果(実態) | 派遣員制度は昭和48年に発足し、便宜供与を主たる業務とする在外公館支援要員として、労働者派遣法に基づき在外公館へ派遣するものである。(社)国際交流サービス協会は、派遣員の募集や、選考、派遣員の渡航支援、必要な労災保険等への加入、指導監督等を一元的に実施している。なお、派遣員の派遣期間は通常2から3年間であることから、本事業は、i)新規募集分に係る事業(採用等)と、ii)派遣中の派遣員に係る事業(労務管理等)に分けて実施されている。 i)の新規募集分に係る業務については、毎年度公募等を実施して競争的に事業者を選定している。一方で、ii)の派遣中の派遣員に係る事業については、派遣期間が通常2から3年間であることから、「雇用関係に着目した場合、在職期間を通じて一貫した雇用契約、労務管理の観点から、雇用の安定を確保する上でも現派遣業者が引き続き当たることが適当である」との理由により、当該法人と競争性のない随意契約を締結している。 | | | | | |
| 問題点等 | 雇用の継続性を理由に競争性のない随意契約を締結しているが、その必然性を精査する必要がある。 | | | | | |

| | | | | | | |
|------------|---|---|----------------|--------------------|-------|-------------|
| 事例No | (2) -アvii | | | | | |
| 府省庁名 | 外務省 | 支出先公益法人等名 | (社) 国際交流サービス協会 | | | |
| 契約又は補助金件名 | 「在外公館専門調査員」派遣契約(平成23年度) | | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | — | 提案書等提出期限 | — | | |
| | 契約等締結日 | 平成23年4月5日 | 契約等期間 | 平成23年4月5日～24年3月31日 | | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | 随意契約(競争性なし) | 応札者数 | — | 契約等金額 | 1,607,786千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | 本事業は、在外公館の一員として我が国の外交活動に資するため、当該国・地域の政治、経済、文化等に関する調査・研究及び館務補助等を実施する専門調査員の派遣を行うものである。具体的には、専門調査員の募集や、選考、専門調査員の渡航支援、帰国手続、必要な労災保険等への加入、指導監督等を一元的に実施している。 | | | | |
| 調査結果(実態) | <p>専門調査員制度は昭和57年に発足し、在外公館の一員として我が国の外交活動に資するため、当該国・地域の政治、経済、文化等に関する調査・研究及び、館務補助等の業務を実施する専門調査員の派遣を行うものである。平成22年度において、従来外務省が直接委嘱していた方式から、労働者派遣法に基づく方式に変更となった。</p> <p>(社)国際交流サービス協会は、専門調査員の募集や、選考、専門調査員の渡航支援、必要な労災保険等への加入、指導監督等を一元的に実施している。なお、専門調査員の派遣期間は通常2年間であることから、本事業は、i)新規募集分に係る事業(採用等)と、ii)派遣中の専門調査員に係る事業(労務管理等)に分けて実施している。</p> <p>i)の新規募集分に係る業務については、毎年度企画競争を実施して競争的に事業者を選定している。一方で、ii)の派遣中の専門調査員に係る事業については、派遣期間は2年間であることから、「雇用関係に着目した場合、在職期間を通じて一貫した雇用契約、労務管理の観点から、雇用の安定を確保する上でも現派遣業者が引き続き当たることが適当である」との理由により、当該法人と競争性のない随意契約を締結している。</p> | | | | | |
| 問題点等 | 雇用の継続性を理由に競争性のない随意契約を締結しているが、その必然性を精査する必要がある。 | | | | | |

| | | | | | |
|------------|---|--|---------------|--------------------|--------------------------------------|
| 事例No | (2) -アviii | | | | |
| 府省庁名 | 環境省 | 支出先公益法人等名 | (財)地球環境戦略研究機関 | | |
| 契約又は補助金件名 | クリーンアジア・イニシアティブ推進事務局運営等業務(平成22年度) | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | — | 提案書等提出期限 | — | |
| | 契約等締結日 | 平成22年8月3日 | 契約等期間 | 平成22年8月3日～23年3月31日 | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | 随意契約(競争性なし) | 応札者数 | — | 契約等金額 97,500千円 (契約変更:99,500千円) |
| | 契約又は補助事業の内容 | クリーンアジア・イニシアティブ(CAI)に係る広報・普及活動を推進し、CAI傘下の個別の取組を有機的に連携させて実施するため、CAI事務局を設置し、また、東アジア首脳会議(EAS)参加各国及び関係国際機関等による情報交換や将来の協力に向けた意見交換のため、EAS環境大臣会合ハイレベルセミナーを開催するとともに、環境協力の在り方に係る国際研究及び国内研究を実施するものである。 | | | |
| 調査結果(実態) | <p>本業務については、平成21年度は、企画競争が実施され、一者応募であった。また、平成21年度の募集要項において、21年度及び22年度の2カ年の企画書の提出が求められている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「平成21年度クリーンアジア・イニシアティブ推進事務局運営等業務」の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約方式：企画競争（一者応募） ・ 契約相手方：(財)地球環境戦略研究機関（契約金額：89,994千円。契約変更あり：変更後89,000千円） ・ 次年度以降の契約についての記述（平成21年度企画競争説明書） <ul style="list-style-type: none"> 提出書類：経費内訳書「平成21年度～平成22年度のそれぞれの年度ごとのクリーンアジア・イニシアティブ推進事務局運営等業務を実施するために必要な経費のすべての額（消費税及び地方消費税額を含む。）を記載した内訳書」 予算額：「業務の予算総額は、以下の額（消費税及び地方消費税額を含む。）以内とする。平成21年度9,000万円、平成22年度9,000万円（見込み額）」 契約の締結：「契約は、本年度のみの単年度契約であるが、本年度の業務実績が良好と認められた場合には、提出された企画書等を踏まえて次年度以降の契約を締結することがある。ただし、次年度以降の契約は、次年度以降において所要の予算措置が講じられた場合に行うるものであり、次年度の「予算見込み額」に比較して大幅な予算額の変更、予算内容の変更等が生じたときは、契約を締結しないことがある。」 ・ なお、2年目(平成22年度)は変更契約を経て予算額より約10,000,000円増額(11.8%増)した実績あり(変更後契約金額99,500,000円) </div> <p>(注)平成21年度の企画競争説明書に基づき当省が作成した。</p> | | | | |

平成 22 年度の随意契約理由書では、2 年間の企画提案を求める企画競争により選定された事業者であり、21 年度の業務実施状況を評価したところ、良好と認められたことから競争性のない随意契約を締結したとしている。

随意契約理由書（抜粋）

- 1 件名：平成 22 年度クリーンアジア・イニシアティブ推進事務局運営等業務
- 2 随意契約相手方：財団法人地球環境戦略研究機関
- 3 随意契約の理由
（略）

本事業に係る業者を選定するため、平成 21 年度に企画書の募集を実施し最も優秀な提案を行った財団法人地球環境戦略研究機関を契約候補者として選定した。同機関は平成 21 年度に 2 年間の企画提案を求める企画競争により選定された業者であり、平成 21 年度の業務実施状況を評価したところ、良好と認められた。

このため、財団法人地球環境戦略研究機関を本事業の契約の相手方として選定し、会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき随意契約をするものである。

一方、財務大臣通知（89 頁参照）において、公共調達は、随意契約によらざるを得ない場合として具体的に掲げる場合を除き、原則として一般競争入札（総合評価方式を含む。）によることとされている。

しかし、上記の随意契約理由は、財務大臣通知に「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」として記載されている理由には該当しておらず、当該契約が、「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」に準じたもの、あるいは、一般競争入札により難しい例外的なものに該当するか否かが問題となるが、そうした点について、十分な検討がなされていないおそれがある。

また、財務大臣通知において、従来、競争性のない随意契約を行うこととしてきたものについては、一般競争入札（総合評価方式によるものを含む。）又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとするとしており、本契約が競争性のない随意契約にそぐわないものであった場合には、この財務大臣通知に沿った契約手続となっていないおそれがある。

前述のとおり、平成 22 年度契約事務手続においては、前年度実績が良好であることを理由としており、継続して競争性のない随意契約を締結することの必要性は検討されていない。

なお、前年度業務が仕様書等に基づき適正に実施されたことを確認するために、内部評価委員会を設置し、事業実施状況の評価を実施しており、平成 22 年度の随意契約理由書では、「21 年度の業務実施状況を評価したところ、良好と認められた」としている。

| | <p>平成 21 年度及び 22 年度の主な業務</p> <table border="1" data-bbox="526 240 2056 419"> <thead> <tr> <th data-bbox="526 240 1301 288">平成 21 年度の主な業務</th> <th data-bbox="1301 240 2056 288">22 年度の主な業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="526 288 1301 331">(1)クリーンアジア・イニシアティブ推進事務局の設置・運営</td> <td data-bbox="1301 288 2056 331">(1)クリーンアジア・イニシアティブ推進事務局の設置・運営</td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 331 1301 375">(2)EAS 環境大臣会合ハイレベルセミナーの開催</td> <td data-bbox="1301 331 2056 375">(2)EAS 環境大臣会合ハイレベルセミナーの開催</td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 375 1301 419">(3)環境協力の在り方に係る国際研究及び国内研究ネットワーク</td> <td data-bbox="1301 375 2056 419">(3)環境協力の在り方に係る国内での検討</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 平成 21 年度及び 22 年度の仕様書に基づき当省が作成した。</p> | 平成 21 年度の主な業務 | 22 年度の主な業務 | (1)クリーンアジア・イニシアティブ推進事務局の設置・運営 | (1)クリーンアジア・イニシアティブ推進事務局の設置・運営 | (2)EAS 環境大臣会合ハイレベルセミナーの開催 | (2)EAS 環境大臣会合ハイレベルセミナーの開催 | (3)環境協力の在り方に係る国際研究及び国内研究ネットワーク | (3)環境協力の在り方に係る国内での検討 |
|--------------------------------|--|---------------|------------|-------------------------------|-------------------------------|---------------------------|---------------------------|--------------------------------|----------------------|
| 平成 21 年度の主な業務 | 22 年度の主な業務 | | | | | | | | |
| (1)クリーンアジア・イニシアティブ推進事務局の設置・運営 | (1)クリーンアジア・イニシアティブ推進事務局の設置・運営 | | | | | | | | |
| (2)EAS 環境大臣会合ハイレベルセミナーの開催 | (2)EAS 環境大臣会合ハイレベルセミナーの開催 | | | | | | | | |
| (3)環境協力の在り方に係る国際研究及び国内研究ネットワーク | (3)環境協力の在り方に係る国内での検討 | | | | | | | | |
| 問題点等 | <p>複数年度にわたる事業について、事業開始初年度に企画競争を実施しているものの、次年度には、連続して同一の事業者と競争性のない随意契約を締結しており、その際に、当該事業者と継続して随意契約を締結する必要性について十分検討されていないおそれがあるため、競争性及び透明性が十分確保されているとは言い難い。</p> | | | | | | | | |

| | | | | | |
|------------|--|--|---------------|----------------------|----------------------------------|
| 事例No | (2) - Aix | | | | |
| 府省庁名 | 環境省 | 支出先公益法人等名 | (財)地球環境戦略研究機関 | | |
| 契約又は補助金件名 | ①低炭素社会国際研究ネットワーク運営実施業務 (平成22年度) ②低炭素社会国際研究ネットワーク運営実施業務 (平成23年度) | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | ① - ② - | 提案書等提出期限 | ① - ② - | |
| | 契約等締結日 | 平成22年4月1日 | 契約等期間 | 平成22年4月1日～平成23年3月31日 | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | ①随意契約(競争性なし) ②随意契約(競争性なし) | 応札者数 | ① - ② - | 契約等金額 ①119,850千円 ②87,100千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | <p>本業務は、LCS-RNet (低炭素社会国際研究ネットワーク) の事務局及び参加研究機関として、LCS-RNet 参加国による研究交流の促進支援、研究成果の取りまとめと発信などを行い、また、LCS-RNet に関与する国を取り込んだ地域内研究協力の促進を行うものである。具体的な業務は、次のとおりである。</p> <p>① LCS-RNet 事務局の運営 ② ネットワーク参加機関間による研究協力促進のための活動 (年次会合、シンポジウムの開催等) ③ LCS-RNet 活動の成果の取りまとめ ④ 主として発展途上国の低炭素社会構築のための能力向上のための活動 (アウトリーチ国におけるキャパシティビルディング) 等</p> | | | |
| 調査結果 (実態) | <p>本業務は、低炭素社会国際研究ネットワーク (LCS-RNet) の事務局及び参加研究機関として、LCS-RNet 参加国による研究交流の促進支援、研究成果の取りまとめと発信、アウトリーチ国におけるキャパシティビルディング等を行うものであり、平成 21 年度に企画競争が実施されている。</p> <p>平成 21 年度の募集においては、21 年度から 5 年計画の企画提案書の提出が求められている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「平成 21 年度低炭素社会国際研究ネットワーク運営実施業務」の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約方式：企画競争 (一者応募) ・ 契約相手方：(財)地球環境戦略研究機関 (契約金額：107,300,000 円) ・ 次年度以降の契約についての記述 (平成 21 年度企画競争説明書) <p>提出書類：経費内訳書「平成 21～25 年度のそれぞれの年度ごとの低炭素社会国際研究ネットワーク運営実施業務を実施するために必要な経費のすべての額 (消費税及び地方消費税額を含む。) を記載した内訳書」</p> <p>予算額：「業務の予算額 (平成 21 年度) は、107,300,000 円 (消費税及び地方消費税額を含む。) 以内とする。(次年度以降 5 年間も各年度同額程度の予算総額の見込。)」</p> <p>契約の締結：「契約は、本年度のみの単年度契約であるが、本年度の業務実績が良好と認められた場合には、提出された企画書等を踏まえて次年度以降の契約を締結することがある。ただし、次年度以降の契約は、次年度以降において所用の予算措置が講じられた場合に行うものであり、次年度の「予算見込額」に比較して大幅な予算額の変更、予算内容の変更等が生</p> </div> | | | | |

じたときは、契約を締結しないことがある。

なお、本業務の契約の締結については、平成 21 年度予算の成立を前提とする。」

- ・ 平成 21 年度は契約変更を行い、当初契約金額より、1,900 万円増額した契約金額 (126,300,000 円) となっている。

平成 22 年度の随意契約理由書においては、当該法人の事業者としての選定は 5 年間の企画提案を求めて行われたものであり、前年度の実施状況を評価したところ、良好と認められたこと、22 年度業務内容を環境省より示し、その理解度や実施体制を確認したところ、22 年度業務の履行能力が十分に認められたことから随意契約をしたとされている。

随意契約理由書 (抜粋)

- 1 件名 平成 22 年度低炭素社会国際研究ネットワーク運営実施業務
- 2 随意契約相手方 財団法人地球環境戦略研究機関
(略)
- 3 随意契約理由
(略)

本件業務の実施に当たっては、LCS-RNETの他の参加研究機関との協力・調整や、その他関係者との情報交換を継続的に行う必要があることから、平成 21 年度より 5 年計画で行うこととしている。

本件業務に係る業者を選定するため、平成 21 年度に企画募集要領に従い企画書等の公募を実施し、最も優秀な提案を行った(財)地球環境戦略研究機関を契約候補者として選定した。同機関の事業者としてのこの選定は 5 年間の企画提案を求めて行われており、平成 21 年度の業務実施状況を評価したところ、良好と認められた。加えて平成 22 年度業務内容を環境省より示し、その理解度や実施体制を確認したところ、平成 22 年度業務の履行能力が十分に認められたことから、契約の相手方とし適切と認められた。

このため、(財)地球環境戦略研究機関を本件業務の契約の相手方として選定し、会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき随意契約をするものである。

一方、財務大臣通知(89 頁参照)において、公共調達は、随意契約によらざるを得ない場合として具体的に掲げる場合を除き、原則として一般競争入札(総合評価方式を含む。)によることとされている。

しかし、上記の随意契約理由は、財務大臣通知に「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」として記載されている理由には該当しておらず、当該契約が、「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」に準じたもの、あるいは、一般競争入札により難しい例外的なものに該当するか否かが問題となるが、そうした点について、十分な検討がなされていないおそれがある。

また、財務大臣通知において、従来、競争性のない随意契約を行うこととしてきたものについては、一般競争入札(総合評価方式によるものを含む。)又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとするとしており、本契約が競争性のない随意契約にそぐわないものであった場合には、財務大臣通知に沿った契約手続となっていないおそれがある。

前述のとおり、平成 22 年度契約事務手続においても、前年度実績が良好であることを理由としており、継続して競争性のない随意契約を締結することの必要性は検討されていない。

本契約では、結果報告書は毎年作成・報告することとされており、また、本業務内容は i) 事務局の運営、ii) 国際会合、委員会、ワークショップ等の開催、iii) ホームページの開設、データベースの作成、紹介冊子の作成、iv) インターンシップの実施であり、必ずしも次年度以降、競争性のない随意契約する方法を選択しなければならないものではない。なお、本業務では、低炭素

| | |
|------|--|
| | <p>社会研究動向、主要な成果及び発展の方向性の分析についてテーマを取り上げ、ワーキングペーパーを作成することとなっているが、必要な知見を有する専門家への執筆を依頼することも認められている。</p> <p>なお、前年度業務が仕様書等に基づき適正に実施されたことを確認するために、内部評価委員会を設置し、事業実施状況の評価を実施しており、平成 22 年度の随意契約理由書では、「21 年度の業務実施状況を評価したところ、良好と認められた」としている。</p> |
| 問題点等 | <p>複数年度にわたる事業について、事業開始初年度に企画競争を実施しているものの、次年度以降は、連続して同一の事業者と競争性のない随意契約を締結しており、その際に、当該事業者と継続して随意契約を締結する必要性について十分検討されていないおそれがあるため、競争性及び透明性が十分確保されているとは言い難い。</p> |

| | | | | | |
|------------|---|---|---------------|--|-------------------------------|
| 事例No | (2) -ア x | | | | |
| 府省庁名 | 環境省 | 支出先公益法人等名 | (財)日本科学技術振興財団 | | |
| 契約又は補助金件名 | ①クリアランス廃棄物情報管理システムアプリケーション保守業務(平成21年度) ②クリアランス廃棄物情報管理システムアプリケーション保守等業務(平成22年度) | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | ① - ② - | 提案書等提出期限 | ① - ② - | |
| | 契約等締結日 | ①平成21年4月1日 ②平成22年4月1日 | 契約等期間 | ①平成21年4月1日~22年3月31日 ②平成22年4月1日~23年3月31日 | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | ①随意契約(競争性なし) ②随意契約(競争性なし) | 応札者数 | ① - ② - | 契約等金額 ①1,360千円 ②1,360千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | <p>環境省では、クリアランス物(※)のトレーサビリティを確保するために、クリアランス物に関する情報を登録し、関係府省、都道府県、排出事業者等の関係者がインターネットを通じて検索・出力を行うためのクリアランス廃棄物情報管理システム(以下「クリアランスシステム」という。)を構築し、管理・運用を行っている。</p> <p>本業務は、クリアランスシステムの安定的な運用を目的として保守業務を行うものである。</p> <p>※ 原子力発電施設の解体に伴って発生する廃棄物のうち、放射線防護の観点からは安全上の問題がないクリアランスレベル以下の廃棄物をいう。</p> | | | |
| 調査結果(実態) | <p>本業務は、システム機能改修、バックアップ装置等の賃貸借及びシステム保守業務を行うものであり、平成20年度において33ヶ月間のリース契約を前提として一般競争入札を行っている。</p> <p>平成21年度及び22年度の随意契約理由書においては、(財)日本科学技術振興財団は33ヶ月間のリース契約を前提として選定された事業者であり、クリアランスシステムに係る機器の障害時の対応等を熟知している当該法人において継続的な保守の必要があり、障害時の迅速な対応等に支障を来さないような対応をとらなければならないことから競争性のない随意契約を行ったとしている。</p> | | | | |
| | <p>随意契約理由書(抜粋)</p> <p>1 件名：平成21年度クリアランス廃棄物情報管理システムアプリケーション保守等業務</p> <p>2 随意契約相手方：財団法人日本科学技術振興財団</p> <p>3 随意契約の理由 (略)</p> <p>平成20年度にシステム機能改修、バックアップ装置等の賃貸借及びシステム保守業務を条件とした一般競争入札により財団法人日本</p> | | | | |

科学技術振興財団が契約相手方となったところであるが、本システムで調達するハードウェアについては、別添の通り平成 20 年度に 33 ヶ月間のリース契約を前提としたもので、リース期間の満了する平成 23 年 5 月 31 日まで引き続き同社と賃貸借契約を締結する必要がある。また、本システムに係る機器の障害時の対応等を熟知している導入業者である同社において継続的な保守の必要があり、障害時の迅速な対応等に支障を来さないような対応をとらなければならない。

(注) 平成 22 年度の随意契約理由書は、21 年度理由と同一である。

一方、財務大臣通知（89 頁参照）において、公共調達は、随意契約によらざるを得ない場合として具体的に掲げる場合を除き、原則として一般競争入札（総合評価方式を含む。）によることとされている。

しかし、上記の随意契約理由は、財務大臣通知に「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」として記載されている理由には該当しておらず、当該契約が、「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」に準じたもの、あるいは、一般競争入札により難しい例外的なものに該当するか否かが問題となるが、そうした点について、十分な検討がなされていないおそれがある。

また、リース契約等については、財務大臣通知において、初年度に係る調達についてのみ一般競争入札又は企画競争を実施し、次年度以降については、随意契約を行っている場合は、国庫債務負担行為を活用することとされているが、当該契約では国庫債務負担行為を活用していない。

平成 21 年度及び 22 年度契約の随意契約理由書において、前年度業務の実施状況の審査を行ったという記述はなく、また、当該事業に係る評価内容についての資料は確認できなかった。

平成 21 年度及び 22 年度の主な業務

| 業務名 | 平成 21 年度の業務 | 平成 22 年度の業務 |
|-----------------|-------------|-------------|
| (1) ハードウェア等の賃貸借 | ○ | ○ |
| (2) ハードウェア等保守作業 | ○ | ○ |
| (3) システム保守作業 | ○ | ○ |
| (4) ドキュメント作成 | ○ | ○ |
| (5) 業務報告 | ○ | ○ |

(注) 平成 20 年度、21 年度及び 22 年度の仕様書に基づき当省が作成した。

問題点等

複数年度にわたる事業について、事業開始初年度に一般競争入札を実施しているものの、次年度以降は、連続して同一の事業者と競争性のない随意契約を締結しており、その際に、当該事業者と継続して随意契約を締結する必要性について十分検討されていないおそれがあるため、競争性及び透明性が十分確保されているとは言い難い。また、財務大臣通知に従い国庫債務負担行為を活用した複数年度契約とすべきである。

| | | | | | |
|------------|--|---|-----------|--|---------------------------------|
| 事例No | (2) -ア x i | | | | |
| 府省庁名 | 環境省 | 支出先公益法人等名 | (財)日本環境協会 | | |
| 契約又は補助金件名 | ①エコ住宅普及促進事業委託業務 (平成21年度) ②エコリフォーム普及促進事業委託業務 (平成22年度) | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | ① - ② - | 提案書等提出期限 | ① - ② - | |
| | 契約等締結日 | ①平成21年4月1日 ②平成22年4月1日 | 契約等期間 | ①平成21年4月1日～22年3月31日 ②平成22年4月1日～23年3月31日 | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | ①随意契約 (競争性なし) ②随意契約 (競争性なし) | 応札者数 | ① - ② - | 契約等金額 ①99,990千円 ②69,990千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | 本業務では、家庭部門におけるCO2削減を進めるため、地球温暖化対策地域協議会 (以下「地域協議会」という。) やリフォーム業界、部材メーカー、学識経験者などから構成される「エコリフォームコンソーシアム」を設置し、リフォーム目的に応じたエコリフォームを誘導する普及啓発や家庭でできるエコリフォーム技術の発掘を行うとともに、地域協議会相互の連携による普及啓発能力アップに関する事業などを行うものである。本業務の活動結果を全国に有益に浸透させ、一般消費者のエコリフォームに対する満足度・実行度を高めるための事業を行うものである。 | | | |
| 調査結果 (実態) | <p>本業務は、平成20年度に企画競争が実施され、2者の応募があった。 また、募集要項の企画書作成事項において、平成20年度から22年度の3カ年の企画書が提出を求められている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「平成20年度エコ住宅普及促進事業委託業務」の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約方式：企画競争 (2者応募) ・ 契約相手方：(財)日本環境協会 (契約金額：99,683千円) ・ 次年度以降の契約についての記述 (平成20年度企画競争説明書) <p>企画書作成事項：「エコ住宅普及促進事業の3年間の業務内容を参考に、平成20年度から平成22年度までの3年間にわたり実施することとして、別紙様式に従い作成するものとする。」</p> <p>予算額：平成21～23年度各1億円</p> <p>契約の締結：「平成21年度、22年度予算については、所要の予算措置が講じられることを前提とし、委託業務としての進捗状況を毎年評価し、適切に実施されていると認められた場合には、継続して契約することができるものとします」</p> </div> <p>(注) 平成20年度の企画書募集要領に基づき当省が作成した。</p> | | | | |

平成 21 年度及び 22 年度の随意契約理由書では、(財) 日本環境協会は 20 年度に複数年契約を前提とした企画競争により選定された事業者であり、各年度の業務実施について「事業を適切に行うことができると認められた」ことから随意契約を締結したとしている。

随意契約理由書－抜粋－

- 1 件名 平成 21 年度エコ住宅普及促進事業委託業務
- 2 随意契約相手方 財団法人日本環境協会
(略)
- 3 随意契約の理由
(略)

本業務を実施する業者を選定するため、平成 20 年度に複数年契約を前提とする企画書募集要領に従い企画書を公募したところ、有効な応募者は 2 者であり、企画審査委員会において企画書の内容を審査した結果、3 年度事業を行うことを前提に、財団法人日本環境協会の提案を採用した。

本事業は継続的に行うことが必要であり、財団法人日本環境協会は、平成 20 年度事業において、様々な主体からなるエコリフォームコンソーシアムを設立・運営し、エコリフォーム寒帯ガイドブックの作成や、地域協議会を活用した普及啓発活動を行うなど、事業を適切に行っていると認められることから、本年度においても、財団法人日本環境協会を本委託事業の契約相手方として選定し、会計法第 29 条の第 3 第 4 項の規定に基づき随意家契約を締結するものである。

一方、財務大臣通知(89頁参照)において、公共調達は、随意契約によらざるを得ない場合として具体的に掲げる場合を除き、原則として一般競争入札(総合評価方式を含む。)によることとされている。

しかし、上記の随意契約理由は、財務大臣通知に「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」として記載されている理由には該当しておらず、当該契約が、「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」に準じたもの、あるいは、一般競争入札により難しい例外的なものに該当するか否かが問題となるが、そうした点について、十分な検討がなされていないおそれがある。

また、財務大臣通知において、従来、競争性のない随意契約を行うこととしてきたものについては、一般競争入札(総合評価方式によるものを含む。)又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとするとしており、本契約が競争性のない随意契約にそぐわないものであった場合には、財務大臣通知に沿った契約手続となっていないおそれがある。

平成 21 年度及び 22 年度の契約事務手続においては、前年度実績が良好であることを理由としており、継続して競争性のない随意契約とすることの必要性は検討されていない。

本契約では、結果報告書は毎年作成・報告することとされており、また、本業務内容は i) コンソーシアムの事務局運営、ii) 普及啓発、iii) 誘導手法の検討、iv) 課題及び実証データの整理、v) 二酸化炭素削減効果の分析であり、必ずしも次年度以降、競争性のない随意契約としなければならないものではない。また、本業務のうち、ii) 普及啓発、v) 二酸化炭素削減効果の分析については、平成 22 年度仕様書では外注して差し支えないとされている。

平成 20 年度、21 年度及び 22 年度の主な業務

| 業務名 | 平成 20 年度の主な業務 | 21 年度の主な業務 | 22 年度の主な業務 |
|------------------------------|---------------|------------|------------|
| (1) エコリフォームコンソーシアムの運営 | ○ | ○ | ○ |
| (2) 地域協議会を活用した普及啓発 | — | ○ | ○ |
| (3) エコリフォームへの誘導手法の検討 | ○ | ○ | — |
| (4) 家庭でできるエコリフォーム技術の発掘ならびに普及 | — | ○ | — |
| (5) 二酸化炭素削減効果の把握 | — | ○ | ○ |
| (6) エコリフォーム簡単ガイドの作成方法 | ○ | — | — |

(注) 平成 20 年度から 22 年度の仕様書に基づき当省が作成した。

なお、平成 22 年度契約の随意契約理由書においては、「当該業者は契約に従い 20 年度及び 21 年度の業務を適正に遂行し、22 年度においても事業を適切に行うことができると認められる」と評価しているが、当該評価の経緯や内容に係る資料は確認できなかった。

問題点等

複数年度にわたる事業について、事業開始初年度に企画競争を実施しているものの、次年度以降は、連続して同一の事業者と競争性のない随意契約を締結しており、その際に、当該事業者と継続して随意契約を締結する必要性について十分検討されていないおそれがあるため、競争性及び透明性が十分確保されているとは言い難い。

| | | | | | |
|------------|---|--|-------------------|---|---|
| 事例No | (2) -ア x ii | | | | |
| 府省庁名 | 経済産業省 | 支出先公益法人等名 | (財) 資源・環境観測解析センター | | |
| 契約又は補助金件名 | ①ハイパースペクトルセンサ・データの高度利用に係る研究開発 (平成21年度) ②ハイパースペクトルセンサ・データの高度利用に係る研究開発 (平成22年度) ③ハイパースペクトルセンサ・データの高度利用に係る研究開発 (平成23年度) | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | ①— ②— ③— | 提案書等提出期限 | ①— ②— ③— | |
| | 契約等締結日 | ①平成21年4月1日 ②平成22年4月1日 ③平成23年4月1日 | 契約等期間 | ①平成21年4月1日～22年3月31日 ②平成22年4月1日～23年3月31日 ③平成23年4月1日～24年3月30日 | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | ①随意契約 (競争性なし) ②随意契約 (競争性なし) ③随意契約 (競争性なし) | 応札者数 | ①— ②— ③— | 契約等金額 ①448,180千円 ②267,000千円 ③281,800千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | 本事業は、ハイパースペクトルセンサ・データの高度利用に係る研究開発について、人工衛星により取得した地球観測データを用いて、有用な情報を効果的・効率的に抽出するための処理解析技術の研究開発を実施するものである。 | | | |
| 調査結果 (実態) | 本事業は、初年度 (平成18年度) の公募時に、(財) 資源・環境観測解析センターを受託者として選定しているが、経済産業省は、事業の継続性等を理由に、23年度まで当該法人と競争性のない随意契約を締結している。また、事業終期は平成22年度を予定していたが、23年度まで延長されており、これまでの契約金額は、18年度3,924万8,000円、19年度2億5,322万1,000円、20年度3億271万5,000円である。事業初年度の契約締結後、研究開発フェーズの進行により、事業費は増加する傾向がみられ、平成18年度から23年度の総事業費は約16億円となっている。しかし、公募に当たっては、事業計画年数を示しているものの、具体的な事業計画について提案を求める形式をとったことから、仕様書には詳細な研究開発の工程が明示されず、後年度負担が不明確なものとなっている。 | | | | |
| 問題点等 | 事業の継続性等を理由に競争性のない随意契約が締結されているが、内容次第では研究開発であっても、翌年度以降の契約について選定における透明性を高める取組を実施している研究開発事業があることを踏まえ、予算の効率的かつ効果的な執行等の観点から、本委託契約についても随意契約の金額の妥当性について厳しく精査するとともに、できる限り競争的な契約方式への移行についても検討すべきと考えられる。 | | | | |

| | | | | | |
|------------|--|--|-------------------|--------------------|----------------|
| 事例No | (2) -ア x iii | | | | |
| 府省庁名 | 経済産業省 | 支出先公益法人等名 | (財) 資源・環境観測解析センター | | |
| 契約又は補助金件名 | ハイパースペクトルセンサの校正・データ処理等に係る研究開発 (平成23年度) | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | — | 提案書等提出期限 | — | |
| | 契約等締結日 | 平成23年4月1日 | 契約等期間 | 平成23年4月1日～24年3月30日 | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | 随意契約 (競争性なし) | 応札者数 | — | 契約等金額 65,450千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | 本事業は、ハイパースペクトルセンサの研究開発で得られたデータについて、その校正技術及びデータ処理技術の開発等の研究開発を実施するものである。 | | | |
| 調査結果 (実態) | <p>本事業は、(財) 資源・環境観測解析センターと独立行政法人産業技術総合研究所との2者連名契約を実施しており、当該法人の事業担当分は平成22年度500万円、23年度6,545万円となっている。</p> <p>また、事業初年度 (平成22年度) の公募時に、第三者である外部有識者による評価を経た後、(財) 資源・環境観測解析センターを受託者として選定しているが、経済産業省は、事業の継続性等を理由に、23年度は当該法人と競争性のない随意契約を締結している (事業終期は26年度を予定)。初年度の契約締結後、研究開発フェーズの進行により、当該法人の事業担当分は増加しており、これまでの総事業費は約2億円となっている。しかし、公募に当たっては、事業計画年数を示しているものの、具体的な事業計画について提案を求める形式をとったことから、仕様書には詳細な研究開発の工程が明示されず、後年度負担が不明確なものとなっている。</p> | | | | |
| 問題点等 | <p>事業の継続性等を理由に競争性のない随意契約が締結されているが、内容次第では研究開発であっても、翌年度以降の契約について選定における透明性を高める取組を実施している研究開発事業があることを踏まえ、予算の効率的かつ効果的な執行等の観点から、本委託契約についても随意契約の金額の妥当性について厳しく精査するとともに、できる限り競争的な契約方式への移行についても検討すべきと考えられる。</p> | | | | |

| | | | | | |
|------------|--|---|-------------------|--------------------|-----------------------|
| 事例No | (2) -ア x iv | | | | |
| 府省庁名 | 経済産業省 | 支出先公益法人等名 | (財) 資源・環境観測解析センター | | |
| 契約又は補助金件名 | 石油資源遠隔探知技術の研究開発 (平成23年度) | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | — | 提案書等提出期限 | — | |
| | 契約等締結日 | 平成23年4月1日 | 契約等期間 | 平成23年4月1日～24年3月31日 | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | 随意契約 (競争性なし) | 応札者数 | — | 契約等金額 1,150,000 千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | 本事業は、石油資源遠隔探知技術の研究開発について、石油資源探査を目的としたASTERセンサ (資源探査用将来型センサでありNASAの衛星「Terra」 (平成11年12月打ち上げ) に搭載。) 及びPALSARセンサ (フェーズドアレイ方式Lバンド合成開口レーダ。JAXAの衛星「だいち」 (平成18年1月打ち上げ) に搭載。) の開発・運用等を実施するものである。 | | | |
| 調査結果 (実態) | <p>石油資源遠隔探知技術の研究開発自体は、昭和56年から進められているものであり、本事業は、(財) 資源・環境観測解析センター、独立行政法人産業技術総合研究所及び特定非営利活動法人宇宙利用を推進する会との3者連名契約となっている。</p> <p>本事業の事業者の選定については、平成22年度の企画競争時に、第三者である外部有識者による評価を経て、(財) 資源・環境観測解析センターを受託者として選定しているが、経済産業省は、事業の継続性等を理由に、その後は当該法人と競争性のない随意契約を締結している (事業終期は26年度を予定)。</p> <p>平成22年度以降の総事業費は約23億円であり、また、事業全体の実施体制を変更したことに伴い、事業の一部を担当する当該法人の契約金額も、22年度の2億2,542万6,000円から、23年度の9億8,800万円と、初年度の契約締結後、増額となっている。しかし、企画競争に当たっては、事業計画年数を示しているものの、具体的な事業計画について提案を求める形式をとったことから、仕様書には詳細な研究開発の工程が明示されず、後年度負担が不明確なものとなっている。</p> | | | | |
| 問題点等 | <p>事業の継続性等を理由に競争性のない随意契約が締結されているが、内容次第では研究開発であっても、翌年度以降の契約について選定における透明性を高める取組を実施している研究開発事業があることを踏まえ、予算の効率的かつ効果的な執行等の観点から、本委託契約についても随意契約の金額の妥当性について厳しく精査するとともに、できる限り競争的な契約方式への移行についても検討すべきと考えられる。</p> | | | | |

| | | | | | |
|------------|---|---|-------------------|---|---|
| 事例No | (2) -ア x v | | | | |
| 府省庁名 | 経済産業省 | 支出先公益法人等名 | (財) 資源・環境観測解析センター | | |
| 契約又は補助金件名 | ①グローバル・リモートセンシング利用資源解析強化事業（平成22年度） ②グローバル・リモートセンシング利用資源解析強化事業（平成23年度） | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | ①- ②- | 提案書等提出期限 | ①- ②- | |
| | 契約等締結日 | ①平成22年4月1日 ②平成23年4月1日（22年度繰り越し分）、23年4月1日（23年度新規分） | 契約等期間 | ①平成22年4月1日～23年6月30日（翌年へ繰り越し） ②平成23年4月1日～23年3月31日 | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | ①随意契約（競争性なし） ②随意契約（競争性なし） | 応札者数 | ①- ②- | 契約等金額 ①300,947千円 ②299,232千円（22年度繰り越し分）、 301,686千円（23年度新規分） |
| | 契約又は補助事業の内容 | 本事業は、ASTER及びPALSARデータを用い、レアメタル等の金属鉱物資源の賦存が期待される地域について、探鉱計画・投資意思決定に有効な情報となる変質帯抽出や、リニアメント解析結果等をレイヤー化した資源解析用WebGISシステムを構築し、衛星画像解析、現地調査等を行うものである。 | | | |
| 調査結果（実態） | <p>本事業は平成21年度補正予算による委託事業であり、事業初年度に一般競争入札（総合評価落札方式）を実施し、(財)資源・環境観測解析センターが落札したが、経済産業省は事業の継続性等を理由に、その後は当該法人と競争性のない随意契約を締結している（事業の終期は平成25年を予定）。平成21年度の事業費は1億9,215万円であり、23年度までの総事業費は、約11億円（未執行分も含む）となっている。</p> <p>平成21年度の仕様書では、全球解析のため、南米大陸、サブサハラ以南のアフリカ大陸等を調査対象地域とすることが明記されているものの、研究開発期間が示されておらず、複数年度にわたる事業であることが明確となっていない。なお、経済産業省は、公募説明会において、次年度以降の調査対象地域や今後の展開について、国の鉱物資源政策の秘密保全の必要性に配慮した形で、必要に応じ、口頭説明することとしている。</p> <p>一方、平成22年度の契約に当たっては、22年度事業が、繰越となった21年度事業と同時並行で実施されることとなり、WebGISシステムの仕様や技術要件を統一することが望ましく、仮に22年度事業を他者が引き受けることとなった場合、効率的なシ</p> | | | | |

| | |
|------|--|
| | <p>STEM構築が円滑に行えなくなることが危惧されるため、事業の継続性の観点から、会計法 29 条第 3 第 4 項にあたるとして、競争性のない随意契約を締結している。</p> |
| 問題点等 | <p>事業の継続性等を理由に競争性のない随意契約が締結されているが、内容次第では研究開発であっても、翌年度以降の契約について選定における透明性を高める取組を実施している研究開発事業があることを踏まえ、予算の効率的かつ効果的な執行等の観点から、本委託契約についても随意契約の金額の妥当性について厳しく精査するとともに、できる限り競争的な契約方式への移行についても検討すべきと考えられる。</p> |

| | | | | | |
|------------|--|--|----------------------|--|-----------------------------------|
| 事例No | (2) -ア x vi | | | | |
| 府省庁名 | 経済産業省 | 支出先公益法人等名 | (財) 無人宇宙実験システム研究開発機構 | | |
| 契約又は補助金件名 | ①マイクロ波による精密ビーム制御技術の研究開発 (平成22年度) ②マイクロ波による精密ビーム制御技術の研究開発 (平成23年度) | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | ①- ②- | 提案書等提出期限 | ①- ②- | |
| | 契約等締結日 | ①平成22年4月1日 ②平成23年4月1日 | 契約等期間 | ①平成22年4月1日～23年3月31日 ②平成23年4月1日～24年3月30日 | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | ①随意契約 (競争性なし) ②随意契約 (競争性なし) | 応札者数 | ①- ②- | 契約等金額 ①170,000千円 ②124,981千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | 本事業は、マイクロ波による精密ビーム制御技術に関して、昼夜や天候に左右されることなく発電可能な宇宙太陽光発電システムの中核的技術であるマイクロ波による無線送受電技術の確立に向けた研究開発を実施するものである。 | | | |
| 調査結果 (実態) | 本事業は、平成21年度の企画競争時に、第三者である外部有識者による評価を経た後、(財) 無人宇宙実験システム研究開発機構を受託者として選定しているが、経済産業省は、その後は事業の継続性等を理由に、当該法人と競争性のない随意契約を締結している (事業終期は24年度を予定)。平成21年度の事業費は1億3,000万円であり、23年度までの総事業費は約4億円となっている。しかし、企画競争に当たっては、事業計画年数を示しているものの、具体的な事業計画について提案を求める形式をとったことから、仕様書には詳細な研究開発の工程が明示されず、後年度負担が不明確なものとなっている。 | | | | |
| 問題点等 | 事業の継続性等を理由に競争性のない随意契約が締結されているが、内容次第では研究開発であっても、翌年度以降の契約について選定における透明性を高める取組を実施している事例があることを踏まえ、予算の効率的かつ効果的な執行等の観点から、本委託契約についても随意契約の金額の妥当性について厳しく精査するとともに、できる限り競争的な契約方式への移行についても検討すべきと考えられる。 | | | | |

| | | | | | |
|------------|--|--|----------------------|--|-----------------------------------|
| 事例No | (2) -ア x vii | | | | |
| 府省庁名 | 経済産業省 | 支出先公益法人等名 | (財) 無人宇宙実験システム研究開発機構 | | |
| 契約又は補助金件名 | ①空中発射システムの研究開発 (平成22年度) ②空中発射システムの研究開発 (平成23年度) | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | ①- ②- | 提案書等提出期限 | ①- ②- | |
| | 契約等締結日 | ①平成22年4月1日 ②平成23年4月1日 | 契約等期間 | ①平成22年4月1日～23年3月31日 ②平成23年4月1日～24年3月30日 | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | ①随意契約 (競争性なし) ②随意契約 (競争性なし) | 応札者数 | ①- ②- | 契約等金額 ①150,000千円 ②149,869千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | 本事業は、空中発射システムの研究開発に関して、小型衛星を従来よりも低コストで機動的に打ち上げる手段として検討が開始されている空中発射システムの確立に不可欠な基盤技術の確立に向けた研究開発を実施するものである。 | | | |
| 調査結果 (実態) | 本事業は、事業初年度 (平成21年度) の企画競争時に、第三者である外部有識者による評価を経た後、(財) 無人宇宙実験システム研究開発機構を受託者として選定しているが、経済産業省は、その後は事業の継続性等を理由に、当該法人と競争性のない随意契約を締結している。事業終期は平成23年度を予定していたが、24年度にも予算要求を実施しており、引き続き研究開発を継続する予定となっている (平成24年度要求額1.5億円)。平成21年度の事業費は6,744万5,000円であり、23年度までの総事業費は、約4億円である。しかし、企画競争に当たっては、事業計画年数を示しているものの、具体的な事業計画について提案を求める形式をとったことから、仕様書には詳細な研究開発の工程が明示されず、後年度負担が不明確なものとなっている。 | | | | |
| 問題点等 | 事業の継続性等を理由に競争性のない随意契約が締結されているが、内容次第では研究開発であっても、翌年度以降の契約について選定における透明性を高める取組を実施している研究開発事業があることを踏まえ、予算の効率的かつ効果的な執行等の観点から、本委託契約についても随意契約の金額の妥当性について厳しく精査するとともに、できる限り競争的な契約方式への移行についても検討すべきと考えられる。 | | | | |

| | | | | | |
|------------|--|---|----------------------|----------------------------|------------------|
| 事例No | (2) -ア x viii | | | | |
| 府省庁名 | 経済産業省 | 支出先公益法人等名 | (財) 無人宇宙実験システム研究開発機構 | | |
| 契約又は補助金件名 | 次世代衛星基盤技術開発 (平成21年度) | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | — | 提案書等提出期限 | — | |
| | 契約等締結日 | 平成 21 年 4 月 1 日 | 契約等期間 | 平成21年 4 月 1 日～平成22年 3 月31日 | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | 随意契約 (競争性なし) | 応札者数 | — | 契約等金額 5,250千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | 本事業は、先進複合材料を複雑大型構造物や異種材料との結合面を有する構造物等に活用するための基盤技術を開発し、熱特性及び製造プロセスを含めた複合材料製造設計技術を確立するもの。 | | | |
| 調査結果 (実態) | <p>本事業は、平成 18 年度にプロジェクトへの参加を希望する企業・研究機関等を募るため、企画競争を実施し、(財) 無人宇宙実験システム研究開発機構を受託者として選定しているが、経済産業省は、その後は事業の継続性等を理由に、21 年度まで当該法人と競争性のない随意契約を締結している。事業終期は平成 19 年度を予定していたが、21 年度まで2年間延長されており、これまでの契約金額は、平成 18 年度5億 7,537 万 1,000 円、19 年度2億 1,300 万円、20 年度2億 5,500 万円であり、21 年度までに同法人に支出された金額は、約 11 億円となっている。しかし、企画競争に当たっては、事業計画年数を示しているものの、具体的な事業計画について提案を求める形式をとったことから、仕様書には詳細な研究開発の工程が明示されず、後年度負担が不明確なものとなっている。</p> | | | | |
| 問題点等 | <p>事業の継続性等を理由に競争性のない随意契約が締結されているが、内容次第では研究開発であっても、翌年度以降の契約について選定における透明性を高める取組を実施している研究開発事業があることを踏まえ、予算の効率的かつ効果的な執行等の観点から、本委託契約についても随意契約の金額の妥当性について厳しく精査するとともに、できる限り競争的な契約方式への移行についても検討すべきだったと考えられる。</p> | | | | |

| | | | | | |
|------------|---|--|----------------------|---|----------------------------------|
| 事例No | (2) -ア x ix | | | | |
| 府省庁名 | 経済産業省 | 支出先公益法人等名 | (財) 無人宇宙実験システム研究開発機構 | | |
| 契約又は補助金件名 | ①小型化等による先進的宇宙システムの研究開発 (平成22年度) ②小型化等による先進的宇宙システムの研究開発 (平成23年度) | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | ①- ②- | 提案書等提出期限 | ①- ②- | |
| | 契約等締結日 | ①平成23年1月18日 ②平成23年4月1日 | 契約等期間 | ①平成23年1月18日～23年3月31日 ②平成23年4月1日～24年3月30日 | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | ①随意契約 (競争性なし) ②随意契約 (競争性なし) | 応札者数 | ①- ②- | 契約等金額 ①452,071千円 ②19,990千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | 本事業は科学、地球観測、安全保障等の分野で活用が進む小型衛星に焦点を当て、大型衛星に劣らない性能を維持しつつ、低コスト、短期の開発期間を実現する小型衛星を開発し、我が国宇宙産業の国際競争力を強化し国際衛星市場への参入を目指すものである。 | | | |
| 調査結果 (実態) | 本事業は、これまで独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の交付金事業により実施していたが、独立行政法人の事業仕分けの結果等を受けて、経済産業省が直接執行することとなった委託事業である。しかし、事業開始時に公募により適切に選定していたこと、研究事業の継続性等を理由に、経済産業省は(財)無人宇宙実験システム研究開発機構と競争性のない随意契約を締結している。 | | | | |
| 問題点等 | 事業の継続性等を理由に競争性のない随意契約が締結されているが、内容次第では研究開発であっても、翌年度以降の契約について選定における透明性を高める取組を実施している研究開発事業があることを踏まえ、予算の効率的かつ効果的な執行等の確保の観点から、本委託契約についても随意契約の金額の妥当性について厳しく精査するとともに、できる限り競争的な契約方式への移行についても検討すべきだったと考えられる。 | | | | |

| | | | | | | |
|------------|---|---|----------------------|--------------------|-------|-----------|
| 事例No | (2) -ア x x | | | | | |
| 府省庁名 | 経済産業省 | 支出先公益法人等名 | (財) 無人宇宙実験システム研究開発機構 | | | |
| 契約又は補助金件名 | 宇宙等極限環境における電子部品等の利用に関する研究開発 実証衛星3号機等の開発(平成23年度) | | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | — | 提案書等提出期限 | — | | |
| | 契約等締結日 | 平成23年4月1日 | 契約等期間 | 平成23年4月1日~24年3月30日 | | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | 随意契約(競争性なし) | 応札者数 | — | 契約等金額 | 145,336千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | 本事業は、我が国の得意とする民生部品・民生技術を宇宙等の分野へ広範に適用し、宇宙等極限環境で使用する機器等の低コスト、短納期、小型、高性能を実現可能とするための知的基盤を提供することを目的とするものである。 | | | | |
| 調査結果(実態) | 本事業は、これまで独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の交付金事業により実施していたが、独立行政法人の事業仕分けの結果等を受けて、経済産業省が直接執行することとなった委託事業である。しかし、事業開始時に公募により適切に選定していたこと及び研究事業の継続性等を理由に、経済産業省は(財)無人宇宙実験システム研究開発機構と競争性のない随意契約を締結している。 | | | | | |
| 問題点等 | 事業の継続性等を理由に競争性のない随意契約が締結されているが、内容次第では研究開発であっても、翌年度以降の契約について選定における透明性を高める取組を実施している研究開発事業があることを踏まえ、予算の効率的かつ効果的な執行等の観点から、本委託契約についても随意契約の金額の妥当性について厳しく精査するとともに、できる限り競争的な契約方式への移行についても検討すべきと考えられる。 | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|--|--|----------------|---------------------|-------|----------|---------------|-----------|------|--------|--------|--------|------------|------------|---------|---|---|-------------|---|--|
| 事例No | (2) -イ i | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 府省庁名 | 環境省 | 支出先公益法人等名 | (財) 日本環境衛生センター | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約又は補助金件名 | 微小粒子状物質等曝露システム改善調査業務 (平成21年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | 平成21年10月15日 | 提案書等提出期限 | 平成21年11月4日 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 契約等締結日 | 平成21年11月5日 | 契約等期間 | 平成21年11月5日～22年3月31日 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | 一般競争入札 (密封式) | 応札者数 | 1者 | 契約等金額 | 16,800千円 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 契約又は補助事業の内容 | 本業務は、濃縮大気粒子 (CAPs) 曝露システムを長期曝露試験に適用できるよう改造を行うための資料を作成し、それを踏まえて、改修工事を実施し、改造後、試運転を行い、適切に試験が実施できるようにするものである。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 調査結果 (実態) | <p>入札説明時に環境省が提示した仕様書では、以下のとおり、再委託先、再委託契約金額をあらかじめ指定したものとなっている。</p> <p>再委託先及びその契約金額等 (仕様書の抜粋)</p> <table border="1"> <tr> <td>再委託業務</td> <td>システムに関する施設の管理</td> <td>システムの改造工事</td> </tr> <tr> <td>再委託先</td> <td>株式会社A社</td> <td>株式会社B社</td> </tr> <tr> <td>契約予定金額</td> <td>5,298,009円</td> <td>4,379,340円</td> </tr> <tr> <td>再委託の必要性</td> <td>CAPs曝露システムは、我が国で唯一の設備であることから、同システムに精通し、適切に維持管理できる機関に委託し、時間的・費用的に効率よく情報を収集するため</td> <td>CAPs曝露システムは、我が国で唯一の設備であることから、同システムの機能に精通し、適切に工事を実施できる機関に委託し、時間的・費用的にも適切な工事を実施するため</td> </tr> <tr> <td>業務遂行能力の審査結果</td> <td>株式会社A社は、CAPs曝露システムの維持管理をこれまで実施してきた唯一の機関であり、同システムの適切な維持管理を行う能力を十分所持していること判断できることから、再委託に適切な機関であると判断できる。</td> <td>株式会社B社は、CAPs曝露システムの設置工事を実施したことがある唯一の機関であり、同システムに機能に精通しており、適切に改造工事を行う能力が十分所持していること判断できることから、再委託に適切な機関であると判断できる。</td> </tr> </table> <p>(注) 平成21年度の仕様書に基づき当省が作成した。</p> <p>再委託契約の総額は、967万円であり、契約額 (1,680万円) 全体に占める割合は、57.6%となっており、契約の大きな部分を占めるものとなっている。</p> | | | | | 再委託業務 | システムに関する施設の管理 | システムの改造工事 | 再委託先 | 株式会社A社 | 株式会社B社 | 契約予定金額 | 5,298,009円 | 4,379,340円 | 再委託の必要性 | CAPs曝露システムは、我が国で唯一の設備であることから、同システムに精通し、適切に維持管理できる機関に委託し、時間的・費用的に効率よく情報を収集するため | CAPs曝露システムは、我が国で唯一の設備であることから、同システムの機能に精通し、適切に工事を実施できる機関に委託し、時間的・費用的にも適切な工事を実施するため | 業務遂行能力の審査結果 | 株式会社A社は、CAPs曝露システムの維持管理をこれまで実施してきた唯一の機関であり、同システムの適切な維持管理を行う能力を十分所持していること判断できることから、再委託に適切な機関であると判断できる。 | 株式会社B社は、CAPs曝露システムの設置工事を実施したことがある唯一の機関であり、同システムに機能に精通しており、適切に改造工事を行う能力が十分所持していること判断できることから、再委託に適切な機関であると判断できる。 |
| 再委託業務 | システムに関する施設の管理 | システムの改造工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 再委託先 | 株式会社A社 | 株式会社B社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約予定金額 | 5,298,009円 | 4,379,340円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 再委託の必要性 | CAPs曝露システムは、我が国で唯一の設備であることから、同システムに精通し、適切に維持管理できる機関に委託し、時間的・費用的に効率よく情報を収集するため | CAPs曝露システムは、我が国で唯一の設備であることから、同システムの機能に精通し、適切に工事を実施できる機関に委託し、時間的・費用的にも適切な工事を実施するため | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 業務遂行能力の審査結果 | 株式会社A社は、CAPs曝露システムの維持管理をこれまで実施してきた唯一の機関であり、同システムの適切な維持管理を行う能力を十分所持していること判断できることから、再委託に適切な機関であると判断できる。 | 株式会社B社は、CAPs曝露システムの設置工事を実施したことがある唯一の機関であり、同システムに機能に精通しており、適切に改造工事を行う能力が十分所持していること判断できることから、再委託に適切な機関であると判断できる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|------|---|
| | <p>あらかじめ再委託先等を指定することは、事実上、国と再委託先との間における競争性のない随意契約に相当するが、再委託であるため、財務大臣通知（89 頁参照）に基づく随意契約に係る情報の公表は行われなないこととなる。</p> <p>本契約全体では、最低価格落札方式による一般競争入札を実施した形となっているが、委託額の大半を占める再委託部分については競争性が確保されておらず、再委託契約金額は、それぞれの再委託先の見積価格をそのまま計上したものとなっている。</p> <p>仮に再委託部分だけを分割して契約する場合、仕様書において記載されている再委託の必要性及び業務遂行能力の審査結果等の内容では、財務大臣通知に基づく競争性のない随意契約によらざるを得ない場合に該当しないものとなっている。</p> |
| 問題点等 | <p>最低価格落札方式による一般競争入札を実施しているにもかかわらず、仕様書に再委託先及びその契約金額を記載しており、再委託業務について競争性、公平性及び客観性が確保されていない。</p> |

| 事例No | (2) -イ ii | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|---|---|----------------|---|---------------------------------|----|--------|------|----------|--|--|------|-------|----|--------|----------|----------|---------|--|----|
| 府省庁名 | 環境省 | 支出先公益法人等名 | (財) 日本環境衛生センター | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約又は補助金件名 | ①東アジア大気汚染防止戦略検討調査業務 (平成21年度) ②東アジア大気汚染防止戦略検討調査業務 (平成22年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | ①平成21年6月23日 ② - | 提案書等提出期限 | ①平成21年7月13日 ② - | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 契約等締結日 | ①平成21年8月12日 ②平成22年8月4日 | 契約等期間 | ①平成21年8月12日～22年3月31日 ②平成22年8月4日～23年3月31日 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | ①随意契約 (企画競争) ②随意契約 (競争性なし) | 応札者数 | ①2者 ② - | 契約等金額 ①79,500千円 ②78,500千円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 契約又は補助事業の内容 | 東アジア地域全体で良好な大気環境を達成するために必要な汚染物質削減目標や具体的な道筋等、東アジア大気汚染防止に関する政策枠組みのオプションを提示し、東アジア諸国への浸透を図るとともに、東アジアにおける大気環境の管理能力の向上のための事業を実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 調査結果 (実態) | <p>企画競争の説明時に環境省が提示した仕様書では、以下のとおり、再委託先、再委託契約金額をあらかじめ指定したものとなっている。</p> <p>再委託先及びその契約金額等 (仕様書の抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再委託の業務内容</td> <td>ベトナムにおける大気汚染排出状況を把握するための調査設計を策定し、既存の知見に加え、枠組み検討において必要となる詳細情報を得るため、ベトナム政府と協働で産業界等への調査を実施し、大気汚染物質排出インベントリを策定</td> <td>ベトナムにおける大気汚染排出状況を把握し大気汚染防止政策の策定等を支援するため、ベトナムにおける大気汚染排出インベントリ作成支援と大気汚染防止政策メニューの検討、東アジアにおけるインベントリ策定手法の検討</td> </tr> <tr> <td>再委託先</td> <td>(株)C社</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>契約予定金額</td> <td>30,600千円</td> <td>34,000千円</td> </tr> <tr> <td>再委託の必要性</td> <td>大気汚染物質排出インベントリを策定等の技術的事項について、熟知していることが求められるため、タイでの酸性雨対策戦略調査 (JICA事業) や温室効果ガス排出量算定方法調査 (環境省事業) を実施してきた実績を有する当該者に再委託することが効率的である。</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | 区分 | 平成21年度 | 22年度 | 再委託の業務内容 | ベトナムにおける大気汚染排出状況を把握するための調査設計を策定し、既存の知見に加え、枠組み検討において必要となる詳細情報を得るため、ベトナム政府と協働で産業界等への調査を実施し、大気汚染物質排出インベントリを策定 | ベトナムにおける大気汚染排出状況を把握し大気汚染防止政策の策定等を支援するため、ベトナムにおける大気汚染排出インベントリ作成支援と大気汚染防止政策メニューの検討、東アジアにおけるインベントリ策定手法の検討 | 再委託先 | (株)C社 | 同左 | 契約予定金額 | 30,600千円 | 34,000千円 | 再委託の必要性 | 大気汚染物質排出インベントリを策定等の技術的事項について、熟知していることが求められるため、タイでの酸性雨対策戦略調査 (JICA事業) や温室効果ガス排出量算定方法調査 (環境省事業) を実施してきた実績を有する当該者に再委託することが効率的である。 | 同左 |
| 区分 | 平成21年度 | 22年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 再委託の業務内容 | ベトナムにおける大気汚染排出状況を把握するための調査設計を策定し、既存の知見に加え、枠組み検討において必要となる詳細情報を得るため、ベトナム政府と協働で産業界等への調査を実施し、大気汚染物質排出インベントリを策定 | ベトナムにおける大気汚染排出状況を把握し大気汚染防止政策の策定等を支援するため、ベトナムにおける大気汚染排出インベントリ作成支援と大気汚染防止政策メニューの検討、東アジアにおけるインベントリ策定手法の検討 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 再委託先 | (株)C社 | 同左 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約予定金額 | 30,600千円 | 34,000千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 再委託の必要性 | 大気汚染物質排出インベントリを策定等の技術的事項について、熟知していることが求められるため、タイでの酸性雨対策戦略調査 (JICA事業) や温室効果ガス排出量算定方法調査 (環境省事業) を実施してきた実績を有する当該者に再委託することが効率的である。 | 同左 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|-------------|---|-----------|
| | <p>業務遂行能力の審査結果</p> <p>当該事業を問題なく遂行できる。</p> | <p>同左</p> |
| <p>問題点等</p> | <p>(注) 平成 21 年度及び 22 年度の仕様書に基づき当省が作成した。</p> <p>再委託契約額は、3,060 万円であり、契約額 (7,950 万円) 全体に占める割合は、38.5%となっており、契約の大きな部分を占めるものとなっている。</p> <p>あらかじめ再委託先等を指定することは、事実上、国と再委託先との間における競争性のない随意契約に相当するが、再委託であるため、財務大臣通知 (89 頁参照) に基づく随意契約に係る情報の公表は行われなないこととなる。</p> <p>本契約全体は、平成 21 年度は企画競争を実施した形となっているが、委託額の大半を占める再委託部分については競争性が確保されておらず、再委託契約金額は、それぞれの再委託先の見積価格をそのまま計上したものとなっている。</p> <p>また、本契約は 2 カ年の契約を前提とした契約であり、初年度に再委託先を指定した業務が次年度においても繰り返されている。</p> <p>仮に再委託部分だけを分割して契約する場合、仕様書において記載されている再委託の必要性及び業務遂行能力の審査結果等の内容では、財務大臣通知に基づく競争性のない随意契約によらざるを得ない場合に該当しないものとなっている。</p> <p>再委託業務について、再委託先及びその契約金額を仕様書に記載しており、再委託業務について競争性、公平性及び客観性が確保されていない。</p> | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|--|---|----------------|---------------------|-------------------|------|---------------------------|---------------------|----------|---|---|-----|-----|-----|--------|---------|---------|---------|---|--|
| 事例No | (2) -イ iii | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 府省庁名 | 環境省 | 支出先公益法人等名 | (財) 日本環境衛生センター | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約又は補助金件名 | 広域最終処分場計画調査（海面最終処分場閉鎖・廃止適用マニュアル策定に向けた調査）委託業務（平成22年度） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | 平成22年9月6日 | 提案書等提出期限 | 平成22年9月21日 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 契約等締結日 | 平成22年9月30日 | 契約等期間 | 平成22年9月30日～23年3月31日 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | 一般競争入札（総額入札方式） | 応札者数 | 1者 | 契約等金額 16,275千円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 契約又は補助事業の内容 | 本業務は、海面最終処分場の廃止（維持管理を含む。）に係るマニュアル等の最終案整備とともに基準省令等の項目追加・改正等の必要性について検討を行うものである。また、尼崎沖埋立処分場を対象に早期安定化のための関連情報の収集・整理及び検討を行うとともに、廃止マニュアル策定に向けた参考調査として活用するものである。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 調査結果（実態） | <p>一般競争の入札説明時に環境省が提示した仕様書では、再委託先、再委託契約金額をあらかじめ指定したものとなっている。</p> <p>再委託先及びその契約金額等（仕様書の抜粋）</p> <table border="1"> <tr> <td>該当項目</td> <td>処分場構造・埋立手法等の類型別の水質挙動解析の実施</td> <td>早期安定化関係情報の収集・整理及び検討</td> </tr> <tr> <td>再委託の業務内容</td> <td>典型的な集排水設備や埋立手法等について、処分場全体の浄化システムをわかりやすく説明する資料とするために水質挙動解析を実施する。また、数値シミュレーションの結果とこれまでの既往研究等の結果との比較検討等を行い、実用的な内容とする。さらに、浄化されにくい構造の事例検討を行った上で、数値シミュレーションを実施する。</td> <td>大坂湾フェニックスセンター（以下「センター」という。）が実施した観測、分析の結果を入手し、経年変化を分析し、集水暗渠による水位低下・水質改善の効果を考察し、併せて早期安定化時期の試算を行う。</td> </tr> <tr> <td>相手先</td> <td>㈱D社</td> <td>㈱E社</td> </tr> <tr> <td>契約予定金額</td> <td>2,625千円</td> <td>4,085千円</td> </tr> <tr> <td>再委託の必要性</td> <td>目的に沿ったわかりやすい水質挙動解析に精通し、高い評価を得ている当該事業者に依頼した方が高品質で効率的な業務が実施される。</td> <td>閉鎖・廃止マニュアル策定に係る調査・検討委員会において安定化に係る議論が予定されており、とりわけ本件の主な試験場でもあるセンターにおいて早期安定化に関わる事業をセンターから受注している株式会社E社を指定して実施させる必要がある。</td> </tr> </table> | | | | | 該当項目 | 処分場構造・埋立手法等の類型別の水質挙動解析の実施 | 早期安定化関係情報の収集・整理及び検討 | 再委託の業務内容 | 典型的な集排水設備や埋立手法等について、処分場全体の浄化システムをわかりやすく説明する資料とするために水質挙動解析を実施する。また、数値シミュレーションの結果とこれまでの既往研究等の結果との比較検討等を行い、実用的な内容とする。さらに、浄化されにくい構造の事例検討を行った上で、数値シミュレーションを実施する。 | 大坂湾フェニックスセンター（以下「センター」という。）が実施した観測、分析の結果を入手し、経年変化を分析し、集水暗渠による水位低下・水質改善の効果を考察し、併せて早期安定化時期の試算を行う。 | 相手先 | ㈱D社 | ㈱E社 | 契約予定金額 | 2,625千円 | 4,085千円 | 再委託の必要性 | 目的に沿ったわかりやすい水質挙動解析に精通し、高い評価を得ている当該事業者に依頼した方が高品質で効率的な業務が実施される。 | 閉鎖・廃止マニュアル策定に係る調査・検討委員会において安定化に係る議論が予定されており、とりわけ本件の主な試験場でもあるセンターにおいて早期安定化に関わる事業をセンターから受注している株式会社E社を指定して実施させる必要がある。 |
| 該当項目 | 処分場構造・埋立手法等の類型別の水質挙動解析の実施 | 早期安定化関係情報の収集・整理及び検討 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 再委託の業務内容 | 典型的な集排水設備や埋立手法等について、処分場全体の浄化システムをわかりやすく説明する資料とするために水質挙動解析を実施する。また、数値シミュレーションの結果とこれまでの既往研究等の結果との比較検討等を行い、実用的な内容とする。さらに、浄化されにくい構造の事例検討を行った上で、数値シミュレーションを実施する。 | 大坂湾フェニックスセンター（以下「センター」という。）が実施した観測、分析の結果を入手し、経年変化を分析し、集水暗渠による水位低下・水質改善の効果を考察し、併せて早期安定化時期の試算を行う。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 相手先 | ㈱D社 | ㈱E社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約予定金額 | 2,625千円 | 4,085千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 再委託の必要性 | 目的に沿ったわかりやすい水質挙動解析に精通し、高い評価を得ている当該事業者に依頼した方が高品質で効率的な業務が実施される。 | 閉鎖・廃止マニュアル策定に係る調査・検討委員会において安定化に係る議論が予定されており、とりわけ本件の主な試験場でもあるセンターにおいて早期安定化に関わる事業をセンターから受注している株式会社E社を指定して実施させる必要がある。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--|--|---|---|
| | <p>業務遂行能力の審査結果</p> | <p>さまざまな3次元解析ソフトを駆使して最先端の調査研究を実施し、土壌汚染シミュレーション、地下水環境の評価、温度環境の評価、地下の生物化学環境の評価等で実績があり、環境省や他の研究機関、研究者と有機的な連携を図っていく能力を有している</p> | <p>既にセンターにおいて集水暗きょにおける調査、分析、考察等で実績があり、環境省や他の研究機関、研究者と有機的に連携を図って本件調査を実施していく能力を有している。</p> |
| <p>(注) 平成22年度の仕様書に基づき当省が作成した。</p> | | | |
| <p>再委託契約の総額は、671万円であり、契約額（1,627万円）全体に占める割合は、41.2%となっている。</p> <p>あらかじめ再委託先等を指定することは、事実上、国と再委託先との間における競争性のない随意契約に相当するが、再委託であるため、財務大臣通知（89頁参照）に基づく随意契約に係る情報の公表は行われなないこととなる。</p> <p>本契約全体では、最低価格落札方式による一般競争入札を実施した形となっているが、委託額の大半を占める、再委託部分については競争性が確保されておらず、再委託契約金額は、それぞれの再委託先の見積価格をそのまま計上したものとなっている。</p> <p>仮に再委託部分だけを分割して契約する場合、仕様書において記載されている再委託の必要性及び業務遂行能力の審査結果等の内容では、財務大臣通知に基づく競争性のない随意契約によらざるを得ない場合に該当しないものとなっている。</p> | | | |
| <p>問題点等</p> | <p>総合評価落札方式による一般競争入札を実施しているにもかかわらず、仕様書に再委託先及びその契約金額を記載しており、再委託業務について競争性、公平性及び客観性が確保されていない。</p> | | |

| | | | | | |
|------------|---|---|---|---|--|
| 事例No | (2) -イ iv | | | | |
| 府省庁名 | 環境省 | 支出先公益法人等名 | (財) 日本環境衛生センター | | |
| 契約又は補助金件名 | ①酸性雨モニタリング推進業務 (平成21年度) ②酸性雨モニタリング推進業務 (平成22年度) ③酸性雨モニタリング推進業務 (平成23年度) | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | ① - ② - ③ - | 提案書等提出期限 | ① - ② - ③ - | |
| | 契約等締結日 | ①平成21年4月1日 ②平成22年4月1日 ③平成23年4月1日 | 契約等期間 | ①平成21年4月1日～22年3月31日 ②平成22年4月1日～23年3月31日 ③平成23年4月1日～24年3月31日 | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | ①随意契約 (競争性なし) ②随意契約 (競争性なし) ③随意契約 (競争性なし) | 応札者数 | ① - ② - ③ - | 契約等金額 ①67,000千円 (変更66,890千円) ②69,000千円 ③69,500千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | 本業務は、国内酸性雨測定所等における精度保証・精度管理調査及び運営支援・モニタリングの実施、モニタリング方法改善の検討、国内データ収集・解析・評価・検証業務、国内酸性雨モニタリング支援業務、越境大気汚染・酸性雨の評価を実施するものである。 | | | |
| 調査結果 (実態) | 環境省が提示した仕様書では、以下のとおり、再委託先、再委託契約金額を予め指定したものとなっている。 | | | | |
| | 再委託先及びその契約金額等 (仕様書の抜粋) | | | | |
| | 再委託の業務内容 | 国設小笠原酸性雨測定所・設置機器の保守管理及び試料の採取 | 伊自良湖水域調査業務 (2週間ごとに林外雨及び河川水を採取、河川増水時に2日間程度の集中観測) | 伊自良湖水域調査業務で採取した林外雨等の分析業務 | |
| | 再委託先 | (株)F社 | (財)岐阜県公衆衛生検査センター | (財)上越環境科学センター | |
| | 契約予定金額 | 6,888千円 | 2,021千円 | 2週間ごとに採取した試料の分析 1,260千円 河川増水時に採取した試料の分析 577千円 | |
| | 再委託の必要性 | 当該測定所における維持管理は酸 | 林外雨及び河川水等、多量の試料を | 年間を通して多量の低濃度検体を | |

| | | | | |
|--|---|--|---|--|
| | | 性雨研究センターの監視・指導のもと、現地作業について技術面及び地理的にも迅速に対応できる業者に委託することが合理的であり、かつ、これまで継続的に当該測定所の管理業務に携わった当該者に委託することが、効率的である。 | 雑物はいらないよう、適切に採取する必要があり、これまで継続してこの業務に携わるとともに環境分析業務に実績があり、岐阜県内を熟知した当該法人に再委任することが効率的である。 | 高精度で分析する必要があることから、複数の分析装置を所有し、これまで継続してこの業務に携わるとともに環境分析業務に実績がある当該法人に再委任することが効率的である。 |
| | 業務遂行能力の審査結果 | 当該事業を問題なく遂行できると思料される。 | 当該事業を問題なく遂行できると思料される。 | 当該事業を問題なく遂行できると思料される。 |
| (注) 平成 21 年度の仕様書に基づき当省が作成した。 | | | | |
| <p>再委託契約の総額は、1,074 万円であり、契約額 (6,700 万円) 全体に占める割合は、16.0%となっている。</p> <p>あらかじめ再委託先等を指定することは、事実上、国と再委託先との間における競争性のない随意契約に相当するが、再委託であるため、財務大臣通知 (89 頁参照) に基づく随意契約に係る情報の公表は行われなないこととなる。</p> <p>本契約全体では、「条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が定められているもの」として、競争性のない随意契約としているが、再委託部分については、理由が明確にされておらず、再委託契約金額は、それぞれの再委託先の見積価格をそのまま計上したものである。</p> <p>仮に再委託部分だけを分割して契約する場合、仕様書において記載されている再委託の必要性及び業務遂行能力の審査結果等の内容では、財務大臣通知に基づく競争性のない随意契約によらざるを得ない場合に該当しないものとなっている。</p> | | | | |
| 問題点等 | 仕様書において、再委託先及びその契約金額を記載しており、再委託業務について競争性、透明性等が確保されていない。 | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|--|--|----------------|--------------------|-------|----------|---|-----|---------------|--------|---------|---------|---|-------------|-----------------------|
| 事例No | (2) -イ v | | | | | | | | | | | | | | |
| 府省庁名 | 環境省 | 支出先公益法人等名 | (財) 日本環境衛生センター | | | | | | | | | | | | |
| 契約又は補助金件名 | 黄砂問題調査検討業務 (平成22年度) | | | | | | | | | | | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | 平成22年7月9日 | 提案書等提出期限 | 平成22年8月2日 | | | | | | | | | | | |
| | 契約等締結日 | 平成22年8月9日 | 契約等期間 | 平成22年8月9日~23年3月31日 | | | | | | | | | | | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | 一般競争入札 (総合評価方式) | 応札者数 | 1者 | 契約等金額 | 15,435千円 | | | | | | | | | |
| | 契約又は補助事業の内容 | 黄砂問題検討会の設置運営に係る業務、黄砂実態解明調査解析ワーキンググループの設置し、データ整理・解析に係る業務を実施。また、環境省黄砂観測用ライダー装置の精度管理、日中韓三か国による黄砂共同研究に係る業務を実施。 | | | | | | | | | | | | | |
| 調査結果 (実態) | <p>一般競争入札 (総合評価落札方式) の入札説明時に環境省が提示した仕様書では、再委託先、再委託契約金額をあらかじめ指定したものである。</p> <p>再委託先及びその契約金額等 (仕様書の抜粋)</p> <table border="1"> <tr> <td>再委託の業務内容</td> <td>環境省が全国5か所に設置している黄砂観測用ライダー措置について、当該装置の適正な運転の確保を目的として、消耗品の交換、装置の動作確認・調整等のメンテナンスを行うもの。</td> </tr> <tr> <td>相手先</td> <td>独立行政法人国立環境研究所</td> </tr> <tr> <td>契約予定金額</td> <td>3,500千円</td> </tr> <tr> <td>再委託の必要性</td> <td>この業務では、黄砂観測用ライダー装置の構造・機能等の技術的事項について熟知していることが求められる。このため黄砂観測用ライダー装置を開発するとともに、複数のライダー装置の保守管理を実施してきた実績を有する独立行政法人国立環境研究所に再委託することが効率的である。</td> </tr> <tr> <td>業務遂行能力の審査結果</td> <td>当該業務を問題なく遂行できると思慮される。</td> </tr> </table> <p>(注) 平成22年度の仕様書に基づき当省が作成した。</p> <p>再委託契約の総額は、350万円であり、契約額 (1,543万円) 全体に占める割合は、22.7%となっている。</p> | | | | | 再委託の業務内容 | 環境省が全国5か所に設置している黄砂観測用ライダー措置について、当該装置の適正な運転の確保を目的として、消耗品の交換、装置の動作確認・調整等のメンテナンスを行うもの。 | 相手先 | 独立行政法人国立環境研究所 | 契約予定金額 | 3,500千円 | 再委託の必要性 | この業務では、黄砂観測用ライダー装置の構造・機能等の技術的事項について熟知していることが求められる。このため黄砂観測用ライダー装置を開発するとともに、複数のライダー装置の保守管理を実施してきた実績を有する独立行政法人国立環境研究所に再委託することが効率的である。 | 業務遂行能力の審査結果 | 当該業務を問題なく遂行できると思慮される。 |
| 再委託の業務内容 | 環境省が全国5か所に設置している黄砂観測用ライダー措置について、当該装置の適正な運転の確保を目的として、消耗品の交換、装置の動作確認・調整等のメンテナンスを行うもの。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 相手先 | 独立行政法人国立環境研究所 | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約予定金額 | 3,500千円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 再委託の必要性 | この業務では、黄砂観測用ライダー装置の構造・機能等の技術的事項について熟知していることが求められる。このため黄砂観測用ライダー装置を開発するとともに、複数のライダー装置の保守管理を実施してきた実績を有する独立行政法人国立環境研究所に再委託することが効率的である。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 業務遂行能力の審査結果 | 当該業務を問題なく遂行できると思慮される。 | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|------|---|
| | <p>あらかじめ再委託先等を指定することは、事実上、国と再委託先との間における競争性のない随意契約に相当するが、再委託であるため、財務大臣通知（89 頁参照）に基づく随意契約に係る情報の公表は行われなないこととなる。</p> <p>本契約全体では、最低価格落札方式による一般競争入札を実施した形となっているが、再委託部分については競争性が確保されておらず、再委託契約金額は、それぞれの再委託先の見積価格をそのまま計上したものとなっている。</p> <p>仮に再委託部分だけを分割して契約する場合、仕様書において記載されている再委託の必要性及び業務遂行能力の審査結果等の内容では、財務大臣通知に基づく競争性のない随意契約によらざるを得ない場合に該当しないものとなっている。</p> |
| 問題点等 | <p>総合評価落札方式による一般競争を実施しているにもかかわらず、仕様書に再委託先及びその契約金額に記載しており、再委託業務について競争性、公平性及び客観性が確保されていない。</p> |

| | | | | | |
|------------|--|---|---------------|--------------------|--------------------|
| 事例No | (2) -イ vi | | | | |
| 府省庁名 | 環境省 | 支出先公益法人等名 | (財)地球環境戦略研究機関 | | |
| 契約又は補助金件名 | 京都メカニズムを利用した公害対策と温暖化対策のコベネフィットの実現等に関する途上国等人材育成支援事業委託業務(平成21年度) | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | — | 提案書等提出期限 | — | |
| | 契約等締結日 | 平成21年4月1日 | 契約等期間 | 平成21年4月1日～22年3月31日 | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | 随意契約(競争性なし) | 応札者数 | — | 契約等金額 309,600千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | 本業務は、クリーン開発メカニズム(CDM)・共同実施(JI)・グリーン投資スキーム(GIS)やコベネフィットに関する豊富な知見及びホスト国におけるネットワークを最大限に活用し、CDMに関する各国別人材等育成支援事業、JIに関する人材育成事業等について、プログラムの全体計画策定から計画の進捗管理、事業実現に向けた各国政府との折衝、各国のCDM/JI/GISに関連した状況の調査と報告、最終的なプログラム成果の取りまとめ等を行うものである。 | | | |
| 調査結果(実態) | <p>本業務は、クリーン開発メカニズム(CDM)・共同実施(JI)・グリーン投資スキーム(GIS)やコベネフィットに関する豊富な知見及びホスト国におけるネットワークを最大限に活用し、以下の 36 事業について、プログラムの全体計画策定から計画の進捗管理、事業実現に向けた各国政府との折衝、各国の CDM/JI/GIS に関連した状況の調査と報告、最終的なプログラム成果の取りまとめ等を行うものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) CDM に関する各国別人材等育成支援事業(インドネシア、インド、カンボジア、フィリピン、タイ、中国、ラオス等) [19 事業] ii) JI に関する人材育成(ロシア、ウクライナ、東欧諸国) [1 事業] iii) CDM/JI/GIS に関する普及啓発事業 [3 事業] iv) CDM/JI/GIS に関する制度提案事業 [1 事業] v) 新メカニズム(VER や国内排出量取引等含む)の論点分析事業 [1 事業] vi) 計測・報告・検証可能な NAMAs のオプション分析 [1 事業] vii) 交通セクターCDM 形成促進事業 [7 事業] viii) REED 分野におけるキャパシティ・ビルディング事業 [3 事業] <p>仕様書によると、本事業の実施における調査活動の支援業務等については、各事業項目における定める範囲において外注して差し支えないとされており、全 36 事業中 27 事業において外注先を記載している。</p> <p>外注業務は、会議等の開催に必要となる企画、開催準備、資料の作成、運営支援、報告書の作成、情報収集、委託調査、データベース構築等となっている。</p> | | | | |

| 事業名 [外注先記載事業数] | 指定の例 | 左記の業務内容 |
|--|-----------------------------|--|
| i) CDM に関する各国別人材等育成支援事業 [19 事業中 19 事業] | VNEEC、(社) 海外環境協力センター | アジア諸国の CDM 実施状況、有望なカウンターパートの有無、ホスト国政府の希望や協力体制構築の可能性、潜在的なプロジェクト、アンダーライニング資金の確保方策等についての把握するための現地調査 (ハノイで3回) の準備、実施支援 |
| ii) JI に関する人材育成 [1 事業中 1 事業] | ポイントカーボン | 本業務 |
| iii) CDM/JI/GIS に関する普及啓発事業 [3 事業中 0 事業] | — | — |
| iv) CDM/JI/GIS に関する制度提案事業 [1 事業中 1 事業] | 株式会社H社 | ワークショップ (4か国)、キャパビル総会の開催に伴い必要となる開催準備、実施支援 |
| v) 新メカニズム (VER や国内排出量取引等含む) の論点分析事業 [1 事業中 1 事業] | 社団法人商事法務研究所、株式会社 I 社、株式会社G社 | 論点分析事業の実施に伴い発生する調査、資料作成、報告書作成等業務 |
| vi) 計測・報告・検証可能な NAMAs のオプション分析 [1 事業中 1 事業] | 株式会社G社 | 調査研究業務の実施に伴い、必要となる調査、資料作成、報告書作成等業務 |
| vii) 交通セクターCDM 形成促進事業 [7 事業中 1 事業] | 日本の大学の専門家 | 交通分野におけるコベネフィットの定量的評価のうち、現地研究機関や関連組織との連携を通じて行われる方法論の検証業務 |
| viii) REED 分野におけるキャパシティ・ビルディング事業 [3 事業中 3 事業] | 株式会社 J 社 | REED プロジェクトにおける能力構築のうち、オンラインデータベースの構築 |

(注) 平成 21 年度の仕様書に基づき当省が作成した。

あらかじめ再委託先等を指定することは、事実上、国と再委託先との間における競争性のない随意契約に相当するが、再委託であるため、財務大臣通知 (89 頁参照) に基づく随意契約に係る情報の公表は行われないうこととなる。

本契約全体では、「条約等の国際的取決めにより、契約の相手が一に定められているもの」として、競争性のない随意契約としているが、再委託部分については、理由が明確にされていない。

仮に再委託部分だけを分割して契約する場合、仕様書において記載されている再委託の必要性及び業務遂行能力の審査結果等の内容では、財務大臣通知に基づく競争性のない随意契約によらざるを得ない場合に該当しないものとなっている。

| | |
|------|--|
| | <p>随意契約理由書－抜粋－</p> <p>業務名：平成21年度京都メカニズムを利用した公害対策と温暖化対策のコベネフィットの実現等に関する途上国人材育成支援事業委託業務</p> <p>受託業者名：(財)地球環境戦略研究機関</p> <p>3 随意契約の理由</p> <p>(略)</p> <p>財団法人地球環境戦略研究機関は、設立憲章締結機関たる10ヶ国の政府機関、4つの国際機関、21の研究機関との連携・協調の下、国際的な人材・情報等の交互交流、国際的共同研究の実施等国際的に開かれた体制の中で、専門研究者のみならず、行政、NGO、企業等からの研究等への参加により、政府、NGO、産業界、国連等のパートナーシップによる環境対策の戦略作りのための政策的・実践的研究を行っている国際機関である。<u>同機関では、これまでも地球温暖化に関する重要課題に対してプロジェクトを編成・実践し、数多くの研究成果を上げている。特に今回の業務に必要なホスト国を含む主要各国や国際的な研究機関等とのネットワークについては、これまで共同研究等を通じて密接な信頼関係を保っており、覚書(MoU)締結、ステアリングコミッティ運用を始めプロジェクトの目的に応じた柔軟な協力事業プラットフォームの選択、活用に向けた情報の共有化や迅速な情報の確保が常に可能な状態となっている。</u></p> <p>このため、本事業の実施者としては本法人以外にない。(会計法第29条の3第4項)</p> <p>なお、平成22年度においては、同様の事業内容について企画競争により同一法人を選定(ただし、一者応募)している。</p> |
| 問題点等 | <p>「実施者が他に存在しないこと」を理由として随意契約を締結しているが、仕様書において、全36事業中27事業において再委託先を記載しており、再委託業務について競争性、公平性及び客観性が確保されていない。</p> |

| 事例No | (3) - ① i | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|--|---|----------------|--------------------------|-------|---------|--|-------|----|----|-------|------|------|------|-------|------|------|------|-------|------|------|------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------|------|------|------|------------|--------------|--------------|--------------|-----|--------|--------|--------|
| 府省庁名 | 外務省 | 支出先公益法人等名 | (財) 国際開発高等教育機構 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約又は補助金件名 | 「平和維持・構築分野における国連諸機関の活動評価（現地での連携と調整）のための調査」業務委嘱（平成21年度） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | 平成 21 年 12 月 2 日 | 提案書等提出期限 | 平成 22 年 1 月 7 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 契約等締結日 | 平成 22 年 2 月 1 日 | 契約等期間 | 平成 22 年 2 月 1 日～3 月 31 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | 随意契約（企画競争） | 応募者数 | 3 者 | 契約等金額 | 2,943千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 契約又は補助事業の内容 | 本事業は、平和維持・構築分野における国連諸機関の活動についての評価・分析を委託し、現地(スーダン)における連携と調整について現地調査も行った結果を含め、報告書を作成し、今後の我が国国連外交の実施に際しての具体的方策の提言について、取りまとめを行うものである。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 調査結果（実態） | <p>本契約については(財)国際開発高等教育機構(以下「FASID」という。)のほか、A社、B社の合計3者が企画提案を行い、FASIDが352点、A社が361点と、A社の方が9点差で高評価であった。</p> <p>【採点結果】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>FASID</th> <th>A社</th> <th>B社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価者 1</td> <td>72 点</td> <td>70 点</td> <td>56 点</td> </tr> <tr> <td>評価者 2</td> <td>70 点</td> <td>82 点</td> <td>44 点</td> </tr> <tr> <td>評価者 3</td> <td>82 点</td> <td>82 点</td> <td>44 点</td> </tr> <tr> <td>評価者 4</td> <td>68 点</td> <td>43 点</td> <td>64 点</td> </tr> <tr> <td>評価者 5</td> <td>60 点</td> <td>84 点</td> <td>40 点</td> </tr> <tr> <td>合計点</td> <td>352 点</td> <td>361 点</td> <td>248 点</td> </tr> <tr> <td>平均点</td> <td>70.4 点</td> <td>72.2 点</td> <td>49.6 点</td> </tr> </tbody> </table> <p>当該契約の仕様書では、「第1位の得点を得た企画と僅差（第1位の得点の5%以内）の企画がある場合は、同等の評価を得たものとみなし、見積価格のもっとも低い企画を採用」とされており、FASIDとA社の得点差が5%であったことから、見積価格がわずかに低かったFASIDが逆転し、選定されることとなった。なお、仕様書に記載されている予算額295万8,480円に対し、当該契約を受注したFASIDの見積金額が294万3,589円であったことから、得点差だけでなく、価格差も僅差であったと想定される。</p> | | | | | | | FASID | A社 | B社 | 評価者 1 | 72 点 | 70 点 | 56 点 | 評価者 2 | 70 点 | 82 点 | 44 点 | 評価者 3 | 82 点 | 82 点 | 44 点 | 評価者 4 | 68 点 | 43 点 | 64 点 | 評価者 5 | 60 点 | 84 点 | 40 点 | 合計点 | 352 点 | 361 点 | 248 点 | 平均点 | 70.4 点 | 72.2 点 | 49.6 点 |
| | FASID | A社 | B社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価者 1 | 72 点 | 70 点 | 56 点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価者 2 | 70 点 | 82 点 | 44 点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価者 3 | 82 点 | 82 点 | 44 点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価者 4 | 68 点 | 43 点 | 64 点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価者 5 | 60 点 | 84 点 | 40 点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計点 | 352 点 | 361 点 | 248 点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平均点 | 70.4 点 | 72.2 点 | 49.6 点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|------|--|
| | <p>採点結果を見ると、A社に対し、評価者5人のうち4名が70点以上の高得点（100点満点中70点、82点、82点、84点）を付しているのに対し、残りの1名が43点と極端に低い点数を付しており、この結果1位であったA社の合計得点が下がり、2位のFASIDの合計得点差が5%以内となっている。なお、この評価者を除いた4人の評価者の合計点は、FASID284点、A社318点であり、その得点差は10.7%となる。</p> |
| 問題点等 | <p>仕様書に記載されている「第1位の得点を得た企画と僅差（第1位の得点の5%以内）の企画がある場合は、同等の評価を得たものとみなし、見積価格のもっとも低い企画を採用」という審査基準は、企画競争において価格面での競争性の活性化を図るものであるが、評価者によって配点が著しく偏るなど審査・評価の内容に客観性・公平性が担保されない場合、事業者にとっては不合理な結果となってしまうおそれがある。</p> |
| 備考 | <p>平成22年度に企画競争の実施の手引きが改定され、事業者選定に当たっては、各評価項目の最高点及び最低点を除いた残りの得点を合計して評価点を算出することとしている。</p> |

| | | | | | |
|------------|--|--|----------------------|----------------------|--------------------|
| 事例No | (3) - ① ii | | | | |
| 府省庁名 | 経済産業省 | 支出先公益法人等名 | (財) 無人宇宙実験システム研究開発機構 | | |
| 契約又は補助金件名 | マイクロ波による精密ビーム制御技術の研究開発 (平成21年度) | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | 平成21年7月3日 | 提案書等提出期限 | 平成21年8月3日 | |
| | 契約等締結日 | 平成21年10月30日 | 契約等期間 | 平成21年10月30日～22年3月31日 | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | 随意契約 (企画競争) | 応札者数 | 2者 | 契約等金額 130,000千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | 本事業は、マイクロ波による精密ビーム制御技術に関して、昼夜や天候に左右されることなく発電可能な宇宙太陽光発電システム (Space Solar Power System。以下「SSPS」という。) の中核的技術であるマイクロ波による無線送電技術の確立に向けた研究開発を実施するものである。 | | | |
| 調査結果 (実態) | <p>本事業は、最大4年間の事業計画で実施されている事業であるが、予算措置等は単年度で措置されているもので、事業開始年度 (平成21年度) に企画競争にて (財) 無人宇宙実験システム研究開発機構を選定し、翌年度以降は、当該法人と競争性のない随意契約を締結し事業を実施している。</p> <p>(財) 無人宇宙実験システム研究開発機構は、事業開始の前年に当たる平成20年に、SSPS事業全般について、同分野において著名な研究者に技術的アドバイスを求めた。経済産業省は、平成21年度に当該事業を実施するに当たり、企画競争における公募終了後、1か月以内に実施する提案書の審査を行う審査員 (外部有識者) として5名を選出したが、その中に、前年に上記アドバイスを求めた研究者が含まれていた。</p> | | | | |
| 問題点等 | <p>本事業は、企画競争によって事業者を選定するものであり、その選定は中立、公平な手続を経たものである必要がある。</p> <p>しかし、本事業の事業者選定における企画書の審査員に前年に広くアドバイスを求めた研究者が参加しており、審査における公平性、中立性の確保が不十分だったおそれがある。</p> | | | | |

| | | | | | | |
|------------|--|--|---------------|---------------------|-------|----------|
| 事例No | (3) - ①iii | | | | | |
| 府省庁名 | 環境省 | 支出先公益法人等名 | (財)日本環境衛生センター | | | |
| 契約又は補助金件名 | 日系静脈産業メジャーの海外展開促進のための情報発信・研修企画等業務(平成23年度) | | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | 平成23年5月18日 | 提案書等提出期限 | 平成23年6月7日 | | |
| | 契約等締結日 | 平成23年6月14日 | 契約等期間 | 平成23年6月14日～24年3月30日 | | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | 一般競争入札 (総合落札式) | 応札者数 | 4者 | 契約等金額 | 20,958千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | 本業務は、国内リサイクル業者の海外進出を支援するため、コンテンツや研修プログラムの作成、海外技術見本市への出展に関する企画立案、フォーラムの開催等を行うものである。 | | | | |
| 調査結果(実態) | <p>本業務は、国内リサイクル業者の海外進出を支援するため、コンテンツや研修プログラムの作成、海外技術見本市への出展に関する企画立案、フォーラムの開催等を行うもので、総合評価落札方式による一般競争入札により発注されている。</p> <p>本業務の入札説明書によると、企画提案書の評価基準は以下のとおり、これまでに類似業務の実績がある場合には、技術点を加点するものとなっている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「平成23年度日系静脈産業メジャーの海外展開促進のための情報発信・研修企画等業務に関する提案書の評価基準」(概要)</p> <p>【従事者の実績、能力、資格等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 従事者2名以上に類似業務の実施実績がある場合は5点加点とし、従事者の実績、能力等に応じて25点を加点 <p>【組織の実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去に受託した本計画作成に類似する業務の実績が2件以上あるか。ある場合を4点加点とし、それ以上の件数や調査概要に応じて20点を加点 </div> <p>本業務の入札には4者((財)日本環境衛生センター、(株)三菱総合研究所、凸版印刷(株)、(株)サティスファクトリーインターナショナル)が応札し、5名の採点者(環境省職員)が提案書の採点を行ったが、うち1名は課長補佐の代理として係員が採点していた。</p> <p>その採点結果(5名の委員の平均点)は、(財)日本環境衛生センター156点、(株)三菱総合研究所142.6点、凸版印刷(株)108.8点、(株)サティスファクトリーインターナショナル83.8点となっており、提案内容が最高得点であった(財)日本環境衛生センターが価格の評価も含めて、最終的に落札者となった。</p> <p>しかし、提案書審査の上位2者((財)日本環境衛生センター及び(株)三菱総合研究所)の採点の内訳を見ると、(財)日本環</p> | | | | | |

境衛生センターに対しては、係員(164点)も含め5名が高得点(166点、150点、144点、156点)を付している一方、(株)三菱総合研究所に対しては、係員以外の4名が比較的高得点(144点、158点、152点、161点)を付しているが、係員は極端に低い点数(98点)を付したため、(財)日本環境衛生センターの評価点が高くなる結果となった。特に、当該係員の採点については、従事者の実績及び組織の実績の評価点が他者と大きく異なっている状況がみられた。

提案書審査結果のうち従事者の実績等及び組織の実績等の採点状況

| 応募者名 | 評価項目 | 得点配分 | A | B | C | D (係員) | E | 計 | 平均 |
|---------------|---------|------|----|----|----|-----------|----|-----|------|
| (財)日本環境衛生センター | 従事者の実績等 | 35 | 35 | 25 | 25 | 35 | 25 | 145 | |
| | 組織の実績等 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 100 | |
| | 合計 | 55 | 55 | 45 | 45 | 55 | 45 | 245 | 49 |
| (株)三菱総合研究所 | 従事者の実績等 | 35 | 25 | 25 | 25 | 15 | 25 | 115 | |
| | 組織の実績等 | 20 | 12 | 20 | 20 | 4 | 20 | 76 | |
| | 合計 | 55 | 37 | 45 | 45 | 19 | 45 | 191 | 38.2 |

(注) 提案書の採点結果を基に当省で作成した。

過去の類似業務実績の採点については、事実に基づき行うものであることから、審査者によって大きく差が出ない項目である。しかし、前述のとおり、審査者によって大きく偏りが発生することは、その審査・評価の結果に関して客観性の確保が図られていないおそれがある。

なお、審査結果については、提案者が当該提案書の採点について質問した場合において、その結果は連絡されるものであるが、全ての採点結果の詳細について公表されておらず、各採点者の個々の採点状況については、提案者も知り得ないものとなっている。

問題点等

総合評価落札方式による一般競争入札における提案書の審査において、本来、大きな差が出ない項目である過去の類似業務実績の採点が、審査者によって大きく偏っており、その審査・評価の結果に関して客観性の確保が図られていないおそれがある。

| | | | | | | |
|------------|--|---|----------------|---------------------|-------|----------|
| 事例No | (3) - ② i | | | | | |
| 府省庁名 | 外務省 | 支出先公益法人等名 | (社) 国際交流サービス協会 | | | |
| 契約又は補助金件名 | オピニオンリーダー招待他3者招待事業委託業務(平成22年度) | | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | 平成22年2月23日 | 提案書等提出期限 | 平成22年3月29日 | | |
| | 契約等締結日 | 平成22年4月13日 | 契約等期間 | 平成22年4月13日～23年3月31日 | | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | 随意契約(企画競争) | 応札者数 | 3者 | 契約等金額 | 41,728千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | <p>本事業は、諸外国の世論形成に大きな影響力のある有力者を日本に招待し、日本における各分野の要人、専門家と会見させ、産業諸施設、文化的遺産等を視察させることにより諸外国における日本諸政策の正しい理解の増進を図り、日本の外交政策遂行を円滑にすることを目的とする。</p> <p>また、我が国の実情を正しく認識させ、二国間の経済関係の促進や多角的貿易体制の維持・強化に役立てるため、我が国と貿易関係にある諸外国及び国際機関から、貿易経済分野のハイレベルかつ有力な人物を我が国に招待するものである。</p> <p>以上の目的のため、平成22年4月13日から同年3月31日までの間に実施される上記事業の接遇に係る業務一式(航空券の発券、空港送迎、宿泊、食事、自動車借受、通訳・エスコート等)について、単価契約にて委嘱するものである。</p> | | | | |
| 調査結果(実態) | <p>本事業においては、企画競争にて事業者を選定しており、3者から企画提案書が提出され、外務省の職員5人で企画提案書の審査を実施している。</p> <p>当該企画審査は、500点満点で、それぞれの審査項目に最高点を5点～15点とする配点がなされているが、採点に当たって、審査を実施した5名の職員のうち1名は、「本事業に対する企業の姿勢」に係る項目の配点が5点満点であるにもかかわらず、当該項目の配点を超える10点を(社)国際交流サービス協会に付与している。</p> | | | | | |
| 問題点等 | 企画競争における企画提案書の審査において、配点を超える採点がなされており、採点結果の集計時にも精査されていないといった不適切な状況が発生しており、事業者の選定手続に瑕疵があった。 | | | | | |
| 備考 | 外務省は、事業者選定の結果に影響はなかったと説明している。 | | | | | |

| | | | | | | |
|------------|--|--|----------------|-------------|-------|---------|
| 事例No | (3) - ② ii | | | | | |
| 府省庁名 | 外務省 | 支出先公益法人等名 | (一財)平和・安全保障研究所 | | | |
| 契約又は補助金件名 | 台頭する新興国と日本外交についての調査研究(平成22年度) | | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | 平成22年9月21日 | 提案書等提出期限 | 平成22年10月18日 | | |
| | 契約等締結日 | 平成22年11月5日 | 契約等期間 | 平成23年3月31日 | | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | 一般競争入札(総合評価落札方式) 不落随意契約 | 応札者 | 1者 | 契約等金額 | 1,992千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | <p>本事業は、新興国の多様性・分類・特性につき整理した上、政治、経済、軍事の各分野において日本がどのような外交を展開すべきかにつき検討を行うため、受託事業者が複数名の研究者を選定し、「新興国という概念の整理」、「グローバルな課題における新興国の台頭と日本の外交」等のテーマについて発表を行った上で議論を複数回(5回の研究会を想定、外務省関係者がオブザーバー参加)行い、議論の成果を我が国の外交政策に反映すべく、報告書を作成するものである。</p> | | | | |
| 調査結果(実態) | <p>本事業については、一般競争入札(総合評価落札方式)で事業者の選定を実施したが、応札者が(一財)平和・安全保障研究所の1者しかなく、また、11月2日10時に開始された入札において、3回の応札を行ったが、結果的に予定価格を下回る応札額の提示がなかったことから、当該事案に係る入札を不調とした。</p> <p>当日午後の不落随意契約の価格交渉に当たり、外務省は、一般競争入札時に当該法人が提出した見積書を修正し、適当と思われる見積額を算定して交渉促進のために当該法人へ提示したとしているが、その見積額は事業者が事業の履行に必要として提示した報告書のページ数を削減する形で算定していた。当該法人は、それを受諾する形で見積書を提出しているが、外務省は、この見積書の審査を行った結果、予定価格内の適切なものであったとして、不落随意契約を締結している。</p> | | | | | |
| 問題点等 | <p>不落随意契約の価格交渉を行うに当たっては、事業者による適切な事業の履行を確保する観点から、まず相手側より見積書を徴取した上で、価格交渉を行うことが望ましい。</p> | | | | | |

| | | | | | | |
|------------|--|--|-------------|---|-------|----------------------------------|
| 事例No | (3) - ②iii | | | | | |
| 府省庁名 | 厚生労働省 | 支出先公益法人等名 | (財)放射線影響研究所 | | | |
| 契約又は補助金件名 | ①原爆放射線による健康影響に関する国際交流調査研究事業 (平成21年度) ②原爆放射線による健康影響に関する国際交流調査研究事業 (平成22年度) ③原爆放射線による健康影響に関する国際交流調査研究事業 (平成23年度) | | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | ①平成21年7月6日 ②平成22年6月30日 ③平成23年7月4日 | 提案書等提出期限 | ①平成21年7月17日 ②平成22年7月13日 ③平成23年7月15日 | | |
| | 契約等締結日 | ①平成21年9月1日 ②平成22年9月6日 ③平成23年9月6日 | 契約等期間 | ①平成21年9月1日～22年3月31日 ②平成22年9月6日～23年3月31日 ③平成23年9月6日～24年3月31日 | | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | ①随意契約 (公募) ②随意契約 (公募) ③随意契約 (公募) | 応札者数 | ①1者 ②1者 ③1者 | 契約等金額 | ①5,827千円 ②4,662千円 ③3,730千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | 世界唯一の被爆国としての知見を広く世界に還元するため、i)放射線被曝医療に関する専門家の派遣、ii)被曝医療に係わる研修生(研修医)の受け入れ、iii)被曝医療に関する国際シンポジウムの開催を通じて、海外の放射線被曝医療に対する協力を行うとともに、iv)海外の被曝者の生活様式・環境の違いによる影響についての調査研究を行う。 | | | | |
| 調査結果(実態) | <p>本事業では、実施要領において、i)放射線被曝医療に関する専門家の派遣、ii)被曝医療に係わる研修生(研修医)の受け入れ、iii)被曝医療に関する国際シンポジウムの開催、iv)海外の被曝者の生活様式・環境の違いによる影響についての調査研究の4つの事業全てを実施することとされている。</p> <p>事業終了後に厚生労働省に提出された平成21年度の事業実績報告書では、iv)の業務について、広島県医師会を通じて北米在住の被曝者に対しアンケート調査(配布、回収)を実施し、また、2名の専門家を北米(米国・シアトル、カナダ・バンクーバー)に派遣したとされているが、履行期限までにアンケート調査結果の取りまとめを完了することが困難であったにもかかわらず、契約変更の手続を実施するなど適切な処理をしないまま、事業に係る委託費の精算を実施している。</p> <p>さらに、平成22年度においては、当年度の事業実施に当たって厚生労働省に提出する事業計画において、i)の専門家派遣の活動の中で、アメリカにおいてiv)に関する情報収集を行うとしているが、事業実績報告において、iv)に関する活動報告の実績が確認できない。</p> <p>なお、平成21年度においては、広島県医師会を通じて、アメリカのシアトル、カナダのバンクーバーに居住する被曝者93名に質問票を送付したが、回収状況のみが事業実績報告に記載されており、今後は、回収した調査表から、米国における被曝者の医療環境を</p> | | | | | |

| | |
|------|--|
| | 検討し、ブラジル在住被爆者との比較を行うとしているが、現在のところ実施されていない。 |
| 問題点等 | 平成21年度については、履行期限までにアンケート調査結果の取りまとめが行われておらず、さらに、22年度については、事業実施要領で実施することとされていた海外の被爆者の生活様式・環境の違いによる影響についての調査研究に関し、事業実績報告においてその活動状況を確認することができない。 |

| | | | | | |
|------------|--|--|---------------|-----------------------------------|------------------|
| 事例No | (3) - ②iv | | | | |
| 府省庁名 | 厚生労働省 | 支出先公益法人等名 | (社) 国民健康保険中央会 | | |
| 契約又は補助金件名 | 老人保健事業推進費等補助金 (平成21年度) | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | 平成 20 年 12 月 22 日 | 提案書等提出期限 | 平成 21 年 2 月 23 日 | |
| | 契約等締結日 | 平成 21 年 9 月 17 日 | 契約等期間 | 平成 21 年 6 月 26 日～平成 22 年 3 月 31 日 | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | 公募 | 応募者数 | 264者 | 契約等金額 8,228千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | 本補助金は、高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な事業等に対し助成を行い、もって、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の適正な運営に資することを目的として、交付するものである。 | | | |
| 調査結果 (実態) | <p>(社) 国民健康保険中央会 (以下「中央会」という。) は、介護保険の居宅サービス事業者、介護保険施設等からの報酬請求の審査支払に係る事務処理など、介護保険法 (平成9年12月17日法律第百23号) で指定された事業を実施している。厚生労働省は、指定事業に係る経費の補助として、介護保険事業費補助金 (21年度交付決定額: 7億1,374万3,000円) を交付しており、中央会が開発した介護保険審査支払等システムの運用・改修等に充てられている。</p> <p>一方、老人保健事業推進費等補助金に係る実施要綱において、補助対象のうち、特に優先的に採択するテーマとして、「介護報酬改定を反映した適正化システムの拡充に関する調査研究事業」を定めているが、介護保険審査支払等に係る適正化システムを運用・改修等を実施しているのは中央会のみであり、当該法人以外に交付先はあり得ず、実質的に交付先を名指しするものとなっていた。</p> | | | | |
| 問題点等 | 公募制を採用しているにもかかわらず、補助対象として優先的に採択することとされている調査研究テーマの中に、当該法人が運用・改修等を行っている情報システムに関するものが含まれており (テーマ名: 介護報酬改定を反映した適正化システムの拡充に関する調査研究事業)、競争的な選定がなされていない。 | | | | |
| 備考 | 平成22年度に、老人保健事業推進費等補助金の実施要綱は改定されている。 | | | | |

| | | | | | |
|------------|--|--|----------------|--|---------------------------------|
| 事例No | (3) - ②v | | | | |
| 府省庁名 | 経済産業省 | 支出先公益法人等名 | (財) 省エネルギーセンター | | |
| 契約又は補助金件名 | ①省エネルギー設備導入促進指導事業 (省エネ型製品普及促進事業) (平成21年度) ②省エネルギー設備導入等促進事業 (省エネ家電等情報提供事業) (平成23年度) | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | ①平成21年3月9日 ②平成23年2月21日 | 提案書等提出期限 | ①平成21年3月30日 ②平成23年3月23日 | |
| | 契約等締結日 | ①平成21年4月1日 ②平成23年4月1日 | 契約等期間 | ①平成21年4月1日～22年3月31日 ②平成23年4月1日～24年3月30日 | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | ①一般競争入札 (総合評価落札方式) ②一般競争入札 (総合評価落札方式) | 応札者数 | ①1者 ②1者 | 契約等金額 ①60,016千円 ②64,404千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | <p>本事業は、家電メーカー、販売事業者、消費者団体と官民が連携して国民運動として省エネ家電の普及を促進するために、以下の事業を実施するものである。</p> <p>① 省エネ家電の普及に取り組む会員の取組内容の把握及び会員向けコンテンツの作成 ② 省エネ家電に関する情報提供及び消費者ニーズの把握 ③ Webサイトを通じた省エネ家電に関する情報提供</p> | | | |
| 調査結果 (実態) | <p>本事業は、省エネ家電及び省エネランプへの切替えを目的として、主にポータルサイトにおける省エネ家電関連の情報提供、全国の小学校を訪問し省エネに関する啓発授業を行う省エネ出前事業、統一省エネラベルの説明、民間団体の省エネフォーラムの支援等を実施するものである。(平成19年度から実施)</p> <p>本事業は、一般競争入札 (総合評価落札方式) で事業者の選定が行われているが、平成21年度から23年度において、3年連続一者応札で(財)省エネルギーセンターが受託しており、その間に仕様書の大幅な見直しは行われていない。</p> <p>このような中、平成21年度及び23年度においては、入札公告における、提案書締切日が開札日時の5時間前となっている。</p> <p>平成21年度：提案書締切日：平成21年3月30日10時00分から11時00分、開札日：平成21年3月30日16時00分 平成23年度：提案書締切日：平成23年3月23日10時00分から11時00分、開札日：平成23年3月23日16時00分</p> | | | | |
| 問題点等 | <p>本事業は、3年連続で一者応札となっているにもかかわらず、経済産業省では、仕様書の大幅な見直しを行っていない。また、平成21年度及び23年度においては、一般競争入札 (総合評価落札方式) の公告において、提案書等の提出締切りから開札までが5時間しかなく、提出締切り間際に複数の提案書等の提出があった場合、提案書審査のための十分な時間を確保できないものとなっている。</p> | | | | |

| | | | | | |
|------------|---|---|----------|---|---|
| 事例No | (3) - ②vi・vii | | | | |
| 府省庁名 | 経済産業省（特許庁） | 支出先公益法人等名 | (社) 発明協会 | | |
| 契約又は補助金件名 | ①外国産業財産権制度支援事業（平成21年度） ②外国産業財産権制度支援事業（平成22年度） ③産業財産権人材育成協力事業（平成23年度） | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | ①平成21年1月30日 ②平成22年2月16日 ③平成23年1月18日 | 提案書等提出期限 | ①平成21年3月2日 ②平成22年3月2日 ③平成23年3月2日 | |
| | 契約等締結日 | ①平成21年4月1日 ②平成22年4月1日 ③平成23年4月1日 | 契約等期間 | ①平成21年4月1日～22年3月31日 ②平成22年4月1日～23年3月31日 ③平成23年4月1日～24年3月30日 | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | ①随意契約（企画競争） ②随意契約（企画競争） ③随意契約（企画競争） | 応募者数 | ①1者 ②1者 ③1者 | 契約等金額 ①545,145千円 ②513,242千円 ③365,132千円 |
| | 契約又は補助事業の内容 | 本事業は、日系企業の活動が活発であるアジア太平洋地域を中心とした発展途上国、特に模造品被害が著しく、安定した権利付与と執行が不可欠な国々の知的財産権庁及び取締機関の職員の能力向上のため、日本国内での研修、研修教材の作成、研修終了後のフォローアップ等を実施するものである。 | | | |
| 調査結果（実態） | <p>本事業は、i) 日系企業の活動が活発であるアジア太平洋地域を中心とした発展途上国、特に模造品被害が著しく、安定した権利付与と執行が不可欠な国々の知的財産権庁及び取締機関の職員の能力向上のため、日本国内での研修、研修教材の作成、研修終了後のフォローアップ等を実施する「産業財産権人材育成協力事業」と、ii) 諸外国の産業財産権制度・侵害対策への理解普及活動を促進するため、中小・ベンチャー企業等を対象とした相談業務、相談会、説明会等を実施・開催する「産業財産権侵害対策事業」を実施しており、調査した過去3年間（平成21年度から23年度まで）において、(社)発明協会以外の応募者がなく、連続して当該法人が受託している。</p> <p>本契約の仕様書において、産業財産権人材育成協力事業を実施するに当たって求められる委託先選定基準として、「特許庁から公共交通機関を利用して30分以内に移動することが可能な場所に「研修室」、「外国相談室」及び「資料室」を設置することができる」こととしている。</p> <p>(社)発明協会から一部の研修業務の再委託がなされている(財)海外技術者研修協会（経済産業省所管。常勤理事に国家公務員出身者あり）は、特許庁から最短で40分程度要し、受託条件を満たしていない場所で一部の研修を実施している。</p> | | | | |

| | |
|------|---|
| | <p>特許庁は、過去3年度（平成21年度から23年度まで）において、再委託先の当該法人が同じ場所で研修の一部を実施していたにもかかわらず、上記受託条件を変更せず、連続で同法人を選定している。</p> |
| 問題点等 | <p>本事業の実施においては、特許庁から公共交通機関を利用して30分以内に移動することが可能な場所に研修室等を設置することとしているが、一部業務での再委託先が、仕様要件を満たしていない場所で一部の研修を実施していたにもかかわらず、当該条件を見直さず、連続して同一法人に委託している。</p> |

| | | | | | |
|------------|--|--|---------------|---------------------|-------------------------------------|
| 事例No | (3) - ②viii | | | | |
| 府省庁名 | 環境省 | 支出先公益法人等名 | (財)日本環境衛生センター | | |
| 契約又は補助金件名 | 使用済自動車再資源化の効率化及び合理化等推進調査業務(平成21年度) | | | | |
| 入札等の月日 | 公告日 | 平成21年12月15日 | 提案書等提出期限 | 平成22年1月12日 | |
| | 契約等締結日 | 平成22年1月18日 | 契約等期間 | 平成22年1月18日～22年3月26日 | |
| 契約、補助金等の概要 | 契約等の方式 | 一般競争入札(総合評価落札方式) | 応札者数 | 1者 | 契約等金額 26,250千円 (契約変更後9,450千円) |
| | 契約又は補助事業の内容 | 本業務は、使用済自動車の再資源化に向けた高度化検討調査、自動車等破碎残さ(ASR)再資源化状況調査及び「使用済自動車再資源化の効率化及び合理化推進検討会」(仮称)を開催するものである。 | | | |
| 調査結果(実態) | <p>本業務は、一般競争入札(総合評価落札方式)で(財)日本環境衛生センターと平成22年1月18日から同年3月26日までの履行期間で契約されている。(契約金額2,625万円)</p> <p>環境省と(財)日本環境衛生センターは、契約履行期限の18日前の平成22年3月8日付けで、分析のための資料収集期間(1か月以上、)ASR分析期間(1か月程度)が必要であるとして年度内に完了できないことから、業務の一部を中止・変更する契約変更を締結している。</p> <p>[中止・変更業務]</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕様内容のうち「ASRの組成変化の検証のためのASR分析」を中止し、「ASRの組成変化に関する調査手法の検討」に変更 <p>[変更理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> 「使用済自動車の入手に関しては、ASRの均一性を保つ観点から、1社の解体業者に依頼すべきとの学識経験者の意見を踏まえ、関東圏内で処理能力が最大級の解体業者に対してその収集を依頼したところ、使用年数が少ない使用済自動車の在庫が減っていることに加え、エコカー補助金の影響で、車齢が13年を超える使用済自動車が集散的に集まっているため、平成12年度以降に販売された使用済自動車を集めるのに1か月以上を要するとの回答があった。仮に、1か月を超えて使用済自動車を集めたとしても、次のASR解析工程にも1か月を要すること」から、当初の業務内容について年度内に完了できない。 <p>仕様書及び当該業務(調査)を実施するに当たって実施計画となる提案書によると、次のとおり、分析手法は「使用済自動車再資源化の効率化及び合理化推進検討会」(仮称)(以下「検討会」という。)の意見を踏まえると、また、提案書によると、検討会は2月上中旬頃に開催するとされている。</p> | | | | |

| | |
|-------------|--|
| | <p>一方、提案書によると、使用済自動車の収集は1月中に手配することとされている。また、ASRのサンプリング実施時期は2月中旬を想定している。</p> <p>[仕様書]</p> <p>平成20年度調査を踏まえ、解体段階で同じ部品を外した上で、平成8年以前に販売された解体自動車と平成12年度以降に販売された解体自動車をそれぞれ70台程度破碎処理し、それぞれから試料を10サンプル程度採取し、それぞれのASR中における構成成分及び元素の含有状況を把握</p> <p>分析手法については、20年度調査に準ずるものとするが、具体的には後述する検討会における議論を踏まえ、決定するものとする。</p> <p>[提案書]</p> <p>i 平成20年度調査を踏まえ、解体段階で同じ部品を外した上で、平成8年以前に販売された解体自動車と平成12年度以降に販売された解体自動車をそれぞれ70台程度破碎処理し、それぞれから試料を10サンプル採取</p> <p>解体業者への使用済自動車収集手配は、1月中に実施する（調査実施計画）。</p> <p>ii 検討会では、ASRのサンプリング、分析項目・方法の概要を説明し、検討会の指摘・指示等を踏まえた後、具体的な作業を実施</p> <p>当該検討会の開催時期は、2月上旬から中旬頃</p> <p>しかし、平成22年2月24日に開催された検討会においては、分析手法だけではなく収集方法についても議論され、1社の解体業者へ依頼すべきとされたところである。</p> <p>また、提案書では、1月中旬に使用済自動車の収集を手配し、2月中旬にASRのサンプリング実施を終えるとされていたが、受託者は2月下旬（検討会開催）までに当該作業を終了していない。</p> <p>以上のとおり、本契約については、仕様書で求められている主要部分の業務について、仕様書及び提案書のとおり履行が不可能となった時点で、受託者の債務不履行の可能性について十分な検討がなされず、当該受託者の申出に基づく契約変更を認めている。</p> |
| <p>問題点等</p> | <p>一般競争入札（総合評価落札方式）により事業者を選定した契約において、仕様書で求められている主要部分の業務の履行が不可能となった時点で、事業者の債務不履行の可能性について十分な検討がなされず、事業者からの申出による契約変更を認めている。</p> |

表Ⅲ－１ 複数者指定等が可能な制度のうち、インターネットで指定等の基準等を公開していない制度

| 権限付与に係る事務・事業の内容 | 根拠法令 | 指定等の形態 | 実際の権限付与の法人数 | 法人区分 | 法人名 | 担当課部局 |
|----------------------------------|------------------------------------|--------|-------------|------|------------------|--------------------|
| 消防設備点検資格者講習 | 消防法第17条の3の3第1項 消防法施行規則第31条の6第6項 | 登録 | 1 | 財 | 日本消防設備安全センター | 総務省消防庁予防課 |
| 特殊消防用設備等の性能に関する評価 | 消防法第17条の2第1項 | 登録 | 2 | 財 | 日本消防設備安全センター | 総務省消防庁予防課 |
| 防災対象物品又はその材料が防災性能を有していることについての確認 | 消防法第8条の3 消防法施行規則第4条の5第1項 | 登録 | 2 | 一財 | 日本繊維製品品質技術センター | 総務省消防庁予防課 |
| | | | | 財 | 日本防災協会 | |
| 消防用設備等又はこれらの部分である機械器具についての認定 | 消防法施行規則第31条の4第1項 | 登録 | 7 | 一社 | 電線総合技術センター | 総務省消防庁予防課 |
| | | | | 社 | 日本電気協会 | |
| | | | | 社 | 日本内燃力発電設備協会 | |
| | | | | 社 | 全国避難設備工業会 | |
| | | | | 財 | 日本消防設備安全センター | |
| 特定無線設備の技術基準適合証明等 | 電波法第38条の2の2第1項 | 登録 | 10 | 財 | テレコムエンジニアリングセンター | 総務省総合通信基盤局電波部電波環境課 |
| | | | | 一財 | 日本アマチュア無線振興協会 | |
| 無線従事者養成課程 | 電波法第41条第2項第2号 | 認定 | 165 | 財 | 日本無線協会 | 総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 |
| | | | | 一財 | 日本アマチュア無線振興協会 | |
| 船舶局無線従事者証明のための認定訓練 | 電波法第48条の2第2項 | 認定 | 10 | 財 | 日本無線協会 | 総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 |

| 権限付与に係る事務・事業の内容 | 根拠法令 | 指定等の形態 | 実際の権限付与の法人数 | 法人区分 | 法人名 | 担当課部局 |
|------------------------------------|--|--------|-------------|------|-----------|-----------------------|
| 外国人技能実習制度における技能実習評価 | 出入国管理及び難民認定法施行規則第64条 | その他 | 1 | 財 | 国際研修協力機構 | 法務省入国管理局入国在留課 |
| 公費負担医療に係る診療報酬請求書の審査 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第40条第5項 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第10条 国民健康保険法第45条第6項 | 指定 | 1 | 社 | 国民健康保険中央会 | 厚生労働省健康局結核感染症課 |
| 公費負担医療に係る診療報酬請求書の審査 | 児童福祉法第21条の3第3項 児童福祉法施行令第22条 国民健康保険法第45条第6項 | 指定 | 1 | 社 | 国民健康保険中央会 | 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課 |
| 公費負担医療に係る診療報酬請求書の審査 | 障害者自立支援法第73条第3項 国民健康保険法第45条第6項 | 指定 | 1 | 社 | 国民健康保険中央会 | 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 |
| 公費負担医療に係る診療報酬請求書の審査 | 戦傷病者特別援護法第15条第3項 戦傷病者特別援護法施行令第8条の3 国民健康保険法第45条第6項 | 指定 | 1 | 社 | 国民健康保険中央会 | 厚生労働省社会・援護局援護企画課 |
| 公費負担医療に係る診療報酬請求書の審査 | 母子保健法第20条第7項 母子保健法施行令第1条 国民健康保険法第45条第6項 | 指定 | 1 | 社 | 国民健康保険中央会 | 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課 |
| 公費負担医療に係る診療報酬請求書の審査 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第15条第4項 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第14条 国民健康保険法第45条第6項 | 指定 | 1 | 社 | 国民健康保険中央会 | 厚生労働省健康局総務課 |
| 国民健康保険団体連合会からの委託を受けて行う高額診療報酬明細書の審査 | 高齢者の医療の確保に関する法律第70条第5項 国民健康保険法第45条第6項 | 指定 | 1 | 社 | 国民健康保険中央会 | 厚生労働省保険局高齢者医療課 |
| 国民健康保険団体連合会からの委託を受けて行う高額診療報酬明細書の審査 | 国民健康保険法第45条第6項 | 指定 | 1 | 社 | 国民健康保険中央会 | 厚生労働省保険局国民健康保険課 |

| 権限付与に係る事務・事業の内容 | 根拠法令 | 指定等の形態 | 実際の権限付与の法人数 | 法人区分 | 法人名 | 担当課部局 |
|--|---|--------|-------------|------|-----------------------|--------------------------|
| 世界保健機関憲章に基づく国際衛生規則の規定による国際予防接種証明書に必要な承認済の印の形式及び使用機関の指定 | 国際保健規則付録第七 国際衛生規則による国際予防接種証明書に必要な承認済の印の形式及びその使用機関(昭和27年厚生省告示第347号) | 指定 | 1 | 財 | 日本検疫衛生協会 | 厚生労働省食品安全部企画情報課検疫所業務管理室 |
| 救急救命士国家試験の受験資格を得るため、救急救命士として必要な知識及び技能を修得させる養成を実施するもの | 救急救命士法第34条第4号 | 指定 | 11 | 財 | 救急振興財団 | 厚生労働省医政局指導課 |
| 看護師国家試験の受験資格を得るため、看護師として必要な知識及び技能を修得させる養成を実施するもの | 保健師助産師看護師法第21条 保健師助産師看護師学校養成所指定規則第4条 | 指定 | 791 | 社 | 日本海員掖済会 | 厚生労働省医政局看護課 |
| | | | | 財 | 博慈会 | |
| | | | | 財 | 復光会 | |
| 医療事故等の分析事業の実施 | 医療法施行規則第12条 | 登録 | 1 | 財 | 日本医療機能評価機構 | 厚生労働省医政局総務課医療安全推進室 |
| 薄層クロマトグラフ用標準品の製造、販売 | 薄層クロマトグラフ用標準品を製造する者の登録に関する省令 | 登録 | 1 | 一財 | 医薬品医療機器レギュラトリーサイエンス財団 | 厚生労働省医薬食品局審査管理課 |
| 食品添加物公定書標準品の製造、販売 | 食品衛生法(昭和22年法第233号)第11条第1項食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号) 添加物に係る標準品を製造する者の登録に関する規程(平成16年厚生労働省告示第219号) | 登録 | 1 | 一財 | 医薬品医療機器レギュラトリーサイエンス財団 | 厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 |
| 日本薬局方標準品の製造、販売 | 日本薬局方標準品を製造する者の登録に関する省令 | 登録 | 1 | 一財 | 医薬品医療機器レギュラトリーサイエンス財団 | 厚生労働省医薬食品局審査管理課 |
| 指定管理医療機器等の製造販売の認証 | 薬事法第23条の2第1項及び第2項 | 登録 | 13 | 財 | 医療機器センター | 厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室 |
| | | | | 一財 | 日本品質保証機構 | |
| | | | | 一財 | 電気安全環境研究所 | |

| 権限付与に係る事務・事業の内容 | 根拠法令 | 指定等の形態 | 実際の権限付与の法人数 | 法人区分 | 法人名 | 担当課部局 |
|---------------------|------------------------|--------|-------------|------|-----------|-------------------|
| 公費負担医療に係る診療報酬請求書の審査 | 石綿による健康被害の救済に関する法律第14条 | 指定 | 1 | 社 | 国民健康保険中央会 | 環境省環境保健部石綿健康被害対策室 |

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅲ－２ 複数者指定等が可能な制度のうち、実態上一者指定等となっている制度に係る各府省の参入促進の取組状況

1 参入促進の取組を行っている制度(指定基準等のインターネットでの公開以上の取組を行っている制度)

| 権限付与に係る事務・事業の内容 | 根拠法令 | 指定等の形態 | 法人区分 | 法人名 | 参入促進の取組状況 | 担当課部局 |
|--|----------------------------------|--------|------|------------------|---|--|
| 信用保証協会の債務保証業務に関する情報の収集、分類、整理、保管等 | 信用保証協会法第37条第1項 | 指定 | 社 | 全国信用保証協会連合会 | 平成23年3月に、当該指定制度のユーザーである信用保証協会に、他の一般社団法人又は一般財団法人に指定拡大する可能性についてヒアリングを実施。参入拡大の可能性については引き続き検討を行う。 | 金融庁監督局総務課 経済産業省中小企業庁事業環境部金融課 |
| 特定商取引法における特定商取引適正化業務 | 特定商取引に関する法律第61条 | 指定 | 財 | 日本産業協会 | 消費者庁と経済産業省が共同して指定業務の潜在的な担い手や制度のユーザーに対してヒアリングを実施。ホームページ等による指定法人制度の広報を行う。 | 経済産業省商務情報政策局 商務流通グループ消費経済企画室 消費者庁 |
| 特定認証業務の認定に係る実地調査 | 電子署名及び認証業務に関する法律第17条第1項 | 指定 | 一財 | 日本情報経済社会推進協会 | 指定業務の潜在的な担い手や制度のユーザーに対してヒアリングを実施し、その結果を踏まえた上で、制度の担い手の在り方について検討を行っている。 | 総務省情報流通行政局情報セキュリティ対策室 法務省民事局商事課 経済産業省商務情報政策局情報政策課情報セキュリティ政策室 |
| 無線設備の点検に用いる測定器、その他の設備であって、総務省で定めるものの較正 | 電波法第102条の18第1項 | 指定 | 財 | テレコムエンジニアリングセンター | 指定較正機関への参入を促すために、指定較正機関としての能力を有すると考えられる機関に参入できるかの検討を個別に依頼するなど関係機関への働きかけを行っている。また、参入促進を図るため、電波利用ホームページに資格要件を満足すれば参入ができる等の説明を追加した。 | 総務省総合通信基盤局電波部電波環境課 |
| 放射線取扱施設の定期確認 | 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第12条の10 | 登録 | 財 | 原子力安全技術センター | 平成16年に放射線障害防止法を改正し、申請者が法令で定める要件を満たせば、民間企業を含め、どの機関でも参入が可能となる制度を構築した。当省ホームページにて登録制度について周知し、また、申請者が法令で定める要件を満たせば、民間企業を含め、どの機関でも参入が可能となる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続について同ホームページ上で公開して情報を提供するとともに、申請および相談の問い合わせ先を明示して、新規参入を図っている。 | 文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室 |

| 権限付与に係る事務・事業の内容 | 根拠法令 | 指定等の形態 | 法人区分 | 法人名 | 参入促進の取組状況 | 担当課部局 |
|-------------------|--|--------|------|-------------|---|-----------------------------|
| 放射性同位元素装備機器の設計認証等 | 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第12条の2第1項 | 登録 | 財 | 原子力安全技術センター | 平成16年に放射線障害防止法を改正し、申請者が法令で定める要件を満たせば、民間企業を含め、どの機関でも参入が可能となる制度を構築した。当省ホームページにて登録制度について周知し、また、申請者が法令で定める要件を満たせば、民間企業を含め、どの機関でも参入が可能となる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続について同ホームページ上で公開して情報を提供するとともに、申請および相談の問い合わせ先を明示して、新規参入を図っている。 | 文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室 |
| 放射線取扱施設の施設検査、定期検査 | 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第12条の8第1項、第12条の9条1項 | 登録 | 財 | 原子力安全技術センター | 平成16年に放射線障害防止法を改正し、申請者が法令で定める要件を満たせば、民間企業を含め、どの機関でも参入が可能となる制度を構築した。当省ホームページにて登録制度について周知し、また、申請者が法令で定める要件を満たせば、民間企業を含め、どの機関でも参入が可能となる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続について同ホームページ上で公開して情報を提供するとともに、申請および相談の問い合わせ先を明示して、新規参入を図っている。 | 文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室 |
| 放射性同位元素等に係る運搬物確認等 | 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条第2項 | 登録 | 財 | 原子力安全技術センター | 平成16年に放射線障害防止法を改正し、申請者が法令で定める要件を満たせば、民間企業を含め、どの機関でも参入が可能となる制度を構築した。当省ホームページにて登録制度について周知し、また、申請者が法令で定める要件を満たせば、民間企業を含め、どの機関でも参入が可能となる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続について同ホームページ上で公開して情報を提供するとともに、申請および相談の問い合わせ先を明示して、新規参入を図っている。 | 文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室 |

| 権限付与に係る事務・事業の内容 | 根拠法令 | 指定等の形態 | 法人区分 | 法人名 | 参入促進の取組状況 | 担当課部局 |
|--------------------------|---|--------|------|---------------|---|---|
| 放射線取扱主任者になるための試験 | 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第35条第2項 | 登録 | 財 | 原子力安全技術センター | 平成16年に放射線障害防止法を改正し、申請者が法令で定める要件を満たせば、民間企業を含め、どの機関でも参入が可能となる制度を構築した。当省ホームページにて登録制度について周知し、また、申請者が法令で定める要件を満たせば、民間企業を含め、どの機関でも参入が可能となる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続について同ホームページ上で公開して情報を提供するとともに、申請および相談の問い合わせ先を明示して、新規参入を図っている。 | 文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室 |
| 計画活用行事等の実施に関する支援 | 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第8条 | 指定 | 財 | 地域伝統芸能活用センター | 指定業務の潜在的な担い手や制度のユーザーに対してヒアリングを実施したほか、ホームページ等により指定法人制度の指定基準の情報提供を行い、新規参入に向けた取組を行っている。また、どのような実施主体が当制度に参入しうるか、引き続き検討を行う。 | 国土交通省観光庁観光地域振興部観光資源課 経済産業省商務情報政策局クリエイティブ産業課 農林水産省食料産業局食品小売サービス課 文部科学省文化庁 |
| 認定構造改善事業に係る債務保証、事業等への参加等 | 食品流通構造改善促進法第11条第1項 | 指定 | 財 | 食品流通構造改善促進機構 | 平成22年度に他の特例民法法人に対し、食品流通構造改善促進法に基づく指定法人の申請が可能であることを口頭で周知した。 | 農林水産省食料産業局食品小売サービス課 |
| 農林漁業体験民宿業者の登録 | 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第18条 | 登録 | 財 | 都市農山漁村交流活性化機構 | 一般社団・財団法人に限らず新規の法人の登録が可能であることをホームページ等により周知している。また指定・登録要件を含め、制度改善に関する関係者からの聞き取り等を実施した。 | 農林水産省農村振興局都市農村交流課 |
| エネルギー管理講習 | エネルギーの使用の合理化に関する法律第13条第1項第1号、第2項(第18条第1項において準用する場合を含む。) | 指定 | 財 | 省エネルギーセンター | 新たな指定業務の担い手の発掘に向けて、類似業務実施者等に対してヒアリングを行った。 | 経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー対策課 |

| 権限付与に係る事務・事業の内容 | 根拠法令 | 指定等の形態 | 法人区分 | 法人名 | 参入促進の取組状況 | 担当課部局 |
|--|-------------------------------|--------|------|------------|---|----------------------------|
| 鉱害防止事業 | 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第13条 | 指定 | 財 | 資源環境センター | 金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく指定鉱害防止事業機関(以下「指定機関」という。)は、現在、鉱山業界が総力を挙げて設立した(公財)資源環境センター(以下「センター」という。)1者が指定されている。その他の法人の参入拡大について、平成23年3月に鉱山会社等へのヒアリングを行った。その結果、センターは指定機関として求められる機能を十分果たしていること、指定機関は収益性の見込めない鉱害防止事業を半永久的に行う必要があることなどから、センター以外の法人の参入については可能性が低いとの回答を得ている。 | 経済産業省原子力安全・保安院鉱山保安課 |
| 会員制事業者に対する指導・勧告等、会員等からの苦情解決、預託金等に係る会員制事業者の債務の保証、会員制事業に関する広報等 | ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第13条第1項 | 指定 | 社 | 日本ゴルフ場事業協会 | 平成23年2月に指定業務の潜在的な担い手や制度のユーザーに対してヒアリングを実施しており、参入拡大の可能性については引き続き検討を行う。 | 経済産業省商務情報政策局商務流通グループ商取引監督課 |
| 火薬類製造保安責任者及び火薬類取扱保安責任者試験 | 火薬類取締法第31条の3第1項 | 指定 | 社 | 全国火薬類保安協会 | 指定業務の潜在的な担い手に対してヒアリングを実施した。昨今の火薬使用量の減少により、受験者数が激減しており、試験事務に係る人件費単価が増大している。試験事務の安定的な運営確保のため、平成21年4月1日から一部手数料を改定(値上げ)し、収支の改善を図っており、意思及び能力がある者にとっては指定試験機関になることへの障害を取り除いている。 | 経済産業省原子力安全・保安院保安課 |
| 火薬類製造保安責任者及び火薬類取扱保安責任者免状交付 | 火薬類取締法第31条の2第1項 | 指定 | 社 | 全国火薬類保安協会 | 火薬類製造保安責任者及び火薬類取扱保安責任者免状交付業務は、業務の一貫性の観点から法第31条の2において、試験業務を行っている機関が実施することとされている。試験業務及び免状交付業務を行う機関の潜在的な担い手に対してヒアリングを実施した。 | 経済産業省原子力安全・保安院保安課 |

| 権限付与に係る事務・事業の内容 | 根拠法令 | 指定等の形態 | 法人区分 | 法人名 | 参入促進の取組状況 | 担当課部局 |
|-------------------------------|--|--------|------|---------------|---|--------------------------------|
| 放射線業務従事者に係る放射線管理記録(線量記録)の管理保管 | 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則第6条第5項 核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条第5項 使用済燃料の再処理の事業に関する規則第8条第5項 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第7条第5項 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第13条第5項 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第26条第5項 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第27条第5項 研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第25条第5項 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第44号第5項 鉱山保安法施行規則第29条第1項第25号 | 指定 | 財 | 放射線影響協会 | 新たな指定業務の担い手の発掘に向け、平成23年2月にメーカー等に対してヒアリングを実施。メーカー等に対するヒアリングの結果からは、制度上の問題を指摘するものはなく、現状ビジネスとして成立し難いことが理由と推察される。参入拡大の可能性については、引き続き検討を行う。 | 経済産業省原子力安全・保安院安全技術基盤課 |
| 特定計量器の検定 | 計量法第16条第1項第2号イ | 指定 | 一財 | 日本品質保証機構 | 平成23年3月に計量関係団体や計量器メーカーへの調査結果を取りまとめたところ。これによれば、民間事業者等が検定機関としての業務を行うためには、設備・人材面(必要となる設備や施設、技術要員に大きな費用投資が必要)や財政面(都道府県における検定手数料のレベルでは、民間事業者等にとっては安価過ぎるため事業の採算性を確保することができない。他方、手数料の引き上げは顧客が都道府県の検定に流れることにつながるため都道府県の手数料との均衡を図ることは困難)といった観点からは、事業性に大きなネックがあるのが現状である。このような点を踏まえ、今後、民間事業者等に加えてさらにどのような実施主体が当制度に参入しうるか引き続き検討を行う。 | 経済産業省産業技術環境局基準認証ユニット知的基盤課計量行政室 |
| 航空機等の国際共同開発を行う者に対する助成 | 航空機工業振興法第5条第1項、第13条第1項 | 指定 | 財 | 航空機国際共同開発促進基金 | 平成23年3月に指定業務の潜在的な担い手や制度のユーザーに対してヒアリングを実施しており、参入拡大の可能性については引き続き検討を行う。 | 経済産業省製造産業局航空機武器宇宙産業課 |
| 中小企業診断士試験 | 中小企業支援法第12条第2項 | 指定 | 社 | 中小企業診断協会 | 平成23年12月～平成24年3月にかけて、中小企業診断士試験及び中小企業診断士登録に係る実務補習の新規参入について、関係事業者にヒアリングを実施した。 | 経済産業省中小企業庁経営支援課 |

| 権限付与に係る事務・事業の内容 | 根拠法令 | 指定等の形態 | 法人区分 | 法人名 | 参入促進の取組状況 | 担当課部局 |
|---|------------------------------|--------|------|----------------|--|---|
| 家電リサイクル法に基づく特定家庭用機器廃棄物の再商品化の実施等 | 特定家庭用機器再商品化法第32条 | 指定 | 財 | 家電製品協会 | 新たな指定業務の担い手の発掘に向けて、平成23年2月に類似業務実施者や指定法人からの外注先等に対してヒアリングを行った。 | 経済産業省商務情報政策局情報通信機器課 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 |
| エネルギー管理研修 | エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第2条 | 登録 | 財 | 省エネルギーセンター | 新たな登録業務の担い手の発掘に向けて、類似業務実施者等に対してヒアリングを行った。 | 経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー対策課 |
| 特定ガス用品の適合性検査 | ガス事業法第39条の11第1項 | 登録 | 一財 | 日本ガス機器検査協会 | 新たな登録業務の担い手の発掘に向けて、類似業務実施者等に対してヒアリングを行った。 | 経済産業省商務情報政策局商務流通グループ製品安全課 |
| 中小企業診断士登録に係る実務補習事業 | 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第20条第1項 | 登録 | 社 | 中小企業診断協会 | 平成23年12月～平成24年3月にかけて、中小企業診断士試験及び中小企業診断士登録に係る実務補習の新規参入について、関係事業者にヒアリングを実施した。 | 経済産業省中小企業庁 |
| 工業所有権の手続書面のファイル等への記録・情報の入力編集等 | 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第9条第1項 | 登録 | 一財 | 工業所有権電子情報化センター | 平成23年度：前年度に引き続き登録情報処理機関以外の者に対しても公募説明会への参加を認めた結果、参加者が7者あったが、登録情報処理機関の登録申請はなく応札は1者のみだった。 平成24年度予定：一年を通し、ホームページにて登録情報処理機関を募集しているところであるが、これまでの問い合わせや説明会参加者にヒアリングしたところ、初期（設備）投資額が算出できない、収益が見込めない、電子化の高度な処理に対応する技術がない等の意見があったことから、登録情報処理機関の申請に関するホームページの掲載内容を解りやすく、また、設備投資が算出できるような情報（庁内の作業スペース、機器台数等）を追加するなど改善を図り、登録情報処理機関への新規事業者の参入を引き続き促す。 | 経済産業省特許庁出願支援課 |
| クレジット業者等に係る自主規制団体の認定（認定団体は、自主規制規則の制定、当該規則の遵守状況調査、会員への指導・勧告、情報収集、苦情処理等を行う） | 割賦販売法第35条の18 | 認定 | 社 | 日本クレジット協会 | 既存の認定割賦販売協会の創設にあたっては、その母体である日本クレジット産業協会、全国信販協会、クレジット個人情報保護推進協議会のほか、日本クレジットカード協会にもヒアリングを行っている。 | 経済産業省商務情報政策局商務流通グループ商取引監督課 |

| 権限付与に係る事務・事業の内容 | 根拠法令 | 指定等の形態 | 法人区分 | 法人名 | 参入促進の取組状況 | 担当課部局 |
|--|---|-----------|------|----------------|--|----------------------|
| 監理技術者資格者証の交付 | 建設業法第27条の19第1項 | 指定 | 財 | 建設業技術者センター | 国土交通省のホームページ上にて、他の法人等も指定を受けることが可能であることを周知し、登録申請の照会先として、担当者の連絡先を記載するとともに、関係機関の窓口にて手引きを配布。 | 国土交通省土地・建設産業局建設業課 |
| 技術検定試験(建設機械) | 建設業法第27条の2第1項 | 指定 | 社 | 日本建設機械化協会 | 国土交通省のホームページ上にて、他の法人等も指定を受けることが可能であることを周知し、登録申請の照会先として、担当者の連絡先を記載するとともに、関係機関の窓口にて手引きを配布。 | 国土交通省土地・建設産業局建設業課 |
| 技術検定試験(土木、管工事、造園) | 建設業法第27条の2第1項 | 指定 | 財 | 全国建設研修センター | 国土交通省のホームページ上にて、他の法人等も指定を受けることが可能であることを周知し、登録申請の照会先として、担当者の連絡先を記載するとともに、関係機関の窓口にて手引きを配布。 | 国土交通省土地・建設産業局建設業課 |
| 技術検定試験(建築、電気工事) | 建設業法第27条の2第1項 | 指定 | 財 | 建設業振興基金 | 国土交通省のホームページ上にて、他の法人等も指定を受けることが可能であることを周知し、登録申請の照会先として、担当者の連絡先を記載するとともに、関係機関の窓口にて手引きを配布。 | 国土交通省土地・建設産業局建設業課 |
| 船員雇用促進等事業 | 船員の雇用の促進に関する特別措置法第7条第1項 | 指定 | 財 | 日本船員福利雇用促進センター | 基準を満たす者であれば誰でも指定が受けられる旨並びに他の実施主体の参入を想定した指定手続の案内をホームページ及び運輸局の窓口で周知し、参入の拡大を図っているところ。 | 国土交通省海事局海事人材政策課 |
| 民間都市開発事業への参加、資金の融通、基礎的調査に対する助成、資金の斡旋、調査研究、公共施設整備費用への無利子貸付、民間都市開発事業の見込地の取得及び譲渡等 | 民間都市開発の推進に関する特別措置法第3条第1項、第4条第1項、第14条の8第1項、附則第14条第1項から第3項まで 都市再生特別措置法第29条第1項、第71条第1項、第77条第1項 広域的域域活性化のための基盤整備に関する法律第15条第1項 | 指定、承認及び指示 | 財 | 民間都市開発推進機構 | 本業務は法定の指定基準を満たし、民間都市開発推進機構として指定を受けた一般財団法人が行う業務であり、他の実施主体の参入を想定した指定手続の案内を、常時、国土交通省ホームページにおいて公開して情報提供するとともに、指定希望の者に対する指定申請の照会先として、担当者の連絡先を記載し、新規参入を図っている。 | 国土交通省都市局まちづくり推進課 |
| 当該法人が行う講習を登録海上起重基幹技能者講習として登録 | 建設業法施行規則第18条の3の2 | 登録 | 社 | 日本海上起重技術協会 | 国土交通省、講習実施団体、参入希望者、学識経験者等で構成される「基幹技能者制度推進協議会」において、参入希望者にヒアリングを行い、参入希望者に適した講習分野についてアドバイス・意見交換を行い、同一業種への複数法人の参入も含め、参入拡大を行っている。 その他、国土交通省ホームページやパンフレット等により制度の普及促進に努めている。 | 国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 |

| 権限付与に係る事務・事業の内容 | 根拠法令 | 指定等の形態 | 法人区分 | 法人名 | 参入促進の取組状況 | 担当課部局 |
|------------------------------|------------------|--------|------|-----------|--|----------------------|
| 当該法人が行う講習を登録グラウト基幹技能者講習として登録 | 建設業法施行規則第18条の3の2 | 登録 | 社 | 日本グラウト協会 | 国土交通省、講習実施団体、参入希望者、学識経験者等で構成される「基幹技能者制度推進協議会」において、参入希望者にヒアリングを行い、参入希望者に適した講習分野についてアドバイス・意見交換を行い、同一業種への複数法人の参入も含め、参入拡大を行っている。 その他、国土交通省ホームページやパンフレット等により制度の普及促進に努めている。 | 国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 |
| 当該法人が行う講習を登録電気工事基幹技能者講習として登録 | 建設業法施行規則第18条の3の2 | 登録 | 社 | 日本電設工業協会 | 国土交通省、講習実施団体、参入希望者、学識経験者等で構成される「基幹技能者制度推進協議会」において、参入希望者にヒアリングを行い、参入希望者に適した講習分野についてアドバイス・意見交換を行い、同一業種への複数法人の参入も含め、参入拡大を行っている。 その他、国土交通省ホームページやパンフレット等により制度の普及促進に努めている。 | 国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 |
| 当該法人が行う講習を登録防水基幹技能者講習として登録 | 建設業法施行規則第18条の3の2 | 登録 | 社 | 全国防水工事業協会 | 国土交通省、講習実施団体、参入希望者、学識経験者等で構成される「基幹技能者制度推進協議会」において、参入希望者にヒアリングを行い、参入希望者に適した講習分野についてアドバイス・意見交換を行い、同一業種への複数法人の参入も含め、参入拡大を行っている。 その他、国土交通省ホームページやパンフレット等により制度の普及促進に努めている。 | 国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 |
| 当該法人が行う講習を登録橋梁基幹技能者講習として登録 | 建設業法施行規則第18条の3の2 | 登録 | 社 | 日本橋梁建設協会 | 国土交通省、講習実施団体、参入希望者、学識経験者等で構成される「基幹技能者制度推進協議会」において、参入希望者にヒアリングを行い、参入希望者に適した講習分野についてアドバイス・意見交換を行い、同一業種への複数法人の参入も含め、参入拡大を行っている。 その他、国土交通省ホームページやパンフレット等により制度の普及促進に努めている。 | 国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 |

| 権限付与に係る事務・事業の内容 | 根拠法令 | 指定等の形態 | 法人区分 | 法人名 | 参入促進の取組状況 | 担当課部局 |
|------------------------------|---------------------------|--------|------|---------------|--|----------------------|
| 当該法人が行う講習を登録冷凍空調基幹技能者講習として登録 | 建設業法施行規則第18条の3の2 | 登録 | 社 | 日本冷凍空調設備工業連合会 | 国土交通省、講習実施団体、参入希望者、学識経験者等で構成される「基幹技能者制度推進協議会」において、参入希望者にヒアリングを行い、参入希望者に適した講習分野についてアドバイス・意見交換を行い、同一業種への複数法人の参入も含め、参入拡大を行っている。 その他、国土交通省ホームページやパンフレット等により制度の普及促進に努めている。 | 国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 |
| 当該法人が行う試験を登録経理試験として登録 | 建設業法施行規則第18条の4 | 登録 | 財 | 建設業振興基金 | 国土交通省のホームページ上にて、他の法人等も登録について申請可能であることを周知し、登録申請の照会先として、建設業課の担当者の連絡先を記載するとともに、関係機関の窓口にて手引きを配布。 | 国土交通省土地・建設産業局建設業課 |
| 当該法人が行う試験を登録計装試験として登録 | 建設業法施行規則第7条の19 | 登録 | 社 | 日本計装工業会 | 国土交通省のホームページ上にて、他の法人等も登録について申請可能であることを周知し、登録申請の照会先として、建設業課の担当者の連絡先を記載するとともに、関係機関の窓口にて手引きを配布。 | 国土交通省土地・建設産業局建設業課 |
| 当該法人が行う試験を登録地すべり防止工事試験として登録 | 建設業法施行規則第7条の4 | 登録 | 社 | 斜面防災対策技術協会 | 国土交通省のホームページ上にて、他の法人等も登録について申請可能であることを周知し、登録申請の照会先として、建設業課の担当者の連絡先を記載するとともに、関係機関の窓口にて手引きを配布。 | 国土交通省土地・建設産業局建設業課 |
| マンション管理士の法定講習 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律第41条 | 登録 | 財 | マンション管理センター | 国土交通省のホームページ等により登録制度についての周知や、他の資格制度の登録講習を行っている民間会社等に参入希望を伺っている。 | 国土交通省住宅局市街地建築課 |
| ダム管理技士試験 | 河川法施行規則第27条の2第1号 | 登録 | 財 | ダム水源環境整備センター | 平成22年に、他の法人等も権限付与（登録）について申請可能であることを国土交通省ホームページで周知した。 また、同年2月に、潜在的な担い手となる者（民間事業者）が会員として加入している各団体へ制度の説明を行った。平成23年度にも各団体に対し説明を行い、引き続き、会員に向けて情報提供を行うよう依頼している。 | 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 |

| 権限付与に係る事務・事業の内容 | 根拠法令 | 指定等の形態 | 法人区分 | 法人名 | 参入促進の取組状況 | 担当課部局 |
|----------------------------|------------------------------------|--------|------|-------------|--|---------------------|
| ダム管理主任技術者研修 | 河川法施行規則第27条の2第2号 | 登録 | 財 | 全国建設研修センター | 平成22年に、他の法人等も権限付与(登録)について申請可能であることを国土交通省ホームページで周知した。 また、同年2月に、潜在的な担い手となる者(民間事業者)が会員として加入している各団体へ制度の説明を行った。平成23年度にも各団体に対し説明を行い、引き続き、会員に向けて情報提供を行うよう依頼している。 | 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 |
| 型式承認に係る海洋汚染防止設備の検定 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の49第1項 | 登録 | 一財 | 日本舶用品検定協会 | 基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内をホームページで周知し、参入の拡大を図っているところ。 | 国土交通省海事局検査測度課 |
| 型式承認に係る大気汚染防止検査対象設備の検定 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の49第1項 | 登録 | 一財 | 日本舶用品検定協会 | 基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内をホームページで周知し、参入の拡大を図っているところ。 | 国土交通省海事局検査測度課 |
| 型式承認に係る粉砕設備等の検定 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の9第1項 | 登録 | 一財 | 日本舶用品検定協会 | 基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内をホームページで周知し、参入の拡大を図っているところ。 | 国土交通省海事局検査測度課 |
| 気象測器検定業務 | 気象業務法第32条の3、第32条の4 | 登録 | 財 | 気象業務支援センター | 気象庁ホームページにおいて、登録制度及び登録申請の受付等について周知するとともに問い合わせ窓口を表示し、登録希望のあった者に対し、参入に関する各種の相談に個別に応じている。 なお、従前より検査に必要な設備については、気象庁の設備を実費で使用できるようにするなど、参入しやすい環境を整えている。 | 国土交通省気象庁観測部計画課 |
| 船舶保安規程の審査、船舶警報通報装置等の設置等の検査 | 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第20条第1項 | 登録 | 一財 | 日本海事協会 | 基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内をホームページで周知し、参入の拡大を図っているところ。 | 国土交通省海事局検査測度課 |
| 自動車検査用機械器具の校正 | 指定自動車整備事業規則第12条第1項 | 登録 | 社 | 日本自動車機械工具協会 | 国土交通省ホームページにおいて登録制度について周知するとともに、業界団体を通じて、関係者に広く周知を図っている。 | 国土交通省自動車局整備課 |

| 権限付与に係る事務・事業の内容 | 根拠法令 | 指定等の形態 | 法人区分 | 法人名 | 参入促進の取組状況 | 担当課部局 |
|-----------------------------------|---|--------|------|---------------|---|----------------|
| 自動車整備技能登録試験の実施 | 自動車整備士技能検定規則第6条第6項 | 登録 | 社 | 日本自動車整備振興会連合会 | 国土交通省ホームページにて、登録制度について周知を行うとともに、参入希望者からの問い合わせを受け付けている。また登録の可能性のある団体に対して、登録制度についての説明会を行っている。 | 国土交通省自動車局整備課 |
| 船舶によるばら積み固体貨物密度の測定 | 船舶安全法第28条第5項 | 登録 | 一社 | 日本海事検定協会 | 基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内をホームページで周知し、参入の拡大を図っているところ。 | 国土交通省海事局検査測度課 |
| 船舶による液化化物質の運送許容水分値の測定及び液化化物質の水分測定 | 船舶安全法第28条第5項 | 登録 | 一社 | 日本海事検定協会 | 基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内をホームページで周知し、参入の拡大を図っているところ。 | 国土交通省海事局検査測度課 |
| 船舶による液化化物質のばら積み運送に関する積付検査 | 船舶安全法第28条第5項 | 登録 | 一社 | 日本海事検定協会 | 基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内をホームページで周知し、参入の拡大を図っているところ。 | 国土交通省海事局検査測度課 |
| 船舶による危険物の運送に関する容器及び包装検査 | 船舶安全法第28条第5項 | 登録 | 一財 | 日本船用品検定協会 | 基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内をホームページで周知し、参入の拡大を図っているところ。 | 国土交通省海事局検査測度課 |
| 型式承認に係る船舶又は船舶用物件の検定 | 船舶安全法第6条ノ4第1項 | 登録 | 一財 | 日本船用品検定協会 | 基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内をホームページで周知し、参入の拡大を図っているところ。 | 国土交通省海事局検査測度課 |
| 設計者の資格に関して知識及び経験を有する者を定める制度 | 都市計画法施行規則第19条第1号 | 登録 | 財 | 全国建設研修センター | 当該講習は法定の登録基準を満たせば登録でき、登録を受けた機関が行う制度であることから、他の実施主体の参入を想定した登録手続の案内を、常時、国土交通省ホームページにおいて公開して情報を提供するとともに、登録希望の者に対する登録申請の照会先として、担当者の連絡先を記載し、新規参入を図っている。 | 国土交通省都市局都市計画課 |
| 放射性同位元素等に係る運搬方法の確認 | 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条第2項 放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関に関する省令 | 登録 | 財 | 原子力安全技術センター | 登録の要件等についてホームページに掲載している。また輸送関係者に対して講習会を行い、登録の要件等についての説明を行っている。 | 国土交通省自動車局環境政策課 |

(注)当省の調査結果による。

2 参入促進の取組を行っていない制度(指定基準等のインターネットでの公開以上の取組を行っていない制度(インターネットで指定等の基準等を公開していない制度を含む。))

| 権限付与に係る事務・事業の内容 | 根拠法令 | 指定等の形態 | 法人区分 | 法人名 | 参入促進の取組を行っていない理由 | 担当課部局 |
|---|--------------------------------|--------|------|------------|---|-----------------|
| 外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文の作成 | 道路交通法施行令第39条の5第1項第3号 | 指定 | 社 | 日本自動車連盟 | 指定される法人の数や指定の対象となる法人の種類を限定しておらず、株式会社等の民間法人であっても指定の要件を満たせば自由に参入できる状態であるため。 | 警察庁交通局運転免許課 |
| 原動機を用いる歩行補助車等の型式認定についての試験 | 道路交通法施行規則第39条の2第4項第3号 | 指定 | 財 | 日本交通管理技術協会 | 型式認定の試験機関としての指定は、一の法人に限られたものではなく、株式会社等の民間法人であっても指定の要件を満たせば自由に参入できる状態であるため。 | 警察庁交通局交通企画課 |
| 遊技機の認定又は検定に必要な試験の実施に関する事務 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第5項 | 指定 | 財 | 保安電子通信技術協会 | 業務の指定については、法人を一に限っておらず、指定の要件を満たせば参入できる状態であるため。なお、本年指定の申請を行った1法人については、指定の基準を満たしているとは認められなかったため指定を行わなかったが、当該申請があったこと及び国家公安委員会が指定を行わなかったことは、業界紙において取り上げられるなど、業界において広く周知されている状況にあると認められる。 | 警察庁生活安全局保安課 |
| ・対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理 ・個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供 ・その他対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務 | 個人情報の保護に関する法律第37条第1項 | 認定 | 社 | 全国警備業協会 | 認定の対象となる法人の種類・数を限定しておらず、認定の要件を満たせば自由に参入できる状態であるため。 | 警察庁生活安全局生活安全企画課 |
| 販売抵当証券の保管、抵当証券会社倒産時等における元利金弁済の受領の代行、抵当証券取引の健全な発展の為の調査及び研究 | 抵当証券業の規制等に関する法律第27条第1項 | 指定 | 財 | 抵当証券保管機構 | 抵当証券業の規制等に関する法律は平成19年9月に廃止されたため。なお、廃止前に指定した抵当証券保管機構の業務に関する規定については、抵当証券の保管業務については平成25年9月まで、弁済受領等業務については抵当証券業の規制等に関する法律に基づき販売された抵当証券に係るものについて当該業務が終了するまで、それぞれなおその効力を有するとされている。 | 金融庁監督局総務課金融会社室 |
| 外務員の登録・抹消事務等 | 金融商品取引法第64条の7第1項 | 委任 | 社 | 金融先物取引業協会 | 法令に掲げる要件を備える者が他にいないため。 | 金融庁監督局証券課 |

| 権限付与に係る事務・事業の内容 | 根拠法令 | 指定等の形態 | 法人区分 | 法人名 | 参入促進の取組を行っていない理由 | 担当課部局 |
|--|------------------------------------|--------|------|-----------------------|--|--------------------|
| 会員の行う前払式支払手段の発行の業務及び資金移動業に係る指導勧告、法令遵守の調査、前払式支払手段の発行の業務又は資金移動業の健全な発展及びこれらの利用者の保護に資する業務等 | 資金決済に関する法律第87条、第88条 | 認定 | 社 | 日本資金決済業協会(旧前払式証券発行協会) | 法令に掲げる要件を備える者が他にいないため。 | 金融庁監督局総務課金融会社室 |
| 危険物取扱者試験 | 消防法第13条の5第1項 | 指定 | 財 | 消防試験研究センター | 参入を希望する法人があれば、相談に対応する。 | 総務省消防庁危険物保安室 |
| 消防設備士試験 | 消防法第17条の9第1項 | 指定 | 財 | 消防試験研究センター | 参入を希望する法人があれば、相談に対応する。 | 総務省消防庁予防課 |
| 認証業務の実施に関する事務 | 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第34条第1項 | 指定 | 財 | 自治体衛星通信機構 | 47都道府県から(財)自治体衛星通信機構に対して認証事務の委任がなされているため。 | 総務省自治行政局住民制度課 |
| 総務大臣の指定を受けて混信に関する調査その他無線局の開設、周波数の指定の変更等に際して必要とされる事項についての照会及び相談に応ずる等の業務 | 電波法第102条の17 | 指定 | 一社 | 電波産業会 | 参入を希望する法人があれば、相談に対応する。 | 総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課 |
| 主任無線従事者講習 | 電波法第39条の2 | 指定 | 財 | 日本無線協会 | 制度上の指定要件を満たせば、主任無線従事者講習が行える指定講習機関の申請受付等がいつでも可能なため。また、参入を希望する法人があれば、地方総合通信局を通じても相談等対応できるため。 | 総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 |
| 消防設備点検資格者講習 | 消防法第17条の3の3第1項 消防法施行規則第31条の6第6項 | 登録 | 財 | 日本消防設備安全センター | 参入を希望する法人があれば、相談に対応する。 (インターネットで指定等の基準等を公開していない。) | 総務省消防庁予防課 |
| 防災管理点検資格者講習 | 消防法第36条第1項 消防法施行規則第51条の12第3項 | 登録 | 財 | 日本消防設備安全センター | 参入を希望する法人があれば、相談に対応する。 | 総務省消防庁予防課 |
| 防災管理者講習 | 消防法第36条第1項 消防法施行令第47条第1項 | 登録 | 財 | 日本防火協会 | 参入を希望する法人があれば、相談に対応する。 | 総務省消防庁予防課 |
| 防火管理者講習 | 消防法第8条第1項 消防法施行令第3条第1項 | 登録 | 財 | 日本防火協会 | 参入を希望する法人があれば、相談に対応する。 | 総務省消防庁予防課 |
| 防火対象物点検資格者講習 | 消防法第8条の2の2第1項 消防法施行規則第4条の2の4第4項 | 登録 | 財 | 日本消防設備安全センター | 参入を希望する法人があれば、相談に対応する。 | 総務省消防庁予防課 |
| 自衛消防業務講習 | 消防法第8条の2の5 消防法施行令第4条の2の8第3項 | 登録 | 財 | 日本消防設備安全センター | 参入を希望する法人があれば、相談に対応する。 | 総務省消防庁予防課 |

| 権限付与に係る事務・事業の内容 | 根拠法令 | 指定等の形態 | 法人区分 | 法人名 | 参入促進の取組を行っていない理由 | 担当課部局 |
|---|------------------------------------|--------|------|--------------|--|---------------------------|
| 特定電子メール等送信適正化業務 | 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第14条 | 登録 | 財 | 日本データ通信協会 | 登録送信適正化機関は、公正に、かつ、法令に定める要件等に適合する方法により業務を行うことが義務付けられており、また、申請者が法律に規定する要件の全てに適合しているときは、総務省はその登録を行わなければならないこととされている。このため、登録に当たっては、業務を適切に実施することができる者が自主的に申請を行うことが適当であると考えことから、参入拡大に向けた特段の取組は実施していない。 | 総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課 |
| 外国人技能実習制度における技能実習評価 | 出入国管理及び難民認定法施行規則第64条 | その他 | 財 | 国際研修協力機構 | 法務大臣は外国人の技能実習を告示するに当たって、法務省令に規定する要件を満たす法人による評価であれば、いずれの法人による評価であってもこれを参考にすることができる。また、告示に当たっては、技能実習評価法人の評価がなくとも告示することができるものであり、特定の法人等を指定又は登録し権限を付与するものではないため。（インターネットで指定等の基準等を公開していない。） | 法務省入国管理局入国在留課 |
| 国際規制物資の使用の状況に関する情報の解析その他の処理業務 | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の10 | 指定 | 財 | 核物質管理センター | 制度上、複数の指定法人によって本業務を実施することは可能であり、国が運用において一者に限っているものではないが、結果として一者への指定となっている。指定の基準はインターネット上に掲載しており、問い合わせのあった場合は随時対応することとしている。 | 文部科学省研究開発局開発企画課核不拡散・保障措置室 |
| 文部科学大臣の交付した実施指示書に基づいて行う保障措置検査 原子力施設等から収去した試料の分析 保障措置の適切な実施のため必要な技術的検査に関する調査研究 | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の23の2 | 指定 | 財 | 核物質管理センター | 制度上、複数の指定法人によって本業務を実施することは可能であり、国が運用において一者に限っているものではないが、結果として一者への指定となっている。指定の基準はインターネット上に掲載しており、問い合わせのあった場合は随時対応することとしている。 | 文部科学省研究開発局開発企画課核不拡散・保障措置室 |
| プログラムの著作物の登録、謄本の交付及び登録を行った旨の公示等 | プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律第5条第1項 | 指定 | 一財 | ソフトウェア情報センター | 申請の機会の特例法の要件を満たせば公正・公平にあり、国が運用において一者に限っているものではないが、結果として一者への指定となっている。指定の基準はインターネット上に掲載しており、問い合わせのあった場合は随時対応することとしている。 | 文部科学省文化庁長官官房著作権課 |

| 権限付与に係る事務・事業の内容 | 根拠法令 | 指定等の形態 | 法人区分 | 法人名 | 参入促進の取組を行っていない理由 | 担当課部局 |
|---------------------|--|--------|------|----------------|---|---------------------------|
| 特定放射光施設の共用促進 | 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第8条第1項 | 登録 | 財 | 高輝度光科学研究センター | 文部科学省のホームページにおいて、基準を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨及び登録申請の受付等について周知するとともに問い合わせ窓口を表示し、登録希望のあった者に対し、参入に関する各種の相談に個別に応じている。 | 文部科学省研究振興局基盤研究課量子放射線研究推進室 |
| 美容師試験 | 美容師法第4条の2第1項 | 指定 | 財 | 理容師美容師試験研修センター | 美容師試験を行うものとして指定される法人については法令上一に限っておらず、指定の要件を満たせば参入できる状態であるため。 | 厚生労働省健康局生活衛生課 |
| 美容師登録事務 | 美容師法第5条の3 | 指定 | 財 | 理容師美容師試験研修センター | 美容師登録事務を行うものとして指定される法人については法令上一に限っておらず、指定の要件を満たせば参入できる状態にあるため。 | 厚生労働省健康局生活衛生課 |
| 理容師試験 | 理容師法第4条の2第1項 | 指定 | 財 | 理容師美容師試験研修センター | 理容師試験を行うものとして指定される法人については法令上一に限っておらず、指定の要件を満たせば参入できる状態であるため。 | 厚生労働省健康局生活衛生課 |
| 理容師登録事務 | 理容師法第5条の3 | 指定 | 財 | 理容師美容師試験研修センター | 理容師登録事務を行うものとして指定される法人については法令上一に限っておらず、指定の要件を満たせば参入できる状態であるため。 | 厚生労働省健康局生活衛生課 |
| 公費負担医療に係る診療報酬請求書の審査 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第40条第5項 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第10条 国民健康保険法第45条第6項 | 指定 | 社 | 国民健康保険中央会 | 国保中央会は国保連合会が共同で設立した中央団体であり、国保連合会が自らの診療報酬請求書を他の機関に委託することは考えにくい。国保中央会が指定されているものであり、国保連合会から特別審査委員会を設置している他の機関に委託をしたいという要望があり、また、他の機関から指定の要望があれば、要件を確認した上、当該他の機関を指定しても差し支えない。 (インターネットで指定等の基準等を公開していない。) | 厚生労働省健康局結核感染症課 |
| 公費負担医療に係る診療報酬請求書の審査 | 児童福祉法第21条の3第3項 児童福祉法施行令第22条 国民健康保険法第45条第6項 | 指定 | 社 | 国民健康保険中央会 | 国保中央会は国保連合会が共同で設立した中央団体であり、国保連合会が自らの診療報酬請求書を他の機関に委託することは考えにくい。国保中央会が指定されているものであり、国保連合会から特別審査委員会を設置している他の機関に委託をしたいという要望があり、また、他の機関から指定の要望があれば、要件を確認した上、当該他の機関を指定しても差し支えない。 (インターネットで指定等の基準等を公開していない。) | 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課 |

| 権限付与に係る事務・事業の内容 | 根拠法令 | 指定等の形態 | 法人区分 | 法人名 | 参入促進の取組を行っていない理由 | 担当課部局 |
|---------------------|--|--------|------|-----------|--|---------------------------|
| 公費負担医療に係る診療報酬請求書の審査 | 障害者自立支援法第73条第3項 国民健康保険法第45条第6項 | 指定 | 社 | 国民健康保険中央会 | 国保中央会は国保連合会が共同で設立した中央団体であり、国保連合会が自らの診療報酬請求書を他の機関に委託することは考えにくい。国保中央会が指定されているものであり、国保連合会から特別審査委員会を設置している他の機関に委託をしたという要望があり、また、他の機関から指定の要望があれば、要件を確認した上、当該他の機関を指定しても差し支えない。 (インターネットで指定等の基準等を公開していない。) | 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課 |
| 公費負担医療に係る診療報酬請求書の審査 | 戦傷病者特別援護法第15条第3項 戦傷病者特別援護法施行令第8条の3 国民健康保険法第45条第6項 | 指定 | 社 | 国民健康保険中央会 | 国保中央会は国保連合会が共同で設立した中央団体であり、国保連合会が自らの診療報酬請求書を他の機関に委託することは考えにくい。国保中央会が指定されているものであり、国保連合会から特別審査委員会を設置している他の機関に委託をしたという要望があり、また、他の機関から指定の要望があれば、要件を確認した上、当該他の機関を指定しても差し支えない。 (インターネットで指定等の基準等を公開していない。) | 厚生労働省社会・援護局 援護企画課 |
| 公費負担医療に係る診療報酬請求書の審査 | 母子保健法第20条第7項 母子保健法施行令第1条 国民健康保険法第45条第6項 | 指定 | 社 | 国民健康保険中央会 | 国保中央会は国保連合会が共同で設立した中央団体であり、国保連合会が自らの診療報酬請求書を他の機関に委託することは考えにくい。国保中央会が指定されているものであり、国保連合会から特別審査委員会を設置している他の機関に委託をしたという要望があり、また、他の機関から指定の要望があれば、要件を確認した上、当該他の機関を指定しても差し支えない。 (インターネットで指定等の基準等を公開していない。) | 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課 |
| 公費負担医療に係る診療報酬請求書の審査 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第15条第4項 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第14条 国民健康保険法第45条第6項 | 指定 | 社 | 国民健康保険中央会 | 国保中央会は国保連合会が共同で設立した中央団体であり、国保連合会が自らの診療報酬請求書を他の機関に委託することは考えにくい。国保中央会が指定されているものであり、国保連合会から特別審査委員会を設置している他の機関に委託をしたという要望があり、また、他の機関から指定の要望があれば、要件を確認した上、当該他の機関を指定しても差し支えない。 (インターネットで指定等の基準等を公開していない。) | 厚生労働省健康局総務課 |

| 権限付与に係る事務・事業の内容 | 根拠法令 | 指定等の形態 | 法人区分 | 法人名 | 参入促進の取組を行っていない理由 | 担当課部局 |
|--|---|--------|------|-----------------------|---|---------------------------|
| 国民健康保険団体連合会からの委託を受けて行う高額診療報酬明細書の審査 | 高齢者の医療の確保に関する法律第70条第5項 国民健康保険法第45条第6項 | 指定 | 社 | 国民健康保険中央会 | 国保中央会は国保連合会が共同で設立した中央団体であり、国保連合会が自らの診療報酬請求書を他の機関に委託することは考えにくい。国保中央会が指定されているものであり、国保連合会から特別審査委員会を設置している他の機関に委託をしたいという要望があり、また、他の機関から指定の要望があれば、要件を確認した上、当該他の機関を指定しても差し支えない。 (インターネットで指定等の基準等を公開していない。) | 厚生労働省保険局高齢者医療課 |
| 国民健康保険団体連合会からの委託を受けて行う高額診療報酬明細書の審査 | 国民健康保険法第45条第6項 | 指定 | 社 | 国民健康保険中央会 | 国保中央会は国保連合会が共同で設立した中央団体であり、国保連合会が自らの診療報酬請求書を他の機関に委託することは考えにくい。国保中央会が指定されているものであり、国保連合会から特別審査委員会を設置している他の機関に委託をしたいという要望があり、また、他の機関から指定の要望があれば、要件を確認した上、当該他の機関を指定しても差し支えない。 (インターネットで指定等の基準等を公開していない。) | 厚生労働省保険局国民健康保険課 |
| 世界保健機関憲章に基づく国際衛生規則の規定による国際予防接種証明書に必要な承認済の印の形式及び使用機関の指定 | 国際保健規則付録第七 国際衛生規則による国際予防接種証明書に必要な承認済の印の形式及びその使用機関(昭和27年厚生省告示第347号) | 指定 | 財 | 日本検疫衛生協会 | 希少なワクチンを効率的に接種希望者に接種していくためには安易に接種機関の拡大はできない(ワクチンが国内で容易に調達できるなど供給体制の改善が図れば拡大は可能と考えられる。) (インターネットで指定等の基準等を公開していない。) | 厚生労働省食品安全部企画情報課検疫所業務管理室 |
| 医療事故等の分析事業の実施 | 医療法施行規則第12条 | 登録 | 財 | 日本医療機能評価機構 | 登録申請があり、要件を満たしていれば登録を行うことは差し支えない。 (インターネットで指定等の基準等を公開していない。) | 厚生労働省医政局総務課 医療安全推進室 |
| 登録試験免除講習機関(作業環境測定士試験の筆記試験又は口述試験の一部又は全部が免除される講習を実施する機関をいう。) | 作業環境測定法施行規則(昭和50年労働省令第20号)第17条第2号及び第16号 | 登録 | 社 | 日本作業環境測定協会 | 申請があり、登録基準を満たしていれば登録を行っているため。 | 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課環境改善室 |
| 薄層クロマトグラフ用標準品の製造、販売 | 薄層クロマトグラフ用標準品を製造する者の登録に関する省令 | 登録 | 一財 | 医薬品医療機器レギュラトリーサイエンス財団 | 参入に関して現状においても特段の障壁がないため。 (インターネットで指定等の基準等を公開していない。) | 厚生労働省医薬食品局審査管理課 |

| 権限付与に係る事務・事業の内容 | 根拠法令 | 指定等の形態 | 法人区分 | 法人名 | 参入促進の取組を行っていない理由 | 担当課部局 |
|---|---|--------|------|-----------------------|---|---------------------------|
| 食品添加物公定書標準品の製造、販売 | 食品衛生法(昭和22年法第233号)第11条第1項食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号) 添加物に係る標準品を製造する者の登録に関する規程(平成16年厚生労働省告示第219号) | 登録 | 一財 | 医薬品医療機器レギュラトリーサイエンス財団 | 添加物に係る標準品を製造する者の登録に関する規程(以下「規程」という。)第2条により登録の基準が定められており、申請した者が要件の全てに適合しているときは、厚生労働大臣は標準品製造登録をしなければならないことから、現状においても、基準を満たしていれば参入することに障壁はない。なお、現在登録されている法人が頒布する標準品のうち添加物の数量は約1%しかなく、収益性は低いと考えられる。 (インターネットで指定等の基準等を公開していない。) | 厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 |
| 日本薬局方標準品の製造、販売 | 日本薬局方標準品を製造する者の登録に関する省令 | 登録 | 一財 | 医薬品医療機器レギュラトリーサイエンス財団 | 参入に関して現状においても特段の障壁がないため。 (インターネットで指定等の基準等を公開していない。) | 厚生労働省医薬食品局審査管理課 |
| 登録校正機関(粉じん濃度の測定において労働基準監督署長による特例許可を受けた場合に用いることができる簡便な測定機器を定期的に校正する機関をいう。) | 粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号)第26条第3項 | 登録 | 社 | 日本作業環境測定協会 | 平成23年に労働政策審議会安全衛生分科会に設置された指定・登録制度改革検討専門委員会での登録機関制度について見直しの検討がなされた。 | 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課環境改善室 |
| 医療機器製造業の責任技術者の資格要件に係る講習会 | 薬事法施行規則第91条第3項第3号 薬事法施行規則第九十一条第三項第三号に規定する講習会を行うものの登録等に関する省令(平成16年厚生労働省令第62号) | 登録 | 財 | 医療機器センター | 参入に関して現状においても特段の障壁がないため。 | 厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室 |
| 登録計画作成参画者研修機関(大規模な工事等を行う際の計画作成に参画させる必要のある者の資格を得るための研修を実施する機関をいう。) | 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)別表第9 | 登録 | 社 | 仮設工業会 | 申請があり、登録基準を満たしていれば登録を行っているため。 | 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課 |
| 外国の政府等に対する米穀の貸付 | 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第49条第1項 同法施行令第16条第1項第2号 平成10年9月21日農林水産省告示第1495号 平成12年12月8日農林水産省告示第1519号 | 指定 | 社 | 国際農林業協働協会 | 平成13年以降、新たに被援助国等に対して緊急食糧支援事業を行う事案が発生していない。 今後、新たに、外国に米穀の貸付けを行う場合でも、その時点の国際事情や政府の政策決定を踏まえて事業実施者を選定することが適当であると考えているため。 | 農林水産省生産局農産部貿易業務課 |

| 権限付与に係る事務・事業の内容 | 根拠法令 | 指定等の形態 | 法人区分 | 法人名 | 参入促進の取組を行っていない理由 | 担当課部局 |
|--|------------------------------|--------|------|--------------|---|---------------------|
| 競技実施法人 | 自転車競技法第38条第1項 | 指定 | 財 | 日本自転車競技会 | 競輪は賭博罪の例外として認められている公営競技であり、公正・安全な実施が求められていることから、競技実施法人の指定を受けるためには、営利を目的としない法人であって、競走の審判、競走前の選手・自転車の検査等を適確・公正に実施出来る必要がある。この点において、現状では、そのような能力を有する他の法人が見あらず、新規参入の動きも見られないが、今後、関係団体等へのヒアリングを通じ、参入拡大の可能性について検討を進める。 | 経済産業省製造産業局車両課 |
| 半導体集積回路の回路配置利用権等の登録事務 | 半導体集積回路の回路配置に関する法律第28条第1項 | 登録 | 一財 | ソフトウェア情報センター | 本事業における最近3年間の申請件数は平成21年度1件、平成22年度2件、平成23年度5件と1桁台に留まっており、登録事業者の本事業についての取支は赤字の状況にある。制度上他への参入拡大は可能であるが、現状の登録件数の実態から鑑み本事業への参入拡大が困難な状況にある。なお、本制度は知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)に基づく制度であるが、本制度の活用促進のために業界団体への説明やPR資料の配付を行っているところ。今後は本制度の活用の促進を引き続き行うと同時に参入拡大の可能性について引き続き検討を進める。 | 経済産業省商務情報政策局情報通信機器課 |
| 国土交通大臣の指定を受け、耐震改修に必要な資金の貸付けに係る債務保証、建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報・資料の収集、整理及び提供、調査研究等を行う。 | 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条 | 指定 | 財 | 日本建築防災協会 | 国土交通省のホームページ上にて、他の法人等も申請可能であることを周知し、常時、指定基準等を公開して情報提供の上、参入希望者からの問い合わせを受け付けている。 | 国土交通省住宅局建築指導課 |
| 都道府県知事の委任を受けて行う宅地建物取引主任者資格試験の事務の実施 | 宅地建物取引業法第16条の2 | 指定 | 財 | 不動産適正取引推進機構 | 国土交通省のホームページ上にて、他の法人も指定について申請可能であることを周知し、指定申請の照会先として、不動産課の担当者の連絡先を記載。 | 国土交通省土地・建設産業局不動産課 |
| マンション管理業者の業務の改善向上を図るための社員に対する指導、苦情の解決、研修、調査研究等 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律第95条第1項 | 指定 | 社 | 高層住宅管理業協会 | 国土交通省のホームページ上にて、他の法人も指定について申請可能であることを周知し、指定申請の照会先として、不動産課の担当者の連絡先を記載。 | 国土交通省土地・建設産業局不動産課 |
| 気象情報提供業務等 | 気象業務法第24条の28 | 指定 | 財 | 気象業務支援センター | 気象庁ホームページにおいて、指定制度及び申請の受付等について周知するとともに問い合わせ窓口を表示し、新規参入希望の相談等を受け付けている。 | 国土交通省気象庁総務部民間事業振興課 |

| 権限付与に係る事務・事業の内容 | 根拠法令 | 指定等の形態 | 法人区分 | 法人名 | 参入促進の取組を行っていない理由 | 担当課部局 |
|-------------------------|---------------------------------|--------|------|-----------------|--|--------------------|
| 建築設備士登録 | 建築士法施行規則第17条の35 | 指定 | 社 | 建築設備技術者協会 | 国土交通省のホームページ上にて、他の法人等も申請可能であることを周知し、常時、指定基準等を公開して情報提供の上、参入希望者からの問い合わせを受け付けている。 | 国土交通省住宅局建築指導課 |
| 小型船舶操縦士免許取得のための国家試験 | 船舶職員法及び小型船舶操縦者法第23条の12から第23条の23 | 指定 | 財 | 日本海洋レジャー安全・振興協会 | 基準を満たす者であれば誰でも指定を実施できる旨をホームページで周知し、参入の拡大を図っているところ。 | 国土交通省海事局海技課 |
| 構造設計一級建築士講習、設備設計一級建築士講習 | 建築士法第10条の22 | 登録 | 財 | 建築技術教育普及センター | 国土交通省のホームページ上にて、他の法人等も申請可能であることを周知し、常時、指定基準等を公開して情報提供の上、参入希望者からの問い合わせを受け付けている。 | 国土交通省住宅局建築指導課 |
| 登録情報処理機関 | 道路運送車両法第96条の2 | 登録 | 財 | 自動車検査登録情報協会 | 登録制移行時にプレスリリースを行うとともに、国土交通省ホームページにおいても周知を図り、参入希望者からの問い合わせを受け付けている。 | 国土交通省自動車局自動車情報課 |
| 登録情報提供機関 | 道路運送車両法第96条の15 | 登録 | 財 | 自動車検査登録情報協会 | 登録制移行時にプレスリリースを行うとともに、国土交通省ホームページにおいても周知を図り、参入希望者からの問い合わせを受け付けている。 | 国土交通省自動車局自動車情報課 |
| 管理業務主任者証の交付に係る講習 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律第60条第2項 | 登録 | 社 | 高層住宅管理業協会 | 国土交通省のホームページ上にて、他の法人等も登録について申請可能であることを周知し、登録申請の照会先として、不動産業課の担当者の連絡先を記載。 | 国土交通省土地・建設産業局不動産業課 |
| 管理業務主任者登録に係る実務講習 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第69条 | 登録 | 社 | 高層住宅管理業協会 | 国土交通省のホームページ上にて、他の法人等も登録について申請可能であることを周知し、登録申請の照会先として、不動産業課の担当者の連絡先を記載。 | 国土交通省土地・建設産業局不動産業課 |
| 特殊建築物等調査資格者講習 | 建築基準法施行規則第4条の20第1項第2号 | 登録 | 財 | 日本建築防災協会 | 国土交通省のホームページ上にて、他の法人等も申請可能であることを周知し、常時、指定基準等を公開して情報提供の上、参入希望者からの問い合わせを受け付けている。 | 国土交通省住宅局建築指導課 |
| 昇降機検査資格者講習 | 建築基準法施行規則第4条の20第2項第2号 | 登録 | 財 | 日本建築設備・昇降機センター | 国土交通省のホームページ上にて、他の法人等も申請可能であることを周知し、常時、指定基準等を公開して情報提供の上、参入希望者からの問い合わせを受け付けている。 | 国土交通省住宅局建築指導課 |
| 建築設備検査資格者講習 | 建築基準法施行規則第4条の20第3項第2号 | 登録 | 財 | 日本建築設備・昇降機センター | 国土交通省のホームページ上にて、他の法人等も申請可能であることを周知し、常時、指定基準等を公開して情報提供の上、参入希望者からの問い合わせを受け付けている。 | 国土交通省住宅局建築指導課 |

| 権限付与に係る事務・事業の内容 | 根拠法令 | 指定等の形態 | 法人区分 | 法人名 | 参入促進の取組を行っていない理由 | 担当課部局 |
|---|--|--------|------|--------------|---|-------------------|
| 建築設備士試験 | 建築士法施行規則第17条の18第1項 | 登録 | 財 | 建築技術教育普及センター | 国土交通省のホームページ上にて、他の法人等も申請可能であることを周知し、常時、指定基準等を公開して情報提供の上、参入希望者からの問い合わせを受け付けている。 | 国土交通省住宅局建築指導課 |
| 主任技術者養成講習 | 小型船造船業法施行規則第9条第1項第2号、第3号、第2項第2号 | 登録 | 社 | 日本中小型造船工業会 | 講習を行う機関を国土交通大臣が指定する制度から、登録要件を満たす機関が行う講習を登録する制度への改正を平成16年に行っており、要件を満たす者であれば誰でも登録が受けられる旨をホームページで周知し、参入の拡大を図っているところ。 | 国土交通省海事局船舶産業課 |
| 鉄道設計技士試験 | 鉄道事業法施行規則第24条の4 | 登録 | 財 | 鉄道総合技術研究所 | 登録制度について多くの方に知っていただくため、業界関係者が最も多く閲覧する国土交通省鉄道局ホームページのトップページのトピックス欄において、当該試験に係る登録制度について、他の法人等も登録申請可能であることを明示し、周知を行っている。また、当該登録に関する連絡先を記載して、参入を希望する方からの個別の問い合わせに対応できる体制をとっている。 | 国土交通省鉄道局技術企画課 |
| 不動産鑑定士となるのに必要な技術及び高等の専門的応用能力を修得させるための実務講習 | 不動産の鑑定評価に関する法律第14条の2 | 登録 | 社 | 日本不動産鑑定協会 | 実務講習は法定の登録基準を満たせば登録でき、登録を受けた機関が行う制度であり、常時、国土交通省ホームページにおいて登録方法等を公開して情報を提供し、新規参入を図っている。 | 国土交通省土地・建設産業局企画課 |
| 登録海技免状更新講習等に係る管理者及び講師の研修の実施並びに教科書の作成 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第9条の3の2及び第77条の規定により準用する第3条の6第四号及び第五号、第9条の7の6第四号及び第五号並びに第84条の4の規定により準用する第9条の7の6第四号及び第五号 登録海技免状更新講習等の必要履修科目の講習時間等の講習の内容の基準等を定める告示及び登録操縦免許証更新講習等の必要履修科目の講習時間等の講習の内容の基準等を定める告示 登録更新講習実施要領通達及び登録失効再交付講習実施要領通達 | その他 | 財 | 海技資格更新協力センター | 基準を満たす者であれば誰でも実施できる旨をホームページで周知し、参入の拡大を図っているところ。 | 国土交通省海事局海技課 |
| 公費負担医療に係る診療報酬請求書の審査 | 石綿による健康被害の救済に関する法律第14条 | 指定 | 社 | 国民健康保険中央会 | 国民健康保険法第45条第6項により厚生労働大臣が指定する法人であるため。 (インターネットで指定等の基準等を公開していない。) | 環境省環境保健部石綿健康被害対策室 |

| 権限付与に係る事務・事業の内容 | 根拠法令 | 指定等の形態 | 法人区分 | 法人名 | 参入促進の取組を行っていない理由 | 担当課部局 |
|-----------------|------------------|--------|------|--------------|---|---------------------------------|
| 臭気判定士資格試験、嗅覚検査 | 悪臭防止法第13条第2項 | 指定 | 公社 | におい・かおり環境協会 | 毎年受験者数は600～700名程度と小規模であり、現在の指定機関において適切に事務・事業が行われているため。 | 環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室 |
| 臭気判定士免状の交付 | 悪臭防止法施行規則第22条第2項 | 指定 | 公社 | におい・かおり環境協会 | 免状交付者数はこれまでの総計でも3,000名程度と小規模であり、現在の指定機関において適切に事務・事業が行われているため。 | 環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室 |
| 浄化槽管理士講習 | 浄化槽法第45条第1項第2号 | 指定 | 財 | 日本環境整備教育センター | 現在の指定講習機関により各地方で講習業務は実施されており、実施主体を増やす必要性がないため。 | 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室 |

(注)当省の調査結果による。

表Ⅲ－３ 参入促進に取り組んでいる例（実態上も複数者が参入している例）

| 権限付与に係る事務・事業の内容 | 根拠法令 | 指定等の形態 | 実際の権限付与の法人数 | 所管省庁 | 参入促進の取組状況 |
|---|------------------------------|--------|-------------|-----------------------|--|
| <p>酒類販売管理研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 酒類小売業者は、販売場ごとに、酒類販売管理者を選任し、従業者等に対し、酒類の販売業務に関する法令の遵守に必要な助言又は指導を行わせる義務 ・ 酒類小売業者は、酒類販売管理者を選任したときは、3か月以内に酒類販売管理研修を受講させる努力義務 | 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第5項 | 指定 | 435 | 財務省 (国税庁) | <p>指定を受けようとする団体向けとして、ホームページに指定申請等の手引きを掲載し、必要な手順の概要及び指定後における留意点等について周知している。</p> <p>なお、これまで申請があった団体で指定の基準に適合している団体は全て指定しており、現在、400を超える団体が存在している。</p> |
| <p>国有財産である国有林の樹木の伐採又は売払いに必要な調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定調査機関は、国の指示に基づき、伐採する区域を測量・標示するとともに、当該区域内の立木の中から伐採又は売払う立木を選定し、対象となる立木の樹種、材積、材質などを調査 ・ 売払対象木が明らかになるよう記号の表示（印の打刻）等を行う | 国有林野の管理経営に関する法律第6条の5 | 指定 | 14 | 農林水産省 (林野庁) | 平成22年5月の事業仕分けの指摘（「実施機関を競争的に決定」等）を踏まえ、指定調査機関の拡大に向け、説明会の開催やホームページでの紹介などに取り組んだ結果、6者から14者（平成23年8月末現在）に増加（平成23年8月末時点でさらに1者で検討中）。 |
| <p>特定原動機が特定原動機技術基準に適合するかどうかの検査の実施に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主務大臣は、事業者からの申請により、特定特殊自動車（公道を走行しないブルドーザ、フォークリフト等のオフロード車）に搭載される原動機等（特定原動機）について、排出ガスに係る技術基準に適合するなどの確認を行った上で、型式を指定 ・ 当該型式指定に関する事務のうち、技術基準に適合するかどうかの検査の実施に関する事務について、登録機関に行わせるもの | 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第19条第1項 | 登録 | 2 | 経済産業省 国土交通省 環境省 | ホームページ上に、「特定原動機検査機関及び特定特殊自動車検査機関の登録の手引き」及び民間企業の登録を想定した様式記載例を作成した記載例を掲示。 |
| <p>特定特殊自動車技術基準に適合するかどうかの検査の実施に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出ガスに係る基準適合表示（又は少数特例表示）が付されていない特定特殊自動車は、その使用が禁止。ただし、主務大臣の検査を受け、技術基準に適合することの確認を受けたときは使用が可能 ・ 本制度は、当該検査について登録機関に行わせるもの | 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第26条第1項 | 登録 | 2 | 経済産業省 国土交通省 環境省 | ホームページ上に、「特定原動機検査機関及び特定特殊自動車検査機関の登録の手引き」及び民間企業の登録を想定した様式記載例を作成した記載例を掲示。 |

（注）当省の調査結果による。

表Ⅲ-4 複数者指定等が可能な制度のうち、実態上一者指定等となっている制度に係る事業収支が2年連続で黒字となっている法人

| 権限付与に係る事務・事業の内容 | 根拠法令 | 指定等の形態 | 法人区分 | 法人名 | 平成21年度収支状況(単位:千円) | | | 平成22年度収支状況(単位:千円) | | | 担当課部局 |
|--|---|--------|------|----------------|-------------------|------------|---------|-------------------|------------|---------|--------------------------------|
| | | | | | 指定等事業収入 | 指定等事業支出 | 指定等事業収支 | 指定等事業収入 | 指定等事業支出 | 指定等事業収支 | |
| 競技実施法人 | 自転車競技法第38条第1項 | 指定 | 財 | 日本自転車競技会 | 13,552,413 | 12,659,266 | 893,147 | 12,219,445 | 11,696,658 | 522,787 | 経済産業省製造産業局車両課 |
| 遊技機の認定又は検定に必要な試験の実施に関する事務 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第5項 | 指定 | 財 | 保安電子通信技術協会 | 2,294,503 | 2,007,125 | 287,378 | 2,083,995 | 1,967,816 | 116,179 | 警察庁生活安全局保安課 |
| 特定計量器の検定 | 計量法第16条第1項第2号イ | 指定 | 一財 | 日本品質保証機構 | 512,424 | 444,567 | 67,857 | 498,210 | 418,170 | 80,040 | 経済産業省産業技術環境局基準認証ユニット知的基盤課計量行政室 |
| 美容師試験 | 美容師法第4条の2第1項 | 指定 | 財 | 理容師美容師試験研修センター | 1,408,203 | 1,249,582 | 158,621 | 822,147 | 749,490 | 72,657 | 厚生労働省健康局生活衛生課 |
| 理容師試験 | 理容師法第4条の2第1項 | 指定 | 財 | 理容師美容師試験研修センター | | | | | | | 厚生労働省健康局生活衛生課 |
| 登録情報提供機関 | 道路運送車両法第96条の15 | 登録 | 財 | 自動車検査登録情報協会 | 858,554 | 791,016 | 67,538 | 895,651 | 634,502 | 61,149 | 国土交通省自動車局自動車情報課 |
| 中小企業診断士試験 | 中小企業支援法第12条第2項 | 指定 | 社 | 中小企業診断協会 | 390,076 | 358,177 | 31,899 | 394,488 | 359,262 | 35,226 | 経済産業省中小企業庁経営支援課 |
| 自衛消防業務講習 | 消防法第8条の2の5 消防法施行令第4条の2の8第3項 | 登録 | 財 | 日本消防設備安全センター | 415,357 | 403,907 | 11,449 | 396,862 | 377,230 | 19,632 | 総務省消防庁予防課 |
| 消防設備点検資格者講習 | 消防法第17条の3の3第1項 消防法施行規則第31条の6第6項 | 登録 | 財 | 日本消防設備安全センター | 423,364 | 381,826 | 41,538 | 420,504 | 408,216 | 12,288 | 総務省消防庁予防課 |
| 気象測器検定業務 | 気象業務法第32条の3、第32条の4 | 登録 | 財 | 気象業務支援センター | 59,174 | 57,252 | 1,922 | 61,729 | 70,149 | 11,580 | 国土交通省気象庁観測部計画課 |
| 不動産鑑定士となるのに必要な技術及び高等の専門的応用能力を修得させるための実務修習 | 不動産の鑑定評価に関する法律第14条の2 | 登録 | 社 | 日本不動産鑑定協会 | 101,132 | 88,825 | 12,307 | 102,409 | 93,388 | 9,021 | 国土交通省土地・建設産業局企画課 |
| 登録情報処理機関 | 道路運送車両法第96条の2 | 登録 | 財 | 自動車検査登録情報協会 | 781,214 | 733,410 | 27,804 | 692,499 | 686,041 | 6,458 | 国土交通省自動車局自動車情報課 |
| 放射線取扱施設の施設検査、定期検査 | 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第12条の8第1項、第12条の9条1項 | 登録 | 財 | 原子力安全技術センター | 103,294 | 97,488 | 5,806 | 106,865 | 100,426 | 6,439 | 文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室 |
| 火薬類製造保安責任者及び火薬類取扱保安責任者試験 | 火薬類取締法第31条の3第1項 | 指定 | 社 | 全国火薬類保安協会 | 77,996 | 73,881 | 4,115 | 75,632 | 70,960 | 4,671 | 経済産業省原子力安全・保安院保安課 |
| 船舶保安規程の審査、船舶警報通報装置等の設置等の検査 | 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第20条第1項 | 登録 | 一財 | 日本海事協会 | 26,247 | 23,907 | 2,341 | 15,191 | 12,407 | 2,784 | 国土交通省海事局検査測度課 |
| 医療機器製造業の責任技術者の資格要件に係る講習会 | 薬事法施行規則第91条第3項第3号 薬事法施行規則第九十一条第三項第三号に規定する講習会を行うものの登録等に関する省令(平成16年厚生労働省令第62号) | 登録 | 財 | 医療機器センター | 8,882 | 6,077 | 2,815 | 8,528 | 6,055 | 2,473 | 厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室 |
| 中小企業診断士登録に係る実務補習事業 | 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第20条第1項 | 登録 | 社 | 中小企業診断協会 | 106,337 | 102,805 | 3,531 | 110,690 | 108,263 | 2,407 | 経済産業省中小企業庁 |
| 鉄道設計技士試験 | 鉄道事業法施行規則第24条の4 | 登録 | 財 | 鉄道総合技術研究所 | 22,262 | 22,020 | 242 | 20,567 | 20,000 | 567 | 国土交通省鉄道局技術企画課 |
| 登録試験免除講習機関(作業環境測定士試験の筆記試験又は口述試験の一部又は全部が免除される講習を実施する機関をいう。) | 作業環境測定法施行規則(昭和50年労働省令第20号)第17条第2号及び第16号 | 登録 | 社 | 日本作業環境測定協会 | 5,365 | 3,913 | 1,451 | 3,848 | 3,680 | 168 | 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課環境改善室 |
| 放射線取扱施設の定期確認 | 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第12条の10 | 登録 | 財 | 原子力安全技術センター | 39,561 | 39,513 | 49 | 41,641 | 41,482 | 160 | 文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室 |

| 権限付与に係る事務・事業の内容 | 根拠法令 | 指定等の形態 | 法人区分 | 法人名 | 平成21年度収支状況(単位:千円) | | | 平成22年度収支状況(単位:千円) | | | 担当課部局 |
|---|-------------------------------|--------|------|--------------|-------------------|---------|---------|-------------------|---------|---------|---|
| | | | | | 指定等事業収入 | 指定等事業支出 | 指定等事業収支 | 指定等事業収入 | 指定等事業支出 | 指定等事業収支 | |
| 登録計画作成参画者研修機関(大規模な工事等を行う際の計画作成に参画させる必要のある者の資格を得るための研修を実施する機関をいう。) | 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)別表第9 | 登録 | 社 | 仮設工業会 | 10,507 | 9,973 | 534 | 6,707 | 6,596 | 111 | 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課 |
| 建築設備士登録 | 建築士法施行規則第17条の35 | 指定 | 社 | 建築設備技術者協会 | 12,347 | 12,188 | 159 | 11,878 | 11,783 | 95 | 国土交通省住宅局建築指導課 |
| プログラムの著作物の登録、謄本の交付及び登録を行った旨の公示等 | プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律第5条第1項 | 指定 | 一財 | ソフトウェア情報センター | 20,085 | 19,973 | 112 | 18,613 | 18,520 | 93 | 文部科学省文化庁官房著作権課 |
| 家電リサイクル法に基づく特定家庭用機器廃棄物の再商品化の実施等 | 特定家庭用機器再商品化法第32条 | 指定 | 財 | 家電製品協会 | 2,433 | 2,412 | 21 | 3,149 | 3,068 | 81 | 経済産業省商務情報政策局情報通信機器課 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 |

(注1) 当省の調査結果による。

(注2) 端数処理の都合により、収入欄と支出欄の数値の差が、収支欄の数値と一致しない場合がある。

(注3) 美容師試験及び理容師試験の収支状況については、それぞれの制度を区分して経理していないため、両制度の合計額を計上している。